

ISSN0549-365X

日本經濟政策学会編

環太平洋連帶と日本經濟

—日本經濟政策学会年報XXX—

1 9 8 2



勁 草 書 房

日本經濟政策学会編

環太平洋連帶と日本經濟

——日本經濟政策学会年報XXX——

1 9 8 2



勁 草 書 房

本年度共通論題

『環太平洋連帯と日本経済』

「太平洋経済圏」とか「環太平洋連帯」とかいわれる構想の具体化・推進について、一九八〇年は一つの重大な曲がりかどをよぎった。過去十数年にわたり学会レベル（とくに太平洋貿易開発会議シリーズ）や実業界レベル（とくにPBECⅡ太平洋経済委員会）で検討されてきたこの構想が、あいまいさを装ってはいるが事実上政府レベルではじめて取上げられるに至ったのである。Drysdaie と Patrick 教授のアメリカ議会への報告(U. S. Congress, Senate, Committee on Foreign Relations, *An Asian-Pacific Regional Economic Organization: An Exploratory Concept Paper*, 96th Cong., 1st Sess., 1979.) や故大平首相の私的諮問機関たる研究グループ（最初に大来佐武郎氏がついで飯田経夫氏が代表幹事）の作成した『環太平洋連帯構想』（中間報告は一九七九年十一月十四日に、最終報告は一九八〇年五月十九日に公表）が相次いで発表された。その他いくつかの盛り上りをうけて、一九八〇年九月に豪国立大学でクロフォード総長の司会の下に Pacific Community Idea を模索するセミナーが開催された。将来公式な政府間構想を設立するかどうかは明確にしないまま、民間のPCC (Pacific Co-operation Committee) なる研究調査・情報センターの設立が勧告された。この民間機関すら、ASEAN と南太平洋諸国の慎重なリアクションの故に設立できるかどうかわからないというのが現状である。

だがとにかく、発展ポテンシアルに富んだ環太平洋地域の協力関係をなんらかの形で大いに推進すべきだとの空気が近年盛り上ってきている。二十一世紀は太平洋の世紀だとさえ期待されている。この太平洋協力にいかに対応し対処するかは、日本経済にとって軽視できない重大課題であることはいままでもない。そういう意味でわれわれは『環太平洋連帯と日本経済』を本年度の共通論題として取上げた。それは昨年度の『経済政策の国際協調と日本経済』という共通論題の延長線上にあり、その具体的適用であるという意味ももっている。

だが第一に、環太平洋連帯とかパシフィック・コミュニティとかいう言葉は広く使われ親しまれるようになったが、そのコンセプトとか内容はいったい何であるのか。実にまちまちでありあいまいである。またその「なかみ」をどういう手段を使っていかに推進し実現していくかのプログラムもはっきりしていない。こういう点を、いわば総論として解明してほしい

というのが、「環太平洋連帯・コンセプトとプログラム」という第一のテーマである。

環太平洋連帯を推進するに当って取上げるべき問題は多岐にわたるし、取上げる視角によっても大いに異なってくる。時間の制約もあるので今回は「太平洋地域における南北関係の改善」という問題にしほり、この地域のNICs（新興工業国）やASEANとの、貿易・直接投資・技術移転・援助などを通ずる経済協力推進策の検討にフォーカスをあててもらうことを期待した。これが「日本の産業調整政策と対アジア太平洋地域経済協力」と「海外企業進出に伴う社会経済摩擦」という第二、第三のテーマである。

幸にして、右のほかに二つの準共通論題のセッションをもつことができ、産業構造調整問題が深く検討されるとともに、右で取上げえなかった金融、日豪関係、経済統合などの問題も補われることになった。

今大会準備の段階からすでにすばらしい、かつ巨大な、学問的エネルギーの燃えあがりと結集を痛感した。報告者をはじめ、座長、討論者、意見開陳者など、大会参加のすべての方々に深謝したい。

一九八一年五月

第三十八回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題『環太平洋連帯と日本経済』	第三十八回全国大会共通論題プログラム委員会	1
△共通論題▽		
環太平洋連帯…コンセプトとプログラム	飯田 経 夫	7
日本の産業調整政策と対アジア・太平洋経済協力	中内 恒 夫	11
わが国海外直接投資の形態と功罪	村 上 敦	21
——中小企業の対アジア投資を中心に——		
総 括	小 島 清	35
△自由論題▽		
環太平洋圏確立のための円建貿易金融市場の育成	楠 本 博	37
日豪経済関係の緊密化と課題	遠 山 嘉 博	44
環太平洋国家圏への国際財政・システム論的政策	小 沢 善 雄	49
——国際（環太平洋圏）機構の財政学——		
西独住宅政策の展開	佐 藤 誠	55
利潤参加制度の分配効果について	丸 谷 冷 史	59

不況下の縁辺労働力……………	小野旭……………	64
独占禁止政策の指針としての経済学……………	小林逸太……………	69
——理論と政策課題との懸隔を中心に——		
日本の技術進歩の推進因……………	影山僊一……………	74
技術革新の成功要因……………	斎藤優……………	78
——中小企業のケーススタディ——		
ケインズ・モデルの再構成……………	鮎沢晃三……………	84
——ミクロとマクロの統合への一接近——		
計画プロセスとインセンティブ……………	酒井邦雄……………	89
流行の経済学的分析……………	木下武人……………	94
チューネン圏構造からみた長野県農業構造の特色……………	宮坂正治……………	100
——グラヴィティ・モデル (gravity model) を援用して——		
空間的商業集積とその規制……………	細野助博……………	106
鉄道政策の課題と展望……………	廣岡治哉……………	111
社会主義朝鮮経済建設の特質と朝鮮の自主的平和統一の課題……………	井上周八……………	115
現代ソ連における販売宣伝広告及びマーケティングの動向……………	金田良治……………	120
——第十次五ヶ年計画を中心にして——		

経済政策と共生・協同志向……………	越野太作……………	125
——捕鯨と動物保護問題にふれて——		
政治サイクルと経済摩擦……………	首藤信彦……………	130
十九世紀ペンシエルベニア州保護貿易主義の動態……………	斎藤事……………	135
△パネルディスカッション▽		
繊維産業調整と輸入政策……………		139
学会記事……………		153
学会紹介 (英文)……………		i

〈共通論題〉

環太平洋連帯…コンセプトとプログラム

飯田 経夫

〈名古屋大学〉

一

環太平洋連帯構想がさまざまな人びとによって提唱され、各方面から注目を浴びているのは、いくつかの理由があつてのことである。

第一に、太平洋沿いに位置する諸国間の経済的な相互依存関係は、すでに著しく深いし、今後ともますます深まることが予想される。

第二に、太平洋沿いに位置する諸国は、先進国・発展途上国の両者とも、他地域に位置するそれらとくらべて、政治的に安定し、経済的活力に満ちたものが多い。

以上二点から、第三点としていえるのは、たとえばいまから二〇年後、二十一世紀初頭を展望するとき、全世界に占める太平洋地域のウェイトは、格段の向上をみせているにちがいない、ということである。いわば、「大西洋の時代」が終り、「太平洋の時代」が到来しようとしている。

以上は、「今後どうなるか」という「予測」にかかわることであり、「何をなすべきか」という「政策」論は、それとは別個の問題だろう。もっともクルールな議論をすれば、「政策」としてとくに何

かを行わなくとも、おそらく「太平洋の時代」は来るだろう、ということになるかもしれない。私個人は、そういう言い方にかんがりの意味があると思う。とくに、あとも述べるとおり、「何をなすべきか」という「政策」論をあまり急ぎすぎるのは、危いと思う。

二

とはいふものの、「政策」を語ることの必要は、もちろんである。それは二つの意味においてである。

第一に、「とくに何かを行わなくとも」というのは、クルールに過ぎるというよりも、むしろ楽観的に過ぎるかもしれない。なぜなら、経済的相互依存関係がすでに深く、かつ今後とも深まるということは、国と国の間に利害の衝突・摩擦が生じやすいという側面をも、明らかに含むからである。経済が活力に富むため、変化が急激に進むほど、ますますそういう側面は多くなるだろう。見解の相違なり、利害の衝突なりが生じたときに、それを調整できるような枠組みがあることは、大変望ましい。そうした枠組みの存在が、見解の相違や利害の衝突の発生を未然に防ぐことに役立つならば、さらに望ま

しい。

この点と関連してとくに重要なのは、この地域の諸国が、経済の発展段階においても、文化・歴史・宗教・人種的背景においても、じつに多様だということである。相互理解促進の努力を怠るとき、深刻な摩擦の発生が避けがたい。環太平洋連帯の構想が経済重点主義に走りすぎ、かつ急いで進められすぎるとは、非常に危険だと私は考える。したがって、文化交流の重要性は、いかに強調しても強調しすぎることはない。いうまでもなく、ここで「文化」とはもともと広義のそれであり、いわば人びとの「ものの見方」ないし「身のこなし」のことである。つまり文化交流とは、相互理解促進のことにはかならない。

三

「政策」を語ることの必要性の第二点は、もう少し積極的である。近年、IMF・ガット体制が崩壊し、第二次大戦後の国際経済をリードしてきたグローバリズムの理念に、著しいかげりが生じている。また、世紀の課題とされる南北問題は、ともすれば対話よりも対決に走りがちであり、さなきだに不安定な国際経済システムを、よりいっそう不安定化させるおそれをもつ。世界の平和と繁栄のためには、グローバリズムは新しいにない手を必要としているし、南北問題はみのある対話の方途を見出さなければならぬ。そうした役割を、われわれは太平洋地域諸国に期待することができなのではないだろうか。

なぜなら、まずグローバリズムについていえば、活力に富み、ダ

イナミズムあふれる経済ほど、保護主義に抗しやすく、自由で開かれた経済システムになじみやすい。次に南北問題についていえば、南北対決のとげとげしさは、南北両側において——とくに「南」側諸国の側において、国内政治が不安定で、経済開発がスミーズに進んでいないことを反映する側面が、多分にある。この点で、南北対話または対決の場において、太平洋地域の発展途上国が概して穏健派に属するという事実、きわめて重要である。この地域は、南北問題解決のテストケースとなる可能性がある。

四

じつをいうと、以上述べたような考え方は、故・大平首相の私的諮問機関であった政策研究会・環太平洋連帯研究グループが、昨年五月に発表した報告書の線に沿うものである。（同報告書は、『環太平洋連帯の構想』と題する小冊子として、大蔵省印刷局から発行されている。）私は、同研究グループの幹事であり、大来佐武郎議長が外務大臣となられた後は、議長代行でもあった。この報告書の要点を私流に説明するという形で、以下の報告を続けたい。

気の早い人は、それを「大東亜共栄圏」の再来と受け取るなど、いまなおこの構想はタブーに触れる側面をもつ。しかし、もちろんこの構想は「大東亜共栄圏」構想とは基本的に異なる。われわれが関心をもつのは、文化または相互理解と、経済・技術協力とにかぎられ、政治および軍事の側面にはいっさい触れない。文化にしても経済にしても、必ず政治的イムプリケーションをもつかもしれないし、いまこそ軍事すなわち防衛問題を避けて通ることはできないか

もしれない。そうした見方からすると、この構想は、ほんとうにむずかしい論点は避け、ただきれいごとだけを並べているかにみえるかもしれない。事実、そういう批判はしばしば聞かれる。しかし、もちろんそれはわれわれの趣旨ではない。

日本は、巨大な軍勢力を背景にして、ハードなイデオロギーを他に押しつけようとするタイプの国ではない。そういうタイプの国は現代では古いから、日本がそうでないことは、大変いいことである。そうした日本の個性は、今後とも基本的に変わることはないだろう。環太平洋連帯構想とは、まさにこの認識から出発するものにはかならない。つまり、そこで語られているのは、日本の「平和外交」の基本精神なのである。

五

幸いにも日本は、すぐれた経済力に恵まれており、少なくともここ当分は、その状態は続くだろう。経済大国・日本に要求される大きな国際的責任を果たすために、太平洋地域の平和と繁栄に寄与するような形で、この経済力を有効に利用して行こう——というのが、環太平洋連帯構想である。

よく似たようなことを、ずっと以前から唱えてきたものとして、ただちに思い浮かぶのは、小島清教授のOPTAD (Organization for Pacific Trade and Development) 構想である。比較的最近のものとしては、たとえばよく知られたバトリック・ドレイスデール論文がある。それらの——とくに小島構想の先駆的意義に対して、われわれは満腔の敬意を惜しまない。しかし、たとえば小島構想と

われわれが考えていることの間に、微妙なニュアンスの差があることもまた、明白な事実である。

つきつめれば、差は二点だろう。第一に、小島構想よりもわれわれのほうが、文化交流ないし相互理解の促進に、より大きなウェイトを置く。第二に、小島構想がはじめから政府・機関機構の設立を考えるのに対して、われわれのほうは、少なくともはじめのうちは、インフォーマルな民間機構でスタートしようとする。つまり、「関係諸国の識者一五ないし二〇名から成る民間委員会」を設立し、「一連の国際会議」の「運営主体」とする。そして、「何回かの会議の積重ね」の後に、この委員会が「環太平洋連帯のための常置機構的な性格を帯びてくる」ことを期待する。それは、「関係諸国のコンセンサスを得た事項について、共同意見を発表し、関係諸国政府に勧告することもできよう」。

六

要するに、小島構想よりわれわれのほうが、より曖昧かつ臆病だともいえるし、より広範囲かつ慎重だともいえる。おのおののメリットおよびデメリットを、多くの方に議論していただきたい。

オーストラリア政府および日本政府のイニシアティブによる第一回セミナーは、昨年九月キャンベラで開かれ、先進五カ国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本）、ASEAN五カ国（タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア）、韓国および南太平洋諸国（全体で一カ国扱い）が参加した。そこでの結論は、ほぼわれわれの報告書の線に沿うものであ

り、private や informal な「太平洋協力委員会」(Pacific Cooperation Commission: PCC) を設立することが、各国政府に勧告された。

ただし、現在のところ PCC はまだできていない。それは ASEAN 諸国が懐疑的なためである。懐疑論の根拠は、①先進諸国が ASEAN を支配しようとする「かくれた動機」があるのではないか、② ASEAN の連帯に対してマイナスの影響があるのではないか、③構想が曖昧で、どんな利益が得られるのかはっきりしない——等等である。

日本の産業調整政策と対アジア・太平洋経済協力

中 内 恒 夫

〈国際基督教大学〉

一 貿易・産業構造・援助の一体性

専門的研究を深く、かつ厳密に行うためには、一般的に言って、厳密な方法論的思考の上に対象領域を限定し、注意深い観察や実験の上に緻密な分析を加え、またある程度の生産的な距離において問題の枠組を大局的に考察して、論理と直感を交互に働かせ、現実的妥当性の大きい仮説に、磨かれた分析用具による正確な論理を適用して明確な結論を導くことが要求される。そのために、近代的な科学的分析は必然的に分業化の道をたどり、自らの分析領域を狭く限定することを余儀なくされた。研究のユニークさと、新しい成果を評価してもらうためには最先端の問題を掘り下げる必要があり、それはしばしば全体との関連や意味づけとは無関係な発展をたどらざるをえない。時として、この対象領域の限定のために事物の動態的な姿を全体として把握することができずに一面的な観察と偏った結論を一般化する危険がないわけではない。ある事象が、それを含むより大きな全体の有機的な部分であり、分離すると全体との関連における意義を喪失したり、意味合いに変化を生ずるばあいがある。部分を全体の適切な一部として、連動する全体的関連の中で観察し、それらの動きを総合的に把握する必要がある。

こうした専門的研究の研究対象の限定化による全体的関連性の喪失が、貿易・産業構造・援助についても従来みられなかったわけではない。貿易は貿易を、また産業構造は産業構造の問題を、さらに援助問題はまた別個の領域を純粹にとりあげる結果、それらの相互間の密接な関連性が見失われ、重要な政策論的意義が脱落する結果として、結論の政策的妥当性がそこなわれるというばあいが時としてみられたのである。

以上の認識に立って、本論においては貿易・産業構造・援助を全体的関連においてとらえようとするものである。その具体的意味は次の如くである。

貿易の流れを決定する基本的要因は比較優位の法則である。それは要素比率に基礎をおくものであって、各国は比較的豊富な要素を集約的に利用して製品を作り輸出するといういわゆるヘクシャー・オリン定理が長期的に働いていると考えられる。しかし、この理論がもつ新古典派的な枠組の性質からして、きわめて静学的な展開にとどまるため、時間の流れと共にこの比較優位の構造が変化し、それにつれて貿易の流れが漸次変化していくことを示すことが困難

である。この理論を生かしてこの変化を追跡するには少なくとも比較静学的な分析を行う必要がある。

比較優位の構造は現実経済においては産業構造という形であらわれる。産業構造の変化につれて比較優位は変化していくから、貿易構造も必然的に変化する。従来輸入に依存していた、高度の技術や大規模の資本を要する生産物の構造に必要な条件が整うことによって、かつての輸入品が輸出できるようになる。一方、徐々に比較優位を喪失していく成熟産業は輸出の競争力を失って衰退し、国内生産高におけるシェアを減少し、遂に輸入に依存するようになる。これは故赤松要教授の雁行形態論により夙に明らかにされたところである。この先進国の変化に対応して、開発途上国においては、先進国の側の成熟産業の競争力喪失に呼応して、従来輸入に依存していた商品を生産しうる条件が具備されるようになる。幼稚産業の保護から自立による輸入代替、さらに高度な工業化を達成して世界市場における競争性を獲得して輸出産業の拡大をはかる可能性がでてくる。一方、先進国においても、このプロセスは一層高度な次元で工業やサービス業の高度化が行われ、世界市場で新たな、財・用役の競争性を獲得して新しい輸出が始まる。

資本移動はこうした動態的なプロセスが展開していく中で、投資資金が国内の貯蓄からだけでは十分まかない切れないばあいに、外国の貯蓄から供給される。この資本移動の中には、現地の生産力の増大に結びつくものもあるが、中には一時的な生活水準の向上には役立っても、生産構造の充実ないし補強には役立たぬものもある。

日本経済が、開発途上国との関連で補完的産業構造の形成に努めることは、上述のような意味で、両者の間の貿易創造に貢献することになる。日本経済は、エレクトロニクスとか産業ロボット、あるいは遺伝子工学など先端技術の産業への適用を積極的に推進する一方、途上国にとって生産が可能になった繊維業や労働集約的な工業や、天然資源・農産物の加工業生産物を輸入する体制を積極的に創っていくことによって、動態的国際分業秩序を形成することができる。比較的標準化された技術と、一般化された大量生産方式を伴ういわゆる成熟商品としての繊維製品や雑貨は開発途上国にとって吸収が容易である。さらに、先進国や中進国の労働賃金の高騰に伴って、開発途上国は、このような標準化され、かつ労働集約的な製品において、二重の意味で競争力を強化することができる。すなわち、一つには、先進国におけるこれらの産業は労働費用の増大によって漸次競争力を喪失していくのであり、一方では、新興産業ないし幼稚産業として種々の奨励措置を適用し、積極的にこれらの産業を振興することができるからである。

だが、こうした産業構造政策を通じて、貿易創造を継続的に実現し、動態的な国際分業秩序を形成しようとする考えは、開発途上国に対する政策としては国際的な障害は大きくない。むしろ、問題は日本国内の比較劣位産業を整理調整していくスピードにある。労働力の移転、新しい産業分野の開拓がスムーズに行われないうとき、失業や社会不安が生まれる。しかしこれらは、積極的な産業構造の高

被援助国の生産性の増大と輸出競争力の増大に結びつかぬ資本移動は結局のところ一時しのぎに墮し、永続的な自立の基礎となりえないうらみがある。民間の資本移動は多くのばあい合弁事業の如く、利潤を目的とした事業活動のために投入されるので、実質的な生産の充実と輸出市場の積極的開発に結びつくものが多いが、公的援助の中には、種々の救済目的にあてられるものも多く、必ずしも将来の生産増大に結びつかぬものがある。それに加えて、官僚機構の非能率性と結びついて、生産性の向上には限られた効果しか期待できぬばあいは少なくない。「援助よりも貿易を」という主張はこのような、貿易の流れを創出しえない無力な、あるいはむしろ有害でさえある資本移動を避けようとする意志のあらわれとみることができ

さて産業構造を貿易との関連において問題とすると、輸出国の産業構造と輸入国の産業構造を貿易との関連において考察する必要がある。輸出国の産業構造と輸入国の産業構造の間に補完関係が存在するとき、貿易の継続的流れが生ずる。動態的な観点からみると、先進国が産業構造を漸次高度化し、後進国がそれを追って工業化による付加価値の増大を実現しつつ資本蓄積と技術の高度化を追求してゆくことは、地域の国々との間の経済秩序の基礎となるものである。簡言すれば、比較優位をもつ産業が各国の産業政策において基本的重要性を付与され、輸出の中心となって経済成長の推進力となるという基本的関係の上に貿易の秩序が築かれるならば、地域各国の産業構造政策と貿易政策は合理的な相促的關係をもつことになる。

度化がすすめられていくときは、全体として解決不可能な障害とはならないであろう。労働の再訓練の方法を整備していくことによってかなりの程度緩和することができるだろう。いずれにせよ、高度の技術社会になると、技術はつねに陳腐化し、新しい技術の習得が必要となり、基礎的技術の土台の上に絶えず新しい技術を研修する企業内訓練や、社会的研修の効果的なシステムが必要になってくる。ハード・ウェアに対して、それを使いこなす人間が適切に供給されないことから生ずる損失が大きくなるからである。

しかしながら、先進国に対する日本経済のいわゆる貿易摩擦の問題は愈々激化する恐れがある。少なくとも、世界経済の中で今日の日本経済が現実的に直面している貿易摩擦の実情は上に述べた産業構造の高度化を通ずる動態的国際分業秩序形成が単なる理想論であるかのように思われる。現実の貿易摩擦は多分に心理的要因にもとづくものである。欧米から見ると、日本のエレクトロニクス、産業ロボット、遺伝子工学等々の発展はめざましく、間もなく、新産業を日本が独占してしまうのではないかとという脅威をもっているようであり、とくにそれはヨーロッパで強い。さらにこれに加えて、日本人の勤勉さ、集団的行動に関する習慣、土曜日を休日にするところが少ない点など、日本の社会的・文化的特徴までが一つ一つ脅威に感じられ、それが異分子の排撃という日貨排斥論につながっていくのである。一方で世界的なエネルギー・コストの高騰は代替的エネルギー使用の必要性から種々の技術進歩を生むが、日本はこの傾向の中で一層有利な立場を占めるに至るのでこれも競争力の強化に

第1表 ASEANの貿易収支マトリックス 1972年(100万米ドル)

輸出国 \ 輸入国	1 インドネ シア	2 マレーシ ア	3 フィリ ピン	4 シンガポ ール	5 タイ	6 ASEAN	7 日本
1 インドネシア							
2 マレーシア	-3						
3 フィリピン	1	-26					
4 シンガポール	-105	53	6				
5 タイ	35	38	26	18			
6 ASEAN	-72	68	57	64	-117		
7 日本	-130	-31	100	567	299	805	

(資料) IMF, International Financial Statistics および IMF, Direction of International Trade.
より計算。

第2表 ASEANの貿易収支マトリックス 1977年(100万米ドル)

輸出国 \ 輸入国	1 インドネ シア	2 マレーシ ア	3 フィリ ピン	4 シンガポ ール	5 タイ	6 ASEAN	7 日本
1 インドネシア							
2 マレーシア	-2						
3 フィリピン	-104	-47					
4 シンガポール	-1,001	212	53				
5 タイ	284	101	4	-12			
6 ASEAN	-823	268	208	724	-377		
7 日本	-2,549	-375	376	945	662	-941	

(資料) IMF, International Financial Statistics および IMF, Direction of International Trade.

つながる。そこで、貿易摩擦の解消のためには貿易よりも投資を行
うべきだという考え方が発生する。投資は、技術と共に生産の場
における文化的接触を可能にするから、最終生産物を貿易するばあい
に比較すれば、日本人および日本の社会的・文化的側面に対する理
解を少しでも促進するという積極面をもっている反面、従来の完成
品輸出の障害になりかねない。また、感情的な投資誘致論と政治的
圧力の故に性急な直接投資にふみ切ったばあい、背後の自国からの
完成品輸入との競争に耐ええず、投資先の資本の浪費という結果を
導く恐れも少なくない。だが、貿易摩擦の大きな部分は、比較優位
にもとづく競争力の冷静な評価よりも、感情的な異文化の拒否反
応としての貿易摩擦に対する対策としては、自由貿易論の論拠とし
ての比較優位にもとづく動態的国際分業秩序の正論は通りにくい。
いわば、まずお付き合いをして、正論に耳を傾けて貰う基礎をつく
ることが必要と言わなければならない。米国や欧州から来日する貿易不均
衡の調査団や、交渉担当者に対応する日本の担当官庁は、ことごと
に世界においてわが国のもつ文化的少数者の立場を意識させられ、
守勢に立たされると言う。冷静に考えればわが国の慣習の中には普
遍的な価値をもつものも多く、単に歴史的後進性を示すとはばかりは
言えぬものもある。現に、経営慣習における側面については、欧米
からこれを学ぼうとする視察団が増加しているのをもってしてもわ
かる。さらに、軍備支出については、本来、世界の平和と繁栄のた
めにこれらは少ない方がよいわけであるから日本が防衛費を生産性
向上にあてて来たことは賞讃すべきことなのであるが、現実論と

していわゆる防衛論のみに、日本の防衛費増大への強力
な政治的圧力が米国を主とする自由主義陣営から加えられるのが実
情である。

国際経済の秩序を動態的な国際分業の基本理念としての比較優位
の理論に求めようとする態度は、上述のような現実論に比べると、
迂遠な理想論のように思えるかも知れないが、貿易や産業構造や援
助政策の立案・施行にあたっては、できるかぎり、この正論に近づ
くべく努力がなされなくてはならないであろう。自由競争の正攻法
では大いに実績をあげながら、人類共同体の普遍的理念に沿って、
ヒューマニズムにもとづいた貢献を積極的に行う。軍備支出の増大
に国内のコンセンサスを得ることが困難であれば、積極的に開発途
上国援助を行い、同時に産業調整の積極的実施をすすめるが世界
平和の必要を大いに力説する。支出と文化的宣伝の両方を積極化す
ることにより、文化的少数者の逆攻勢をかけることが必要である。
世界の平和的繁栄は結局わが国の経済的発展の基礎となるからであ
る。

二 貿易マトリックスによる

対日貿易収支・経常収支

— ASEAN諸国を中心に —

ASEAN諸国は大別すると資源輸出国であるインドネシア、マ
レーシアおよびその他に二分することができる。前者は対日出超国
であり、後者は対日入超国である。ここではフィリピン、タイなど、

深刻な対日貿易不均衡問題を有するASEAN
N地域を全体としてとりあげて、多角的な貿
易収支・経営収支を検討してみることにする。

ASEAN全体としてみると、一九七二年
には対日入超を示していたのが、一九七七年
になると対日出超に変っていることが第1表
および第2表によって明らかである。すなわ
ち、IMFのInternational Financial Statis-
ticsおよびDirection of International Trade
の統計によれば、一九七二年には八億五〇〇
万ドルの出超を示していたのが、一九七七年
には九億四、一〇〇万ドルの赤字を示してい
ることは大変興味深い変化である。この意味
するところは、オイル・ショック以前には、
インドネシアやマレーシアからの石油・天然
ガスの輸入は、他の三国への日本の出超を相
殺するほどは大きくなかったということであ
る。それが、一九七三年末のOPECの団結
による石油価格の急激な引き上げによって、
日本の石油輸入額が急増したこと、さらにま
た、原油輸入源を中東に依存しすぎる傾向を
是正するために分散をはかった結果、インド
ネシア、マレーシアからの輸入が増大したた

め、ASEANの対日輸出が大きく増大したのである。このため、タイ、フィリピン、シンガポールに対する日本の出超は、インドネシアおよびマレーシアからの日本の入超によって相殺されて余りある状態となったのである。以上はすべて貿易収支に関する状態であるが、これらは構造的なものであるから、当分この日本の入超傾向は変わらないとみられる。

さて第1表と第2表からわかるように、石油ショックの前後を問わず、タイは資源保有国たるインドネシアおよびマレーシアに対して貿易収支の出超を示している。これは主にインドネシアやマレーシアが食料の自給ができずにタイから米を輸入する必要があるためである。ASEAN地域と日本を考えると、このタイが地域内で出超をもつことは大きな意味をもつ。それは三角貿易の可能性である。さらにシンガポールはマレーシアに対して出超構造をもち、タイはインドネシアおよびマレーシアに対して出超構造をもっているから、タイとシンガポールは対日入超をこれらの国に対する出超によってまかなう可能性がでてくる。目下主な輸出品は農産物によって占められているタイの輸出を、多様化しながらASEANの域内貿易の拡大をはかるような構造改革をすすめていくことが望ましいであろう。日本の側からすれば、貿易不均衡の解決を二国間の貿易収支を超えた広い領域の問題として考える可能性が開けるわけで、動態的なASEANの域内貿易の拡大という意味からも好ましいことといえるであろう。

しかし現実の動きは必ずしもこうした問題の展望に樂觀を許さない。たとえば、日本とASEAN諸国、就中タイおよびフィリピンとの間にもたれている政府レベル、民間レベルの貿易合同委員会の支配的傾向は従来貿易不均衡問題を二国間問題という次元からのみ検討する傾向が強く、主として日本に対する政治的要求として輸入努力を要請する態度に終始しがちであった。しかし、本来貿易収支対策はグローバルな関係において均衡を問題にすべきであって、特定の国に対する二国間の貿易収支均衡に固執すべきものではない。地域全体に対して輸出入が均衡すればよい問題である。こういう観点から、個別的な貿易収支対策を超えて、地域内における相互依存的な分業構造の一環として各国の産業構造改革を立案・実施できるための合意の途を探索する必要がある。戦後、独立と国づくりの基礎としてナショナルリズムが昂揚されたことは、一面では域内分業へのめざめを遅らせる作用をしている。この点に関して、筆者は一九七四年の夏に、タイのプエイ教授の意見を徴した経験がある。同氏は長い間タイの中央銀行総裁をつとめた人で現在は現政権とあわず英国のケンブリッジ大学で教鞭をとっているが、当時はタイ政府の経済審議会の委員長であった。同氏はタイの工業化政策の立案にあたってASEAN諸国との分業や競合を意識して計画したことはなかったと明言していた。さらに、一九七二年にバリ島にてケンブリッジ大学のE・A・G・ロビンソン教授の指導の下で国連チームが作成したASEANの分業案はその後政府によって「ミステリアスに」引出しにしまわれてしまったということであった。爾来、ASEAN地域で自発的に分業構造を求める真剣なプロジェクトがも

たれたという話を聞かないのである。一方、開発途上国の国内の分配面は貧富の格差が大きく、都会に住む支配層を中心とする人々の需要パターンは耐久消費財を大きく輸入に依存する形を示し、乗用車の輸入によって貿易収支を圧迫すると同時に公共的運輸機関の遅れと甚だしい交通混雑を都市に生じている。開発途上国自らの立場から主體的に分配の是正を含めた経済開発の長期的ヴィジョンが確立される必要がある、それが国際経済関係に関する強い関心に裏打ちされる必要がある。一般に都市と遠隔農村との間にみられる大きな生活水準の格差が問題である。国連のアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)では、総合農村開発(Integrated Rural Development)に力点を置き、非都市地域工業化計画(Industrialization Programme in Non-metropolitan Area)を推進しているが、家計調査でも、都市と農村の間には非常に大きな格差が目立つ。新国際経済秩序を発展計画の基本的枠組にするというばあい、農村の生活水準を引き上げるために農村労働力(農閑期の農夫や婦人労働)の活発な利用をはかる軽工業の分散化が必要であろう。さもないと、近年とみに速度を加えつつある都市への人口集中と周辺地域の商業スラム化が一層激しくなる恐れがある。

三 産業構造同質化の問題

さて眼を環太平洋地域全体に転じて、近年の産業構造の推移をみてみよう。第3表は、過去約二〇年をとってアジア・太平洋諸国におけるGDP中の農業部門と工業部門および工業部門中の製造業をとりだして百分率で示したものである。一九六〇年には各国の工業

部門のGDP中に占める割合は大きく離れていたが、ASEAN諸国および韓国の工業化が著しく進んだ結果、一九七八年にはタイの二七%と日本の四〇%の間におさまるようになり、大部分は三〇%から三五%に位置し、驚くべき同質化を示すに至った。開発途上国やNICsの工業化が進む一方、日本、米国、カナダ、オーストラリアなどの先進国はいわゆるポスト・インダストリアル化により、サービス部門の相対的伸張と共に工業部門の比率の減少がみられた結果、かかる類似化現象があらわれたのである。もっとも、この表の工業の中には鉱業も入っているため、製造業だけをとりだして右端の欄に集めてみると、マレーシアやインドネシアなどはかなり他の国々に比べて低い数値を示していることがわかる。このように内容は異なるにしても、環太平洋地域の工業部門の比率が急速に類似化して来たことは注目すべき事実である。ただし、先進工業国のばあいはサービス部門の比率が大きく、開発途上国のばあいは農業部門が比較的に大きいという相違をもっている。

具体的な貿易動向にもこの変化は反映されてくる。工業化の進展につれて、後進国の原料、鉱石輸出は付加価値をたかめるため、加工した形で輸出したいという要求が高まる。だが、急速に国際価格で競争力のある上質の材料加工を行うことは困難で、輸出国たる開発途上国が、または輸入国たる材料使用国で何らかの補助を行わなければこの幼稚産業は伸びない。これに関して、もし日本が加工材料を開発途上国にとって採算のとれる形で輸入しうるために、国際価格との差額を材料使用者に支払うとすればどれだけの金額が必要

第3表 アジア・太平洋諸国の生産構造
(GDP中シェア%)

	農 業		工 業		製 造 業	
	1960	1978	1960	1978	1960	1978
A S E A N						
フィリピン	26	27	28	35	20	25
タイ	40	27	19	27	13	18
マレーシア	37	25	18	32	9	17
シンガポール	4	2	18	35	12	26
インドネシア	54	31	14	33	8	9
日本	13	5	45	40	34	29
オーストラリア	12	5	37	32	26	19
ニュージーランド		10		31		21
韓国	40	24	19	36	12	24
香港	4	2	34	31	25	25
タイ	6	4	34	31	23	19
米	4	3	38	34	29	24

(資料) The World Bank, World Development Report, 1980.

かを試算した例があるが(1)、国民総生産の約一・二%ほどで足りるようになってきている。さらに、繊維、雑貨など労働集約的で標準的な工程で生産可能な製品において先進国市場への輸出が増加し始める。先進国は合併事業を通じて企業参加を行うから、こうした生産動向に拍車がかかり、漸次技術移転も行われるにおよんで、産業構造が高度化し、開発途上国の工業化に促進要因が加わる。

以上のような産業構造の類似化は、先進国の劣弱産業部門におい

えることが必要である。一般均衡理論の仮説に関する調整を行ないながら、資源配分や財の分配の最適問題を規範的に分析するところに、浪費の余裕をもたぬ開発途上国に必要な効率性の重視という視点が生まれてくるのである。現実政策の指導理念としては、自由放任主義は不適当であるが、さりとて自由貿易の理念を放棄して市場メカニズム自体を否定することは、開発途上国の経済機構を無駄の多い、非効率なものにするから、自由競争に近づける条件を創り出すという意図のもとに自由貿易に修正を加えた政策を立案することが必要である。貿易の自由化は積極的に創り上げるべき努力目標なのである。

短期的観点からみれば幼稚産業保護論にみられるような政策的介入が容認さるべき余地は多い。開発途上国間相互および先進国をも含めて、地域・国際経済秩序に関して、密接な接触と情報交換による合意を弾力的かつ積極的に模索すべきである。そして上述の長期的観点と短期的観点の総合的見地からグローバルな貿易利益増大と経済発展を実現するという課題に接近しなくてはならない。国際援助のアンタイングもその結果をうまく処理する限り、推奨されるべきであるが、アンタイングの結果、競争力のある日本にむかふ需要によって生ずる出超をプールして開発途上国の援助の追加に利用しようとする小島清教授の「回転援助基金」構想は、援助行政面におけるヒモツキからの自由化を意味する点で一歩前進であり、さらに、追加的な出超を開発途上国の援助にむけることにより、国際収支の均衡と実質援助額の増大を一度に実現しようという利点をもっている。

ては競争者の脅威を意味するから、もしも経済協力の立場から、保護政策を好ましくしないとすれば、開発途上国の新興工業製品に市場を与えるためには、日本の産業構造を一層高度化することによって市場に補完性を創り出し、開発途上国の製品に対する需要を喚起せねばならぬだろう。これが動態的分業構造原理による経済協力の路線に他ならない。

四 産業調整の政策手段

(1) 市場機構の意義

新国際経済秩序の国連決議が一九七四年に行われて以来、世界経済の秩序に対する関心が高まる一方、従来の自由貿易思潮の根底にあった市場メカニズムにもとづく競争原理に対する懐疑論が開発途上国間に強まったことは否定できない。市場メカニズムそのものが先進工業国を有利化し、開発途上国の参入を阻害する要因としてとらえられた結果、市場メカニズムを否定するところから世界の新しい秩序原理を樹立すべきだという主張が力を得るに至った。だが、この主張の中には、夙くから Hila Myint が指摘しているように、市場メカニズムと自由放任の思想とを混同しているものもある。だが本来市場メカニズムの本質的意義は競争を通じて最適配分を実現することにあるのであって、厳しい前提のもとに公正な競争が可能であるという仮定に立脚するものである。したがって、公正な競争に関する十九世紀後期の欧州の社会的背景抜きに一般均衡理論を理解するわけにはいかない。したがって、今日の開発問題にあたって、イデオロギーとしての自由放任思想と最適原理を区別して考

(2) 構造政策と政府の役割

(a) 比較優位産業の動態的創出と地域各国の合意

一挙に世界的規模でグローバルな分業構造の合意を創り出すのは困難であるから、比較的小規模の地域レベルで産業構造・貿易に関する情報を交換し、国連地域委員会や公私の経済会議を通じて各国の経済計画・方針を相互に検討し、地域経済の一環としての国民経済を把握し、的確な分析にもとづいて可能性を判断し、将来の比較優位産業の選別を行い、各国の合意のもとでそれらを育成発展させる必要がある。

(b) 合意による国際分業と日本の問題セクター

日本についてこの合意による国際分業の推進に生ずる問題は、前にも触れたとおり、農業部門および一部の劣弱製造業部門である。現実問題として農業はわが国の食料確保の社会的なセキエリテイのために、ある程度以上の急速な自由化は困難であろう。また、繊維業その他の劣弱産業部門は、雇用問題として重要な側面をもっているから、急激な縮小は社会問題を生ずる恐れがある。

筆者は一九七五年末に福井県の繊維業の実態調査を試みたことがあるが(3)、その時は当該業界、とくに広幅の白生地という原料生産部門は氣息奄々たる状態にあって、金融機関も担保価値の少ない工業をかえて困惑している状態であった。しかし、昨年の春に五年ぶりに再び調査してみると、繊維は大部分ウオーター・ジェットや空気精紡に変って、しかも、銀行借入れ金は殆ど完済という状態で、しかも繊維物は世界の福井として供給センターとなり、

競争相手の韓国を引き離して品質の良い製品と技術で一日の長を示していた。繊維技術の進歩によって、五年間には、縫製を開発して付加価値と市場性の獲得をはかろうと、大変な苦勞をしていたのが打って變って活気に満ちていた。これは技術進歩によって、高級な商品を生輸出しつつ世代交替と産業構造をうまく調査させる作用を可能にした一例であって、急激な構造変化が生ずれば大量の失業など社会問題が発生するところを、いわば軟着陸のように、ショックを和らげつつ、産業構造の高度化を可能にするという実例となろう。

(3) 経済協力の眞の負担を示す調整努力

上述の如く、合意による国際分業を進めるためには、先進国は産業調整による苦痛多きゆすり渡しを意図的に推進しないかぎり、放任政策では市場を開発途上国に充分開放することはできない。従来経済協力の評価は、主としてGNPの何パーセントの資本トランスファーや技術援助をしたかによって行われたが、眞の経済協力の負担を示すものはむしろ、如何に産業構造の積極的調整を行ったかということであるべきであろう。資本トランスファーだけではそれが将来の開発途上国の経済力の向上に実質的に貢献するかどうか必ずしも明確でないのに対し、補完的な産業構造の創出によって貿易の機会を生み出すことは、途上国に持続的な発展の可能性を与えるからである。

(1) 藤井隆・中内恒夫「国際的産業再配置と対外経済政策」、『関税調査月報』第二六卷第二号（一九七三年四月—十二月）

わが国海外直接投資の形態と功罪

——中小企業のアジア投資を中心に——

一 はじめに

周知の如く、わが国の海外直接投資はわが国経済の成長と発展を基本的な背景としながら、とくに円切上げ問題との関連で、一九七二年から急増した。その後石油ショックによって一時的な停滞を示

第1表 わが国海外投資の推移

年 度	件 数		金額(百万米ドル)	
	年度間	累 積	年度間	累 積
1951 ~ 61	790	790	447	447
62	171	961	98	545
63	213	1,174	126	671
64	184	1,358	119	790
65	197	1,555	159	949
66	244	1,799	227	1,176
67	290	2,089	275	1,451
68	369	2,458	557	2,008
69	545	3,003	665	2,673
70	730	3,733	904	3,577
71	904	4,637	858	4,435
72	1,773	6,410	2,338	6,773
73	3,097	9,507	3,497	10,270
74	1,910	11,417	2,396	12,666
75	1,592	13,009	3,277	15,943
76	1,652	14,661	3,462	19,405
77	1,761	16,422	2,806	22,211
78	2,395	18,817	4,598	26,809
79	2,694	21,511	4,995	31,804
80	2,442	23,953	4,693	36,497

(注) 許可ベース。証券取得、債権取得、海外支店等。
(出所) 大蔵省「海外投資許可実績」。

したものの、わが国がまれにみる高い適応能力を発揮することによって石油危機を切り抜けるに至った一九七八年以降再度上昇傾向に転じている。一九七九年度一年間の投資規模は二、六九四件、四、九百五百万ドルであり、一九八〇年三月末までの累計は二一、五一一件、三一、八〇四百万ドルとなっているが、この累計のうち、件数で七八・四%、金額で八六・一%が一九七二年度以降の投資実績である(第1表参照)。ちなみに、一九八〇年三月末の累計額三一八億ドルは全世界の投資残高のほぼ八%に相当すると推定されているが、上述した数字から明らかなように、一九七〇年代はわが国にとってまさに「海外直接投資の時代」であったわけである。

ところで、わが国の海外直接投資を米国のヨーロッパ各国のそれと比較するとき、(1)対製造業投資のウェイトが小さく、反面、資源開発投資や貿易活動支援的な商業関連投資の比重が高い、(2)最近でこそ先進国への投資が急速に拡大しているが、なおこれまでの累計で見るとアジアを中心とする発展途上国への投資が多い、(3)アジアを中心とする発展途上国への投資が多いという傾向は、

月)、大蔵省関税局国際課、一一二頁。

(2) Hla Myint, "Economic Theory and the Underdeveloped Countries," *The Journal of Political Economy*, Vol. LXXIII, No. 5, Oct. 1965, p. 481.

(3) 中内恒夫「わが国の産業調整策と経済協力」、『経済評論』一九七五年十二月号。

村上 敦
〈神戸大学〉

第2表 海外直接投資の業種別・地域別分布

(単位: %)

業 種	地 域	先 進 国		発 展 途 上 国		(ア ジ ア)		計	
資 源 関 連		35.8 (5.6)	33.1 (18.0)	64.2 (9.6)	66.9 (28.0)	34.8 (7.6)	45.9 (37.9)	100.0 (7.7)	100.0 (23.6)
製 造 業		22.7 (14.1)	27.9 (21.9)	77.3 (46.0)	72.1 (43.7)	62.5 (54.4)	37.2 (44.5)	100.0 (30.4)	100.0 (34.2)
商 業 そ の 他		63.4 (80.3)	62.0 (60.1)	36.6 (44.4)	38.0 (28.3)	21.3 (37.9)	12.0 (17.6)	100.0 (62.0)	100.0 (42.2)
計		49.0 (100.0)	43.5 (100.0)	51.0 (100.0)	56.5 (100.0)	34.9 (100.0)	28.6 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
製 造 業	食 料 品	40.6 (16.8)	43.1 (7.2)	59.4 (7.2)	56.9 (3.7)	40.1 (6.0)	28.4 (3.6)	100.0 (9.6)	100.0 (4.7)
	織 維	15.8 (9.6)	17.8 (10.1)	84.2 (15.0)	82.2 (18.1)	63.1 (13.9)	57.4 (24.5)	100.0 (13.8)	100.0 (15.9)
	木材・紙パルパ	21.1 (4.9)	54.7 (13.8)	78.9 (5.3)	45.3 (4.4)	66.4 (5.5)	19.0 (3.6)	100.0 (5.2)	100.0 (7.1)
	化 学	19.7 (9.7)	16.8 (13.7)	80.3 (11.6)	83.2 (26.1)	62.8 (11.2)	22.4 (13.6)	100.0 (11.2)	100.0 (22.6)
	鉄 ・ 非 鉄	27.8 (13.2)	24.7 (15.0)	72.2 (10.1)	75.3 (17.6)	56.4 (9.7)	44.5 (20.2)	100.0 (10.8)	100.0 (16.9)
	機 械	29.0 (14.5)	36.1 (8.9)	71.0 (10.4)	63.9 (6.1)	56.2 (10.2)	28.2 (5.2)	100.0 (11.4)	100.0 (6.9)
	電 気	17.7 (12.4)	43.6 (18.6)	82.3 (17.0)	56.4 (9.3)	72.4 (18.5)	38.3 (12.3)	100.0 (16.0)	100.0 (11.9)
	輸 送 機	18.4 (2.8)	25.6 (6.5)	81.6 (3.6)	74.4 (7.3)	63.3 (3.5)	31.1 (6.0)	100.0 (3.4)	100.0 (7.1)
	そ の 他	19.3 (16.1)	24.5 (6.2)	80.7 (19.8)	75.5 (7.3)	70.7 (21.5)	58.4 (11.0)	100.0 (19.0)	100.0 (7.0)

(注) 1979年3月末累計。

左側: 件数, 右側: 金額。

先進国……北米, ヨーロッパ, オセアニア。

発展途上国……アジア, 中南米, 中近東, アフリカ

資源関連……農林漁業, 鉱業。

商業その他……建設業, 商業, 金融・保険, サービス・その他, 不動産・支店

(出所) 中小企業事業団「中小企業の海外投資の現状とその意義」1981年3月。

一つの重要な特徴であると指摘されている。このことは商社そのものの存在とその広範な活躍が極めて最近までわが国に特異な現象であったこと、その商社がこれまでの活発な輸出入活動を通じて海外で事業活動を行なうに必要な「経営資源」を比較的豊富に蓄積していたことを考慮すれば容易に理解できる現象であろう。

ところで、われわれはここでこうしたわが国海外直接投資の諸特徴に「わが国の直接投資には中小企業の投資が多く含まれている」という一点をつけ加えたい。そしてそれがアジア発展途上国の経済発展(工業化)との関連でもつてであろう意義を探るとともに、そのことが同時に随伴するであろう経済的摩擦について検討したい。このことはやがて明らかにされるように「新しい日本型直接投資」の存在を検証し、併せてこれが発展途上国の経済発展に貢献しているものとして拡大するための条件を考察するものとなるであろう。

二 わが国中小企業の海外直接投資

われわれが「海外直接投資」という言葉から受けとるイメージは、通常、巨大な多国籍企業を担い手とするものである。しかしながら、わが国直接投資の担い手には驚くべきことに中小企業がことの他多いのであり、しかも、全投資に占める中小企業投資のウエイトは、近年、少なくとも件数に関する限り増加する傾向を示している。すなわち、一九七四年度、七六年度、七八年度のそれぞれについて中小企業投資のウエイトをみると、金額でこそなお五・四％(一二九百万ドル)、二・九％(九九百万ドル)、八・三％(三八一百万ドル)にとどまっているものの、件数では三二・四％(六一八件)、三三・

二％(五四二件)、五〇・九％(一一一九件)という大きな比重を示しており、一九七八年度においては全投資件数の実になかば以上が中小企業投資によって占められるまでになっている。そもそもわが国ではあらゆる産業分野において中小企業が多いという事実や、中小企業のなかにはこれまでにわが国産業構造の高度化、貿易の自由化、国際化の進展等幾多の試練を乗り越え、絶えず自らを活性化してきた優秀な企業が多数存在するという事実がこれを説明するであろうが、いづれにせよ、今日では、中小企業を抜きにしてはわが国の海外直接投資について語りえないという現実が存在するのである。

それでは中小企業の海外投資は「海外直接投資の時代」においてどのような動きを示し、どのような方向を辿ってきたのであろうか。次に利用できる中小企業の対製造業新規証券投資に関する資料によりながらこの点を検討してみよう。

まず、中小企業の投資件数の推移とこれが総投資件数に占める比率の変化をみると(第3表参照)、投資件数はわが国海外直接投資総件数の動きと軌を一にして一九七二年から急増し、七三年にピークを迎えた後、七五年以降かなりの落込みを示していたが、七八年、七九年と再び拡大する傾向にある。また、中小企業投資の比重は七三年に総投資件数の五三・四％にまで高まった後、七五～七七年の三カ年間は三〇％台に低下したが、七八年には再び四五・七％へと上昇し、七九年においても四〇％台を維持している。このことからわが国中小企業の海外直接投資が「海外直接投資の時代」において、とくに、一九七二～七三年と七八～七九年の二回にわたり急速に拡

とくに、製造業投資で顕著であるといった特徴をもっているといわれている。事実、一九七九年三月末の累計でわが国海外直接投資の業種別、地域別分布をみると、(1)対製造業投資は件数で全体の三〇・四％、金額で全体の三四・二％を占めるに過ぎないが、(2)発展途上国への投資(アジアへの投資)は件数で全体の五一・〇％(三四・九％)、金額で全体の五六・五％(二八・六％)を占めており、(3)製造業投資のうち発展途上国(アジア)へ向けられた割合は件数で七七・三％(六一・五％)、金額で七二・一％(三七・二％)に達している(第2表参照)。このことはわが国の直接投資が全体としてアジアを中心とする発展途上国に深くかかわっているとともに、製造業の分野でとくにこれら地域での工業化と分かち難く結びついていることを意味する事態に他ならない。

さらに、わが国の直接投資に関してそれがわが国商社とのいわゆる合併形態で行なわれるケースの多いことが

第3表 中小企業海外投資の推移 (件数)

項目 年次	全 体		中 小 企 業		中小企業の比重(%)	
	年間	累積	年間	累積	年間	累積
1967	—	703	—	142	—	20.2
70	—	1,086	—	346	—	31.9
71	239	1,325	93	439	38.9	33.1
72	410	1,735	178	617	43.4	35.6
73	769	2,504	411	1,028	53.4	41.1
74	545	3,049	252	1,280	46.2	42.0
75	231	3,280	90	1,370	39.0	41.8
76	220	3,500	84	1,454	38.2	41.5
77	202	3,702	76	1,530	37.6	41.3
78	245	3,947	112	1,642	45.7	41.6
79	326	4,273	133	1,775	40.8	41.5

(注) 製造業を対象とする新規証券投資許可件数, 70年, 71年は9月末, 他は12月末。

(出所) 『中小企業白書』, 各年, 中小企業庁「中小企業の海外投資の現状, 意義および問題点」昭和55年4月, および小原道郎「中小企業の海外投資の動向」, 『中小企業信用保険公庫月報』1979年9月。

大したという事実が知られるであろう。

それではこのような二回の拡大はどのような地域を対象に、どのような業種について生じたのであろうか。まず中小企業海外投資の地域別分布をみると(第4表参照)、一九七〇年代を通してアジアへの集中度が高く、アジアの占める比重は中小企業投資においてわが国全体の投資でのそれをかなり上回っている。しかもアジアの占める比重は七二〜七三年と七八〜七九年の二回の投資拡大期において

とくに大きくなっている。中小企業投資の拡大はアジアへの投資増大によってもたらされたといつてよい。(アジアへの製造業投資に中小企業投資が多いことは、前述したように、一九七九年三月末までの累計で製造業投資のアジア向け件数が全体の六二・五%であるのに対して、アジア向け金額が全体の三七・二%でしかないことから容易に察知できる。)

しかしながら、アジアへの集中度が高いといっても七二〜七三年と七八〜七九年の間にはその具体的方向において大きな相違がある。すなわち、七〇年代の初頭においては、七三年の投資のなかばが韓国へ向けられているように対韓国投資のウエイトが高かったのに対し、七〇年代末においては対韓国投資が激減する一方東アジア(韓国、香港、台湾)以外の「その他アジア」向け投資が多くなっている。(この他、アジア以外で対米投資の増加していることが七〇年代末の特徴であるが、ここでの議論は対アジア投資に限ることとする。)ここでこの「その他アジア」がいずれの国を指すかは明瞭ではないが、七〇〜七四年と七五〜八〇年五月の期間について「わが国企業の地域別、国別進出状況」を調査した資料(東洋経済「統計月報」一九八一年一月)によると前期から後期にかけて製造業分野で進出件数が増加したアジアの国々はシンガポール、フィリピン、インドネシアの三国であり、このなかでもシンガポールへの進出状況がとくに顕著であるので、中小企業投資においてもこの「その他アジア」はシンガポールを中心とするものとみてよいであろう。(この資料によると、一九七〇〜七四年から七五〜八〇年五月にかけてわが国企業の進出件数は韓国(二三二→五二)、香港(二九→一

第4表 中小企業海外投資の地域別分布

(件数による%)

年次	地 域		計										
	年次	地 域		計	北 米	中南米	ヨーロッパ	中近東	アフリカ	オセアニア	計		
全 体	1967 年末累計	—	6.3	19.2	38.4	(63.9)	5.4	17.1	3.1	0.8	5.3	4.4	100.0
	71年9月末累計	10	5	25	35	(75)	5	10	3	1	4	2	100
	72年末累計	15.9	4.7	20.7	32.9	(74.2)	6.2	10.1	3.4	0.5	2.9	2.7	100.0
	73年	33	3	10	22	(69)	12	12	4	1	1	1	100
	74	24	3	10	27	(64)	14	14	4	2	2	2	100
企 業	75	7	4	2	32	(52)	19	15	11	1	1	1	100
	76	15	6	10	22	(53)	22	8	9	2	3	3	100
	77	12	6	11	27	(56)	18	12	6	4	1	1	100
	78	5	9	14	34	(63)	20	4	6	3	2	1	100
	79	6.1	8.3	15.3	31.9	(61.7)	21.2	8.0	7.4	0.3	0.9	0.6	100.0
中 小 企 業	79年末累計	17.9	4.8	15.0	29.3	(67.0)	12.0	10.8	4.9	1.2	2.1	2.0	100.0
	1967 年末累計	—	9.2	38.0	40.1	(87.3)	0.7	4.9	2.1	2.1	2.1	0.7	100.0
	71年9月末累計	16	6	39	27	(88)	3	3	1	1	3	1	100
	72年末累計	27.6	5.7	29.8	23.7	(86.7)	4.4	4.4	0.6	0.3	2.3	1.3	100.0
	73年	50	3	16	16	(85)	8	6	1	0	0	1	100
小 企 業	74	37	4	16	21	(78)	9	9	2	0	1	1	100
	75	6	7	15	26	(54)	26	13	6	0	1	0	100
	76	17	12	14	18	(61)	21	7	10	0	0	1	100
	77	20	8	16	25	(69)	21	4	5	0	0	1	100
	78	6	11	20	34	(71)	21	3	4	1	0	1	100
業 業	79	7.5	12.0	22.6	27.1	(69.2)	19.5	5.3	5.3	0	0	0.8	100
	79年末累計	29.2	6.1	21.3	22.3	(78.9)	10.8	5.9	2.2	0.2	1.0	1.0	100.0

(注) 製造業を対象とする新規証券投資許可件数。
(出所) 『中小企業白書』各年および小原道郎、前掲論文。

第5表 中小企業海外投資の業種別分布

(件数による%)

業 種	年 次	1971年 末累計	73	74	75	76	77	78	79	73~79 年累計
食 料	品	6.4	4.6	11.2	15.5	23.8	6.6	8.0	10.5	9.4
木 材	パ	4.3	5.5	7.0	4.2	2.4	7.9	3.6	2.3	5.2
織 維	維	16.4	12.6	7.0	2.8	4.8	7.9	6.3	6.0	8.5
化	学	6.4	5.8	5.6	14.1	8.3	10.5	5.4	11.3	7.5
鉄・非鉄金属		5.9	9.2	14.7	7.0	9.5	6.6	4.5	7.5	9.4
機 械		25.1	36.3	26.6	29.6	36.9	18.4	47.3	37.6	33.7
雑貨・その他		35.5	25.8	28.0	26.8	14.3	42.1	25.0	24.8	26.3
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 製造業を対象とする新規証券投資許可件数。

(出所) 中小企業庁「中小企業の海外投資の現状、意義及び問題点」および『中小企業白書』昭和55年版。

六) 台湾(一二八→六八)で激減している他、タイ(五七→四七)、マレーシア(五八→四九)、インド(二〇→六)、スリランカ(三→三)において減少ないし停滞傾向を示しているのに対し、シンガポール(六四→九三)、フィリピン(二七→五六)、インドネシア(五九→七二)では増加しており、とくにシンガポール進出九三件という数字は他を圧して大きい。事実、報告者自身が一九七九年にシンガポールで試みた調査(Atsushi Murakami, "Japanese Multinational

Companies in Singapore," Kobe Univ. Economic Review, 1980.)によると、一九七七年に一六件(名目資本金計八〇・九百万シンガポールドル)であったわが国の製造業分野での企業進出は一九七八年に一躍四〇件(名目資本金計二一・六百万シンガポールドル)に増大しているが、件数で二・五倍の増加が名目資本金額では一・五倍の増加にすぎないことからみて、七八年の投資拡大は多数の中小企業投資を含んでいるものとみることができると。

次に業種別分布をみると(第5表参照)、一九七〇年代の初頭においては「雑貨・その他」と「繊維」中心であったものが、その後これらの比重が低下し、逆に一般機械、電気機械、輸送機械を含む「機械」の比重が増加するという傾向が存在する。すなわち、一九七三年と七八〇七九年平均の業種別分布を比較すると(七八〇七九年平均は表示していない)、「雑貨・その他」は二五・八%から二四・九%へ、「繊維」は二二・六%から六・一%へそれぞれそのシェアを低め、「機械」のシェアは三六・三%から四二・〇%へ上昇している。ここに表示していない別の資料(同じく中小企業庁の「中小企業の海外投資の現状、意義及び問題点」、一九七四年以降については中小企業投資について対製造業新規証券投資以外に各業種にわたる総投資件数の地域別、業種別分布に関するデータが利用可能である)によると、一九七四年と七八年の比較で、「その他(雑貨類)」の比率が二五・一%から二二・六%へ低下しているのに対し、「繊維」と「機械」の比率は六・六%から一一・九%(繊維、二四・七%から三六・四%(機械)とそれぞれ拡大傾向を示しており、なかでも「電気機械」の伸び(一一・四%→二三・五%)が著

しい。ここで「繊維」の動きが二つの資料により異なっていることが問題であるが、いまこれを除外すると、「一九七〇年代の初頭と末期の間に『雑貨』の比重低下と『機械』(とりわけ電気機械)の比重増大という変化が存在した」ということについては確言できるように思われる。

さて、以上のような地域別、業種別分布の変化を組合せてみるとわれわれは一九七二～七三年の中小企業投資が象徴的に「韓国雑貨」型であり、七八〇七九年のそれが「シンガポール電気機械(家電)」型であるということが出来る。あるいは対象業種の性格からいって前者は「独立生産」型であり、後者は「下請生産」型であるといってもよい。雑貨生産は多様な内容を含んでいるけれども、その一つ一つについてみると、必要とされる技術水準は比較的低く、生産工程は比較的短く、入り組んだ産業連環関係も存在しないので、低賃金未熟練労働に依存することによって単独の中小企業がこれを担当することが十分に可能である。これに対して電気機械(家電)の生産はセットメーカーを中心に多くの中小部品メーカーが統合された「ピラミッド型生産構造」をその特徴としており、セットメーカーからみた場合後方連環関係が長く、下請部品メーカーに要求される技術水準も比較的高い。換言すれば、全体として長い生産工程を多くの中小企業に下請的に分担させることによって初めて成立しうる産業分野であって、中小企業には下請関係として全体を支える重要な役割が与えられているのである。「海外直接投資の時代」を通じてとくにアジアに対し集中的に行なわれたわが国中小企業の直接投資もこれを仔細に検討すると、その初頭と末期にみ

られた二回の高揚期のそれぞれにこのような相異なる二つのタイプがそれぞれ対応していたわけである。

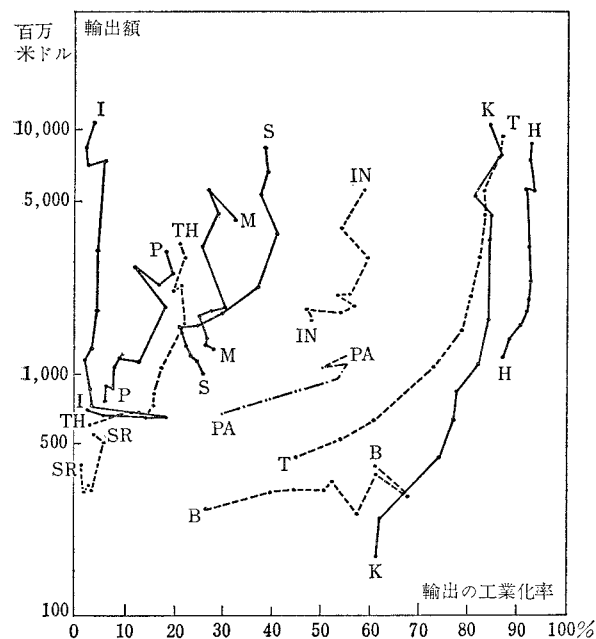
事実において、前掲「わが国企業の地域別・国別進出状況」によると電気メーカーの海外進出件数は一九七八～七九年の二年間で二七件を数えているが、このうち一件がシンガポール向けであったし、前述した報告者のシンガポールにおける調査によると、一九七八年に四〇件に急増したわが国のシンガポール投資(製造業)のうち二三件は家電に関係した投資であり、その多くはこれより先の時点でシンガポールに進出していた巨大な多国籍的セットメーカーとの関係における下請的中小部品メーカーの進出であった。

それではこのような二回の高揚期における二種類の海外投資は、被投資国であるアジアの発展途上国との関係においてどのように評価されるべきものであろうか。次にこの点を検討しよう。

三 海外直接投資とアジア諸国の工業化

極めて一般的にいつて発展途上国の工業化は軽工業品の輸入代替「A」と輸出化「B」、重化学工業品の輸入代替「C」と輸出化「D」という二つのサイクルを描いて進展するものと考えられるが、二つのサイクルの間に容易に超え難い断層が存在する上、それぞれのサイクルの内部においても輸入代替産業が輸出産業化する「移行の過程」に極めて大きな困難が存在するといわれている。前者の断層は軽工業品(たとえば雑貨)と重化学工業品(たとえば電気機械)の生産構造が前述の如く基本的に異なっているにもかかわらず、発展途上国では下請的な中小企業(サポーター・インダストリー)

第1図 アジア発展途上国の工業製品輸出



(注) K 韓国 (1965~77) P フィリピン (1965~77)
T 台湾 (1965~77) I インドネシア (1965~77)
H 香港 (1965~77) IN インド (1965~76)
S シンガポール (1965~77) PA パキスタン (1972~76)
M マレーシア (1965~76) B バングラディシュ (1965~76)
TH タイ (1965~77) SR スリランカ (1965~75)

(資料) 第6表。

アジア発展途上国のなかでは韓国、台湾、香港とシンガポールが抜きん出た発展を示し、軽工業品についてのサイクル(A)↓(B)を完成し、今日では重化学工業品についての同様なサイクルの実現に挑戦していることが注目されなければならない。いま、各国の輸出総額の推移とそのなかで全工業製品および重化学工業製品の占める比率(輸出の工業化率ないし重化学工業化率)の変化を眺めると(第6表および第1図参照、一九七〇年代において輸出の工業化率は韓国、台湾で八〇~八五%、香港で九〇%以上、シンガポールで三〇~四〇%であり、シンガポールを除くと他のアジア発展途上国のいずれよりも高く、かつ、これらの国々では輸出総額の伸びも顕著である。シンガポールについても輸出を地場輸出に限り、特殊な立場にある石油製品の輸出を除くすると、その輸出工業化率はこれよりも大幅に高まる筈である。その上これらの国々では輸出の重化学工業化率も七〇年代に

が十分に発達していないことに關係し、後者の困難は軽工業品であれ重化学工業品であれ輸入代替から輸出化に向かうためにはそれが価格と品質の両面において十分な国際競争力を備えることが必要であるが、発展途上国においては国内市場が狭隘であるために輸入代替過程で「規模の経済効果」に期待することができず、かつ十分な

外貨蓄積が存在せず貿易収支が赤字基調であるために輸入代替過程に無理が生じ、国産化比率が過度に上げられがちであって、これが最終商品の価格や品質に不利に影響するということに關係するのである。

第6表 アジア発展途上国の工業製品輸出

国	年	1965	1967	1969	1971	1973	1975	1977
東 韓 国	(1)	175	320	623	1,068	3,225	5,081	10,046
	(2)	61.0	67.2	77.0	82.1	84.3	81.6	84.9
	(3)	(3.4)	(5.2)	(10.1)	(9.6)	(13.8)	(15.3)	(19.6)
ア 台 湾	(1)	450	641	1,049	2,060	4,483	5,309	9,361
	(2)	45.1	60.8	73.3	80.7	84.3	83.5	87.4
	(3)	(8.9)	(13.4)	(18.3)	(19.1)	(24.3)	(22.5)	(25.7)
ア 香 港	(1)	1,143	1,524	2,178	2,875	5,071	6,019	9,626
	(2)	87.2	91.2	92.5	93.3	93.0	93.4	93.0
	(3)	(10.8)	(13.6)	(14.6)	(16.1)	(17.7)	(18.3)	(19.7)
シンガポール	(1)	981	1,140	1,549	1,755	3,666	5,376	8,241
	(2)	25.9	23.1	20.9	30.1	40.9	37.7	38.6
	(3)	(8.9)	(8.2)	(7.6)	(13.7)	(22.7)	(22.3)	(23.6)
東 南 マレーシア	(1)	1,256	1,252	1,710	1,727	3,258	4,188	*5,705
	(2)	28.1	26.0	25.1	27.0	25.5	31.5	27.6
	(3)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(3.6)	(4.1)	(8.3)	(7.2)
ア タ イ	(1)	622	681	708	831	1,563	2,377	3,493
	(2)	5.0	15.2	15.1	15.5	21.9	19.6	20.9
	(3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.4)	(0.7)	(1.8)	(2.8)
ア フィリピン	(1)	768	822	855	1,122	1,824	2,263	3,094
	(2)	5.5	6.1	7.8	8.9	18.0	16.4	18.6
	(3)	(0.3)	(0.6)	(0.9)	(0.8)	(0.8)	(1.5)	(3.4)
インドネシア	(1)	708	665	854	1,234	3,211	7,102	10,853
	(2)	2.3	18.2	3.2	3.0	4.9	2.4	3.5
	(3)	(1.4)	(1.8)	(1.2)	(1.0)	(1.2)	(0.8)	(1.1)
南 イ ン ド	(1)	1,686	1,613	1,835	2,034	2,723	4,393	*5,526
	(2)	48.1	48.1	56.6	56.2	59.7	55.8	59.2
	(3)	(2.7)	(2.9)	(6.2)	(7.2)	(7.7)	(9.4)	(8.4)
南 ア バングラディシュ	(1)	266	331	324	263	326	303	*414
	(2)	25.9	44.1	50.5	57.0	—	67.6	60.8
	(3)	(0.3)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	—	(0.8)	(0.6)
ジ パキスタン	(1)	—	—	—	**679	951	1,035	*1,144
	(2)	—	—	—	29.2	53.0	50.0	54.0
	(3)	—	—	—	(0.8)	(0.8)	(1.8)	(2.3)
ア スリランカ	(1)	409	348	322	327	***523	557	714
	(2)	0.8	1.0	1.0	2.2	5.3	3.5	—
	(3)	(0.3)	(0.3)	(0.4)	(1.1)	(3.1)	(1.9)	—

(注) (1) 輸出総額(100万米ドル)

(2) 輸出の工業化率(%)……輸出総額に占める工業製品(SITC 5~8類)輸出額の比率

(3) 輸出の重化学工業化率(%)……輸出総額に占める重化学工業製品(SITC 5.7類)輸出額の比率

* 1976年

** 1972年

*** 1974年

(資料) UN, 'Statistical Yearbook for Asia and the Pacific, 各巻, および Council for Economic Planning and Development, Republic of China, Taiwan Statistical Data Book, 各巻より計算。
数値についての詳細な注はこれら資料参照。

第7表 わが国の対アジア発展途上国直接投資

国	直接投資 件数 (1980年5月末 累計)	直接投資額 (1978年度末 累計 1,000米ドル)	1人当り投資額 (1978年度末 人口は1978 年央、ドル)	直接投資の 雇用効果 (1980年5月末 現在、千人)
韓国	318	1,006,857	27.5	113
台湾	412	284,043	16.6	197
香港	86	94,960	20.6	—
シンガポール	196	544,371	231.2	* 20
マレーシア	138	473,013	35.6	—
フィリピン	170	308,532	7.0	62
インドネシア	98	434,411	9.5	—
インド	135	3,738,668	27.5	—
イラン	34	32,336	0.1	—
パキスタン	—	275	0.0	—
スリランカ	—	6,450	0.1	—
	16	8,300	0.6	—

* 1977年末

(出所) 通産省『経済協力の現状と問題点』各巻、東洋経済『統計月報』1981年1月号、Singapore, EDB, Annual Report, 1977-78.

大幅に高まっており、一九七七年に台湾、シンガポールで二五%内外、韓国・香港で二〇%に近い水準に達している。今日ではこれらの比率はさらに一段と上昇していることであろう。これらの四カ国が「アジア中進国」と呼ばれるのもゆえなしとしない。もとより、これら四カ国の工業化プロセスには一方における香港とシンガポール、他方における韓国と台湾の間で明白な相違がある。前者には人口規模や一次産品生産セクター(国内農業)の有無からみて工業化の当初から利用可能な国内市場が十分に存在せず、その工業化は最初から国際市場(輸出市場)を当にする性格を帯びなければならなかった(B)ないしは(D)からの出発)のに対し、後者ではある程度の国内市場が存在したので、輸入代替的工業化(A)ないしは(C)から出発し、やがてその輸出化(B)ないしは(D)に至る過程を辿ることが可能であったからである。しかし、いずれにせよ、これらの国々の工業化は明らかに多大の成果を収め、今日では前述した数値が示すように、(B)あるいは(A)→(B)の過程を完了し、一部(D)あるいは(C)→(D)の段階に達しているのである。

それではこれらの国々の工業化がアジアの他の国々のそれを遙かに上回っているのはどうしてであろうか。このことについては既にこれらの国々が共通して置かれている特殊な国際政治環境を始めとして多くの説明が与えられている。しかし、ここでわれわれは「幼稚産業保護論」が被保護産業の輸出化の条件として最も重視したいわゆる「熟練と経験の集積」ないしは「学習(習得)効果」に注目し、これらの国々がそれぞれ共通して「学習効果」において強い国々であったという事実を留意したい。香港やシンガポールはもとよりのこと、韓国や台湾も「規模・経済効果」の自動的実現を期待しうる程大きな国内市場をもっていたわけではないし、貿易収支が黒字であるとか、外貨蓄積が潤沢であるとかいう条件に恵まれていたわけでもない。さらに、サポーター・インダストリーの自生的発展がかねてから存在していたともいえないであろう。それにもかかわらず、これらの国々は「強い政府」と「勤勉な国民」に恵まれていた。香港を除く三カ国の政府は文字通り強いものであり、その政策の立案や政策のインプレメンテーションは果敢かつ能率的であったし、その政策目標は香港を含めて民間の創意工夫を喚起し助長する自由競争体制の可能な限りでの実現に置かれていた。そして「勤勉な国民」はこれに答え、与えられた機会に果敢に挑戦し自立と向上への意欲、吸収と適応への能力を最大限に発揮したのである。企業家は先進国の技術や商品、さらには生産組織や経営ノウハウを徹底的に研究し、これらをコピーすることに貪欲であったし、労働者は一般に教育水準が高く、賃金との関係で高い生産性を発揮した。このような「強い政府」と「勤勉な国民」に象徴される「学習効果」の高さが、これら四カ国において市場の制約や外貨の制約を克服して工業化の成功をもたらした基本的要因である。

り、そこに単に投資国の資本のみならず生産技術や経営ノウハウ(資材の購入、労務管理、品質管理、製品の販売等のノウハウを含む)、さらにはこれらを体化した人的資源を送り込み、被投資国の人的資源と多面的に接触する場面を拡大するという点において、被投資国の学習効果を高める(あるいは補強する)ことに貢献する筈である。そしてこれは絶えず収益性如何を問われる直接的な事業活動分野における投資国と被投資国との協同作業を伴う点において、貿易や援助といった国際的接触の他のチャネルよりは遙かに効果的に被投資国の学習効果と結びつきうるものであろう。直接投資が被投資国で大きな雇用効果をもち、被投資国で吸収が容易で広く拡散しうるような技術を伴う場合にはとくにそうである。この点、わが国中小企業の直接投資はその経営規模からみてとくに適性を備えているといつてよい。もとより、直接投資が被投資国の学習効果に与える影響を計数的に把握することは学習効果の内容からいって極めて困難である。そこでここでは参考資料としてアジア発展途上国に対するわが国直接投資の累積件数や金額、人口一人当り投資金額をかかげておこう(第7表参照)。これによると一九八〇年五月現在の対製造業投資で台湾、韓国、シンガポールへの投資件数がとくに多いこと、一九七八年末現在の一人当り投資金額でシンガポールが群を抜いていること、これがわが国が資源輸入に大きく依存しているマレーシアとインドネシアを除くと、韓国、香港、台湾で大きいことが知られるであろう。前述の如く、直接投資は被投資国の強い学習効果によって吸引されるものであるが、アジアのなかで工業化に大きな成果を収めた諸国にわが国の投資が集中していること

は否定すべくもない。

さて、われわれは前節において「海外直接投資の時代」におけるわが国中小企業の直接投資が二つの高揚期をもち、それぞれにおいて「韓国」雑貨「独立」型と「シンガポール」電気機械「下請」型という特徴をもっていることを明らかにした。この対応関係をここでの工業化の議論に当てはめるならどのようなことがいえるであろうか。まず、「韓国」雑貨「独立」型投資は香港、シンガポール、韓国、台湾が前二者で「B」（軽工業品の輸出化）に成功し、後二者が「A」から「B」への移行（軽工業品の輸入代替から輸出化に当るサイクルの完成）に成功したことと深く結びついているように思われる。そして「シンガポール」電気機械「下請」型投資はこれらの国々が引続いて「D」（重化学工業品の輸出化）や「C」から「D」への移行（重化学工業品の輸入代替から輸出化への動き）に挑戦し、これに成果を挙げつつある事実と関係し、これを支えていることを示唆していると考えられるのである。

四 「日本型直接投資」の問題点

さて、ここまで明らかにしてきた中小企業海外直接投資の二様のパターンのうち、「韓国」雑貨「独立」型投資がいわゆる「日本型直接投資」の典型であることはいうまでもない。それはわが国産業構造の高度化、発展途上国の追い上げ、それにわが国経済の国際化や円高の高度によって比較劣位化をあらわにしたわが国の労働集約的軽工業部門（そこでは多数の中小企業が競争的に存在する）が海外の低廉にして良質な労働力を利用することによってそこの比

較優位産業として再生することを目指した投資パターンである。そしてこのパターンを規定するものは基本的にいつてわが国側の「プッシュ要因」であった。これがたとえば韓国が日韓国交正常化（一九六五年六月）以降自らの「A」から「B」への移行に関連して輸出加工区の造成を始めとする投資環境の整備を通じ、わが国の投資を歓迎しようとした事態にたまたま合致したのである。労働集約的軽工業部門の中小企業にとって対韓投資は国内で低賃金労働を求め次々と工場立地を移動させていく行動の、まさに、延長線上にあったといつてよい。

これに対し、「シンガポール」電気機械「下請」型投資はどのように考えればよいであろうか。電気機械（家電製品）も重化学工業品とはいえ最近までは極めて労働集約的生産工程を伴っており、その中でも次第にわが国が比較劣位化した生産ラインから海外に生産拠点を移していくという行動がとられてきた。この意味において、このパターンもまた「日本型直接投資」の一例である。しかし、ここで注目すべきことは、既に明らかにしたように、最初海外に進出したものは主としてセトメーカーであり、その際、セトメーカーは必要な組立部品を総て国内の下請中小企業から輸入するという生産形態をとっていたのに対し、一九七〇年代の末期になってその下請型中小企業自らが海外に立地するという行動をとるに至ったという事実である。こうした行動の背景にある事情はおそらく次の二つであろう。第一に、セトメーカーの生産量（輸出量を含む）が部品メーカーのいわゆる現地生産を経済的に可能とする規模に達したこと、第二に、被投資国が国際収支の改善、一層の雇用・付加価

値の確保、一貫生産体制の確立等種々の理由によって部品輸入体制をいさぎよしとせず、いわゆる国産化比率引上げを企図したにもかかわらず、被投資国に品質や規格、納期の点でセトメーカーを満足させるに足る現地企業が存在せず、いきおいわが国の中小部品メーカーを誘致せざるをえなくなったことがこれである。

それにしても、われわれはこのような投資パターンが本来わが国にある意味で特有のものとして存在していた「ピラミッド型生産構造」がそのまま発展途上国に移されるという結果を招いていることに注目しなければならない。そしてそれは本来、親企業の内製化率が低く、親企業が二重三重にはりめぐらした下請中小企業によって支えられているという「ピラミッド型生産構造」をわが国の重化学工業分野における重要な特色とみるなら、まさに、新しい「日本型直接投資」に他ならない。これが発展途上国の重化学工業化のサイクル（C）→（D）の実現に伴なう超え難い断層を埋める役割を果たしているわけである。こうした中小企業の投資パターンが基本的にいつて被投資国側での「プル要因」に規定されていることはいまでもないであろう。

ところで、中小企業の「韓国」雑貨「独立」型投資と「シンガポール」電気機械「下請」型投資を対比すると、さらにいま一つの重要な差異が浮かび上る。すなわち、前者が独立的であるというまさにその特徴のゆえに「不安定的」であるのに対し、後者はそれが発展途上国におけるサポーター・インダストリーの欠如を補い、一貫した産業構造を形成するという意味において「安定的」であるという差異である。そしてこの差異が直接投資の随伴する経済的摩

擦に関係するのである。

軽工業分野における独立型投資は必要とされる技術水準が比較的低く、低賃金未熟練労働に依存するところが大きいがために、被投資国がその学習効果によって生産に必要なノウハウを学びとり、かつそこで労働賃金が高騰するにつれてやがてその存在理由を失うであろう。その結果がいわゆる「撤退」のケースである。事実において、この種の投資は韓国の輸出加工区から少なからず撤退し、シンガポールからもそこで一九七八年以降意図的に採用されるようになった「高賃金政策」の結果撤退を始めるようになった。これらの投資は、やがて、香港、シンガポール、韓国、台湾以外の国々に向かい、そこでの軽工業品に関する工業化サイクルの完成に参画しうるのであるが（事実、昨今では雑貨や繊維の分野でマレーシア、インドネシア、さらにはスリランカへ進出するものが多いと伝えられている）、これらが極めてフットルーズであり、新規参入とともに退出においても比較的容易であるという事実は、それだけ、被投資国における経済的摩擦を少なくすることにあずかって力があるものと思われる。

これに対し、「下請」型投資はそれがたとえばセトメーカーと一体化し、被投資国の産業構造に組込まれるという意味において「安定的」である反面、撤退が容易でないという点において経済的摩擦を引き起す可能性が大きい。すなわち、一旦投資されると長期にわたって居座り続けがちとなり、それだけ現地中小企業の自生的成長を抑制する結果を生むからである。「ピラミッド型生産構造」がトータル先進国から移植されることに對する反感は、たとえばシン

ガボールのように当面それを必要とし、したがってこれを奨励しているような国においても、長期的には決して小さなものではないと思われる。この意味において、新しい「日本型直接投資」は大きな問題点を含んでいるといつてよい。

それではこのような経済的摩擦を回避する道はどこに求められるのであろうか。この点に関し、以下二つの方向を考えてみたい。一つは進出した中小企業が当初から下請関係における分業構造の構築を意識し、自らの生産領域を可能な限り限定することによって現地中小企業の参入の余地を創造することである。「ピラミッド型生産構造」の移植といつても、それはとうてい完全なものからほど遠く、多くの空白部分が残されるであらうし、部品に関しても、たとえば、基幹部品と機能部品を区別し、自らは後者の生産に専従する一方、前者を現地中小企業に委ねるといった方法がとられうる筈である。

この意味において、進出中小企業は進出の当初から、極めて矛盾した表現であるけれども、現地中小企業の育成に努力し、これと共存する道を探るべきである。第二に、現地中小企業が成長し、これが基幹部品の生産から機能部品の生産まで手がけうる段階に到達すると、やはり長期的に撤退の方向を指向すべきであらう。これは最終的にセットメーカーをも含めた「ピラミッド型生産構造」の全面的現地移譲の形をとるものと思われる。しかし、このことは決してわが国直接投資の全面的撤退を意味するものではない。やがて次の段階で他の発展途上国が重化学工業化のサイクルに挑戦するのであるから、一旦撤退した直接投資はこのプロセスに求められ、再びこれに参画することができる。進出から撤退に至るプロセスは次の参画

を、より効果的ならしめるためのノーハウの蓄積過程としてこそ理解されるべきものである。わが国中小企業もまた学習効果を高めるべきであるといえよう。

総括

共通論題『環太平洋連帯と日本経済』につき、飯田経夫、中内恒夫、村上敦三氏の優れた報告と、加藤寛、熊野英昭、林康夫、安場保吉四氏の的をえた予定討論があり、大来佐武郎氏はじめ多数のみのり豊かなフロアからの発言、それに対する応答があった。新野幸次郎氏に長期間にわたる共同座長の任をわずらわしたのであるが、多岐にわたる論議の中から、「太平洋協力の形成・促進に向けて」という視点にしばって「総括」を試みるとともに、私自身の若干の問題提起を敢えて開陳しておきたい。

「太平洋協力」運動の現状は、プログラム委員会の問題設定にも述べられているとおりであるが、飯田氏の報告「環太平洋連帯・コンセプトとプログラム」では次の二点が強調された。①太平洋諸国の経済面での協力だけに力点をおくのではなく、文化交流をもっと重視すべきであり、事態の推進を決して急いではならない。②キャンベラで提案されたPCC（太平洋協力委員会）のごとき純民間機構を作るのがせいぜいであり、政府間太平洋協力機構は考えるべきでない。

飯田氏の報告が学問的裏づけのないし理論なき、単なる評論の域にとどまったことは衆目の認めるところである。討論の過程で、「環太平洋連帯構想」は、日本の平和外交の理念そのもののだと言いかえ

小島 清

（一橋大学）

てよいとか、「お経」としては役立つなどとも発言された。ただ一つ、飯田氏の強調される「文化交流の促進」とか「文化アプローチ」とは、その詳細な内容は何であるかを多くの参加者が知りたかったのであるが、討論を通じて、それはいわゆる文化交流プロバインだけではなく、貿易、援助、企業進出、技術移転などの経済交流をやるプロセスにおいて、相手国企業を圧迫しないとか、価値観、規律などの相互理解、教育をやることを含むことが、明らかにされた。なおあいまいであるが、一つの収穫といえよう。もしそうであれば、経済交流の型ややり方を文化交流を濃密化するように配慮すればよいということになり、他の報告者の課題とも連なってくる。

中内氏の「日本の産業調整政策と対アジア太平洋地域経済協力」と、村上氏の「海外企業進出に伴う社会経済摩擦」との二報告は、ともに詳密な実証分析を基礎にした政策志向的研究で、高く評価された。中内報告の核心は、韓国その他のNICs（新興工業国）へ、さらにASEAN諸国へと、工業化は急速に普及してきたし、それに応じてASEAN内部の三角貿易の可能性も進んできた。これに対応して日本経済も、動態的比較優位の線に沿った積極的産業調整（PAP）を推進せねばならない、と結論している。

また村上報告は、そういうアジア開発途上国の工業化を促進し、

日本との調和的貿易関係を形成するには、その有力な道具としての海外直接投資を、日本が比較劣位に陥り相手国が比較優位をもてるものの、①労働集約的な単純技術の産業から、②まだ比較優位の強い大企業でなくむしろ中小企業から、③生産工程の中で労働集約的なアクティビティたるアセンブリとか特定部品生産から、順を追って進出させていく（「日本型」海外直接投資）べきである、との結論に来る。

かくて両報告とも、太平洋経済協力を推進するためには、開発途上国の自助努力を助ける「国際的補完」（貿易、援助、直接投資、技術移転などを総括した概念）をやるにも、先進国側で産業構造調整をやるにも、動態的比較優位に沿ってやるのが有効である、との重大な示唆を与えてくれた。

惟うに、「太平洋協力」といった一見カレント・トピックに見える課題でも、学界として取上げるには理論的、実証的究明が待望されてならない。そういう究明に値するフレームワークとしては、私見では、次の三つがあげられる。A 経済統合（Integration）の理論——これに制度的と機能的の二つがある——。統合を ASEAN という小地域で着手したのであるが、それを西太平洋地域とかさらに全環太平洋地域とか、より広い範囲に拡大したほうがよいが、その際の便益と摩擦は何であるか。②先進工業国間の統合たる EEC とは違って、太平洋協力では、多様性に富んだ南北関係を含み、その改善方策を念頭におかねばならない。それを調和的に促進するプリンスプルは何であるか。先に指摘した「動態的比較優位に沿った国際的補完と積極的産業構造調整」が、唯一ではあるまいが、重

要な解答となる。③共通課題の設定がそうだった罪であろうが、三報告とも、日本を中心に据えて太平洋諸国とのいわばバイラテラルな関係の分析に終った。だが一方には日本、アメリカ、オーストラリア、さらにカナダとニュージーランドという先進諸国、他方には多数の開発途上諸国が存在する。この両者が regional-multilateral approach を取ったならば、現在のバイの関係にくらべ、いかなる便益が生み出されるであろうか。その理論と実現方策が究明されねばならない。

とまれ、太平洋協力という問題に対し、もっと多くの方々が関心を高め、協力して研究を深められることを、希望してやまない次第である。

〈自由論題〉

環太平洋圏確立のための円建貿易金融市場の育成

楠 本 博

〈近畿大学〉

一 問題提起

BA 市場育成に伴うメリットに、(1)短期金融市場の育成、(2)円の国際化、(3)貿易取引の円建化、(4)為銀の資産負債ポジションの改善などがある。これらメリット以外に、貿易に伴う金融面の阻害要因の除去というメリットもある。

このメリットを充分生かして来たのは、アメリカと日本であり、日本は、貿易をドル建にして、アメリカの BA 市場を積極的に利用する事によって、太平洋圏諸国の中でアメリカに次ぐ規模の大きな貿易を実現した。

ところが、日本のこうした行動は、貿易金融のドル依存体制を強め、アメリカからのドル流出を促進させ、日本の貿易金融のあり方に反省をせまった。

この反省に答えると共に、太平洋圏諸国間貿易促進にも貢献し得るために、日本に円建 BA 市場を育成してはどうかという事を取りあげたのである。

二 日本のアメリカ BA 市場利用形態

まず、日本の BA 市場利用形態は、第 1 図に見られる通りである。BA 手形は、日本の輸出・入いずれに於ても創生され、輸出の場合は、日本の銀行（J）のニューヨーク支店が、アメリカの銀行（C）宛に、また輸入の場合は、日本の銀行（J）が、日本にあるアメリカの銀行（C）宛に、Accommodation Draft を振出して、アメリカの銀行（C）がこれを引受けてディーラーに売却した時に BA 手形が創生される。

三 アメリカ市場の現実

アメリカ BA 市場の最近の動きに見られる特徴は次の二つである。一つは、アメリカの BA 残高の急騰である。一九五五年から一九八〇年に至って、BA 残高は、八五・三倍の五四七億四百万ドルとなっている。この間、輸出が一四・二倍、輸入が二〇・三倍であるから、BA 残高の急騰は目ざましいものがある。

二つは、三国間 BA 残高の急騰である。(1)アメリカの輸入の BA

った数値である。この数値は太平洋諸国の殆んどでより大きい(例えば日本のニューギニア向輸入は一四・〇、オーストラリア向輸入は八・三八)。

第二は、太平洋諸国の貿易収支構造に循環性が見られる事である。太平洋諸国を個々別々に見てもこの循環性が見られるが、今日本・アメリカ・その他諸国と三つにグループングすると一層循環性が明瞭である。すなわち、日本はアメリカに、アメリカはその他諸国に、その他諸国はアメリカにそれぞれ出超である。

第三は、太平洋諸国の貿易には相互の補完性が見られる事である。まず、各国の主要輸出品と輸入品の中で太平洋諸国との輸入と輸出の順位が高い(例えば、日本の主要輸出品の機械では輸入先としてアメリカが第一位、オーストラリアが第八位)。次に、太平洋諸国の輸出品と輸入品とは競合する商品が少ない(例えば、オーストラリアの金属鉱石、石炭、食肉類は、日本の主要輸入品であり、また他の太平洋諸国の輸出品と競合していない)。

第四は、太平洋諸国では、貿易の重要性が高いことである。太平洋諸国の輸出と輸入の依存度を見ると、バブアニューギニアの輸出(四一・九%、七八年)、と輸入(四三・三%、同)を筆頭に日本に至るまでアメリカを除いて一〇%以上である。

ところが、以上の四つの根拠の割には、貿易の金融を司る場が、EEC等比べて不完全である。すなわち、第一に、貿易の建値が米ドル建て貿易金融が米ドル依存に片寄っている。こうした依存体制では、(1)多数国通貨体制の余地が少ない、(2)貿易が特定国の為替相場に左右され易い、(3)貿易金融の融通性を欠くなどのデメリット

が生ずる。

第二に、国際金融市場が少ない。太平洋諸国には、ニューヨーク金融市場がただ一つあるだけであり、香港・シンガポール市場は小さくまた東京は制限の多い市場である。こうした事が、太平洋諸国のニューギニア市場への依存を強めている。

第三に、金融の門戸解放が遅れている。太平洋諸国で、銀行が自由に進出して営業出来るのはアメリカだけである。その他の国では、銀行が進出出来ない。これでは、貿易金融がスムーズに発展しない。

以上のように、太平洋諸国では、貿易面で相互の関連性が高いにもかかわらず、その金融面では閉鎖性が高い。この閉鎖性を打破すべく、その手始めに円建BA市場の育成に努めるべきではなかろうか。

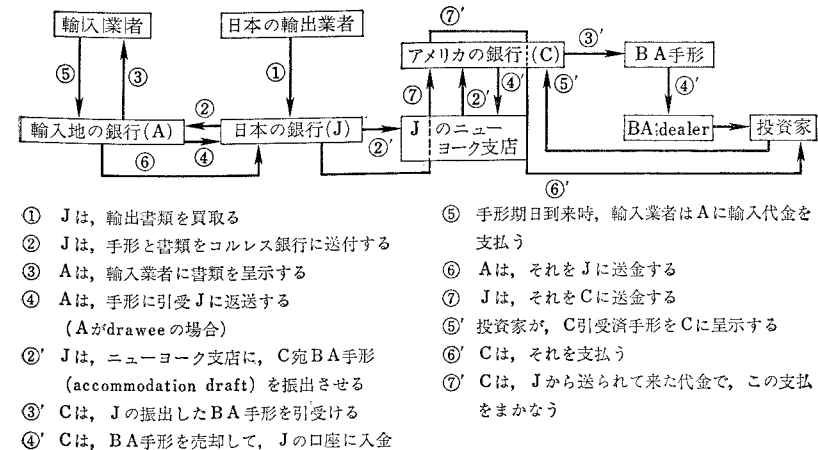
五 円建BA市場の具体的メカニズム

貿易に伴って創生されるBA市場は、次の三つである。(1)日本と太平洋諸国との貿易(二国間)のBA、(2)日本以外の太平洋諸国相互間の貿易(三国間)のBA、(3)日本を仲介した太平洋諸国間の貿易(仲介)のBAである。

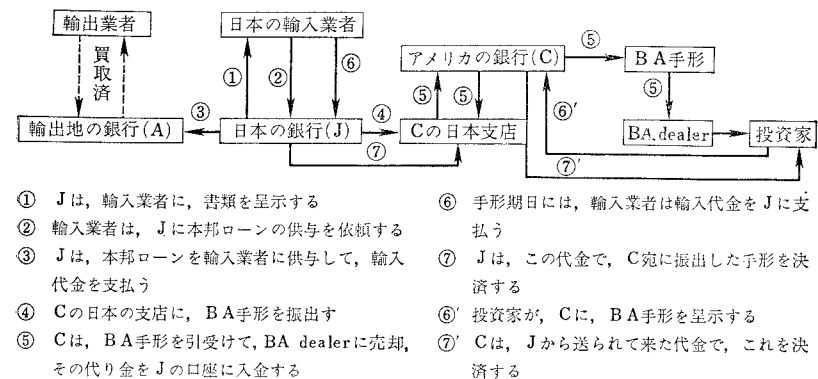
(1)の場合には、日本の輸出と輸入に分かれ、さらに各々で貿易がユーザンスか一覽払かで分かれるので、合計四通りが生ずる。

次に(2)の場合には、例えばオーストラリアが輸入で、カナダが輸出であると仮定すれば、この貿易が一覽払かユーザンスで行われる

第1図 日本の輸出の場合のBA手形発生経路



第2図 日本の輸出のBA場合の手形発生経路



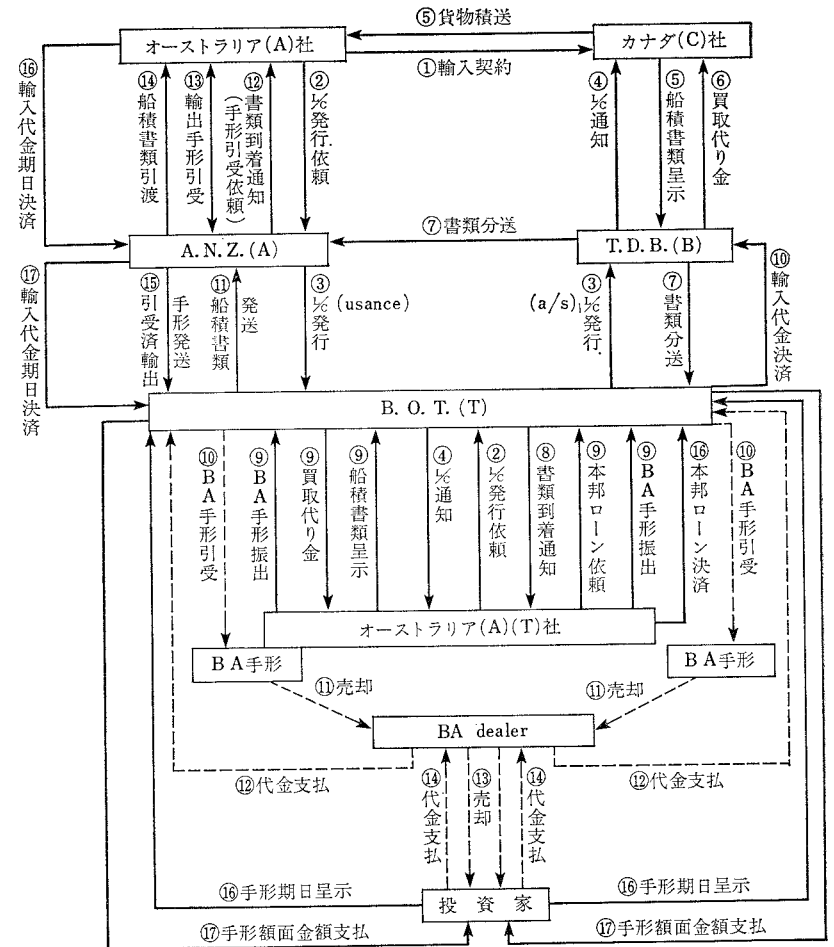
根拠は、次の四つである。第一は、太平洋諸国の貿易による相互依存の度合い強い事である。これは、次の二つの数値にうかがわれる。一つは、太平洋諸国向輸出・入がある国の輸出・入の中で占めるシェアとその順位である(例えば日本ではアメリカ、オーストラリア、カナダ向輸出・入のシェアと順位が高い)。二つは、太平洋諸国の太平洋諸国向輸出・入のシェアについて五五年を七九年で割

残高、(2)アメリカの輸出のBA残高、(3)三国間BAを中心とするその他BA残高のシェアの推移を見ると、(1)が三九・三%から二一・五%で約四六・七倍、(2)が三二・七%から二三・二%で約六〇・五倍、(3)が二八・〇%から五五・三%で約一六八・一倍となっている。三国間BAの中では、日本のシェアが高く、アメリカのBA市場は、日本の市場とまでいわれている。

四 太平洋諸国を中心とする円建BA市場育成の根拠

第3図 カナダとオーストラリアの輸出入を、カナダ→日本、日本→オーストラリアへと分解した時のファイナンスの場合（仲介貿易）

カナダ(C)社輸出、オーストラリア(A)社輸入(at sightベース)



(注) 本図は、Federal Reserve Bank of Chicago, 1976年5月号の Banker's Acceptances, J. L. Hervey の作図を参照に書きかえたものである。

かに応じて二通りに分かれる。ユーザンスの場合にはカナダの銀行振出の B A が、また一覽払ではオーストラリアの銀行振出の B A が日本の銀行の引受けを得て、B A 市場で売買される。

次に(3)の場合には、例えばカナダからのオーストラリア向輸出、日本が輸入してオーストラリアに輸出する場合であるが、オーストラリアの子会社がある場合と、カナダの子会社がある場合の二つに分かれる。前者の場合を仮定すれば、この子会社がカナダからの輸入をユーザンスで行うか一覽払で行うか、さらにオーストラリアへの輸出をユーザンスで行うか一覽払で行うかによって B A 手形の創生が分かれるので、合計四つの場合が考えられる。またカナダの子会社が日本にある場合も、同様に四つの場合が考えられるので、合計八つの場合で B A 手形が創生される。

本稿では、比較的複雑な(3)の場合の B A 手形創生のメカニズムを眺めておこう。カナダの C 社がオーストラリア A 社に輸出する場合で、カナダの C 社がオーストラリア A 社の子会社で東京の(A)(T)社に一覽払で輸出し、(A)(T)社がこれをオーストラリア A 社にユーザンスで輸出する場合である。これを眺めたのが第3図である。

六 円建市場育成のメリット

円建 B A 市場育成には、冒頭で眺めたメリット以外に、次の二つの副次的なメリットがある。

第一は、米ドルの過度な流出を抑制するというメリットである。このメリットは貿易構造の循環性から生まれる。すなわち、循環過程に円を供給すれば、日本はその他諸国に円の払超、その他諸国は

最後に、円建 B A 市場育成に際しての問題点を眺めておこう。

第一は、B A の金利水準をどうするかという問題である。アメリカでは通常 B A の金利は、T B の利回りより高く C D の利回りと競合している。B A の金利を安くすると売却が難しく、高くすると B A が育たない。アメリカの例にならって、定期性預金金利よりは高く、公定歩合よりは低いところに誘導するのがよいと考えられる。

第二に、太平洋諸国の輸出・入業者が円資金調達・運用をスムーズに行い得るかどうかである。非居住者が、輸出で得た円資金を日本で自由に運用したり、また輸入のための円資金を日本で自由に調達する事が許されていなければ、円建 B A 市場は育ち得ない。

第三に、B A 手形の売買を担当するのは誰かという問題がある。銀行が B A 手形を売買するのは、(1)市場が狭くなる、(2)特定取引先中心になる、(3)オペ対象にとりあげにくいなどのデメリットがあ

七 結 論

る。それ故、専門のディーラーを育成する必要がある。このディーラーは銀行出資である方がよい。何故ならB A手形には銀行の専門知識が必要だからである。

第四に、当局がB A市場育成に積極的な構えを示すかどうかである。アメリカの例にならばB A市場育成には、(1)再割の適格性規定、(2)非居住者B A保有促進、(3)準備率不用規定、(4)銀行預金要請の規制、(5)B A手形の貿易純化、(6)B A手形の価格維持などが必要である。B A手形は、特殊取引によって創生され、専門知識が必要なので、現先市場のように自然発生的には生まれ得ない。

以上四つの問題点に注目しながら、円建B A市場を、まず太平洋圏諸国の貿易にかぎって育成して行く事が必要である。この円建B A市場が軌道に乗った時に、太平洋圏貿易だけでなく、他の地域との貿易にかかわるB A手形をも取扱うようにすればよい。この過程で、円の国際化等のメリットも生まれて来よう。一挙に、これらメリットを実現するのは難しいので、まず条件の整った太平洋圏貿易で、その促進のためにB A手形市場を育成する事がよいと考えられる。

主要参考文献

- [1] Federal Reserve Bank of Chicago, Business Conditions, "Bankers' Acceptance," May 1976, pp. 3-11.
- [2] Federal Reserve Bulletin, "Bankers' Acceptance financing in the United States," May 1955, pp. 483-494.
- [3] Federal Reserve Bank of New York, "Trading in

Bankers' Acceptances; A View from the Acceptance Desk of the Federal Reserve Bank of New York," Feb. 1976, pp. 51-57.

[4] Federal Reserve Bank of New York, "Bankers' Acceptances," By Robert L. Cooper, Jun. 1966.

[5] Federal Reserve Bank of Cleveland, "Economic Review, Jul. 1970, "Bankers' Acceptances".

質問(名古屋大学 松永嘉夫)

(1) 円建B A市場は簡単には出来ない。その根拠は、(1)制度的整備が難しい、(2)低金利下円シフトが生じていない、(3)ドル建決済の慣行がある、(4)円の運用調達に困難がある等である。

(2) 貿易収支の循環性があるなら何も円を使わなくても米ドルでよいではないか。

(3) 仲介貿易でB A手形が、一つの取引で、二度も振出される事は実際にあるのか。

答 (1) B A手形市場はアメリカでもシンガポールでも制度的整備があつてこそ生まれたものである。また、B A手形市場は円シフトの有無とは関係ない。円シフトは金利裁定・為替裁定取引であるがB A手形は金融取引である。ドル建の横行は日本にB A手形市場がなかったから、広がったものだと思う。円の運用調達の困難は、B A市場育成等によつてある程度除去出来る。したがって、円建B A市場の育成は、さ程悲観的でない。

(2) 貿易収支の循環性をフローでとらえれば、円でも米ドルでも

かまわない。しかし、ストックでとらえれば、円が外貨準備として蓄積されるので、米ドルの流出をおさえる事になると思う。

(3) B A手形の引受売買は、金融取引であり、輸出と輸入に伴つて生ずるのであるから、B A手形が二度振出される事が充分生ずる。

質問(一橋大学 小島 清)

提案が、現状ではうまく進まないのは、④制度的制約があるからか、⑤やっても銀行にとって余り利益がないからか、⑥日本の銀行がTransnational Bankingをやれる程大きくない、⑦いない、Networkをもたないからか。

答 B A市場の成立が容易でないのは、制度的制約があるからだと思う。B A市場は、特殊な市場であり、また専門的な知識を必要とするので、当局の制度的な育成策があつてこそ初めて成立し得る。

次に、銀行はB A取引で、(1)アクセプタンスコミッションの獲得、(2)資金調達手段の多様化、(3)安全な資産保有、(4)金利裁定取引拡大等のメリットを得るので、円建B A市場育成を希望すると思う。

次に、Transnational Bankingをやれる程大きくなっていないという事はなく、日本の銀行のB A市場での活動、世界の金融市場での活動は、Over presentationの観すらある。

貴重な御質問を賜り有難うございました。

日豪経済関係の緊密化と課題

遠山嘉博

（追手門学院大学）

一 日豪経済関係発達の諸段階

日豪経済関係の淵源を一八七九年のシドニー万国博覧会への日本からの賛同出品、あるいは一八八〇—一八八一年のメルボルン市における日本商品販売店の設置に求めるとすれば、今年で丁度一〇〇年目を迎えることになる。しかし、日豪経済関係の態様はこの間に大きく変化、発展した。それはつぎの四つの段階に類別することができ

(1) 第一段階（第二次大戦前）

この期の日豪経済関係は、白豪主義のために稀薄であった。一八七四年に始まるトレス海峡での真珠貝漁業、一八八七年以降のクイーンズランド州におけるシュガー・ケーン・レイバラーの入植、一八九〇年に始まる兼松房次郎による羊毛買い付け等、いずれも個人的、断片的なものにすぎなかった。そこでの問題は通商・外交関係にとどまり、両国における経済政策が相手側に重大な影響を及ぼすということとはなかった。

(2) 第二段階（一九四〇年代後半—一九六〇年代前半）

日豪通商関係は戦争による中断の後、一九四七年八月に日豪民間貿易の再開により復活した。ただ当初は、日豪双方とも厳しい輸入

統制をとり、これが貿易の拡大を妨げていた。しかし、一九五七年七月の日豪通商協定の締結、一九六三年八月の同一部改正により、日豪貿易の本格的発展への条件は整備された。かくて、オーストラリア農畜産物の対日輸出と日本製工業製品の対豪輸出という相互補完関係が確立した。

(3) 第三段階（一九六〇年代後半—一九七〇年代）

①一九五〇年代後半以降の日本経済の重化学工業化、②一九六〇年—二月のオーストラリア鉄鉱石の輸出解禁、③一九六一年八月のイギリスのEEC加盟申請等、日豪経済関係の緊密化を促進する劇的な変化が前期末に相次いだ結果、日豪関係は単なる相互補完関係から、やがて分離不可能な相互依存関係へと変容した。貿易の量的拡大の急進展に加えて、日本の対豪直接投資とそれによるオーストラリアの鉱物資源開発が急速に進展した。この間、一九六三年以降の日豪経済合同委員会、一九六四年以降の日豪政府間貿易年次協議、一九七二年以降の日豪閣僚会議、一九七六年の日豪友好基本条約締結など、貿易の量的拡大、質的充実、日豪関係安定化のための諸対策が相次いだ。

(4) 第四段階（一九八〇年代以降）

しかし今後は、オーストラリア側における資源加工を軸とする工

業化の要請、日本側におけるエネルギー資源の安定供給確保の必要性とのからみから、日豪経済関係は技術協力を中心とするパートナーの関係にまで高まらなければならないと考える。この段階に進むためには、日豪経済関係の過去のあり方の反省に立っていくつかの政策課題に取り組まなければならない。

二 相互依存の実態と問題点

右のごとき日豪経済関係の緊密化の結果、今や日豪経済は相互にビルトインされ、セパレート不可能の状態にまで結びつきが強まっている。その実態を量的、質的に分析すると、つぎのようである。

まず量的には、一九七〇年代においてオーストラリアにとって日本は、輸出では二位アメリカを大差で引き離し、しかもその差を年々拡大しつつある「ガリバー型カストマー」である。輸入ではアメリカに次いで二位であるが、その差は年々縮小し、三位イギリスとの差は年々拡大しつつある「複占的ソーサー」となっている。かくて、オーストラリアにとって日本は、「往復でみて最大の貿易相手国」である。ところが、日本にとってオーストラリアは、輸出入とも最大の相手国であるアメリカに比してはるかに小さく、一九七八年現在輸出で八位、輸入で三位の国にすぎない。これからみると、特別に重要な相手国というわけではない。一九七—七八年度のオーストラリアの対日依存度は、輸出で三〇％超、輸入で二〇％弱と圧倒的に大きい。一九七八年のわが国の対豪依存度は、輸出で三％弱、輸入で七％弱と小さい。

ところが、質的内容をみると様相はかなり異なり、オーストラリ

アの対日主要輸出品目については、顕著な双方独占状態にあることが明らかである。すなわち、石炭、鉄鉱石、銅鉱、亜鉛鉱、ボーキサイト、マンガン鉱などオーストラリアの主要鉱物資源輸出の対日依存度は八〇—六〇％と圧倒的であるが、同時に、日本の輸入の対豪依存度も、亜鉛とマンガン鉱以外は五〇％前後と高く、国別では一位である。また、オーストラリアの羊毛、砂糖、牛肉、チーズなど農畜産物輸出の対日依存度も三〇—四〇％超と高く、一方日本のこれらの輸入の対豪依存度も二五—一八％と高い。国別でも、両国ともほとんどの場合一位である。

以上から、相互依存と一口にいても、依存の程度や内容、相互依存から影響を受ける度合いは両国間でかなり異なることに注意しなければならない。このような差を生じた要因として、つぎを指摘しよう。

(1) 日豪の国民経済の規模の差は、GDPで見ると五・六対一であり、それぞれの経済における相手方の比重は大きく異なる。このため、日本における経済の変動、経済政策の微調整は、何倍にも増幅された影響をオーストラリアに及ぼすことになる。

(2) 輸出入依存度の合計でみた貿易依存度にも差がある。一九七〇年代後半のオーストラリアは約二八％弱、日本は約二三％強である。すなわち、オーストラリアの方が国際貿易の影響を受けやすい体質にある。

(3) 貿易を相手国別にみた場合、オーストラリアの対日依存度は輸出入ともに大きい。日本の対豪依存度は輸出入ともに小さい。すなわち、日豪貿易から受ける影響は、オーストラリアの場合は日

本の数倍にもなる。

(4) 輸出商品別にみても、オーストラリアの輸出は特定商品への特化度が高く（一九七七年八年度の上位六品目で五〇・〇％）、安定性に欠ける。一方、日本の輸出品目は多様化しており、安定性が比較的高い。

(5) 個別商品の相手方への依存度（オーストラリア輸出品の対日依存度、日本輸入品の対豪依存度）は双方ともに高いが、石油以外は買い手市場の傾向が強い現在、オーストラリアはより不利、不安定な立場にあるといえよう。

三 貿易摩擦の発生とミクロ的政策課題

一九六〇年代後半以降の日豪経済関係の急速な緊密化の結果、一九七〇年代には貿易上の摩擦が頻発し、日豪双方は新たな対応を迫られることとなった。貿易摩擦の代表例として、つぎの三つのケースがある。

(1) 鉄鉱石のカットバック問題

オーストラリアの鉄鉱石資源の開発は一九六〇年代後半に始まり、日本経済の高度成長と重化学工業化による輸入増加に支えられて急速に進展した。しかし、一九七一年のニクソン・ショックによる景気後退のため、日本側は事前協議もなしに引取量の削減を打ち出した。オーストラリア側は従来の拡大見通しをベースとして開発計画を進めてきたため、鉄鉱石ストックの増大、新興鉱山町のゴーストタウン化など深刻な問題が生じた。一九七二年の最初のカットバック以後も、契約量と実際の引取量との差は拡大する傾向にある。政

策課題として、①相互に接触、話し合いの機会をもち、相互理解を深める、②現地備蓄の推進、③付加価値増大と雇用吸収に資する現地加工への協力などが考えられる。

(2) 牛肉戦争

牛肉の生産は懷妊期間の長い投資を要するため、市場の長期安定性は不可欠の要件となるが、日本の牛肉輸入は残存輸入制限品目の一つであり、畜産事業団が一括輸入している。この輸入割当量の決定や輸入量削減をめぐる、牛肉紛争が発生した。一九七二年の最初のそれは、石油ショックのためにわが国が事前通告なしに輸入枠の大幅削減、さらに輸入停止を打ち出したことから生じた。一九七六年の二回目のそれは、わが国の総選挙を前にしての割当量大幅削減から生じた。政策課題として、①輸入割当量の客観的ルールの確立、②割当量の安定化、③カットバックの回避ないし事前協議後の実施などが考えられる。

(3) 砂糖戦争

一九七四年一二月、日本の精糖会社三三社とタインズランド州の原糖輸出窓会社CSRとの間で砂糖貿易の長期契約が結ばれ、一九七五年から五年間、年間六〇万トンの原糖をトン当たり二九ポンドの固定価格で日本は輸入することにした。しかし、その後国際相場が急落し、値下げ交渉となったが決裂し、オーストラリア側は原糖積載船の送り出し強行、損害賠償の請求に訴えた。話し合いの結果、一九七七年一〇月に折衷的妥結をみた。政策課題として、①国際取引については国内取引と違った認識をもつこと、②契約内容の細部のつめ、③話し合いと相互理解の深化などの必要性が指摘

される。

四 一般的・マクロ的政策課題

右のミクロ的考察の結果、日豪経済関係のよりよき発展のためのマクロ的政策課題として、つぎの諸点を指摘しうる。

(1) 相互理解の深化

貿易摩擦は相互の価値観の相違、相手の特殊事情への無理解、自己の特殊事情の説明不足など、要するに相互理解の不足に基づくところが多い。日豪の接触と対話の機会を増し、相互理解を深め、「交渉」よりも「協議」による問題解決が望ましいし、また必要である。

(2) 国際的責務の自覚

日本の政府、業界人ともに、契約は契約としてこれを順守するという契約社会の慣行の尊重、重視を学ぶとともに、説得力ある自己主張も必要である。これらはともに、伝統的閉鎖社会に住むわれわれの不得手とするところであるが、これを体得して国際人として成長しなければならぬ。また国としても、経済大国の責務として相手国への影響力の大きさを自覚し、これに配慮すべきであらう。

(3) 経済関係の質的高度化

①戦前の個人的関係から、戦後は、②相互補完関係、③相互依存関係へと深化してきた日豪経済関係を、さらに、④パートナーの関係に発展させることが重要である。オーストラリアが望む資源加工産業の育成、工業化の推進に資本と技術の両面で協力、援助し、その見返りとして資源、エネルギー源の安定供給を確保するという形

に進むべきである。かくて日豪経済関係は、①戦前の通商関係から、戦後の、②貿易関係、③貿易関係プラス直接投資関係、さらに、④貿易関係プラス直接投資関係プラス技術協力関係へと高度化し、安定性を増すことができるであらう。

(4) 非経済関係の強化

戦後の日豪関係は、文化的、政治的な非経済的側面の親和関係の支えなしに、商業関係のみが不均衡に肥大化したという脆弱性をもっている。真に安定的な日豪経済関係の構築のためには、経済関係を補完、強化するものとして、政治、文化、芸術、スポーツなどの交流を活発化し、非経済関係の充実、発展を図らねばならない。この点オーストラリアの方が積極的であり、日本側のいっそうの努力が望まれる。

(5) 日豪関係の国際的拡大

日豪の相互依存関係、パートナーの関係は、さらに進んで近隣発展途上国の経済開発、経済発展のための協力体制へと国際的拡大をとげなければならない。その範囲としては、日豪間に横たわる東南アジア諸国に中国を加えた地域が考えられよう。オーストラリアはパプア・ニューギニアなど近隣諸国の経済開発に強い関心をもっており、日本は中国や東南アジア諸国の経済発展を援助すべき立場にある。前者に日本が、後者にオーストラリアが参画し、相互に協力しあうことにより、日豪は先進国として共通の国際的責務を果たさなければならない。それはまた、日豪経済関係の長期安定化にも大きく貢献するに違いない。

(付記)

- (1) 紙数の都合上、統計資料はすべて省略した。
- (2) 詳細は、拙稿「日豪相互経済政策の展開と課題」(追手門学院大学『オーストラリア研究紀要』第六号)を参照願いたい。
- (3) 貴重なコメントを頂いた一橋大学池間誠氏およびその他の方方に感謝申し上げる。

環太平洋国家圏への国際財政・システム論的政策

——国際(環太平洋圏)機構の財政学——

小沢 善雄

〈近畿大学〉

一 環太平洋国家圏構想の背景と問題意識

国際化時代に対応して広く行なわれるようになった二一世紀への日本を模索する中で、太平洋時代の到来とそこでの日本の役割が強調されている⁽¹⁾。しかも多くの学者も、世界の動向は次第に大西洋から太平洋に関心が移ってきており、ここ数十年のうちに新しい環太平洋時代の幕があけるであろうと考えるようになってきている。衛星通信、ジェット機、巨大タンカーなどの現代技術の急速な進歩とそれによる国際経済社会の人、もの、カネの情報緊密化は、世界の一体化と同時にまた新たな問題、危機を作りだし、コンピュータ技術による情報革命の進展は世界的な「連動性」と時代の「断絶性」を作り出し、今日の世界社会は歴史文明の重大な転換期を迎えている。太平洋をとりまく諸環境も以前と異なり、ここ二〇年間に最も経済的な急成長と変化を遂げた国は環太平洋の国々である。アジアの日本、韓国ばかり、西端の合衆国、カナダ、メキシコ、コロンビア、ブラジル(ブラジルは太平洋に面していないが、どちらかといえば大西洋でなく太平洋に視点を合わせた国だといえよう)しかりである。新しいダイナミックな文化と経済が形成される時代には、歴史

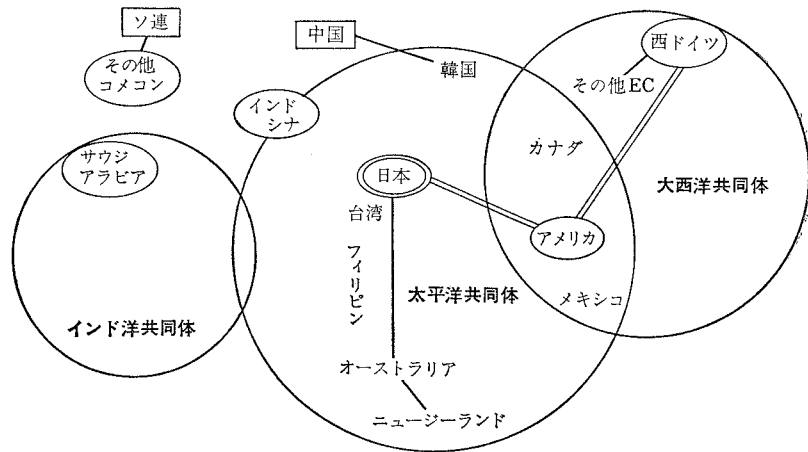
は大きく異なった文化間の相互作用は衝突と統合をもたらすことを証明している。太平洋で東洋と西洋がめぐり合う時、新しい「環太平洋」文化の誕生を示唆しているように思われる。このことが今後最も創造的かつダイナミックな地域となり、太平洋は障壁となるよりもむしろ統合を促がすものとなり、古代において地中海が果たした役割をさらに大規模に果たすことになるのではないだろうか⁽²⁾。この新たな「環太平洋(文化経済)圏」において、日本が決定的な役割を果たすように運命づけられていることには疑問の余地がないにせよ、この役割が何であり、今後どう位置づけ、その実現化方策を提起することが本報告の目的である。

二 環太平洋国家圏への方法論的アプローチ

(1) 国際財政政策論的方法

国際化時代に対応した日本の経済外交のビジョンとしての環太平洋国家圏構想の実現に向けて、日本財政が何をなしうるのか。今日国際協力、援助に対して明確な根拠づけ(理論、哲学が明確にされているとはいえない。我が国での「増税なき財政再建」の下で、自主的・主体的に環太平洋圏機構の創出するための方法論が要請さ

第1図 環太平洋圏のグルーピング



れている。そこでまずこれまでの国際財政論の諸研究をトレースすることによりその対応策を考えてみたい。

こうした国際機構創出の問題は財政学と国際経済論の接点に位置している。まさにそうであるがゆえにそれは「学問的セクショナリズム」の雲に遮ぎられ、財政学と国際経済論の谷間深く光を当てられる機会もなく埋もれたままにされていた。財政経済現象と国際現象の統一の把握の欠如は指摘されてもその学際的研究は未だフロンティアの領域に属している。しかしながら、まず秋山譲氏は「戦後資本主義国家財政の諸問題」(4)の中で第二次大戦後の「財政国際化」進展の二経路を明らかにしている。そこで「財政の国際的展開」は、国連の諸機構、IMF、世銀等によって行なわれてきている。これらの機構は各国の財政よりの拠出により設置された国際通貨と国際投資をになう国際機関であるが、このような各国政府の財政支出による協同機関の設置、その運用による資本主義的世界秩序の安定化の活動は戦後の新しい財政国際化の現象である。さらに大きな意義をもって展開されたのはアメリカの対外援助政策である。これらの援助は資本輸出の戦後の新しい形態としての国家資本の輸出である。戦後のアメリカ財政は、恐慌回避と資本主義的秩序の維持とそれへの支配のために財政資金放出政策を国際的に展開するに到ったとしている。そしてアメリカ財政の国際化は、一方における被援助諸国の財政のアメリカへの従属化という新たな事実の発展を意味するものであったと結論づけている。しかしながら財政国際化の二類型が一体相互にいかなる形で絡み合いつつ全体として各国の財政自主権にどのような作用を与えてきたのか不分明のままにある。

次に肥後和夫氏の「国際財政論」と題する論文である。日本の本格的な「自由化」時代、開放経済への移行の中で、経済およびそれを統制推進すべき財政金融政策に、これまでとは違った行動原理を強制するとして、その根本的な課題は、IMFおよびGATT体制を背景とする自由化の潮流が、いったい一国の繁栄に導く可能性を備えているかどうかに対する見込みをつけることであるとし、そのために自由貿易の利益および保護貿易の理論的根拠の検討に大半の努力を集中し、そこから導き出された世界的関税撤廃の理想に向けて各国財政政策の国際的調整を実施することの緊急性を強調している。そして現存資源の効率的利用、保護の撤廃を進めることが自由化段階では否応なしに強制され、財政政策は完全雇用政策を維持しつつもこのような方向に前向きに対処することを要求される。そしてその政策が成功するためには財政政策の面でも国際的な調整と協力が経済ナショナリズムを越えた次元で必要となってくる。つまり、自由化こそが世界経済の均衡的発展の保障であるとの調和論を基底に据え、その必然的帰結として財政面における国際的な「調整」「協力」を呼びかけている。そこでは各国の財政自主権は「経済的ナショナリズム」なる低い次元の事象であり自発的に放棄されるのがあたりまえであるとの認識「高い次元」があるように思われる。

G・シニメルダースも『財政政策』という著書の中で、戦後アメリカが積極的に展開した「国際的財政政策」が「超国家的財政政策」の誕生を促がしたとし、アメリカの国際財政政策は当初全般的に承認された集団条約にもとづく「財政連帯」主義という思想に根ざして展開された。しかしその方向はソ連の非協力等の事情から終戦後

二年にして「財政政策的双務主義」(マーシャル援助に代表される協力)の具体的根拠によって援助を与える方式に転換され、さらにそれは朝鮮戦争を契機に対欧軍事援助を中心とするような形に変化した。こうした一連の米国の国際財政政策に促がされる形で、通貨および財政問題について国際的に承認されたある種の行動規制が、全くひとりでに形成され始めており、アメリカの対外援助が、付帯条件としてもついていた「柔軟な圧力」にもとづいて形成された「国内の財政上の安定」という標識がある程度まで、財政政策や経済政策に関する一種の国際的な行動法典として、関係諸国の財政政策上の行動を規制する最初の超国家的な規準という性質を取得することほとんど疑い得ないとしている。

こうした国際財政政策を論じた諸研究が財政自主権等の問題に対してとられてきた方法・態度である。そこで経済大国化した日本外交のビジョン、国際秩序再構築の戦略的、創造的対応としてこの環太平洋地域に、国際財政政策論の立場からその機構化、組織化、制度化に向けてグローバルな展開を試みる意義は大きい。

(2) グルーピング手法

現代のアジアの状況を考えるとき、地理的にもアジアの極東であり中心ではない。日本の経済社会の発展段階は既に他のアジア諸国とは距りすぎてしまつて、統計上でも同一の範ちゅうに含めることができなくなっている。したがって「アジア共同体」というよりも、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドをも含めた「環太平洋圏」「太平洋共同体」というくくり方の中の日本に

何が期待され、日本に何ができるかを問うこと、そして国際間の共通の利害をみつめた上で一国民として、一世界市民として何ができるのかを問うことこそ民間外交の役割である。

これまでの地域協力機構、たとえば SEATO、ASPAC、ASEAN、さらには「パン・アジア」の構想にしても、日本は特異な存在であるにせよ、中心的メンバーではなかったということを知ることが重要である。太平洋国家として「環太平洋圏の中の日本」というくくり方（グルーピング手法）において始めて、中心的存在としての日本がクローズアップされる。さらには、「環太平洋の中の日本大陸」というランド・デザインにおいて、アメリカも中国も、そしてソ連も、いかに地理的には広く、その力が強大であるにせよ、主要国ではあるが、これを実現するために、国内の困難な利害関係をよく調整し、国際環境の変化にダイナミックな前向きな政策を国として採用していくことが期待されている。太平洋を舞台に、太平洋が結びつける数多くの民族、資源、文化、社会、国家の核的存在として、これらの積極的、多角的交流を円滑化し、発展させることが、今後の日本の国際社会に果たすべき役割であり、そのランド・デザインは我々日本人にとっても勇気づけられ、大きな意義をもってくるであろう。

国際社会における日本の地位ないし役割が論じられるとき、「アジアに帰れ」とか「アジアの一員としての日本」などといったアジア大陸に密着した発想がほとんどすべてであった。ところが近年に至り「アジア・太平洋圏」「太平洋経済圏」そしてさらに「日本は大陸である」（クーデンホフ・カレルギー）といった発想があり「環太

平洋圏」の一員としての日本がクローズアップされていることは注目値する。

(3) 国際（経済）環境分析手法としての制度・情況分析(System-chaos analysis)⁽⁵⁾

そこで次に、この「環太平洋圏の中の日本」という構想を具体的な政策プログラムとしてつめるために、国際環境の制度・情況分析という手法によって論究してみよう。簡略化していえば、主体の役割や主体間のルールが確定的で、予測性が高い場合を制度分析で把握し、情況分析とは、その反対に、主体の役割が明確に規定されておらず、その間の関係も、流動的で、予測可能性が低い場合をいう。制度・情況分析は制度化と情況化の二つの力の度合いに応じて国際社会の中に不均質な状態がくり出されていることに注目し、これにもとづいて不均質な国際政治経済のダイナミクスを分析する場合に有効なツールである。制度・情況分析は、環太平洋圏のように、制度化と情況化が入り乱れる国際システムの中では日本は単なる外交の一定の均衡条件を設定して、自国のシステム復元力をつけておくだけでは足りないということを深く認識する必要がある。日本の国内にもまた国際環境の中にも情況化の条件が作用している以上、環太平洋圏のそれぞれの国際主体が、流動的な国際環境の中で流動的にさまざまな課題に対処するほかはない。日本を含めて、それぞれの国際主体が国際環境（環太平洋圏）を一方的にコントロールするのがきわめてむずかしい状況の下では、日本（国際主体）は国際環境としての環太平洋圏に不断で人為的な適応 (artificial

and homeostasis adaptation) により国際環境に適合させ、同時に環境をもつくり変えていくというアプローチをとる必要がある（第3図参照）。それはまた日本を含む国際主体なりの直面する諸問題、たとえば、日本の防衛問題に、完全な解決を与えることを断念し、トータルな国際環境のものと部分的な解決をつみかさねていく適応努力を意味する。このことはまた環太平洋圏が、地域的な完全な解決を求めるような一枚岩の地域構造として構想されるのではなく、むしろ、多元で多様な、小機構や部分的暫定的なとりきめのリダン

ダンシー（ゆとり）のある組合せによって、日本を他の国際諸主体相互関係のダイナミズムの中から、どのような対立・妥協・分業・協力（業）などが生まれ、これがどのように、日本とその他の主体の変質を導き出すかを解決しつつ、構想されることを意味する。つまり従来のような制度化（システム化）の度合いを高めるという工

学的な整合性とは、全く原理を異にする国際社会設計が必要である。近代合理主義の延長としてのシステム技術的発想でない、いわば、ゲリラ的発想ともいえるべきものである。つまり、ゲリラ的発想は目標を明確に設定しておきながら、その行動の計画についてはきわめて柔軟で、かつ環境への適応をす早く行なうことに重点をおくように、日本の対外政策の選択を裏づける科学的根拠もまた、明確な国家目標設定と、柔軟で国際環境に敏感に適応する外交基盤を形成しうる条件を整備していかなければならない。

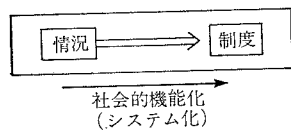
三 環太平洋圏、実現化のためのシステムの方策（制度・組織論）

これまでの、日本の経済外交は目標設定を行なうことをしないで、むしろ二極化世界の谷間に沈みながら、世界に対応することに終始してきた。そうした結果として、「ニクソン・ショック」や「石油ショック」などの外圧による転換を余儀なくされたことは、記憶に新しい。

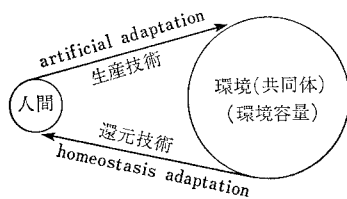
ナショナリズムが、対外的な経済依存関係に入り込んでしまっている現段階の国際環境としては、世界の体制に順応する方式としてのネガティブ財（負的政策）は通用しない。

今日のように、日本が大きな経済力を持ちその経済力を、環太平洋圏の経済開発のために役立てる道を選ぶか、それとも軍事力の基礎としてこれを用いるようにするのかといったことが、諸外国から問われている時、自らの選択による「正（ポジティブ）の政策」を展開しなければならぬ時期に来ている。

第2図 制度・情況のシステムの表現



第3図 人間・環境系における適応のありようとしての分析技術



そこで、環太平洋国家圏実現化のための具体的政策提案を考えることにする。

言うまでもなく、経済的手段としては環太平洋国家間における貿易、比較優位 (Comparative advantage) の理論からする産業調整および経済開発面での協力があげられよう。

研究、文化、教育面では、たとえば、環太平洋圏実現のための共同セミナー・会議の実施ないしは、太平洋協力委員会の設置、アジア開発銀行のような環太平洋開発銀行の設置および、太平洋大学の設置により、環太平洋国家圏を担う各国のリーダーの子弟の育成、強化によって、いざという時にはその人達が人質なる可能性を有するであろう。そうした制度、組織化の中で環太平洋国家間の人々に環太平洋共同体意識 (Pan Pacific Community Mind)、さらには地球共同体 (Global Community) 意識が芽ばえ、定着化していくこと、環太平洋圏構想の実現化のために総合戦略的手続き、展開がはかられることが肝要である(6)。

注および参考文献

- (1) 大平内閣発足に伴ない、ブレイン (長富祐一郎・森田一内閣総理大臣補佐官等) らによる政策研究会で、「環太平洋構想」が検討され、二一世紀をめざした外交ビジョンとして、環太平洋地域のもつ大きな可能性、ポリンシャリテイ (潜在能力、発展の可能性)、が太平洋諸国のためだけでなく、人類社会全体の福祉を反映のために、その可能性を最大限に引き出そうというもので、あくまでも自由で開

西独住宅政策の展開

はじめに

社会的市場経済体制の住宅政策は、国家主導による公共賃貸住宅建設中心でもなく、民間主導による民間持家建設中心でもない、住宅関連市場への、市場適合的な国家介入のあり方にその特徴がある。すなわち、市場における私的競争が、一定の公共的秩序の枠内で生じるように誘導された市場経済体制のもとで、住宅供給は、市場競争形態と大規模な国家助成との結合により、諸個人・諸企業のインシアティブが活かされる、社会的住宅建設制度においてなされている。

だが、大枠をなす経済・社会状況の変化に対応して、現実の住宅政策は、「より多くの国家を」と「より多くの市場を」という要請の間を左右に揺れている。

一 主轄省庁と政策内容の変遷

第二次大戦までは、住宅政策は労働力保全の観点から、社会政策の一環に位置づけられていた。そこで、内務省や労働省・経済省などの社会政策関連省庁が政策を担当していた。

ところが、大戦中に、大きな戦禍への対応に迫られて住宅委員会

かれた環太平洋諸国の相互依存関係の形成をめざしたものである。こうした構想の具体策として、『太平総理の政策研究会報告書』の、「環太平洋連帯の構想」大蔵省印刷局、一九八〇年、が参考になる。

- (2) Nobuyuki Fukuda, Kiyoshi Kojima, etc., "The Pacific Era-Issues for the 1980s and Beyond," World Peace Academy, 1978.

- (3) この理論的レビューは坂井昭夫「財政の国際化と財政自主権」、島・宮本・池上編『財政危機の国際的展開』有斐閣、一九六四年所収によるところが大きい。

- (4) 鈴木武雄・武田隆夫『財政学』青林書院、一九五六年所収。
- (5) この分析手法については、武者小路公秀教授 (現国連大学副学長) が『自由』誌に発表された「ゲリラ型政策科学のすすめ」として書かれたものを参考にシステム・ケオス分析 (System-Chaos Analysis) として体系化しつつある。

拙稿「人間・環境系における技術の論理」、『技術と経済』Vol. 7, No. 4, 一九七三年四月号, p. 48-52, ここでは技術 (technology) は「人間に特有な構想力による環境への人為的適応のあり方 (様式) (the mode of artificial and homeostasis adaption to environment) として定義される。」(第2図、第3図参照)

- (6) 野村総合研究所『国際環境および我國の経済・社会の変化をふまえた総合戦略の展開』総合研究開発機構、一九七八年。

佐藤 誠

〈西南女学院短期大学〉

という専門機関の登場をみ、住宅困窮令に基づく統制政策が採られた。さらに、戦後、連邦住宅省の創設をみて、ここにはじめて、住宅政策は独自の対象と手段を有する固有の政策体系として認知された。その法的表現が住宅建設法であった。同法の第一条で、「規模・設備・家賃 (持家負担) が広範な国民各層の要求に即応する、適正な住宅建設」すなわち、政府資金貸付けや税制優遇による「社会的住宅建設」を行なうことは「国家の任務」であると明記されている。自己責任・自己達成原則という持家「政策」のわが国のあり方とは、敗戦後の出発点から異なっていたというべきであろう。

ついで、六〇年代に入って、住宅政策は、連邦建設法や空間整備法の登場をまわって、住宅Ⅱ都市Ⅱ国土という三位一体的な計画、生活空間の整序政策として展開された。住宅省は、住宅・都市建設・空間整備省に脱皮した。

さらに、七〇年代に入って、建市建設促進法や住宅改善法など、都市再開発・住宅改善による、既存のストック活用型・生活の質重視型の政策が打出されるに及んで、名称はさらに、空間整備・建設・都市建設省と変化し今日にいたっている。

二 住宅市場の秩序と生活空間の整序

つぎに、西独モデルの特徴点を、暮らしの容器としての住宅についての社会的秩序の整序という秩序政策として把握してみたい。

(1) 社会的住宅供給の秩序

戦後二七年间に建てられた一、四五六万戸のうち、その四二・五%が百年間返済無利子(州によっては〇・五%)の政府資金貸付けを中心とした社会住宅であった。この社会住宅の建築主は誰でもどの法人でも平等の条件で扱われ、公共的な性格をもつ住宅が市場活力をいかしながら供給された。また、借家も持家も同等の条件である。

(2) 借家市場での競争的秩序

現存する約一、五〇〇万戸の賃貸住宅のうち、約五〇〇万戸が社会住宅であり、これらは外観からは他の民間借家と区別がつかず、両者の市場競争的併存によって、市場家賃は著しく押し下げられている。

(3) 社会的土地市場の秩序

一九世紀末からの土地改革運動の伝統から、地方自治体が土地保有拡充に努め、これを過熱しがちな宅地市場に供給して地価安定に貢献してきた。伝統的な区画整理や先買権の外に、七六年からは、建築命令で宅地利用促進を図るなどのコムナール政策で、社会的土地利用規制を行なえることになっている。また、都市開発による開発利益の公収(計画なくして建設なし)といわれるBプランなどで、宅地開発に一定の秩序が与えられている。

「プログラム」と、「将来・投資への特別プログラム」とが。

三 住宅建設の段階区分

さて、西独モデルの特徴を押えた上で、戦後の社会的住宅建設について、その推移を三つに区切って分析しよう。まず、「住宅建設の奇蹟」とうたわれた、五、六〇年代の「黄金時代」がある。ついで、住宅投資ブームに始まり、ストック政策の登場をみ、「神々の黄昏」をむかえた七〇年代が来た。そして、新「住宅困窮」時代が八〇年代から始まっている。順を追って、政策の展開を鳥瞰しよう。

(1) 「黄金時代」

戦後復興期の五〇年代は、新築戸数の五七%が社会住宅で占められ、投資額の四割が政府資金でまかなわれた。一応住宅難がおさまった六〇年に、ときの住宅相リユッケの提唱で約二分の一世紀の住宅強制経済を終らせる法律が制定され、急速に社会住宅の比率が落ちていった。そこで六〇年代全体では全竣工戸数に占める社会住宅の比重は三九%に下がった。また、全住宅投資に占める政府資金の比率は、六〇年の二二%から、六九年には一〇%を割る水準にまで落ち込んでいった。こうして、建設原資構成において、自己資金比率がほぼ一定で、政府資金比の減少分が、資本市場での調達によってカバーされ、その間に、営利追求型の投機的住宅投資の横行の芽はぐくまれた。

(2) 投資ブームと「神々の黄昏」の時代

インフレぶくみの景気過熱をみた七〇年代初期に、異常なまでの住宅投資熱が生じた。それまで大旨、年率五〇万戸台で推移してき

(4) 住宅・土地所有の秩序

各家計の不動産所有について、その社会的公平の実現が財政政策の重大課題となっている。ドイツ人世帯に限ると、持家率は五〇年の二五%から七八年には四二%に上昇したが、七五年の住宅所有、占有促進法は、既存賃貸社会住宅の持家化をはかって、年率一%の持家率上昇をめざしている。全家族の総資産に占める不動産の比率が六二%(七三年)で、最も富んだ〇・五%層を除けば、富裕階層は、金持ちではなくて不動産持ちである。例えば、純資産保有額が一〇〇・二、五〇〇万マルク層ではその九一%が不動産であり、資産額と不動産の構成比とは正比例の関係にある。最近の財政政策論議では、不動産所有への国家助成は、資産分配の決定的な横杆であり、貯蓄・生産資本形成への国家措置は二次的意義しか有していないとさえ言われている。

(5) 社会的な生活空間の秩序

昨今の住宅政策は、social well-being の基盤充実をめざす「社会的居住」秩序形成計画として展開されている。つまり、全国の「全ての市民の機会均等を実現する」ための連邦空間整備計画と、後進地域、発展強化地域への重点投資をめざす州の発展計画と、(再)開発によって都市の再活性化をめざす市町村の建設基本計画として。ことに、産業の構造的危機が叫ばれる中で、生活の質向上と同時に産業活性化をはかる、住宅建設(改善)Ⅱ住環境整備Ⅱ構造転換・景気・雇用対策の都市(再)開発が、「将来に向かっての勇氣」というスローガンのもとに政府から提唱されている。つまり、今年度から始まる四カ年計画として、都市建設促進法関連「連邦プ

た竣工戸数は、七三年には七一万戸を超えるまでにはね上がった。同年五月の金融引締めと、その後の石油危機がこのブームを終息させたが、宴のあとに、二千社もの企業倒産と、売るにも貸すにも高すぎる、二五万戸とも四〇万戸ともいわれる新築「在庫」の山が残された。

こうして、住宅の過剰時代を迎え、七〇年代の政策は、既存ストック活用に向けられ、雇用・景気政策として、都市再開発とセットになった、住宅改善政策にシフトしていったのである。投資の半分は、古家改善に向けられ、税・財政援助の強化もあって、今日では、全戸数の三分の一が、住宅改善されたといわれている。

(3) 新「住宅困窮」時代の到来

一九八〇年に、市町村の首長が構成する都市会議の年次大会は、人口集中地域での新しい住宅困窮問題を中心課題に取りあげた。また同年から、学生などの住宅占拠運動が盛んになってきて、急激に住宅は過剰から、過少の問題に論議が移ってきた。八一年の年次大会において、ドイツ借家人連盟は、百万もの、低所得者層の住宅困窮世帯が存在するとして、緊急対策の要求決議をあげた。

こうした状況は、第二次石油危機後の全般的経済事情の悪化、米国高金利政策の悪影響もさることながら、七〇年代後半の住宅市場での混沌にも原因があると思われる。

住宅市場における供給面での問題としては、現存ストック政策に比重がかかりすぎ、新規の供給、とりわけ賃貸住宅のそれが乏しきに失ったことがある。とりわけ、住宅困窮世帯と称される、単身生活者、子沢山家族、外人労働者など、社会の周辺グループに適した

住宅供給に不足がみられた。こうした低所得者層に対しては、黄金時代に年率二・三〇万戸の水準で賃貸社会住宅が建設されたのに、七〇年代に激減し、近年では僅か五万戸程度にまで水準を落としてしまっている。また、自由金融による賃貸住宅についても、高抵当銀行金利（二・二〜一四％）、高地価、高建設費等の悪影響で壊滅的な供給減をみている。

それなのに、需要面では、ベビーブーム世代が婚姻期に入ったこと、所得伸び悩みで家賃支払能力に制限があること、中古住宅市場で、高所得者層がノスタルジアから新築より古家を選好し、低所得者層の需要が満たされなくなってきたことなどの悪い条件が重なってきたのである。

こうして、八〇年代に入って、西独の住宅市場は手詰まり状態に陥っている。

泥沼化した不況下に、しかもあわや政権交替かと思えるほど厳しい財政難のおり、住宅難解決のための追加的財政支出は極めて困難である。昨今の連邦政府は、社会的住宅建設により多くの市場的要素を取り入れ、また、自由金融賃貸住宅投資の誘導のために傾斜家賃・比較家賃の導入や借家人保護の解除など、一連の自由化政策の導入を計ろうとしている。

八一年五月に、全面的な住宅・土地政策の改変へ向けた、大幅な法律改正案が政府から出され、また、反対政党や各州からも各種の法改正案が出揃い、連邦議会においてこの十月から、九つの法案審議が開始された。

地方自治体レベル、借家人連盟その他各界からは、年率五万戸の

追加的賃貸社会住宅建設や社会的抵当債券の発行など、住宅政策に「もっと国家を！」という声が湧き上ってきている。しかし、政党レベル、国政レベル、学会レベルでの政策論争においては、明らかに、基本的に潮流は、激しく、自由化に向かっていり、政策の振り子は「もっと市場を！」という方向で、かなり大きく右にゆれ動いている。

あるいは、また数年後に、この振り子は、「より多くの国家を！」と左に大きくゆれ戻すのかも知れないが、それは筆者の予想の及ぶところではない。

（付記）

本報告に対して、予定討論者の熊谷彰矩教授、また加藤寿延教授から貴重な御意見や御質問をいただきました。ここに記して感謝の辞に代えさせていただきます。

なお本報告に関連し、以下の拙稿を参照していただければ幸いに存じます。

- （1）「社会的市場経済と住宅政策」『経済学研究』第四一卷第五号。
- （2）「西ドイツにおける住宅・財形政策」『経済評論』昭和五十三年二月号。
- （3）「西独の社会的住宅建設と公益住宅企業」『九州経済学会年報一九八〇』。

利潤参加制度の分配効果について

一 序

本稿の目的は、利潤参加制度が所得および財産分配に及ぼす効果を、分析することである。利潤参加制度には、様々な形態のものがあり、その目的とする所は必ずしも同じではない。本稿で考える制度は、具体的には、西ドイツで五〇年代から度々問題とされてきたグライツェ（B. Gleitze）の所謂「超企業の利潤参加」構想に近いものである。すなわち労働者の生産財産の形成を目的とし、企業利潤の一定割合を財産形成給付として、労働者に無償で給付する（一）。かかる制度が分配や経済成長に与える影響については、すでに七〇年代に、ミュッケル（W. Mücke）やブレームス（H. Brems）といった人々によって、かなり詳細な分析が行われている。そして利潤参加によって、労働者の所得および財産分配率は上昇すること、一時的攪乱を除けば、経済成長への悪影響もないことが示された。他方イエーガー（K. Jaeger）は、利潤参加が労働者の分配を改善しえぬケースがあることを示した。そして筆者自身も、ミュッケルのモデルを一般化することによって、利潤参加がその目的を達成しえぬ場合があることを明らかにした。

しかし筆者自身の分析も含めてこれらの分析は、完全競争を前提

としたものであり、そこに利潤参加論の出発点となった事態と相容れぬ所がある。利潤参加が正当化される主たる理由は、著しい財産集中であり、その原因は、わけても競争の不完全に求められるからである。

二 寡占経済のモデル

そこで本稿では、競争が不完全にしか行われない寡占経済における利潤参加制度の分配効果を考察しよう。この目的のためにまず、寡占経済の諸特徴を反映させたモデルを構成する。モデルは次の二六個の方程式で示される。

〔利潤参加モデル〕

- （1） $X = \lambda a K$
- （2） $N = ab K$
- （3） $X = X_1 + X_2$
- （4） $K = K_1 + K_2$
- （5） $X_1 = (1 - \theta) r K_1$
- （6） $X_2 = (1 - \theta) r K_2 + RN + \theta r K$
- （7） $r = (X - RN) / K$
- （8） $R = w / p$

丸 谷 冷 史

（神戸大学）

- (9) $\dot{p} = a_0 + a(\lambda)\dot{w}$
- (10) $S = S_1 + S_2$
- (11) $S_1 = s_1 X_1$
- (12) $S_2 = s_2 \{(1-\theta)rK_2 + RN\} + s_3 \theta rK$
- (13) $g = S/K$
- (14) $S_1 = K_1$
- (15) $\dot{g} = f(g^* - g, (1-\theta)r - r^*)$
- (16) $z = K_1/K$

[記号]

X : 産出量, X_1 : 資本家所得, X_2 : 労働者所得, N : 雇用量,
 K : 資本ストック, K_1 : 資本家所有資本ストック, K_2 : 労働者所有
 資本ストック, r : 利潤率, R : 実質賃金率, p : 価格, S : 総貯
 蓄, S_1 : 資本家貯蓄, S_2 : 労働者貯蓄, g : 蓄積率, λ : 稼働率,
 w : 貨幣賃金率, g^* : 目標蓄積率, θ : 利潤参加率, r^* : 基準利潤
 率

[制約条件]

$a > 0, b > 0, a_0 > 0, 1 > a(\lambda) > 0, a'(\lambda) = a_1 > 0, 1 > s_1 > s_2 > 0,$
 $1 > s_3 > s_2 > 0, \dot{w} > 0, f_1 > 0, f_2 > 0, 1 > \theta \geq 0$

モデルには、資本家階級と労働者階級が想定されている。資本家は自らは雇用されず、資本を提供する。労働者は企業に雇用され、労働を提供する。しかし労働者も貯蓄をし、従って財産（資本）を所有していることに注意すべきである。はじめに、利潤参加率をゼロと考えて（ $\theta=0$ ）、利潤参加制度が導入される前の経済の構造に

投資 他方企業の投資関数は(9)式である。企業は長期的な視点から投資計画をたて、各期の目標蓄積率を設定する。尤も単純化のため本稿では、目標蓄積率（ g^* ）は一定と仮定する。企業は現実の蓄積率（ g ）が g^* から乖離する場合には、乖離幅が小さくなるように、投資を促進又は抑制する。その際企業は利潤率の動きをみて、微調整を行う。すなわち利潤率が、ある基準となる水準（ r^* ）を上まわる（下まわる）ような場合には、蓄積経路を高め（低め）にとる。 f_1, f_2 はいずれも正であるが、 f_1 は f_2 より大きい。

価格 企業は価格を設定する力をもつ。企業の価格設定に対応する方程式は(9)式である。企業は、価格設定時には所与である、賃金コストにマージンを上のせして、価格を設定する。しかし所謂マーク・アップ率は一定ではなく、需給関係の影響をうける。つまり企業は市場をにらみながら、価格を設定する。市場が堅調であれば、すなわち高水準であれば、賃金上昇分のうち価格に転嫁される割合は大となる。なお本稿のモデルでは、名目賃金率（ w ）およびその変化率（ $\dot{w}$ ）は、外生的に与えられる。しかしマーク・アップ率は固定されていないので、実質賃金率は変化する。

さらに利潤参加にあって直接の論拠となる次の二条件をおく。

- ①労働者の貯蓄率（ s_3 ）は、資本家の貯蓄率より小である。
- ②資本分配は著しく偏っており、資本家の所有する資本の全資本に占める割合（ z の長期均衡値）は、きわめて大きい。

三 利潤参加制度

前節では利潤参加率をゼロとして、「寡占経済」の諸特徴を説明

ついて説明しよう。

生産 企業は(1)式で示される生産関数に従って、生産を行う。これは一種の固定係数の生産関数であるが、固定されているのは、稼働資本当りの産出量（ $X/\lambda K$ ）で、資本／産出比率（ X/K ）は、稼働率に変化すれば、それと逆方向に変化する。つまり企業は市場の状態によって稼働水準を変化させ、産出量を調整する。企業は需要が供給を上まわる場合には稼働率を高め、逆に供給が需要を上まわる場合には、稼働率を下げる。そのような調整は、

$$(17) \lambda = \phi(g - S/K), \phi' > 0, \phi(0) = 0$$

という関数で近似しようが、ここでさらに「生産水準の調整は瞬間的に行われるものと仮定する。従って稼働率は常に「短期均衡値」

$$(18) \lambda = g[sa + (s_1 - s_2)(1 - \theta)z + (s_3 - s_2)\theta](a - bR)]$$

をとっており、貯蓄と投資は常に一致する。

雇用 雇用関数は(2)式である。企業は現実の生産水準に合わせて雇用量を決定する。従って一人当り産出量（ X/λ ）は一定であるが、資本／労働比率（ $X/\lambda N$ ）は、稼働率とともに変化する。

分配 総所得（ X ）は、資本家と労働者に分配される。資本家は資本の提供に対し利潤（ rK ）を受取る。労働者は、労働の提供に対する賃金（ RN ）と、資本の提供に対する利潤（ rK ）を受取る。利潤は提供した資本の大きさに比例して行われ、所有者による区別はない。

貯蓄 資本家および労働者の貯蓄行動は、それぞれ、(1)式および(2)式で示される。貯蓄は全て投資され、資本家および労働者の資本として蓄積される。

したが、ここでこの仮定をはずし、利潤参加制度をモデルに導入しよう。利潤参加は次のようにして行われる。総産出高（ X ）の中から、労働者に賃金を支払った後、企業には利潤（ rK ）が残る。利潤参加制度が導入されていない場合には、これが直ちに資本の所有者に分配されるわけであるが、利潤参加制度の下では、企業利潤の一部は、財産形成給付として、資本所有とは無関係に労働者にトランスファーされる。グライツェの構想では、財産形成給付は「社会基金」に拠出され、労働者は基金に蓄積される「社会資本」に対して持分を認められる。しかし本稿のモデルでは、基金は陽表的にあらわれず、給付は直接労働者に支払われるような形となっている。その意味では、利潤参加は超企業的なものであっても、企業内的な性格のものであってもよい。財産形成給付の大きさは、 θrK である。企業利潤からこの財産形成給付分を控除した残り $(1-\theta)rK$ が、資本所有に応じて各所有者に分配される。従って資本家の所得は(5)式で示されるように $(1-\theta)rK$ となり、労働者の所得は(6)式で示されるように、利潤所得 $(1-\theta)rK$ 、賃金 RN 、財産形成給付 θrK の合計となる。労働者にとって財産形成給付は、他の所得部分とは異質のものであり、たとえば使途の制限や据置期間の設定等の条件が付されるのが普通である。そのような措置は一般に財産形成給付が消費に向けられるのを防ぎ、貯蓄率を高めるものと期待される。この効果は、モデルでは、この部分に対する貯蓄率（ s_3 ）が、通常の所得部分に対する貯蓄率（ s_2 ）より高いという形で定式化されている。

さて利潤参加制度の導入は、わけても企業の投資行動に影響を及

ぼすであろう。それは一つには、財産形成給付があたかも賃金コストのように受取られることによる。従って投資関数の変数は、利潤率(r)ではなく、財産形成給付控除後の「純」利潤率($(1-\theta)r$)となる。他方利潤参加制度の導入又は利潤参加率の変更は、企業の投資計画(g^*)にも何らかの影響を与えるかも知れない。その可能性は、 g^* が θ の変化とともに修正されるという形で、モデルにとり入れることができる。

さらに利潤参加制度の導入は、賃金および価格形成にも若干の影響を及ぼすと思われるが、その分析は他の機会に譲りたい。

四 利潤参加制度の分配効果

上記のモデルに基づき、比較静学分析の方法によって、利潤参加制度が所得および財産(資本)分配に及ぼす効果を考察しよう。

われわれのモデルの動学系は、次の三つの方程式で構成される。但し λ は(8)式の値をとる。

$$\begin{aligned} (19) \quad & \dot{g} = f(g^* - g, (1-\theta)r - r^*) \\ (20) \quad & \dot{R} = -\alpha g + [1 - \alpha(\lambda)]\dot{w} \\ (21) \quad & \dot{z} = s_1(1-\theta)r - g \end{aligned}$$

比較静学分析が意味をもつのは、もちろんこの体系に長期的均衡解が存在して、しかもそれが安定的である場合に限られる。そのためにはたとえば、利潤参加率がそう大きくないこと、資本家の資本分配率(α)が大であること、投資は基本的には g^* に従い、利潤率の変化に対する調整は、微調整にとどまること等の条件が充たされなければならない(2)。われわれはこれらの条件が満足されるもの

と仮定して分析を進めよう。

(i) はじめに g^* に対する θ の影響が無視しうる場合を考えよう。このとき g および r の長期的均衡解に対する θ の影響は、

$$(22) \quad \partial g / \partial \theta = 0, \partial r / \partial \theta = r / (1 - \theta) > 0$$

となる。すなわち利潤参加率の上昇は、資本蓄積率には影響せず、利潤率は上昇する。そして利潤分配率は、 $rK/X = r/\alpha\lambda$ で、 λ の長期的均衡値は θ にのみ依存するので、 θ の引上げは、利潤分配率も上昇させる。他方、利潤参加制度の主目標である、資本分配率 z と所得分配率 π に対する θ の効果は、

$$(23) \quad \begin{aligned} \partial z / \partial \theta &= (s_2 - s_1) / (s_1 - s_2) (1 - \theta)^2 > 0 \\ \partial \pi / \partial \theta &= (s_2 - s_1) r / (s_1 - s_2) \alpha \lambda (1 - \theta) < 0 \end{aligned}$$

と計算される。すなわち利潤参加率 θ を大きくすると、資本家の資本および所得分配は悪化し、労働者の分配状態は改善される。注目すべきことは、このような効果は、もし利潤参加分に対応する労働者の貯蓄率(s_3)が、通常の所得部分に対応する貯蓄率(s_2)より大でなければ生じないことである。

(ii) 次に g^* が θ からネガティブな影響を受ける場合について考えよう($g^* (\theta) \Delta 0$)。 g および r に対する θ の影響は、

$$(24) \quad \begin{aligned} \partial g / \partial \theta &= s_1 f(g^* (\theta)) / (s_1 f_1 - f_2) < 0 \\ \partial r / \partial \theta &= r / (1 - \theta) - f_1 g^* (\theta) / (1 - \theta) (s_1 f_1 - f_2) > 0 \end{aligned}$$

と計算される。ここで符号の決定には、注(2)の条件を用いている。これにより、(i)の場合とは異なり、 θ は g にネガティブな影響を与えることがわかる。しかし r に対しては、 θ はポジティブな影響を与える。そしてこれは(i)の場合と同様利潤参加率が上昇するこ

とを意味している。次に所得および資本分配率に対する影響であるが、まず資本分配率に対する効果は

$$(25) \quad \partial z / \partial \theta = -(s_2 - s_1) / (s_1 - s_2) (1 - \theta)^2 + s_2 \alpha \lambda f(g^* (\theta)) / (s_1 f_1 - f_2) < 0$$

となり、利潤参加は、労働者に有利に資本分配率を変化させることが知られる。他方、所得分配率に対する効果は、

$$(26) \quad \partial \pi / \partial \theta = -(s_3 - s_2) r / (s_1 - s_2) (1 - \theta) + f_1 g^* (\theta) \{ (1 - \theta) r s_2 \alpha \lambda - z \} / (s_1 f_1 - f_2)$$

となる。しかし第二項が正負いずれともなりうるので、効果の方向は確定しえない。

五 結 論

われわれの寡占経済では、もし企業の計画蓄積率が、その影響を受けない場合には、利潤参加は、労働者の所得および資本分配を改善し、しかも経済成長には影響しない。しかし計画蓄積率が影響を受ける場合には、資本分配は改善されるものの、経済成長には負の影響が出る。そして所得分配が不利な影響を受ける可能性も排除しえない。

注

- (1) 利潤参加制度については、次の文献をみられたい。
市原季一「経営を超える成果分配」『国民経済雑誌』第一二八巻第五号、昭和四十八年十一月。
山本雄一郎「労働者財産形成—西ドイツにおけるその政

策思想について—」『商大論集』神戸商科大学、第二八巻第六号、昭和五十二年三月。

- (2) たとえば、 $(s_1 - s_2) \alpha \lambda f_1 > f_1$ かつ $s_2 > s_3 \theta$ であれば均衡は安定的である。

参考文献

- [1] Mückl, W.J.: Kapitalbeteiligung der Arbeitnehmer in einem neoklassischen Wachstumsmodell in: *Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik*, Vol. 186, Dec. 1971, S. 107-130.
[2] Brems, H.: Profit sharing and a wage earners' investment fund under steady-state growth, *Kyklos*, Vol. 28, 1975, Fasc. 1, pp. 94-116.
[3] Jaeger, K.: Sparverhalten und Vermögenspolitik in neoklassischen und generellen Modellen in: *Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik*, Vol. 187, Mar. 1973, S. 194-208.
[4] Ramser, H.J.: Sparverhalten und Vermögenspolitik, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Vol. 128, 1972, S. 269-292.
[5] 拙稿「利潤参加の分配効果について」『国民経済雑誌』第一三六巻第二号、昭和五十二年八月。

不況下の縁辺労働力

一 問題の所在

一九七三年末の石油危機によって、わが国は戦後最大の不況に見舞われ、雇用状態の悪化は多くの労働経済学者の関心を、それまでの賃金問題から雇用・失業問題に転換させた。表1は七四年以降の離職者の帰趨を示したもので、離職後の労働者の非常に興味深いポイントを示している。一九七八年三月現在でみて、七四年以降の男子離職者は六七三万人であったが、そのうち再就職したものは四七四万人、完全失業者となったものは六四万人、離職後非労働力化したものは一三五万人であった。これに対して女子離職者は七二七万人で、男子より絶対数で若干上回ったが、再就職者および完全失業者の数はいずれも男子より少なく、その六〇%近くは非労働力人口に転じていたことがわかる。つまり男子離職者のほとんどは労働力人口にとどまって、再就職するか、あるいは失業者として仕事を探しつつづけるのに対して、女子離職者のなかには非労働力化したものが非常に多い。しかも非労働力化した離職者四一八万人のうち二二三万人は、非求職の就業希望者であった。もし彼女たちが調査期間中に求職活動を行なうなら、失業者に分類されてしまう。したがって就業を希望していても、調査期間中に求職活動をしていない

表1 1974年以降の離職者の帰趨、日本、1978年3月 (単位:万人)

	合 計 (1)	再 就 職 者 (2)	完全失業者 (3)	非労働力人口 (4)	うち就職希望者 (5)
男 子	1,397	758	87	552	283
女 子	673	474	64	135	61
男 女 計	727	285	24	418	223

(注) 欄(2) 1974年以後に仕事をやめ、調査時点までに再就職したもの。

欄(3) 仕事をやめて失業者となったもの。ただし1973年以前に離職して失業者となったものも含まれる。

欄(4) 1974年以後に仕事をやめ、調査時点で非労働力人口であるもの。

(出所) 総理府統計局『労働力調査特別調査報告』より。

景気後退期の非労働力化現象は、おそらく他の多くの国々でも発見できるに違いない。もとより、時間経過のなかで労働力率を変化させる要因は多様であり、それらが相互に影響力を強めあったり打ち消しあったりして作用するから、実際に観察される労働力率の変動幅は、国によってさまざまな違いをみせるはずである。しかし、他の事情にして等しいなら、わが国の場合不況期に非労働力化現象をとくに著しく発生させる要因があるのではないだろうか。そしてもし事実が私の予想どおりなら、日本の失業率の景気非感応性を国際比較の視点から説明するに際して、縁辺労働力の作用を強調する十分な理由が存在することになる。不況期の非労働力化現象を顕著ならしめる要因とはなんだろうか。これを見いだそうというのが、この論文のおもな

小 野 旭

(二橋大学)

ことが、非労働力人口に分類されるための重要な判定基準である。不況期に非労働力化した人々は、好況に転ずると労働力化する。縁辺労働力とはこのような行動特性を有するグループである。

石油危機後の不況過程において、わが国の失業率が、上昇したとはいえ、先進諸国に比較して低い水準を維持していたことは、よく知られている事実である。いま一九七三年と七五年の二カ年の失業率をくらべると、アメリカが四・九%から八・五%へと三・六%ポイントの上昇、イギリスが二・六%から四・〇%へと一・四%ポイントの上昇、西ドイツが一・三%から四・七%へと三・四%ポイントの上昇であったのに対し、日本の失業率は一・三%から一・九%へ、わずか〇・六%ポイントの上昇であった。この事実をめぐって若干の仮説が提出された。終身雇用制度、縁辺労働力、雇用政策等がそれである。本稿では、従来の論議のなかでその重要性にかかわらず正面から取り組まれることの少なかった縁辺労働力の問題をピックアップして、その性格を若干の側面について明らかにしたいと思う。

経済活動水準の減退による仕事の喪失が非労働力化現象をとまなうとの指摘は、アメリカにおいてすでにかなり以前から行なわれており、初期の研究としては一九六〇年前後にまで遡ることができる。

目的である。私の考えによれば、就業機会の減少と非労働力化という二つの現象の間には、両者の関連を強めたり弱めたりするもう一つの要因(就業構造)が介在している。

二 就業構造と縁辺労働力

今回の不況期に関して、労働力率の変化率が過去の趨勢成長率からどれほど乖離したかを計算し、これを若干の先進諸国の間で比較してみると、わが国の労働力率(とりわけ女子)が他の国に比較して大きく低下していた事実が発見できる。このような現象を引き起こした原因はおそらく単一でないのだから、これに関連ある要因の一つとして、国際間における就業構造の差異を指摘できるのではないかと思う。

全就業者に占める業主および家族従業者の割合を一九七五年について計算してみると、イギリス七・八%、アメリカ九・七%、西ドイツ一五・八%、フランス一九・一%などに対して、日本は三〇・〇%である。業主・家族従業者比率が高いことは次のことを意味する。第一に必要なときに短時間夫の仕事を手伝う家業への生産補助者の比率が大きいこと、第二に内職者(彼らは統計上業主のなかに含まれる)の比重が高いこと、第三にわが国の場合には兼業農家のウェイトが圧倒的で、そのなかには家計補助的に非農業部門に就業するものが数多く含まれていること、などである。

業主・家族従業者に依存する企業は主として小零細企業であり、それは近代的大企業が支配的な経済と異なった労働供給行動をもたらし。第一は有業率(あるいは労働力率)の水準に及ぼす影響で

ある。小零細企業は、供給者が自ら労働時間をかなり自由に決定でき、自宅での作業が可能で就業の場を、多く提供している。そのため家庭の主婦にとっては、家事と両立させて就業できる。その結果、彼女たちの有業率は高まる。(2)第二は循環変動過程における有業率の変化に及ぼす影響である。生活の場と仕事の場とが密着しているために、仕事量の変化に関する情報、ほとんど(あるいはまったく)コストと時間の遅れをとまわずに、労働供給者に伝達される。したがって、労働需要の増加は家事に専念していた主婦をただちに労働力化させる。労働力に対する需要が減少した場合はどうだろうか。(3)仕事が従来家計補助者のなかには雇用保険の対象とならない人々が含まれており、仕事を失っても失業給付を受けることができない。失業手当の受給資格を得るためには、職を失いかつ労働の意思と能力とがあることが必要で、労働の意思の有無は求職の申込みによって確認される。しかし雇用保険の対象にならない人々は、失業給付を受けようとする人々と異なっており、仕事がありそうにない家業への生産補助者は、もともと家事のかたわら夫の仕事を手伝う人々であるから、仕事量の減少が生活水準を大幅に引き下げるのではないが、仕事がなくならないまま家事に専念する傾向がある。このように、業主・家族従業者の比重の高い経済では、女子労働力率の水準が高いだけでなく、就業機会の増加に対して労働力率がよりいっそう敏感に反応すると期待できる。求職意思喪失効果は、程度の差を別にすれば、どの国にも見いだすことができるし、したがって景気変動過程における失業率の上下動を緩和させる作用をも

つに違いない。しかし前近代的な就業構造のもとでは、しからざる場合と比較して、この緩和作用が大きくなると思われる。わが国には、完全雇用に対するものとして全部雇用の概念がある。これは、職を失ったものが失業者として顕在化することの少ない経済構造をいい表わしたものであって、梅村又次は縁辺労働力の作用を全部雇用成立のメカニズムと結びつけている。ここでの彼の議論は、前近代的な就業構造が求職意思喪失効果をより強力に作用させる素地になりうることを指摘したものといつてよい。

三 女子有業率の経験的分析

これまでたびたび述べてきたように、景気変動過程における労働力率の感応度は就業構造に依存していると思われる。この最後の節では、総理府統計局の『就業構造基本調査』から利用できる一三地域ブロック別データを用いて、上記の仮説を検証してみよう。

資料の制約のために労働力率でなく有業率を用いる。地域ブロック別の女子有業率(P_f)が被説明変数であるが、以下の推定では一九七一年、七四、七七年の三カ年分のデータをプールして用いる。地域区分は一三であるから、標本数は三九になる。説明変数として考慮したのは次のとおりである。

男子計の一人当り実質所得(Y)……これは世帯所得の代理変数で、一人当り業主所得と一人当り雇用者所得の加重平均値を、一九七一年・一四の全国消費者物価指数でデフレートした。データは各地域ごとに年次別に用意できる。

女子の一人当り実質所得(Y_f)……女子に関する値であるとい

う点を除けば、 Y と同じである。

男女計の殺到率(U)……労働市場の需給バランス指標で、有効求職者数(供給)を有効求人数(需要)で除した値である。データは各地域ごとに年次別に用意した。女子の場合には地元での就業を強く選好するであろうから、全国の需給バランス指標より各地域の需給バランス指標のほうがよい。

女子の殺到率(U_f)……女子に関する値であるという点を除けば、 U と同じである。

業主・家従比(E)……有業者に占める業主・家族従業者の割合で、地域ごとの就業構造を示す変数である。データは各年次につき地域別に利用できる。

世帯所得の上昇は女子有業率を低めると想定できるから、 Y の係数は負である。女子の一人当り所得の上昇は女子有業率を高めると思われるので、 Y_f の係数は正である。殺到率の高い地域は就業機会が少ないことを意味するから、労働力率は低くなると想定できる。よって U や U_f の係数は負である。男女計の殺到率と女子のそれとを用意したのは、女子有業率に対してどちらがより説明力の高い変数であるかを吟味するためである。最後に就業構造の地域差を示す変数 E であるが、業主・家族従業者の比重の高い地域ほど手近な就業機会に豊富と仮定できるので、 E の係数は正である。

以上の議論のなかには、循環的変動に対する女子有業率の感応性が就業構造に依存するという仮定は、まだ含まれていない。この仮定を吟味するために、回帰方程式に業主・家従比と殺到率との積 EU (あるいは EU_f)を導入することにした。この係数の理論的符

号条件は負であり、前近代的就業構造(高い E)で特徴づけられる地域ほど、労働需給バランスの緩和(U あるいは U_f の上昇)は女子有業率を大きく低下させると想定される。かくして全変数を考慮したときの回帰方程式は、

$$P_f = a_0 + a_1 Y + a_2 Y_f + a_3 E + a_4 U + a_5 E U \quad (1)$$

あるいは、

$$P_f = a_0 + a_1 Y + a_2 Y_f + a_3 E + a_4 U_f + a_5 E U_f \quad (2)$$

で示される。

表2には、若干の変数をおとした場合を含めて、式(1)および(2)の推定結果を示した。そのうち最も高い決定係数を与えたのは、式(1-3)であった。

式(1-3)を用いて、一九七四年から七七年にかけての殺到率

の上昇が、女子有業率にどれほどの変化をもたらすかを計算してみよう。就業構造や所得変数は七四年の値で不変であったとすると、

$$\Delta P_f = -0.052 E \cdot \Delta U$$

となる。先進地域の例として関東一を、後進地域の例として南九州をとると、

$$\begin{aligned} \text{関東一} & -0.052 \times 21.0 \times 0.91 = -0.99\% \\ \text{南九州} & -0.052 \times 45.6 \times 0.78 = -1.85\% \end{aligned}$$

となり、先進地域と後進地域とで、女子有業率の変化には倍ほどの差が生じていることがわかる。この値はもちろん各地域における殺到率の変化の差にも依存するが、上記の例の場合には圧倒的に業主・家従比の違いが重要である。

式(1-3)にもつて、一全国全体の有業率への効果を推定し

表2 女子有業率(P_F)に関する回帰方程式の推定結果

説明変数 式番号	const.	Y	Y_F	E	U	U_F	EU	EU_F	$\bar{R}_2$
(1-1)	38.292 (3.04)	-0.534 (2.68)	0.839 (2.63)	0.501 (2.65)	-1.850 (2.08)				0.654
(1-2)	34.003 (2.62)	-0.516 (2.60)	0.789 (2.47)	0.647 (2.92)	1.891 (0.59)		-0.098 (1.23)		0.659
(1-3)	34.983 (2.74)	-0.521 (2.65)	0.819 (2.62)	0.597 (2.93)			-0.052 (2.38)		0.666
(2-1)	41.016 (3.34)	-0.504 (2.47)	0.771 (2.41)	0.439 (2.47)		-1.513 (1.92)			0.648
(2-2)	34.426 (2.67)	-0.508 (2.53)	0.764 (2.43)	0.649 (2.85)		2.612 (0.88)		-0.116 (1.44)	0.659
(2-3)	37.111 (2.97)	-0.497 (2.49)	0.769 (2.45)	0.545 (2.81)				-0.047 (2.27)	0.661

(注) () 内の数字は t -value を示す。

独占禁止政策の指針としての経済学

——理論と政策課題との懸隔を中心に——

一 問題の所在と接近方法

本報告の目的は、経済学が独占禁止政策の指針として、十分な資格を持っているかどうかを問うことである。言うまでもなく、独占政策に理論・実証の両面で指針を提供してきたのは、主として価格理論とその応用分野としての産業組織論である。それゆえ、本報告で組上に上せるのは、この両者である。私は常々、この分野の経済学が、抽象論ないしは原則論に終始して、現実の独占問題の解決にどれ程貢献しているか疑わしいと思ってきた。その理由は、理論と政策との間に大きな懸隔があると思うからである。本報告では、この点に焦点をあわせて、この分野の経済学の主要な問題点を探ることにする。

さて、本報告は、この問題を検討する視座を、主として「新シカゴ学派」ないし「行動主義」的産業組織論に求めている。産業組織論生誕の地ハーバード大学では、ながいあいだ市場構造重視の研究態度が貫かれてきた。今日、独占政策に構造規制の要素が導入されてきているのは、こうした研究態度と無縁でない。しかし、早くから、こうした「構造主義」的方法では、競争の動態的局面をはじめ

よう。地域別データからの単純平均で殺到率は一九七四年が一・一三、七七年が二・〇四、したがって $\Delta P_F = 0.91$ である。他方七四年の業主・家従比は三二・八%であったから、

$$\Delta P_F = -0.052 \times 32.8 \times 0.91 = -1.55\%$$

つまり女子有業率を一・五五%ポイント減少させる効果をもっていたことになる。七四年の女子十五歳以上人口は約四、三〇〇万人であった。したがって、約六七万人 (3200×0.055) の非労働力化が生じていたと推定される。もし彼女たちが非労働力化せず求職活動をしたとするなら、ちょうどこの分だけ女子失業者数に加算される見当になる。労働力方式と有業者方式とを同一視できないが、『労働力調査』によれば一九七四～七七年間の女子失業者数は約三十四万人であった。それゆえ失業者数は女子だけで一〇〇万人 ($34 + 66$) を突破してしまう。有業率なり労働力率の僅少な変化が、労働需給バランスや失業率に与える効果には、無視しがたいものがある。

小林 逸太

〈東海大学〉

として、競争の本質にかかわる多くの実態をみすこしてしまおうという批判が、主として、シカゴ大学やカリフォルニア大学を中心として活躍してきた研究者達によって盛んに行われてきた。しかも、これまで、わが国の産業組織論は、かれらについて、正当な評価を与えてこなかったように思う。私は、これらのいわば「反主流の産業組織論」が、独占問題に対して、きわめて現実的かつ根源的な問いかけを行っている点に注目したい。

また、本報告の後半では、独占政策の公共経済学的分析を行うが、そこでは、いわゆるシカゴ・ヴァージニア学派の考え方を援用する。実際の独占行政に関する技術的な問題は、従来のこの分野の経済学が、ほとんど取り上げなかったものである。かれらは、独占政策の費用・便益的視点から、この問題にメスを入れている。

二 基礎的諸概念をめぐる混乱と非操作性

この分野の経済学が共有する分析諸概念は、しばしば曖昧であり、操作性に著しく欠けるために、実際の独占問題を解く際に、有力な分析用具とはならない。この種の批判から逃れられないものとしては、「競争」ないし「競争の程度」(または、「独占の程度」ないし

は「市場支配力」、「市場」「産業」「品質」「製品差別化」「規模の経済性」などがただちに思いつく。これらの概念は、この分野の経済学にとっては中心的なものでありながら、論者によって程度の差こそあれ異なった形で定義されている。独禁法の効率的運用というひとつの科学的目的にとって、同一概念が異なっていて定義されているということは好ましいことではない。そのことが、誤った政策提言や公正を欠く独禁行政を誘発することになるからである。

たとえば、構造主義者の「競争」の考え方と、新シカゴ学派のそれとはきわだった対立を示している。前者は、市場構造上の特徴が競争の態様や強度を決定すると考えるのに対し、後者は、競争のプロセスや対抗関係の中に、競争の本質をみようとすると。たとえば前者は、寡占産業の高い利潤率は、少数の大企業の市場支配力の結果であると考え、後者は、大企業の合理的な市場行動の中に、競争を有利に展開しうる能力と超過利潤の発生する可能性を発見する。一方、基礎的諸概念の非操作性は、独禁行政や独禁法の審判決の現場で、経済学が有効な情報を提供しえない事態を生んでいる。この意味で経済学者は、独禁法の分野に積極的に参加して、従来の分析概念を独禁行政に役立つよう精緻化したり、修正せねばならない。

三 公共政策体系の中の独禁政策

独禁政策と他の公共政策との関連について、この分野の経済学は、これまで明確な定式化をしてこなかったように思われる。財政・金融政策などの量的政策に比較すると、独禁政策は質的政策であるから、公定歩合の変更の効果を予測するように簡単にはいかない。し

かし、独禁政策の効果を正しく予測し、他の公共政策への影響をも考慮せねば、全体として調和のとれた公共政策は望めない。たしかに、自由市場経済システムを基盤とする社会では、（たとえその実体が、混合経済という形をとっているとしても）独禁政策によって、経済活動に一定の競争秩序を与えることになっている。しかし、独禁政策が、経済秩序だけでなく、所得分配や経済成長など、他の経済的局面に無視しえぬ影響をおよぼすことも事実である。以下では、わが国の独禁法を例にとって、現実の独禁政策が、公共政策体系の中で、理論的にかならずしも明確な位置づけを与えられてこなかったことを指摘してみよう。

まずはじめに、わが国の独禁政策は、独禁法に則り、直接的な目的をふたつ持っているという事実からこの問題をとりあげたい。つまり、ひとつは、競争秩序を維持して、市場機構の資源配分機能が十全に発揮できるようにすること、いまひとつは、独占のもたらす不公正を除去するとともに競争上の弱者を保護することである。い

いかえれば前者は、経済的効率性の確保であり、後者は、経済的公正の実現である。

しかし、ここで次のような問題が発生せざるをえない。まず第一に、「競争による効率」は「計画や政府介入による効率」とどのように異なるのか、後者が前者にとって代わることが国民経済的観点から許されるのはどんな時かという問題である。これを、理論的に「異時点間の動態的資源配分」の問題と片付けるだけでは、いわゆる「投資の政治的性格」（グラマー）の前で、経済学の無力さを晒すだけである。

第二に、効率と公正とが対立する場合は、どんな時で、その場合どちらに政策のウェイトをおくかという問題である。もちろん、独禁政策は効率だけを考慮し、公正の方は、社会保障政策や租税政策にまかせるべきだという立場もあり、もともと市場機構に信頼をおく立場からすれば競争システムを体化した価格機構のほうがむしろずっと簡単に公正が実現できると反論しうるかもしれない。しかし、

そうした考え方は、理論と政策課題との間の懸隔をますます拡げてしまふに違いない。たとえば、所得分配に与える影響を考えてみよう。独禁政策が、所得分配に中立的であることはありえない。意図しようとしまいと、独禁政策が、社会の一部の構成員のみの厚生を改善（悪）することは事実なのである。いわゆる「独占の厚生損失」の文脈からすれば、「厚生の三角形」だけが問題であるわけではなく、「独占利潤の矩形」も等しく独禁政策の問題を宿しているといえるのである。

第三に、効率と公正の実現という政策目標は、成長や安定といったその他の政策目標とどんな関係にあるかという問題である。もちろん、経済成長は、効率的資源配分と何ら対立するものでなく、後者は前者の必要条件でさえある。一方、経済的安定も事実上「着実な成長」とほぼ同義であるから、成長の問題と考えてよい。しかし、成長の加速化を意図した産業政策には、しばしば反競争的施策がとられること、成長の所得弾力性の低い産業には成長目標に国民的合意を得るために、反効率的な保護政策がとられることなど、現実にはこれらの政策目標のあいだに対立が発生する。

以上は、独禁政策が、他の政策との関連でひきおこすであろう問

題のはんの一部であり、実際には、さらに多様な問題が発生しているはずである。この分野の経済学は、こうした問題に通り一遍の説明をするにとどまっていると思われる。

四 公共財としての独禁政策の最適供給量

独禁政策は一種の公共財である。なぜなら独禁政策当局による独占の排除あるいは有効競争の維持・促進という公的サービスは、公共財に固有の「非競合性」や「非排除性」をもっているからである。独禁政策が公共財であれば、他の公共財と同様に、その効率的供給ないしは最適供給量の決定という難問がましかまえている。

しかし、この点について、この分野の経済学は、素朴な理論を用意するにとどまっている。たとえば、エルジンガとブレイトのモデルは、独禁政策の社会的総便益曲線を下に凹の関数で、社会的総費用曲線を下に凸の関数であらわし、それぞれの導関数から求めた社会的限界便益曲線と社会的限界費用曲線の交点を、社会的に最適な独禁政策実施量（競争強度の最適目標）とした。このモデルでは、競争の強度が完全競争水準よりも低い左の方に交点（均衡点）のあることが明示されている。つまり、競争の強度を交点より右にしようという政策的試みは、むしろ経済的非効率を生むと考えられている。クラークの「有効競争」概念やミードの「次善の理論」にあらわれた社会的な費用・便益的視点が、ここにモデル化されていることは興味深い。

このモデルから、われわれは、次のような独禁政策の新しい課題（それゆえ、この分野の経済学にとっても新しい研究課題）を想起

しうる。①独禁政策に対する立法・行政ニーズを最低の探求コスト
での確に把握し、②最小の立法・行政コストで最大の社会的便益
(たとえば独占の排除)をあげること。そのために、③目的達成の
ための最適な手段を選択することである。

しかし、経済学の現状は、これらの政策課題に有効な助言を与え
るまでに至っていない。たとえば①の課題は、独禁政策当局の情報
収集・処理能力の問題であると共に、独禁法の適用により最大の社
会的便益が得られるものから手をつけるという原則を尊重すること
である。理論的には「独占の厚生損失」の大きい産業から着手する
ことであろうが、理論の是非はともかく、厚生損失の大きさを測定
することには、技術的に多くの問題があり、現実には、産業の売上
高の規模の方が、政策当局の問題選択行動を首尾よく説明している
という実証結果もある。②の課題は、独禁政策関連諸資源の効率的
利用ないし独禁行政の効率化の問題であり、これには政策当局の組
織と行動についての分析が不可欠である。③の課題は、いわゆる
「構造規制か、弊害規制か」という大局的な手段選択問題のほかに、
やみカルテルに対する課徴金や同調的値上げの報告義務など、罰則
規定の軽重の問題や独禁法の運用上の諸問題をふくんでいる。もち
ろん、独禁政策当局による行政指導の有効性や合併(審査)事務処
理基準など一種のガイドラインの公表によるいわゆる予防行政の効
果も問題になるであろう。

以上の考察から、われわれが導きうる結論は、独禁政策の効率的
実施には、計画システムの導入が不可欠であること、また、計画立
案および政策実施に必要な統計データの収集・整備ならびにデータ

の統計的解析とその手法の開発も必要だということである。

五 結 論

理論と政策課題との懸隔を中心に、この分野の経済学を一瞥した
率直な印象は、当初危惧した通り、理論の有効性に疑問を感じざる
をえないというものである。問題の突破口は、理論の修正や精緻化
はもろろんのこと、法律学やマーケティング論の分野との学際的協
力と研究とを推し進めることであると思われる。

なお、経済学の現状を批判した点については、実証研究によりそ
の正当性を証明せねばならない。報告に多くの内容を盛り込みすぎ
たという嫌いもあるので、この責任は次の機会に果たすことにした
い。

参考文献(報告の内容順、詳細は拙稿〔5〕参照)

- [1] W.G. Shepherd, *The Economics of Industrial Organization*, (1979).
- [2] 拙稿「独占禁止政策の指針としての経済学—政策論から
の批判的展望」、『社会科学討究』第七十五号(昭和五十六
年)所収。
- [3] P.J. McNulty, "Economic Theory and The Meaning
of Competition," *Quarterly Journal of Economics*, Nov.
1968.
- [4] H. Demsetz, "Industry Structure, Market Rivalry,
and Public Policy," (J. F. Weston & S. I. Ornstein ed.,

The Impact of Large Firms on the U. S. Economy, 1973

所収)。

- [5] —, "Economics as a Guid to Antitrust Regula-
tion," *Journal of Law and Economics*, Aug. 1976.
- [6] F. M. Scherer, *Industrial Market Structure and Eco-
nomic Performance*, 2nd ed. (1980).
- [7] H. J. Goldschmid, M. H. Michael, and J. F. Weston
ed., *Industrial Concentration: The New Learning*, (1974).
- [8] I. M. Kirzner, *Competition and Entrepreneurship*,
(1973).
- [9] 新野幸次郎『産業組織政策』新評論(昭和四十五年)。
- [10] 堀山昌一「経済政策としての競争促進」小西唯雄編『競
争促進政策と寡占体制』(一九七六年)所収。
- [11] 原豊『産業組織論』中央経済社(昭和五十一年)。
- [12] B. de Gaay Fortman, *Theory of Competition Policy*,
(1966).
- [13] M. S. Massel, *Competition and Monopoly: Legal and
Economic Issues*, (1962).
- [14] O. E. Williamson, "Allocative Efficiency and the
Limits of Antitrust," *American Economic Review*, May
1969.
- [15] R. A. Posner, *Antitrust Law, An Economic Perspec-
tive*, (1976).
- [16] J. A. Dalton and S. L. Levin ed., *The Antitrust*

Dilemma, (1973).

- [17] K. G. Elzinga and W. Breit, *The Antitrust Penalties:
A Study in Law and Economics*, (1976).
- [18] —, "The Instruments of Antitrust Enforcement,"
(拙稿〔9〕所収)。
- [19] W. F. Long, R. Schramm and R. Tollison, "The
Economic Determinants of Antitrust Activity," *Journal
of Law and Economics*, Oct. 1973.
- [20] R. A. Posner, "A Statistical Study of Antitrust En-
forcement," *Journal of Law and Economics*, Vol. 13,
1970.
- [21] L. W. Weiss, "An Analysis of the Allocation of Anti-
trust Division Resources," (拙稿〔9〕所収)。
- [22] R. H. Bork, *The Antitrust Paradox: A Policy at War
with Itself*, (1978).
- [23] D. T. Armentano, *The Myths of Antitrust: Economic
Theory and Legal Cases*, (1972).

(付記)

報告に対して原豊先生から有益なコメントをいただいた。紙幅の
都合で、その内容をここに記せなかった。不勉強のため、拙稿をま
とめる際に先生の御指導を十分生かすことが出来なかった点もあわせて御詫ひ
したい。また、越後和典先生(座長)や小西唯雄先生をはじめ多数
の先生から貴重な御意見をいただいた。紙面をかりて感謝したい。

日本の技術進歩の推進因

影山 億一

(千葉商科大学)

日本における技術進歩の主たる推進因として、企業系列制と現場重視の経営姿勢とが考えられる。最初に技術進歩の推進力に関する学説を整理し、今後の課題を提示したうえで、企業系列制と現場重視の経営姿勢の具体的役割について言及していきたい。

一 企業規模と寡占・競争の効果

技術進歩を自由競争、寡占などの産業組織や企業内の生産システムから説明しようとする試みは、これまでに欧米の多くの学者によって行なわれてきた。シュムペーターが提唱した一つの見解は、その後における研究の出発点となった。『資本主義、社会主義、民主主義』の中で、シュムペーターは完全競争下にある企業の労働生産性は劣っているとして、大規模企業と寡占的生産組織こそ経済進歩の強力な推進力であると強調している。これはシュムペーター仮説といわれ、多くの学者がその正否について研究し、論争的となってきた。

二 資金調達力、市場ならびに生産規模

技術進歩の経済学における中心問題は、近年、研究開発体制と製品市場動向とに移行してきた。とくに、研究開発を推進するうえでの資金調達力、新製品の市場、企業の生産性と規模の経済、所得、

価格弾力性や新技術普及の要因などに研究の中心が移っている。O E C D (経済開発協力機構) では、技術進歩を促進する産業組織や経済制度などの研究に力を注いでいる。

(1) レヴィンは、産業や企業の生産性、生産規模、所得・価格弾力性、研究開発投資比率などに注目し、こうした諸要因の変動するなかでの研究開発投資と企業の新規参入の動向について研究している。生産の増加率が生産規模の増加率を上回るときには、新規参入が生じ、研究開発が活発に行なわれ、競争が激化するとしている。

(2) ナブセスは、欧州諸国における十種類の新製品導入過程に着目し、新製品普及速度と普及を促進した要因について研究している。新製品導入の速度を決定する要因として、予想利潤率、設備投資のための資金調達能力、市場の規模、経営者の意思決定方法などを挙げている。

(3) ウイリアムソンは、研究開発・設備投資にさいし経営者の意思決定を促す要因として情報蒐集、情報交換システムの重要性について指摘している。事業の先行きに対する期待感を同一化して、不確実性を減退させることが新事業開始にさいし経営者の決意を促す大きな要因であるとしている。

三 市場ニーズと供給シーズとの結合

技術進歩の継続的推進因は、新製品に対する市場のニーズと新しい製品を生み出す供給のシーズとを有機的に結びつけ、新製品開発を促進するための適切な社会的仕組みを作り出すことである。欧米経済学者の研究成果を要約してえた暫定的結論である。

技術進歩を推進するエンジンは大企業であるというシュムペーターの見解も、競争の重要性を説くシュエラーの指摘も、また、企業における弾力的生産システムを確保することの重要性を説く見解も、市場や資金調達を重視する意見もすべてが技術進歩を生み出す供給のシーズを強化することの重要性を強調している。供給のシーズを確保するためには、経済発展と企業成長とが前提条件となる。大量生産体制が確立し、新製品を商業化しうる経済的条件が整備されていることが継続的技術進歩の基盤となることはいままでもない。

四 技術進歩度計測、市場特性の研究

技術進歩の経済学はいまだ研究の緒にいた段階にあり、重要事項の多くが未解明のままとなっている。今後の主たる研究課題を次のごとく整理してみた。

第一は、技術進歩の定義を明確にし、その指標を明らかにしていくことである。技術進歩のそれぞれの側面について推進要因を明確にしていくことも重要である。技術進歩には、発明、技術的完結、商業化、普及といった四つの大きな段階があり、その形態も製品革新、工程革新とに大別される。技術進歩の各段階区分とも関連して、

技術進歩の指標を明確にし、計量化を促進することは、今後の重要な課題である。

第二は、特定の技術とその技術を必要とする産業や市場の特性との連関を明確にしておくことである。現代は大量生産の時代といわれる。本来市場のニーズはきわめて個性的でユニークなものである。それを広告、宣伝、専門店などの誘導を通していくつかのタイプの製品で満足させるように導いてきた産業の努力の結果として大量販売、大量生産が確立された。数種類のタイプの製品によって数千、数万という需要が満たされたところに大量生産が成立している。この大量生産を可能とした技術は一国産業、さらに国境をこえた産業間に波及して標準技術といわれるものとなる。これに対して、発明された当初の技術、一社、一国の独占している技術、特定の顧客のニーズを満たす一品受注生産方式を可能とする技術、多種多量、多種少量を生み出す技術などは非標準化技術とも呼ぶべき特色をもつ。技術の性格と産業構造の特徴との連関を究明していくことは、技術進歩理論の発展に貢献するところが大きい。

第三は、技術進歩の推進因を国別に具体的に解明していく努力である。わが国の技術進歩は独特の姿をとっており、欧米の学者による視角からはその要因をとらえることはできない。欧米と異なり日本では研究開発に充分の投資を行なってきた。また政府による研究開発への助成も少ない。外国技術の導入をはかりその応用分野に力を注いで効率的に生産性向上を図ってきた。また、量産型の耐久消費財機械など加工、組立て産業における生産工程の改良を中心に労働生産性の上昇と国際競争力の強化を図っている。自動車、

TV、ICなどの量産型機械の生産工程においても、国際競争力強化には、鉄鋼業などの素材産業、部品工業の品質向上、価格安定が大きく寄与してきた。こうした日本独特の産業構造と技術進歩は、系列企業の協調と競争、現場重視の経営組織のなから生み出されたとみられる。

五 技術進歩を促進した企業系列の役割

系列企業内の緊密な協調と企業系列間の競争とは、日本の産業組織において際立った特徴をなしている。それは、日本の技術進歩の促進因として、とくに重要な役割を果たしてきたとみられる。企業系列が技術進歩を促進したとみられる特徴的な事実を、以下のとおり整理してみた。

- ① 消費者の好み、市場ニーズの変化は、系列内の販売部門、サービス部門を通じて製造部門に直ちに反映され、製品改良、工程革新の契機が系列企業内にビルト・インされていた。
- ② 装置産業、加工業による生産工程改良への努力は、関連機械メーカーの新製品開発を促進して、新しい設備財の供給をもたらした。工程革新による生産性向上への努力は設備財産業の製品革新に結びついた。
- ③ 素材産業、部品工業の合理化努力によって、加工製品の品質向上と量産効果による価格安定が図られた。系列内加工業より一定量の市場確保の見返りに素材、部品工業における合理化努力が行なわれてきた。
- ④ 開発された新製品市場の特定部分が系列内企業によって確保

された。新製品の生産、販売にはリスクがつきものであり、経営者は新製品導入の意思決定にさいし販路の確保をもっとも重視する。大小に拘らず、系列企業によって市場の確保されていたことは、新製品導入の意思決定を速めた大きな要因といえよう。量産品の販売先は一般大衆である。しかし、系列企業によって最小単位の市場の確保されていたことが、新製品導入を速める要因になったとみられる。市場に新規に登場した製品の普及促進という点で企業系列間の激烈な競争が重要な役割を演じたものとみられる。

⑤ 研究開発投資のための資金は、系列内の金融機関からの投融資によって確保されてきた。

⑥ 消費者のニーズのみでなく、資金、機械、素材、部品、技術、市場など新製品開発に必要な情報の殆んどが企業系列内の商社をはじめ有力企業により提供され、系列企業は、新製品開発、新事業開始に有利な立場を享受できた。海外での新事業開始などにあたって総合商社のオールガナイザーとしての役割はきわめて貴重である。不確実性のつよまるなかで、企業系列内にプールされた情報の活用は系列企業の立場を強めた。新製品導入、新規事業開始にさいして情報の内部化はきわめて重要な役割を演じている。

⑦ 経営者は、企業系列の物心両面の援助のもとで、長期的視野から研究開発投資、設備投資、海外市場開拓、直接投資などの計画、立案に専心することができた。企業グループという大きな組織力を背景に一種の「保険」のついた新製品の開発は必ずしもリスクなものではなかったといえよう。積極的な設備投資も海外にて開発済みの新製品を企業系列内各社の支援を背景に日本に導入するといえ

いわば、二段階の「保険付き」のものである。日本の経営者の積極的姿勢だけが経済成長の要因として称賛しうるものかどうか疑問が生ずる。新規投資、研究開発などの主要な推進因は常識的に理解されている企業系列間競争というよりは、企業系列各社の協力による情報、技術、資金、市場などの重層的な「保険」に裏付けされて推進されたものとみるべきではないか。日本における研究開発推進因としてまず重要なのは企業系列内協調であり、つぎに系列企業間競争が精神的圧力になったとみられる。

⑧ 新製品開発、工程改良において、系列内企業の活動が一種の緊張関係をつよめ、従業員に対したえざる努力を強いる「見えざる手」として働いていたのではないか。同業他社を意識する以前に、関連会社の業績向上がグループ全体の努力を強い、躍進をもたらした一因であろう。企業の業績向上への努力をさらに促進したのが系列企業間の競争であり、協調と競争の重層的な展開が日本的技術進歩の推進因になったものとみられる。

六 年功序列賃金と現場重視の経営

わが国の技術革新は、研究開発投資、研究所の発明より生産現場の提案による工程革新によっている。終身雇用制、年功序列賃金体制は、従業員の建設的な生涯設計を助け企業に対する忠誠心と同僚への協調心を植えつける。これに能力、業績給とが適切に結合して向上心を煽り、現場での提案をより現実的なものとした。経営のボトム・アップ方式は、企業ぐるみで組織的な技術革新と労働生産性向上への努力を導く一因となった。経済学は競争こそ進歩と効率の

推進力だと教えている。日本的技術進歩の過程では、企業努力を強いる精神的圧力として競争が重要なものであり、進歩の推進力は企業間、従業員間の協調が基本にあったといえよう。

質問 (筑波大学 高柳 暁)

(1) 企業集団内の協調関係のみを強調しすぎている。企業集団間の競争はもちろん、集団内でも競争関係はかなり強いと思われるが、その面を軽視しているのではないか。

(2) アメリカへの輸出には商社は介入していないように、家電製品、自動車などの販売政策では製造業のリーダー・シップが強いのではないか。

(3) 米国産業の将来の労働生産性上昇力は一層高く評価すべきではないか、特に先端技術産業の力を過少評価していないか。

答 (1) ご指摘のとおり同一グループに属する企業群においても競争は行なわれている。優良な企業グループでは、一定の成果を挙げている企業はグループから排除されることもある。

(2) 家電、自動車などの販売においても商社経由分はかなり大きなウェイトをもっている。自動車輸出では海外に販売会社を設けていない地域において、商社が自動車の市場開拓の任にあたっている。

(3) 研究開発費の年平均増加率をみると、米国では石油危機前の五・四％に対し、石油危機以降は九・一％と上昇している。日本は、石油危機前の二・二％から石油危機後に一二・八％に低下している。研究開発費支出の近年における増加率からみると、米国の労働生産性上昇と国際競争力の高まることも予想される。

技術革新の成功要因

——中小企業のケーススタディ——

斎藤 優

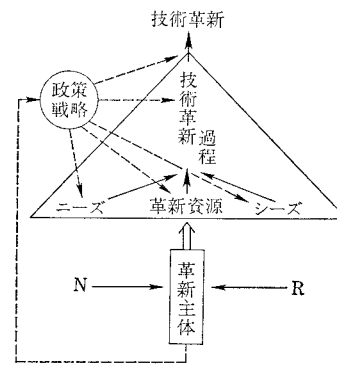
〈中央大学〉

本稿は、中小企業の技術革新の成功要因を分析し、中小企業の技術革新を推進する諸政策の根本問題を考察しようとするものである。方法的には、全国的に成功事例とみられる四八社を選んで詳細な事例研究を積上げ、それを総括したものである。事例研究は筆者の編著としてすでに発表されている（斎藤優編著、『技術開発の成功条件』、『技術開発の過程』、『技術開発の戦略』、いずれも出版社は発明協会、一九八一年）。

一 技術革新のしくみと革新主体

技術革新は、人間の欲求あるいはニーズ（N）と、それを新しい方法で満たすに必要な諸資源（R）を調達し、実用を創出する努力から生まれるものである。現在の欲求が満たされると次の欲求が新しく生まれるというように、人間の欲求は無限である。他方、技術革新に必要な資金、人材、研究開発設備などのR&D資源や技術開発シーズなどの資源（R）は有限であり、人間の蓄積努力がなければ増やすことはできない。そしてN・Rギャップが技術革新によって満たされると、次の新しいN・Rギャップが生まれ、これが次の技術革新の刺激となりうる。

第1図 技術革新と政策



このようなN・R関係は私的レベルでも、企業のレベルでも、さらに社会的レベルでも存在する。この三つのレベルでのN・R関係が相促的に作用するとき、技術革新メカニズムは最も有効に作用する。多数のスタッフが共同して技術革新に取組む大企業や巨大技術では常に相促関係にあるとは限らないが、中小企業では技術革新主体が同時に企業経営者であって、個人レベルと企業レベルが同一の関係になる場合が多い。産業的に発展する技術革新は、社会的レベルでも成功を納めなければならない。

以上の諸関係は第1図に示されている。N・R関係を見抜いて、その中心に立つ革新主体が、技術革新過程の中にニーズ、シーズ、技術革新資源をインプットし、彼による政策や戦略の利用によって

第1表 技術革新の推進(48社)

(A) 推進体制の研究開発の	① 社長個人を中心	31
	② 少数開発者中心	19
	③ 全社的	4
	④ その他	5
(B) 発明者	① 社長	32
	② 管理職など少数者	20
	③ 一般社員	5
	④ 第三者個人	0
	⑤ 他社	1
	⑥ その他	4
(C) 技術の開発軸となる	① すべて社内開発	37
	② 外部との共同開発	11
	③ 国内他社から技術導入	2
	④ 国外他社から技術導入	2
	⑤ その他	8
(D) アイデア誕生から商品発売まで	① 1年以内	11
	② 2年前後	12
	③ 3年前後	9
	④ 4年前後	6
	⑤ 5年前後	5
	⑥ 5～10年	4
(E) R&D戦略	① 技術水準向上・技術的関心	10
	② ニーズを考えたシーズを追求	26
	③ ニーズへの対応	16
	④ その他	4
(F) 技術協力者	① 第三者個人	2
	② 大学	8
	③ 取引先・親企業	8
	④ 国・公立試験研究機関	12
	⑤ その他	5
(G) 資金協力者	① 民間金融機関	9
	② 公的金融機関	3
	③ 取引先・親企業	1
	④ 補助金・助成金・融資保証	17
	⑤ その他	6

(注) 重複解答も含まれる。
(資料) 特許庁『中小・中堅企業の技術開発と特許戦略』1980年。

革新過程を成功に向けて努力し、成功すればアウトプットとしての技術革新が得られるのである。現在、中小企業の技術革新を促進するために各種の政策が用意されており、国と県を合わせると主要なものだけで約三〇種類もあると言われている。たとえば技術開発分野で国の政策の中の主要なものとして、中小企業新技術企業化等融資、技術改善費補助金制度、新技術企業化保険、地域産業技術補助国・公設試験研究機関の技術開発研究、新技術実証事業を含む中小企業事業団を通してのいくつかの技術開発事業などをあげることができる。しかしこれらの政策を知っている企業は全体の二〇%以下である。昭和五十四年に中小企業全体に占める研究実施企業は一二・五%に上昇しているが、これらの企業のうち、以上の諸政策をある程度知っているのは二割いれればよいほうである。もっと政策PRの必要があろう。

革新主体とその戦略は、第1表にみられるように、中小企業では経営者あるいは企業トップが中心となり、技術革新を推進していく。そして技術開発において約四割の企業は社外の応援を得ており、開発期間も約六割のものが二～四年をかけている。アイデア誕生からだから、大企業の技術に比べて短期間で実現できる技術革新に集中していることになる。

なお以上のN・R関係の説明は筆者の『技術移転論』第一編第四章（文真堂）に詳しい。

第3表 技術革新企業の創業時の状態(48社)

(B)創業の形態	① 単独で独立	36
	② 同志の結集	4
	③ 1部門の独立	5
	④ その他	3
(C)創業の動機	① スピンオフ	5
	② 脱下請	4
	③ 新ニーズの着目	30
	④ 技術開発への興味と意欲	31
	⑤ 資本の活用	2
	⑥ 社会変動への対応	3
	⑦ その他	1
(D)創業者のタイプ	① 技術者型	37
	② 経営者型	12
	③ その他	0
(E)創業時の技術水準	① きわめて高水準	15
	② 相当に高水準	13
	③ 普通	20
	④ その他	

(注) C=複数に回答することができる。

D=同志結集企業が1社あり、①と②に回答。

(資料) 第1表に同じ。

部の専門的ライブラリを利用するとか、人材・資金・設備の不足しているRを外部から借入れるとか、研究開発機能の中でもテスト機能は公設試験研究機関を利用するなど、中小企業は外部機能を巧みに利用して「機能の経済性」をはかっている。

開発した新技術・新商品をみて、「規模の経済性」よりも「機能の経済性」、つまり新しい機能をもつとか、機能をもつと効果的に果たすものを追求したものが多く、前者を追求したような技術革新なら、いずれ大企業に支配されるであろう。

調査対象とした技術革新の、このほかの大きな共通点をあげると、①独創的な新技術・新商品であり、特許権保護によって大企業の参入を許さない、②大量生産に不向きで、専門化された特殊な製

品、③巨大技術ではなく、既存の技術を巧みに組合せ、ニーズに適した製品、④大企業にとって信用などの面でリスクの大きいもの、⑤高度の技能を十分に活かしたものの、⑥市場規模が小さく、大企業にとって参入のメリットが少ないもの、⑦大企業にとって管理費の増大を招くような多品種少量生産のもので、結果として中小企業に有利なもの、などである。

つぎに革新主体の中小企業特性をみると、革新主体は経営者が経営トップである場合が圧倒的に多く、したがって革新者のパーソナリティや洞察力、行動方針がそのまま企業の技術革新戦略に現われる。革新主体をめぐるN・R関係は私的レベルと企業レベルで差はほとんどない。革新主体は技術革新を企業活動の中で実現していくので、いま調査対象とした技術革新企業の創業時の状態をみよう。

第3表にみられるように、創業の形態からは積極的行動性が、また創業の動機からは洞察力の高いことがうかがわれる。さらに革新主体は経営者個人があるいは彼を中心とする少数人数であり、したがってその能力で可能な技術革新ということになる。

中小企業の技術革新主体は大企業のものほど学歴に大きく左右されることはない。大学工学部の卒業者の比率はきわめて少ない。学歴よりも、むしろパーソナリティ、たとえば革新的パーソナリティや達成欲求などで示されるもの、さらに才能と経験で研ぎすまされた洞察力が大きくものをいう。

第3表と第4表の原表を比較すると、競争相手が国内外に無いと答えたものの約七割が、そして外部との共同開発で成功したものの約九割が新技術であり、既存技術の全面改良をした技術の約六割は

第2表 技術革新のプロセスと関連要因

技術革新のプロセス 重要関連要因	アイデア	研究開発段階	実用化段階	商品化段階
資 源	革新的パーソナリティ 目的意識、環境	研究開発資源(人材、資金、組織、設備等)	実用化資源 製作力	市場 マーケティング 経営資源
情 報 (重要度の順に配列)	ニーズ情報・ シーズ情報 一般的技術情報 その他一般的情報	研究情報 同業他社のR&D 情報 海外情報 原材料・生産技術 情報 市場関連情報	原材料・生産技術 情報 同業他社のR&D 情報 海外情報 研究情報 情報 市場関連情報	市場関連情報 同業他社のR&D 情報 海外情報 原材料・生産技術 情報 研究情報
ブレイクスルー	ヒト 有 用 性	新生産方法 発 明	製作 成 功 一 全 安 全 性	市場 的 成 功 ス タ ン ド 化

二 成功要因の中小企業特性

政策や戦略というのは、その進行過程に適合したものであって、効果的なものとなる。そこで技術革新のプロセスと、各プロセスで重要な要因・条件との関係をみよう。この関係をマトリックス表示したものが第2表である。技術革新プロセスをアイデア↓研究開発段階↓実用化段階↓商品化段階の四段階に分け、それぞれの段階でインプットされる資源、情報と、次の段階へ進むために越えなければならない条件、つまりブレイクスルーを書込んだものである。情報についてはアンケート調査と聴取り調査によって得られたものを、各段階で重要度の順に並べたものである。このように各段階で投入すべき資源や情報、越えなければならないブレイクスルーの内容は異なるのであるから、それに応じた政策、戦略が求められるということである。

そこで中小企業の技術革新戦略の特性をみると、「機能の経済性」を効果的に利用していることにみられる。ここで機能の経済性とは、ある目的を効果的に実現するには、いろいろな機能あるいは働きをもつ手段を利用しなければならぬが、これら必要機能をもつコストを最小にし、効果を最大にすることである。たとえば技術革新を実現するのに革新主体が利用しなければならぬ機能として、コミュニケーション及び情報機能、資源(R)調達機能、研究開発機能、新技術の商品化・新商品のマーケティング機能、権利化機能、技術革新のマネジメント機能などがあげられる。これら全ての機能を完全に所有するコストは中小企業には重すぎる。そこで情報機能は外

第4表 技術革新成功の背景(48社)

(A) 開発技術	① 新技術	25
	② 既存技術の全面改良	14
	③ 既存技術の一部改良	12
	④ その他	4
(B) 販売対象 適用した商品	① 消費財	22
	② 生産財	23
	③ エンジニアリング技術	3
	④ R&D 自体	2
	⑤ その他	2
(C) 形 マーケットの 態	① 新製品新マーケット	16
	② 新製品既マーケット	27
	③ 既製品新マーケット	4
	④ 既製品既マーケット	6
	⑤ その他	2
(D) 競争相手 有力な	① 国内に有	21
	② 国外に有	6
	③ 国内外に無	17
	④ その他	7
(E) 成功要因	① 技術の優秀性	28
	② 技術の独自性	22
	③ 商品の独自性	19
	④ 価格競争力	5
	⑤ 独自の販売ルート	7
	⑥ 省エネルギー・資源	9
	⑦ 環境保全	7
	⑧ ニーズ対応	2
	⑨ 高付加価値化	2
	⑩ その他	5

(注) 複数回答可。
(資料) 第1表に同じ。

生産財用のものであった。また新商品開発期間が二年前後までの短いものは、その約七割が既存マーケットを利用してることがわかる。つまり新しくマーケットを開拓しなければならぬものは、もっと時間がかかるということである。

三 技術革新のインセンティブと政策

大企業の技術開発担当者に対するインセンティブは、最初は学会報告、学術誌への発表などによる社会的、学術的評価が重要視され、開発段階が進行するにつれて、開発プロジェクトの社内的位置づけ、昇進、さらに企業への技術的、経営的貢献へと比重が移行していくが、中小企業の場合は、革新利益、企業利益が初期段階から大きな比重を占める。

インセンティブの大小は革新利益の可能性とリスクに依存する。そ

中小企業全体の中で技術革新企業といえるのは、わずかに2%ぐらいのものであろう。つまり新技術開発に取組んだり、新技術導入をいち早く実行するような企業である。そうでない企業にいくら技術革新政策を与えても大きな効果はない。技術革新企業は業界団体や、国・公設試験研究機関、行政機関を通じて大体は把握できる。技術革新企業と政策担当機関とのコミュニケーションを緊密にしておくことが必要だが、もちろん機会均等の原則から機会だけは全企業に与えなければならぬ。たとえば技術情報政策をとりあげても、裏日本と表日本では情報アクセスに大きな格差がみられる。地方技術の振興を考えると、各地方レベルでR&D機関の整備、技術革新のためのコミュニケーションづくりが必要であるが、全国レベルの格差是正対策も考えなければならぬ。

中小企業の技術革新戦略において、「機能の経済性」はとくに重

要である。これまで政府は技術革新に必要な融資や情報など資源の調達に働いてきたが、これからは機能の中でも研究開発機能の高度化が強く求められよう。公設試験研究機関は、地方の中小企業の技術発展に大いに貢献した時期もあったが、近年ではその機能の弱体化が心配されている。そこで公設試験研究機関の能力を再強化することを提言したい。このほかにも公共性と機能の経済性、さらに技術革新へのインセンティブを高めることを同時に満足させるような施策はあろう。

マクロ的には、技術革新が盛んになるような産業組織政策をとることも大切である。本調査において革新者の創業動機の中に、大企業からのスピノフ、脱下請、社会変動への対応などがあげられているが、産業組織が硬直的であるより、柔軟なほうが技術革新にとって望ましいであろう。既述の如く、インセンティブは革新利益とリスクに依存するが、革新利益は市場で常に供給者と需要者に均等にいきわたるものとは限らない。市場が供給独占の強い場合には、需要者には不利な分配になりがちである。

たとえば長崎県の公設試験研究機関で黒色のべつ甲をアメ色にする技術を開発した。アメ色のべつ甲は稀少価値があり消費者に好まれ、価格も高い。消費者の利益を考へるならば優れた技術開発であった。しかしこの新技術は業界の反対で使用されていない。業界の反対理由は、黒色のものをアメ色に変えたと、アメ色のものの価格が下落し、利益が結果的に減少するのを恐れたということである。この新技術は結局、クラ入りしたままである。

すでに発明され、大衆に大いに役立つ新技術を開発し、これを市

場に出す足がかりを提供することも重要だと思われる。市場は生産者だけのものではなく、消費者にとっても同様に大切なものである。

してリスクは改術革新過程の初期段階に近いほど大きくなる。したがって初期段階に近いほど大きなリスクカバリーができれば、技術革新を盛んにするのには有利となる。しかし我が国の技術革新政策は、どちらかというと後期になるほど有利な政策を与えて、前段階には逆に積極的な政策はあまりない。技術革新政策の整備と体系化に当って、この点の留意が必要であろう。

ケインズ・モデルの再構成

——ミクロとマクロの統合への一接近——

鮎 沢 晃 三

（富山大学）

一 はじめに

ケインズ体系のミクロ的基礎に関する考察はクラウアーやパティンキンの部分的再決定の理論にはじまり、パロー・グロスマンの総合化を通じてベナシーやマランボウ等の数量制約的一般不均衡論へと発展してきた。これらのモデルは、ケインズが問題とした非タトマンの貨幣経済機構のミクロ的分析に多くの貢献をもたらしたが、他方でまた数々の問題点がそこから指摘されることにもなった。なかんずく、(i)数量制約モデルにおけるケインズの第一公準の崩壊、(ii)これらが価格や貨幣賃金率の硬直性を前提としたモデルであることとの非ケインズ性、(iii)両者の硬直性自体に対する説明の欠落等(1)は重要な研究課題をわれわれに与えることになった。

この報告の目的は、まず上記三つの問題の基本的な性格自体に対して、あくまでもケインズの主張に沿った形でミクロとマクロ分析の両視点から検討を加え、次いで、その結果をふまえながらミクロ分析的基礎に支えられた疑似動学的 pseudo-dynamic(2)なケインズ・モデル(一部門)の構築を試みることである。

二 ケインズ体系における古典派の

第一公準の再生について

周知のように、数量制約モデルではケインズの支持した古典派の第一公準は理論的に否定されることになったが、実証的にも古くはダンロップやターシス等の研究により、また近年では「フィリップス曲線の死」を宣言するケンブリッジ派やマネタリストたちの研究によって強い疑問が投げかけられることになった。しかし、以下にみるわれわれの仮説、すなわち「資源の不完全利用下での生産関数シフト仮説」を採用する限り、この公準は理論的にも実証的にも無矛盾的に説明しうるように考えられる。この仮説は、労働と資本の遊休状態では、生産関数が個別的にも社会的にも景気の局面に対応して上方または下方にシフトすると考えるものである。いま、遊休設備と失業が存在する不況期から、有効需要均衡点が漸次上昇して産出量の増大が生じる「景気の回復過程」を考えてみよう。この際、各個別資本量 k は所与(例えば k_0)であつても設備稼働率 η (ここで $\eta \equiv$ 設備遊休率)を媒介項として現実の利用資本量 k_t は変数化しうるから、次式(1)のような η とする m 次同次関数を設定

しうることになる。いま、 k_1 の最大遊休率を β 、そこからの回復率を γ とすれば、 $k_t \equiv (1 + \gamma)(1 - \beta)k_{t-1}$ 、 $\therefore \dot{k} \equiv \gamma - \beta + \gamma\beta$ 、 $\therefore k_t \equiv (1 - \beta)k_0$ 従って、 k_0 および y_0 をそれぞれ $(1 - \beta)k_0 \equiv k_0$ に対応した投下労働量と純生産量、 a と n をそれぞれ k_0 と y_0 の任意の変化率とし、かつ技術水準不変 ($a = n = 1 + \gamma$) の仮定をおけば、

$$\lambda_m y_0 = f\{a k_0, (1 - \beta)k_0\} \quad (1)$$

故に、 $\lambda_m y_0 = y_t$ 、 $a k_0 = k_t$ とおけば、 $y_t = f(k_t, k_t)$ となる。(1)で、この場合は景気の回復過程における生産関数の上方シフトを表わしている。従って、逆に恐慌期には、雇用の減退とともに労働の限界生産力曲線が下方にシフトする現象、すなわち「規模に関して収縮通減の法則」が生じるという事情を説明することが可能になる。ただし、このことはマシーナルの短期の正常均衡状態に対応すると考えられるケインズの完全不均衡状態(3)に達した時でさえ $\eta \equiv 1$ であることを決して意味するものではない。このような事態に至れば、各企業の収支調整努力と要素市場での価格調整機能によって社会的にも「余剰不存の原理」が働くので、結局、生産関数は一次同次型となるだろうからである。

三 固定価格経済モデルの非ケインズ性について

いま、ベナシーの体系(4)から効用関数と予算制約式を省略することによって次のようなモデルを組み立てることができる。これは、いわば簡素化されたベナシー・モデルともいうことができる。

- (1) $L_d \equiv f_d(w_0/p_0)$
- (2) $L_s \equiv f_s(w_0/p_0)$
- (3) $Y_d \equiv \phi_d(L_d, w_0/p_0, \bar{M}/p_0)$
- (4) $Y_s \equiv \phi_s(L_s)$
- (5) $L_d = \mu L_s$
- (6) $Y_d = \eta Y_s$

w_0 ≡ 貨幣賃金率 (所与)
 p ≡ 平均物価 (所与)
 $\bar{M}$ ≡ 貨幣量 (所与)
 L_d ≡ 現実の労働需要量
 L_s ≡ 概念上の労働供給量
 Y_d ≡ 現実の純生産物需要量
 Y_s ≡ 概念上の純生産物供給量
 μ ≡ 就業率
 η ≡ 失業率
 η ≡ 資本稼働率
 $\therefore 1 - \eta \equiv$ 遊休資本率

以上、体系は整合的であるから、このモデルでは、 p や w が各市場の需給事情と無関係に与えられていることによってケインズ的な不完全均衡機構が説明される形になっている。

この理論は、レーン・フーヴァードも指摘している(5)ように、諸価格の硬直性を前提としている点ですでに非ケインズ的であるが、これも、この体系に若干前向きな視点を付加することによって基本的な面で新しい活路を見出すことが可能なように考えられる。というのも、ここではコンスタントなものとなつていゝ p や w をそれぞれ

れ生産要素の需給状態を表わす η と μ の変数として、二つの新しい関数、

$$(7) \quad p = \phi_d(\bar{M}, \eta),$$

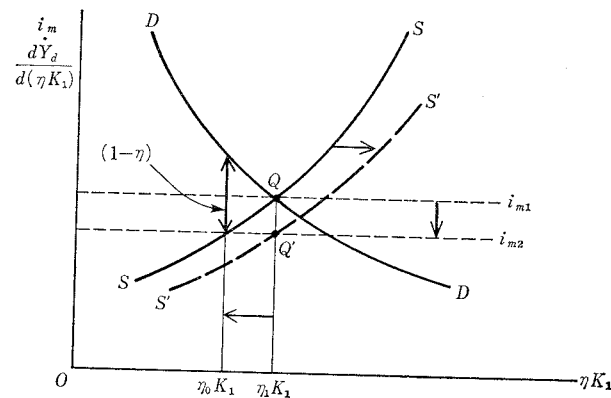
$$(8) \quad w = s_w(p, \mu)$$

を組み込んでやれば体系は再び自己完結的なものとなるからである。ところで、以上は p と w をともに変数化する方向で考察を加えた訳だが、よりケインズ的であるためには、ヒックスも強調している(6)ように、 w だけは前契約という特殊性からして、やはり所与とされるべきであろう。従って、この点は以下のモデル化に当って尊重される。

四 資本についての第一と第二公準の機構

数量制約モデルにおいては、労働だけについて二つの公準が問題とされているが、そうであれば、当然、資本についても両公準の当否が考察されるべきであろう。まず資本について第一公準の問題が有効需要不足の経済ではどのような形で生じるであろうか。マージナルの短期正常均衡に対応するケインズの不完全雇用均衡では、労働力の場合と異なり、資本の方は各企業によって不完全利用のままで雇用されつづけている訳である。従って、第1図では $\eta_0 K_1 \sim \eta_1 K_1$ 部分がこの不利用資本部分を表わしている。ここで $D \cdot D$ 曲線と $S \cdot S$ 曲線は資本についてのヴィクセル的な社会的需要・供給曲線である。それ故、企業と家計両部門の短期期待が実現していれば、両曲線はケインズ体系における貨幣供給量と流動性選好関数によって決定される均衡利子率 i_m の水準(Q 点)で交差する形となる。

第1図



しかるに、ここでは有効需要不足のため、資本の供給量は $\eta_1 K_1$ に留まったままで、しかも利子率は以下にみるように資本の限界生産力よりも遊休率 $(1-\eta)$ だけ低い水準の Q' 点に低下せざるをえない。すなわち、この状態では福岡氏も指摘している(2)ように、生産

関数は一次同次となるから機能的分配方式は $Y = \frac{\partial Y}{\partial L} L + \frac{\partial Y}{\partial (\eta K_1)} \eta K_1$ でなければならぬ。

ところが、他方では $Y = wL + i_m K_1$ もなり立っていないければならぬ訳であるから、結局、

$$\frac{\partial Y}{\partial (\eta K_1)} \therefore i_m = i_{m2}$$

となるのである。また、図から明らかなように、この場合は、資本の供給($S \cdot S$)曲線、すなわち資本の社会的な限界有効用曲線は実質的には $S \cdot S$ 曲線へとシフトしていることになるから、資本についても第二公準は否定されざるをえないことになるのである。

五 ミクロ的考察に支えられた

「ケインズ体系の疑似動学モデル」

以上、二、三、および四の考察結果と、その他のケインズ独自の諸関数を配慮してモデルを構築すれば、それは、およそ次のようになると考えられる(なお、ここでは証券市場についての諸要素はケインズの体系に即して導入しない。またケインズの投資をはじめとする諸変数の関数についての諸見解と定式化についても、ここではミクロ的な一般均衡論に従うものとする)。

『ケインズ体系の疑似動学モデル』

- (1) $\bar{M} = k_p Y_d + M_a$ $\bar{M}$ 貨幣供給額、 k マーシャルの k 、 p 平均物価、 Y_d 現実の純生産量、 M_a 投機用貨幣
- (2) $M_a = \phi(i_m)$ i_m 市場利子率

- (3) $Y_d = F(K_d, L_d, T)$ K_d 現実の資本需要量、 L_d 現実の労働需要量、 T 技術水準
- (4) $K_d = \eta K$ η 資本設備稼働率、 K 資本供給量
- (5) $T = \phi(t)$ t 期間
- (6) $Y_s = F(K, L_s, T)$ Y_s 観念的な純生産量、 L_s 観念的な労働供給量
- (7) $\frac{\partial K_d}{\partial L_d} = \frac{w}{i_m} \eta$ (注) w 実質賃金率
- (8) $p = p_s$ p_s 短期の期待価格
- (9) $p_s = p \frac{L_d}{Y_d} w + p \frac{K}{Y_d} i_m$
- (10) $K = \psi(i_m, w, p, Y_d, A)$ A 国民の資産水準
- (11) $L_s = f(\bar{w}', p, Y_d, N)$ $\bar{w}'$ 貨幣賃金率、 N 労働人口
- (12) $N = N(t)$
- (13) $Y_s = Y_d + B$ B 観念的な過剰生産量
- (14) $K = K_d + H$ H 量遊休資本設備量
- (15) $L_s = L_d + U$ U 失業量
- (16) $p Y_d = S + C + G_s$ S 民間貯蓄額、 C 民間消費額、 G_s 政府収入
- (17) $S = S(p, Y_d, i_m, \bar{w})$
- (18) $I = I(p, D, i_m, \bar{w}', \eta, K, \alpha)$ I 民間投資額、 D 有効需要
- (19) $\alpha = \bar{\alpha}$ α 資本の限界効率

- (20) $D = I + C + G_g$ G_g = 政府支出
- (21) $S + G_g = I + G_g$, or $D = pY_d$
- (22) $G_g = g p Y_d$ g = 政府課税率
- (23) $G_g = G_g$
- (24) $w = p v$

$$(註) \quad \frac{\partial Y_d}{\partial L_d} = w, \quad \frac{\partial Y_d}{\partial K_d} = i_m, \quad Y_d = w L_d + i_m K_d,$$

$$Y_d = L_d \frac{\partial Y_d}{\partial L_d} + K_d \frac{\partial Y_d}{\partial K_d} \text{ から導出される。}$$

このモデルは式が二四、変数が二四 ($p, Y_d, M_d, K_d, L_d, T, \eta, T_d, w, p_d, K, L, N, B, H, U, S, C, G_g, I, \alpha, D, G_g$) である。従って、ここでは「資源の完全利用のために η (もしくは H) と U を消去しよう」とすれば、 M と g をともに変数化しなければならないことが明らかとなる。このことは、労働生産性の向上率如何にかかわらず貨幣賃金率 w が上方伸縮・下方硬直である限り、国民は一般的には通貨の必然的な増発 (従って物価の上昇) とともに、増税か、もしくは赤字財政かの選択を迫られることを意味している。なお、ここで特に重要なことは、仮に w が伸縮的であったとしても、資源の完全利用のためには貨幣供給量 M だけは変数化する (つまり、貨幣量だけは必要に応じて適切に増減変化させる) 必要があることをこのモデルは明らかにしている点である。

(付記)

この報告に対して、討論者の拓殖大学助教授・長谷川聡哲先生よ

り身にあまる評価と貴重なコメントを頂戴した。また上記の生産関数シフト仮説の性格について上武大学助教授・岡村宗二先生より問題の基本に触れる質問を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

- (1) この点については特に根岸モデルによる硬直化要因の分析が注目される。根岸隆『ケインズ経済学のミクロ理論』日本経済新聞社、昭和五十五年、第五章参照。
 - (2) Leiyonhufvud, A., *On Keynesian Economics and The Economics of Keynes: A Study in Monetary Theory*, 1966, II, II: 1, II: 2, especially, see 「Appendix」.
 - (3) この点については拙著『価値・貨幣および所得の理論』(上)「新評論」第六編・第十三章参照。
 - (4) Benassy, J.P., "A Neoknesian Model of Price and Quantity Determination in Disequilibrium," Schwödi-aue, G. (ed.), *Equilibrium and Disequilibrium in Economic Theory*, 1977, pp. 511-544.
 - (5) Leiyonhufvud, A., *ibid.*, p. 37, p. 61.
 - (6) Hicks, J. R., *Value and Capital*, 1946, p. 266.
 - (7) 福岡正夫「ケインズ経済学のミクロ理論的基礎・展望と評価」『季刊・理論経済学』April 1974, 一八ページ。
- (なお、この他の引用文献の掲載については紙幅の関係で割愛せざるをえなかった)

計画プロセスとインセンティブ

一 はじめに

今まで計画理論の厚生経済学アプローチにおいて、いくつかの計画プロセスが提案されてきた。それらの計画プロセスは伝えられるメッセージと適用可能な環境に関して区別され、最適解への近似あるいは情報の効率性に関して望ましい性質をもっている。しかしこれらの計画プロセスは経済単位間の利害対立を無視しているので、インセンティブの問題は明示的に取扱われなかった。組織を構成する経済単位はそれぞれ単位固有の利益領域をもち、可能であれば自己の利益を追求するのが一般的だろう。したがってもし単位が偽りのメッセージを伝えることで、より望ましい成果を得ることが期待できるならば、単位はうそをつく可能性が高い。このとき全体最適はそこなわれる。情報構造と全体最適の間には基本的に矛盾するものが存在し、インセンティブ問題として知られている。

二 計画プロセスとインセンティブ

いま大規模組織を、一つの計画当局と n 個の生産単位から成る国民経済と考える。それぞれの経済単位は単位固有の情報を保有している。すなわち、計画当局は資源の初期賦与量と国民経済の目的関

数を知っているし、生産単位は生産技術に関する知識を保有している。

酒 井 邦 雄

〈愛知学院大学〉

また生産単位間では情報交換は行われず、ある生産単位が他の生産単位の技術的情報を知るのは、計画当局を経由すると仮定する。

それぞれの生産単位はただ一財だけを生産する。

さてこのような状況下で、計画問題が解かれるためには、単位間に分散保有されている情報に計画当局と生産単位間で交換されねばならない。このような情報交換様式が計画プロセスと呼ばれ、市場機構と異なる資源配分様式を与える。

計画当局が生産単位からの情報を集的に収集し、計画問題を解くことが理論的には可能である。しかし現実的には、たとえそれが可能であるとしても、計画当局の情報収集コストは莫大となり、完全集権計画プロセスは実行不可能になる。かくて計画問題が実行可能であるためには、計画当局は最適計画を解くのに必要な情報だけを要求することで満足せねばならない。このことは、生産単位の偽りの情報伝達の可能性を高め、全体最適をそこなう可能性を高める。

さてこのインセンティブ問題をより明示的に扱うために次のような報酬指標を考えよう。いま計画プロセスの継続期間が T のとき

第 i 生産単位が獲得する物質的、精神的、社会的報酬指標がある数値指標 π_i であらわされ、次の二つの性質を満たすとしよう。

(i) i 関連性

i 単位の報酬指標は i 単位だけの活動に依存し、他の単位の活動とは無関係である。

(ii) 外生的

i 単位の活動成果における i 単位に帰せらるる能力や貢献度の報酬は、 i 単位の環境に立入ることなく計画当局の環境に依存する。

この二つの条件を満たす報酬指標は一般的に次のように書ける。

$$\pi_i^T = \phi_i(x_i, M_0(T), M(T)) \quad (1)$$

ここで $M_0(T)$ は継続期間 T において、生産単位が計画当局から受けとった情報をあらわし $M(T)$ は計画当局が生産単位から受けとった情報をあらわす。たとえばランゲ型モデルでは $M_0(T)$ は価格であり、 $M(T)$ は生産単位の技術情報である。

さて計画当局と生産単位の間で計画目標活動が設定され、生産単位によって提案されるとしよう。 i 単位の計画目標活動を x_i で示せば、計画目標活動は次のように書ける。

$$x_i = F_i(M_0(T), M(T)) \quad (2)$$

他方生産単位はノルマティブや強制によって活動領域を制限されるだろう。このような制約を組織的環境的制約と呼び C_i^T で示そう。

$$C_i^T = x_i^*(M_0(T), M(T)) \quad (3)$$

いま物質的、精神的報酬の二つとしてボーナスを考えれば、ボー

ナスの決まり方すなわちボーナスルールによって計画目標活動や実際の活動が影響を受けることになる。ボーナスルールは一般的には成功指標とパラメーターとの関数として規定される。ボーナスルールを L で示そう。

ボーナスルールが与えられたときの生産単位が計画当局に伝える情報集合を $M^T(L)$ であらわせば、(1)、(2)、(3)式はそれぞれ次のように書きかえることができる。

$$\begin{aligned} \pi_i^T &= \phi_i(x_i, M_0(T), M^T(L)) & (1)' \\ x_i &= F_i(M_0(T), M^T(L)) & (2)' \\ C_i^T &= x_i^*(M_0(T), M^T(L)) & (3)' \end{aligned}$$

他方生産単位の実際の活動は、計画作成段階において生産単位が計画当局に伝えた活動によって決定されるから、選ばれた活動は反応ルールの活動部分である。 i 生産単位の反応ルールを h_i 、継続期間 T における i 単位の決定活動を x_i^T で示せば、実際の活動は次のように書ける。

$$x_i = x_i^T(h_i) \quad (4)$$

生産単位は、(3)の制約の下で、(1)を極大にしようと行動するだろう。

いま報酬指標を利得関数、反応関数を戦略と考えれば、各単位の行動は非協力非ゼロ和 n 人ゲームとして述べられる。それぞれの単位は他の単位も同じように行動すると仮定して彼自身の戦略を選ぶとしよう。次式が成立すれば、それはナッシュ均衡解である。

$$\phi_i(h_i) = \max_{h_i \in H_i} \phi_i(h_i/h_i) \quad i=0, \dots, n \quad (5)$$

ここで $h_i/h_i \equiv (h_0, h_1, \dots, h_i, \dots, h_n)$ であり、 H_i は i 単位の反応ルールの集合をあらわす。

生産単位が正しい反応関数を選んだとき、単位間の情報交換によって最適解に達することができることは、諸計画プロセスにおいて(たとえばマランボープロセスやコルナイリプタクプロセス)証明できるから、ナッシュ均衡解の存在は可能である。いまこのゲームにナッシュ均衡解が存在するとしよう。計画当局がナッシュ均衡解を知ることができればインセンティブ問題は生じない。すなわち計画当局はナッシュ均衡解に対応する活動を生産単位に選ばせればよい。しかし問題は計画当局がナッシュ均衡解を全く知りえないか、不十分にしか知りえないときに生じる。このような場合において、計画当局は偽りの情報を与えないとすれば、問題は生産単位の側から生じてくる。すなわち生産単位は反応ルールを逸脱することによって自己に有利であると判断すれば、偽りの情報を伝える可能性は高い。次の三つのケースが考えられる。

第一に生産単位が偽りの情報を伝えることで組織的環境的制約集合の範囲を広げることで報酬指標を増加させよう場合である。たとえば成功指標として生産高が選ばれ、ボーナスルールが生産高の線型関数であらわされるとき、より多くの投入を得ることは単位に有利であり、過大な投入要求をするかもしれない。

第二に生産単位が偽りの情報を伝えることで、計画目標活動を単位に有利に設定しようとするケースである。たとえばボーナスルールが実際に達成された活動と計画目標活動の差に応じて決められるとすれば、生産単位は計画目標値をできるだけ低くおさえようとす

るだろう。さらに長期的に単位にとって望ましい報酬指標を得るためにも、低い計画目標値はより容易に達成可能であるから、生産単位は低い計画目標値を望む強い動機が存在する。

第三のケースは実際の活動に関係している。第二のケースにおける低い計画目標値の設定において、もし生産単位がより効率的な活動を選んだとすれば、単位は高い報酬指標を獲得できる。しかしこの高い報酬指標を容易に得ることができるのは一時的であり、次期からは高い計画目標値が設定されることにより生産単位の望む報酬指標は得にくくなる。

かくて生産単位が長期的にある程度の報酬指標を得るためには、低い計画目標値の設定と同時に余り効率的でない活動を選択する傾向がある。

さて計画当局と生産単位間の情報伝達がナッシュ均衡解を達成させるとき、単位の行動は個人的に誘因両立的といわれる。

かくてインセンティブ問題が解決できるかどうかは、生産単位が正しい反応ルールを選ぶあるいは誘因両立的なボーナスルールを工夫できるかどうかによる。

三 誘因両立的なボーナスルール

以下二つのボーナスルールが誘因両立的かどうかを検討する。まずグロブスのルールをとりあげよう。グロブスのルールにおける i 単位の報酬指標は、 i 単位の活動成果と計画当局によって決定されるボーナス B_i から成る。すなわち報酬指標は次式であらわされる。

$$z_i^T = \phi_i(x_i, M_0(T), M^T(L)) + B_i$$

ボーナスルールは次式で示される。

$$B_i = \sum_{j \neq i} \phi_j(\bar{y}) - A_i \quad (7)$$

ここで A_i は定数であり、グロブスは固定税と説明している。(7)式の第一項は最適結合決定が行われたと計画当局が考え、計算した i 単位を除く生産単位の利得合計を示す。 B_i は正であるかもしれないし負であるかもしれない。いずれにしてもボーナスは計画当局によって決定される。

さて、(7)式で与えられるボーナスルールが誘因両立的であることは、グロブスによって証明されたが、これは次のことを意味しよう。

いま過大な投入量の要求(第一のケース)と、過大な計画目標値(第二のケース)と過大な実際の活動(第三のケース)を i 生産単位が行ったとすれば、 i 単位の成果(6)式の第一項)は増加するが、他の単位の資源配分が減少し(7)式の第一項が減少する。過少な投入量要求と過少な計画目標活動と過少な実際の活動の場合も(6)式の第一項は減少するが(7)式の第一項の増加分が(6)式の第一項の減少分以上になることはないだろう。なぜなら資源配分が効率的でないからである。結局生産単位は偽りのない情報を伝えた方が得である。

こうして他の生産単位が最適活動を行うという仮定の下で、グロブスのボーナスルールは誘因両立的である。

次にファン・ホーニン・ヘルマン・ワイツマンのボーナスルールを考えよう。このルールはソ連の経済改革によるインセンティブ問

題を理論化したもので、ワイツマンによって新しいインセンティブ機構と呼ばれている。

この報酬指標は基本給にボーナスを加えたものに等しい。そしてこのボーナス部分が簡単な線型関数であらわれ、次のように述べられる。

(i) 計画当局は以前に収集した情報を利用して、仮の計画目標活動 x' と仮のボーナス B' を生産単位に伝える。

(ii) 生産単位は単位の実行可能性や報酬指標を考慮して新しい対抗計画目標活動 x を提案する。この x に対応して支払われるボーナス B は次式で決定される。

$$B = B' + \beta(x - x') \quad (8)$$

(iii) 実際に支払われるボーナス B は次式で決定される。

$$B = \begin{cases} B' + \alpha(x - \bar{x}) & x \geq \bar{x} \\ B' - \gamma(\bar{x} - x) & x < \bar{x} \end{cases} \quad (9)$$

ここで α, β, γ は計画当局によって前もって決定されたパラメーターで次の関係がある。

$$0 < \alpha < \beta < \gamma \quad (11)$$

いま生産単位が単位の技術の上限 $x_{\max}$ を知っていれば、新しいインセンティブ機構における最大報酬は $x = x_{\max}$ で得られる。生産単位は最大の活動に対応する計画目標活動と実際の活動を選ぶとき最大の報酬を得ることができるのだから、計画目標活動と実際の活動に関して偽りの情報を伝えないだろう。したがって第二、第三の偽りの情報伝達のケースは排除される。しかし第一のケースは排除されない。というのは単位にとって過大投入量の獲得が可能で

あれば、技術的上限も広げることが可能で、計画目標値も実際の活動も高めることでより多くの報酬を獲得できる。

かくて新しいインセンティブ機構は第一の偽りの情報伝達のケースを取り除くことが必ず誘因両立的でなう。

参考文献

- [1] 青木昌彦『組織と計画の経済理論』岩波書店、一九七一年。
- [2] 樺本功「市場と計画におけるインセンティブ」、加藤寛・藤井隆・新野幸次郎・伊藤正則編『現代経済政策の解明』東洋経済新報社、一九七八年。
- [3] J. Bonin, "On the Design of Managerial Incentive Structures in a Decentralized Planning Environment," *The American Economic Review*, 1976, pp. 682-687.
- [4] M. Ellman, *Planning Problem in the USSR*, Cambridge University Press, 1973.
- [5] L. S. Fan, "On the Reward System," *The American Economic Review*, 1975, pp. 226-229.
- [6] T. Groves, "Incentives in Teams," *Econometrica*, 1973, pp. 617-631.
- [7] L. Hurwicz, "The Design of Mechanism for Resource Allocation," *The American Economic Review*, 1973, pp. 1-30.
- [8] M. Loeb and W. Magat, "Success Indicators in the

Soviet Union; the Problem of Incentives and Efficient Allocation," *The American Economic Review*, 1978, pp. 173-181.

[9] M. Weitzman, "The New Soviet Incentive Model," *The Bell Journal of Economics*, 1976, pp. 251-257.

(付記)

本報告に対し貴重なコメントを与えてくれた中央大学中野守助教授に感謝します。

流行の経済学的分析

木下武人
（中九州短期大学）

一 研究の目的・領域と対象

一九二〇年代から一九三〇年代にかけて、アメリカではP・H・ナイストロムにより *Economics of fashion* という言葉が用いられ、ドイツのG・ジンメルも「Die Mode」という論文の中で、流行の動態的現象を理論的に普遍化し流行の経済学的要因への接近を容易にするための *modes* の分析を明白にしている。

これまで流行の問題が主に社会心理学的立場からのみ取り上げられてきたが、それだけでは今日のファッション産業における *fashion business* の問題は解明できないし複雑な流行現象を正しく見つけることはできない。したがって、私は「モードも商品」という前提を設けて、流行を市場と結び付け、経済的メカニズムを通して考察する、いわゆる *Economics of fashion* の問題を提起するのである。

二 流行の定義及び概念規定

(a) 一般的定義

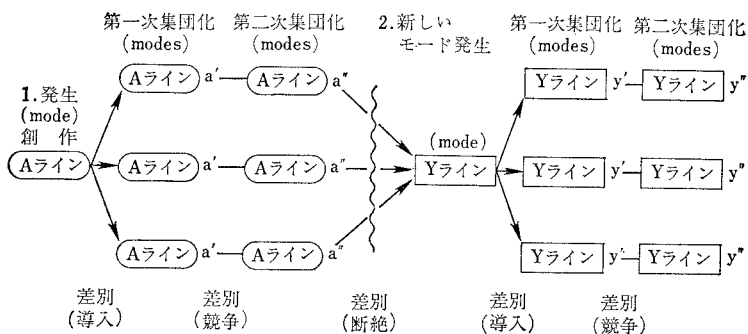
「流行とは或る特定の時期および場所において発生し、または盛行し確立した衣服や髪型、家具や生活様式など、もしくはその他商

品の一群のスタイルでそれ等が広く多数の人に受入れられ流行したものである」(第一の定義——昭和四十六年政策学会)という一般的定義の構築に基づいて、経済学的定義を設定する。「*Economics of fashion* とは生産物の質的、量的分化あるいは差別化の現象であり、市場行動である」(第二の定義——拙著『現代流行理論』昭和五十三年、『エコノミスト』昭和五十四年七月十七日号発表)と定義して、市場行動はこれをさらに企業行動と消費者行動の二つに分けることができる。企業行動は *fashion business* として、流行を創出し大衆は消費者行動として流行の受け手となり、生産物の特異な *style* や *design* や色や生地の特徴を選択し購買する。つまり、流行の市場が成立するのである。経済学的には流行はあくまでも生産物の分化であり、市場における差別化現象であるため、生産物の分化はハッキリと質的、量的分化として区別される。企業は買手を増やすための製品の差別化を図り、あるいは同時に販売促進のための費用を増加する。

三 流行の機能とメカニズム

単一のモードAは個体から集団化(Aa)になり、さらに大きくより完全な集団化(Aa)となる。すなわち *a mode* から *modes* へと変わる訳である。別名、流行とはこのモードの状態を指している。

図1 modeの発生消滅過程(Life Cycle)



(出所) 拙著『現代流行理論』学陽書房、昭和53年。

のである。ところが、この集団化はすべて同一ということ、全社会層に広く普遍化されて来るとお互いの間に差別性が稀薄となり、高次のグループによって満足され得なくなる。そうなればいよいよそれを満足させるような新しい次のモードが要求されてくることになる。これが次期の流行としての新しいYラインの発生であり *new mode* の登場である。さて、前のAラインとは形態上、質的Yが現われ、ここにモードAとYとの間に形態上の断絶・不連続性と差別が行なわれる。そして、YはAに対してより斬新性を持つことに

なり、*new mode* として次期の流行への発展的契機を作ることになる。

さて、次期のモードが益々集団化し、Yラインの洪水ともなればYライン同志の差別性は稀薄となり、その流行的特性は失われ、次第に流行の威力は衰えて行く。ジンメルは「流行の問題は、*Sein* とか *Nicht Sein* とか、いうのではなくて、同時に *Sein* であり *Nicht Sein* である。」とすることによって「流行は常に過去と未来の分水界に立つ」のである。(Georg Simmel, *Philosophische Kultur, Gesamte Essays* 1911, *Die Mode* pp. 31-61)と述べて流行の消長を訓えている。

四 流行の市場とサイクル

一般に流行は前の流行から次期の流行に移る移行と普及の過程があり、その期間を *fashion cycle* と呼び、一つのサイクルの間に流行の市場が成立する。そして、その市場、モードの内容には種々の差別化を伴う。

今、モードAがデザイナーによって創作され、市場に出されて図2のような、①差別段階、②競争段階、③経済的競争段階を通り、④下降し、⑤沈滞、⑥消滅して行く。これは市場における製品の寿命の過程であり、流行の寿命、*fashion cycle* の過程でもある。革新者であるデザイナーや企業はモードの発生(創作)時に、一斉に蜂起し群起する。創られたモードはまず、流行の差別段階時にマニアと呼ばれる初期採用者すなわち、デザイナーや専門家、芸能人などに採用され、それが他の人々に模倣されて行く。ロジャース

消費者行動

図 4-1 流行財需要における $\bar{e}$ の動き

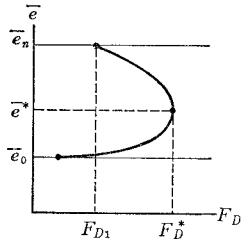


図 4-2 流行財需要における $\bar{p}$ の動き

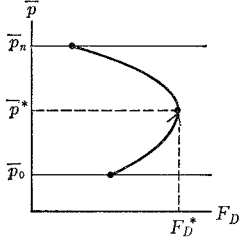


図 4-3 流行財需要における $\bar{i}$ の動き

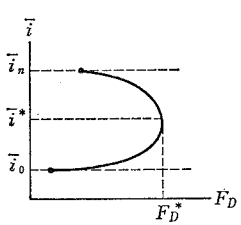
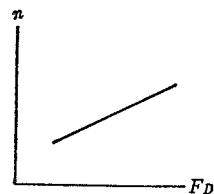


図 4-4 流行財需要における「隣人効果」 n の動き



生産者行動

図 3-1 流行財供給における e の動き

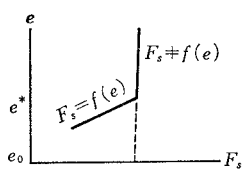


図 3-2 流行財供給における p の動き

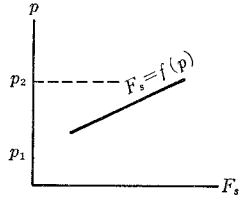


図 3-3 流行財供給における i の動き

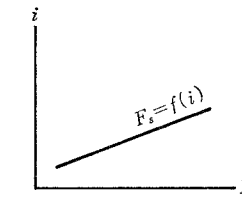
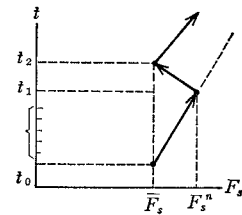


図 3-4 流行財供給における t の動き



このほか、モードの寿命が少なくとも二〜三年にわたること、そ

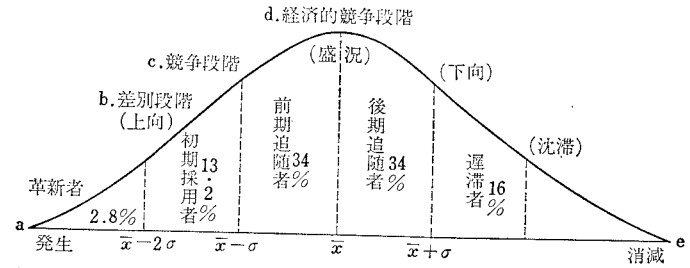
$$F_s = f(e, p, i, t)$$

(1)

には差別化要素と価格と情報の三つの要素が流行の中心的機能を果たすことになる。如何に斬新なモードや奇抜なデザインであっても、大衆(受け手)に手頃な価格でなければ流行とはならない。その上で変化や差別化を生むデザインやスタイル、色などの要素が特に際立って優れているか特異でなければならない。したがって、流行(F)は差別化要素(e)と情報(i)、流行の期間(t)の関数という形で数式化される。

このことから、「流行は経済学的には差別化要素と価格と情報、期間などの関数である」(第三の定義)と定義することもできる。そして、この規定は冒頭に述べた流行の概念を貫徹する。しかし、流行にはこの他に価格で説明できない思想や言葉や生活行動や文化等の流行がある。これらの問題も含めて包括的に説明するための関数式は、価格 p を捨象して、

図 2 ナイストロム、ロジャースの Cycle 図



(出所) 拙著『現代流行理論』。

は「技術革新の普及過程」で、その初期に採用する人の比率を一三・二%と見る。この時期にモード製品の価格は高く、品質は最も優れて高級な材料が用いられる。販売される店もデザイナーのアトリエか、ブティックか高級専門店である。次に、洋裁や服飾にかねてから興味があり専念している前期追随者三四%が市場の競争段階で、そのモードを採り入れ追従して行く。この時期が企業家が追求する経済的競争段階の対象に入る。この時期はサイクルのピークに上向する前半とピークを境に下向する後半に分かれるが、後半に一般大衆である後期追随者三四%が採用し模倣し始める。価格も大衆価格に照準が置かれ、一般専門店やデパート等の量販店で売られていく。材料、品質等は初期採用段階よ

りも安価となる。最後に流行の反応の遅いまたは流行を採り入れることに積極的でない遅滞者一六%が追従する頃には市場のモードがピークより下向転換して衰退消滅へと向う。企業家はピークの段階で、次の新しい new mode の革新を用意し終えている。

五 流行のサイクル

mode から modes へ普及し集団化して一つの期間をファッションの寿命とすれば、これを fashion cycle と名付けることができる。fashion cycle にはメーカー主導による fashion business の短サイクルと社会的歴史的に繰り返される大サイクルがある。しかもこのサイクルの動的発現形態はこれら二つのサイクルが別々に成長発展するものでなく両者統一混交の中で生成発展して行く。

歴史的サイクルには五〇年あるいは六〇年周期で回帰循環するモードが「コンドラチエフ型」と類似共通しており、ファッション・ビジネス・サイクルは一年〜二年〜三年の「キッチン」、「クズネツ」、「ジュグラー」型の短期サイクルを描いて循環している(詳細は、拙著『流行の経済理論』学陽書房、『エコノミスト』昭和五十四年参照)。

六 流行の関数

経済学から見た流行の理論的集約として、流行を関数式としてあらわすことにする。

流行が市場に受け入れられるには幾つかの条件があるが、基本的

$$F_2 = f(e, i, l) \quad (2)$$

で示される。

七 流行財市場の概念及び成立について

質問 (明治大学 百瀬 恵 夫)

報告者は economics of fashion とは生産物の質的分化あるいは特異な差別化の現象であり市場行動であると定義し、市場行動を企業行動と消費者行動の二つに分けているが、今日の消費性向の多様化・高級化は economics of fashion を生みにくい市場に一つあると思われるが、どうか。また流行の関数式で現実の流行を理論的に解明できるか。

答 御指摘のように全く今日の多様化・個性化・高級化の激しい社会では fashion business の経済性が効率よく追求できるとは限らず、ファッション財市場の「多品種少量生産」という需給の構造特質を有しており、品目によっては「規模の経済性」が追求できない物もある。しかし、アパレルの大企業では資本・組織力を駆使して large scale merit の追求を果している。今後、技術的にはロボット縫製機導入による「多品種少量生産」の多様化利用の可能性が目前にきている。

第二、第三の質問点、流行の経済学的分析の理論的根拠ならびに、流行の関数式の具体例については流行財市場の成立から流行の関数を分解することによって総括的に答えたい。但し、制限紙数の関係で詳細は『化繊月報』昭和五十六年九月号にゆずりたい。

流行財の市場は、(1)流行財の供給関数 $F_s = f(e, p, i, n)$ ①式と

ルに位置付けると、流行の需要 F_D は極端に減少してくる。そして、 F_S ファッション供給が低下すると、隣人効果も作用しなくなるといふ n の供給への依存効果が循環作用する。つまり、供給と隣人効果は依存し合い、その結果、 F_D が減少していくことになる。

(付記)

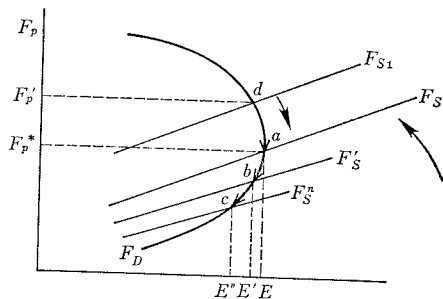
百瀬教授よりは他に流行品産業の特性や流行市場の耐久・非耐久品の cycle の実例、mode 寿命の二〜三年説に対する貴重な御質問やコメントをいただいた。回答の全文を掲げることができなかったことを御詫ひし深く感謝の意を表します。

(注) 流行財市場の概念及び成立については『季刊消費と流通』日本経済新聞社、一九八二年通巻一八号で詳細に論及、『流行財市場の理論』(拙著)を参照してください。

参考文献

- [1] Paul H. Nystrom, "Economics of Fashion," New York Ronald Press, 1928.
- [2] A. B. Young, "Recurring Cycles of Fashion 1760~1937," New York Cooper Square Publishers, inc., 1966.
- [3] 『基本商品学』一九五五年、春秋社、河野五郎。
- [4] Jeannette A. Jarow and Beatrice Judelle, "Inside the Fashion Business," Text and Readings, 1965, New York.

図5 流行財市場の成立
 F_D と F_S 曲線の均衡について



(注) E は消費者の流行の需要を最適に満たす点。

消費者も満足できると仮定する均衡点を見出すことができる。つまり、消費者が流行の需要を最適に満たす点、a を生産者のファッション供給曲線 F_S が通過する時に、流行の市場価格(均衡点) F_p^* と流行の均衡数量 E が成立することになる。

もし、生産者が流行財の供給量を減らした時、 F_S 曲線は F_{S1} の曲線となり、流行の価格 F_p は価格 F_p' となる。この場合、 F_p は F_p^* よりも、より高く保持され、流行の high price 志向化が達成される。一般に流行財の生産者は供給量の調節で、これを達成しようとするが、製品の供給量が極端に少ない時は、「隣人効果」 n の機能が發揮されなくなり、流行の需要は減り、また流行財の価格を高いレベル

(2) 流行財の需要関数 $F_D = f(e, p, i, n)$ ②

式が交叉均衡する点で成立する。以下、両関数を分解することによって、市場の成立条件である、(a) 生産者の行動および、(b) 消費者の行動を分析して流行財市場の概念を明らかにする。

以上のことを総括集約すれば、流行の市場において、生産者も消

- [5] 流行についての若干の経済学的分析 経済政策学会西日本部会 昭和四十六年(木下)。
- [6] 流行についての経済学的考察 同上 昭和四十七年、四十八年(木下)。
- [7] 福岡女子短大紀要 Vol. VII, 1973, "Fashion Laws Case Study".
- [8] Georg Simmel, "Philosophische Kultur," gesammelte Essays, 1911.
- [9] Thostein Veblen, "The Theory of Leisure Class," An Economic Study of Institutions, New York, 1912.
- [10] E. Rogers, "Diffusion of Innovations," 1962. 藤竹曉訳、一二二頁。
- [11] E. H. Chamberlin, "The Theory of Monopolistic Competition," 1962. Harvard University Press Cambridge, Massachusetts, 1962.
- [12] Fritz Machlup, "The Economics of Seller's Competition," 1952. 服部訳、千倉書房。
- [13] 木下武人『現代流行理論』学陽書房、昭和五三年。
- [14] 木下武人『流行の経済理論』学陽書房、昭和五六年。
- [15] 『エコノミスト』昭和五十四年七月一七日号。
- [16] 『化繊月報』昭和五十六年、三四巻七、八、九号。
- [17] 『季刊消費と流通』昭和五十七年、一八号、「流行財市場の理論」。

チューネン圏構造からみた長野県農業構造の特色

——グラヴィティ・モデル (gravity model) を援用して——

宮坂 正治

〈信州大学〉

一 もんだい

最近、地域農業の政策はいかにあるべきかという問題が種々の視角と立場から研究されてきている。ここではチューネン圏構造という視角から、長野県農業構造の特色をグラヴィティ・モデルを援用してみながら、一般的な地域農業の方向を探ろうとするものである。

地域農業の研究手法には、周知のように、(1)立地論的な研究方法、(2)地域乗数論的な研究方法、(3)農業所得較差を中心とした分析があるといわれているが、ここでは立地論的に研究する方法をとる。誰でもが認めるように、農業の立地論的研究の代表的なものの一つは、チャーネン (Thünen, J.H. von) の「孤立国」型方法である。この「孤立国」において描いたチャーネン圏をブリנקマン (Brinkmann, Th.) は次のように説明している。すなわち、

「武器が不同であれば、すなわち、運搬費節約の利益が、Aの生産物の場合が、Bの生産物の場合よりも、ヨリ大きければ、AはBよりもヨリ強く「市場」に引きつけられる。そしてAは、絶対的にヨリ良好なる立場を獲得し、または少なくとも経営部門が、互いに結合される全体の枠内において優位な地位を獲得し、競争生産物を

それに応じて排除し、または競争生産物にあてられた経営部門の縮小を招かせる。そうしたときには、各種の生産方向が、市場から受けるところの牽引力の強さにしたがって、内部から、外部へと順々に連続する生産のある地域——『孤立国』の観照装置においては、圏状をなすところの——配序が生ずる。すなわち、有名なチューネン圏である。(1)

このブリנקマンの説明のように、チャーネンは、自分の耕作するテロー (Tello) 農場を実験場にして、一単位面積当り純収益Ⅱ地代と、都市からの距離との関係を分析した結果、農業の土地利用パターンが、都市をとりまく同心円の地帯を形成する。具体的には、第一圏自由式農業、第二圏林業、第三圏輪栽式農業、第四圏穀草式農業、第五圏三圃式農業、第六圏畜産というパターンで同心円的形状をなすという結論を導出した(2)。

生産物が地代と距離との関係から牽きつけられ、同心円の農業立地形態をなすことからグラヴィティ・モデルを援用する必要性がでてくる。

グラヴィティ・モデル(重力模型)は、スチュワルト (Stewart, J.Q.) (3) が力学のポテンシャル (potential) の概念を社会物理学に

援用したもので、重力とは一般に宇宙間の万有引力のうち、とくに地球が地上の物体を引く力を指して名づけていることは周知のことである。いま、ここにある地点が周囲の農産物の産出額の全体から受ける影響力の全体量を考える。この場合、ある農産物の産出額の一定距離をへだてた地点に与える影響が、産出額の大きさに比例し、その距離の長さに反比例するとともに、その農産物がどのような条件の場所で生産されようと無差別であると想定する。かくて、地点Oにおける農産物の生産物ポテンシャルの総量 V_0 は、もし重力のポテンシャルの法則が適用されるものとし、 r 、 G は定数で $G=1$ 、 $\alpha=1$ と想定すれば、次式で計算される。

$$V_0 = G \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i^\alpha} = \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{r_i}$$

ただし、ここで P_i および r_i はそれぞれ地域 i の農産物の生産額および生産地点Oからそれぞれの生産地域までの距離であり、この式をO地点におけるある農産物の生産物ポテンシャルと仮称する。

二 計測の方法と結果

まずグラヴィティ・モデルによる具体的計測の方法を簡述する。農産物の生産物ポテンシャルの同一のポテンシャル値を有する地点を結んで、等生産物ポテンシャル線を描くことからはじめる。この等生産物ポテンシャル線図は、等値線上のそれぞれの地点においては、周囲の全地点から受ける影響力の全体量が等しいことを示すものであり、ある地点を中心として、それへの距離が近いほどポテンシャル値は大きく、外へ向って遠く離れていくほどポテンシャル値

は小さくなるという空間的秩序を表わすものでもある。この円環 (ring) の形態をもつ等生産物ポテンシャル線には、四類型が想定される。それぞれの類型に分ける基準は、影響力の最高地点(ピーク)がどこに位置するか、等値線の方向と傾斜はどうかである。この基準に則って等生産物ポテンシャル線を分類すると、(1)都市消費型、(2)生産地消費型、(3)都市消費・生産地消費混合型、(4)生産地型が得られる。長野県の農林畜産物の生産物ポテンシャルを計測し、これを基礎にして等生産物ポテンシャル線図を描き、それぞれの類型に分け、農業構造の特色を探ろうとする。

さて、対象年次は、農業構造の時期的変化をみるために、戦前、戦後とも比較的経済の安定していた年次の、昭和十年と同四十八年を選んだ。対象農林畜産物は、(1)米、(2)麦類、(3)飼料用作物、(4)いも類、(5)雑穀・豆類、(6)野菜類、(7)果樹類、(8)工芸作物、(9)林業(素材生産)、(10)畜産物、(11)養蚕(繭)、(12)花き・その他に分類して計測した。距離は、長野県の市町村役場のある地点の相互間を、戦前を国鉄、戦後を国道・地方道で少なくともトラックが走りうる道路により最短距離にて測定した。なお、自己ポテンシャル測定のための、その地域自体の距離は、ゼロとするとポテンシャルは無限大となるから、その地域内の農林畜産物の分布を均等と仮定して、距離はその地域の面積の半径の半分と評価した(4)。

さて、計測結果を考察するのに、紙面の都合上一部分のみ見本として、米と野菜類をとりあげて説明しておきたい。まず昭和十年の(1)米の等生産物ポテンシャル線図をうかがう。第1図の米の等生産物ポテンシャル線のピークは三つある。すなわち同じポテンシャル

第1表 長野県の農作物別等生産物ポテンシャル線パターンの変化

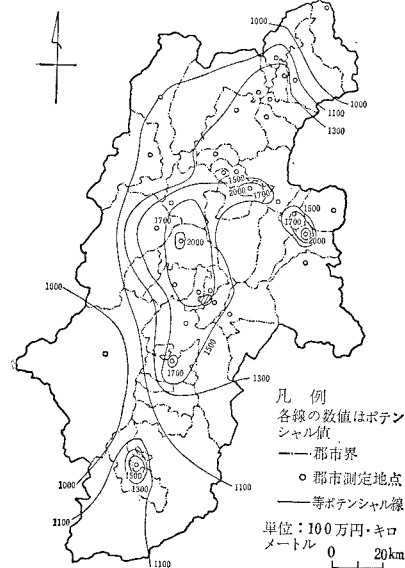
作物	年次	1935年	1973年
1. 米		都市消費型	都市消費・生産地消費混合型
2. 麦	類	都市消費型	生産地消費型
3. いも	類	都市消費型	都市消費型
4. 雑穀・豆類		都市消費型	都市消費型
5. 果樹類		都市消費型	都市消費型
6. 野菜類		都市消費型	都市消費型
7. 飼料用作物		生産地消費型	生産地型
8. 繭		生産地消費型	生産地消費型
9. 林業		生産地消費型	生産地型
10. 工芸作物		生産地型	生産地消費型
11. 花き・その他		都市消費型	都市消費型
12. 畜産物		都市消費型	都市消費型

値一〇〇万円・キロメートルのピーク、更級郡・埴科郡、松本市、上田市があり、この三ピークが形成している尾根づたいにポテンシャル値九〇万円・キロメートルが楕円形の枠をつくり、上高井郡・長野市・東筑摩郡・小県郡・北佐久郡がこの枠組のなかに入る。これらのピークを中心として西南部へ向って、ほぼ一〇万円・キロメートルの幅をもって階級的なひろがりを見せている。このような相からうかがって、米は都市消費型立地とみてよからう。(2)野菜類の等生産物ポテンシャル線の第2図をみると、最高のポテンシャル値一五万円・キロメートルのピークが長野市と松本市に存在し、こ

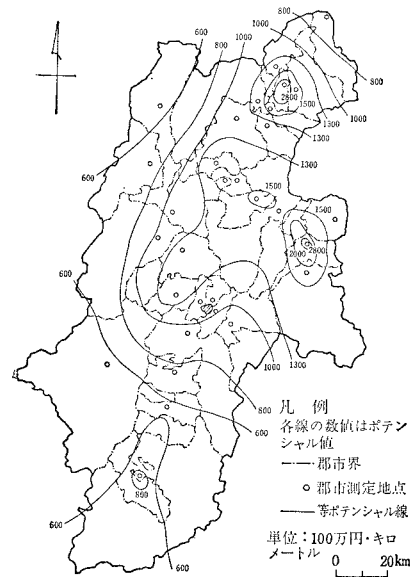
第2表 長野県の農作物別等生産物ポテンシャル線の態様の变化

作物	年次	地域群の数		ピークの数		主たる地域群の方向		主たる地域群周辺の傾斜(線間隔)	
		1935年	1973年	1935年	1973年	1935年	1973年	1935年	1973年
1. 米		1	2	3	5	北と南へ	北と南へ	緩急	急急
2. 麦	類	1	1	1	1	南へ	南へ	急急	急急
3. いも	類	1	1	1	5	南へ	西と南へ	緩急	急急
4. 雑穀・豆類		1	2	1	3	南へ	北と西南へ	緩急	緩急
5. 果樹類		1	2	1	3	南へ	南と北へ	急急	急急
6. 野菜類		1	3	2	4	南へ	西と南へ、北へ	緩急	急急
7. 飼料用作物		1	1	1	4	東北と南へ	北西と南東へ	緩急	急急
8. 繭		1	2	1	3	西と南へ	北と南へ、北へ	緩急	急急
9. 林業		2	2	3	5	北と南へ	西北と西へ、北へ	緩急	急急
10. 工芸作物		2	2	2	4	北と西南へ	西と東へ、北へ	緩急	急急
11. 花き・その他		1	1	2	2	北と南へ	北西と南へ	急急	緩急
12. 畜産物		1	1	3	4	北と南へ	北西と東へ	急急	急急

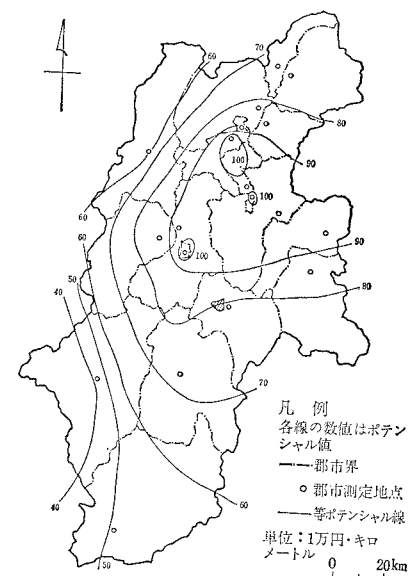
第3図 米等生産物ポテンシャル線図(昭和48年)



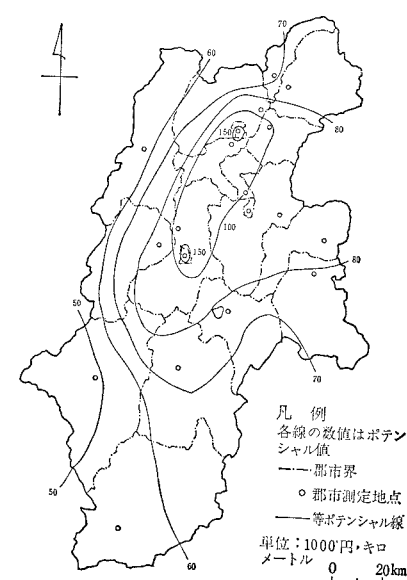
第4図 野菜類等生産物ポテンシャル線図(昭和48年)



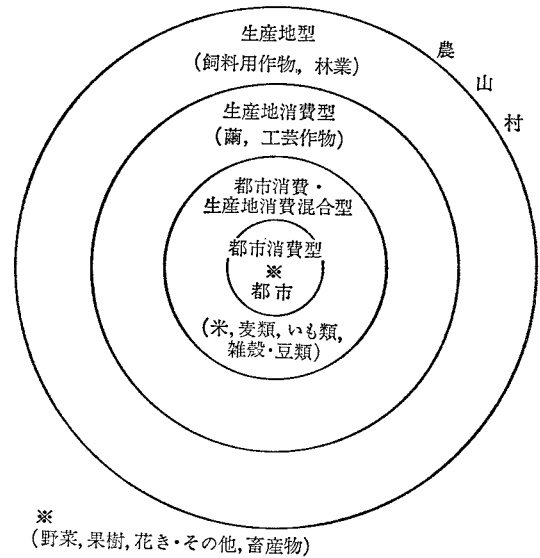
第1図 米等生産物ポテンシャル線図(昭和10年)



第2図 野菜類等生産物ポテンシャル線図(昭和10年)



第5図 長野県の農業構造の模式図



の二ピークを結ぶ尾根が一つの地域群を形成している。さらに、つぎに高い値の一〇万円・キロメートルの等生産物ポテンシャル線の近くに上田市が位置している。これらの地域群は西南部の方向へ比較的順序よく下がり、北東部は高いポテンシャル値のままで円環圏状を示している。したがって、野菜類は北信・中信地方の都市およびその周辺で生産され消費されることから都市消費型立地といえる。もう一つ昭和四十八年の米と野菜類の等生産物ポテンシャル線図をうかがってみよう。まず第3図を観察すると、米の等生産物ポテ

ンシャル線は、一つの大きな地域群と小さい二つの地域群とが中心となってひろがっている。ここに一つの大地域群は三個のピークである、松本市、上田市、伊那市によって形成されている。他の二つの小さい地域群のピークは佐久市と飯田市のもので、佐久市の高さは上田市や松本市と同様二〇億円・キロメートルである。松本市を中心とする大地域群と佐久市を中心とする小地域群は、佐久市・上田市・松本市・伊那市の四市が尾根をつくった形で、南北にひろがっている大地域群を形づくっている。この大地域群とは離れて、飯田市が下伊那郡を包摂して小さいながら独立した領域をもっている。それぞれの地域群をとりまく等値線は比較的高い位置にあり、以上の状況から、米は都市消費・生産地消費混合型の立地である。第4図の野菜類の等生産物ポテンシャル線の構図をみると、同じ値の二八億円・キロメートルのピークをもつものの、一つは大地域群、他は小地域群をなすものにより、東北信・中信地方がまとめられている。すなわち、大地域群の方では佐久市・小諸市によるピークがあり、他の一つは佐久市等によるものより、ポテンシャル値が低い上田市によって、緩い傾斜で西部の松本市の方へひろがっている。小地域群は中野市・下高井郡によるピークをもつもので、傾斜は比較的急で北西部の方向へ向いている。孤立的な形で南信地方には飯田市をピークとする地域群がある。これらの等生産物ポテンシャル線の様相から考へるに、野菜類は都市消費型立地と結論づけられる。

以上のように、等生産物ポテンシャル線図を昭和十年と同四十八年の農林畜産物の全体につき描き考察した結果が前の二表である。

最後に、各農林畜産物の生産物ポテンシャル値を、その分布が平均0・分散1になるように計算し直した標準化生産物ポテンシャル値⑤を導出して、長野県の都市別主要科目について昭和十年と同四十八年の変化を考察した。その結果は紙面の都合上省略するが、これらの計測結果を総合した結果、長野県の農業構造の特色は、前頁の模式図として描けるようなチューネン圏構造を呈していることが明白になった。今後、長野県では、こうした農業構造に適合するような農業政策を行なうことが必要であろう。他の機会にこのような地域農業政策のあり方について報告したい。

- (1) Brinkmann, Th., *Die Ökonomie des landwirtschaftlichen Betriebs*. Grundriss der Sozialökonomik. VII. Abt., Verlag von J.C.B. Mohr, Tübingen, 1912, S. 76. 大槻正男訳『Th. フリンクマン：農業経営経済学』(改訂版《注解付》一九六九年、地球出版株式会社、七五ページ)
- (2) Thünen, J.H. von, *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*. Hamburg, Perthes, 1826, Erster Abt., §3, §18, §21, §22, §23, §26a.
- (3) Stewart, John O., *Empirical Mathematical Rules Concerning the Distribution and Equilibrium of Population*. *Geographical Review*, 37, July 1947, pp. 461-485.
- (4) 宮坂正治『工業立地論(増補版)』古今書院、昭和四十八年、二三三ページ。宮坂正治『農業経済立地論』古今書院、昭和五十六年、三八一ページ。

(5) 農林畜産物の生産物ポテンシャルの大小を比較するため

には、測定単位を同じくする必要性があり、標準化した。標準化の作業の一つに、標本 i における実数 x_i のデータ値を x_{ji} 、その平均を $\bar{x}_j$ 、標準偏差を s_j とすれば、 $(x_{ji} - \bar{x}_j)/s_j$ のごとく計算すればよいという方法がある。奥野隆史『計量地理学の基礎』大明堂、昭和五十二年、二七〇ページ参照。

(付記)

青山学院大学教授西岡久雄先生、そのほかの先生方からきわめて有意義なコメントをいただいたが、紙面の都合上省略させていただいたことをお詫言しておく。

空間的商業集積とその規制

一 はじめに

所謂「大規模店舗法」は商業地域における大規模店舗の立地に対して一定の法的規制を設けている。この法的規制の基本理念の中には、「中小商業の事業活動の機会確保」、および「消費者利益の確保」が明示されている。この二つの目標の整合性についての判断が、法的規制の経済学的意味性を左右するように思われる。本稿は空間を導入した消費者行動の単純モデルでこの二つの目標の整合性を検討することを目的とする。

二 空間競争モデルにおける集積

企業の空間立地モデルのタイプとして、ホテリング⁽⁵⁾が有名である。需要の価格弾力性がゼロで対称的二企業は、消費者が一樣に分布する線形市場において中央に集中することを示した。この企業立地の集中を「集積」と定義する。しかしスミシーズ⁽⁶⁾達によつて、価格弾力性がゼロでなかったり、企業数が三以上の場合には「集積」が必然的ではないことが示された。しかし付加的仮定によつて、価格弾力性がゼロでなくとも「集積」が発生することを説明するモデルが検討された。まず消費者の居住分布がある種の単峰形

をなしている場合で、ダウンス⁽¹⁾の二政党間競争モデルが該当する。つぎに、複数店舗を買い回する消費者行動の最適化を記述する場合で、イートン⁽²⁾、細野⁽³⁾のモデルが該当する。そして、企業の集積によつて商圏の拡大が期待される場合で、ハフ型モデル⁽⁸⁾、細野⁽⁴⁾モデルが該当する。本稿では「買い回り」に焦点をあてたモデルを設定する。

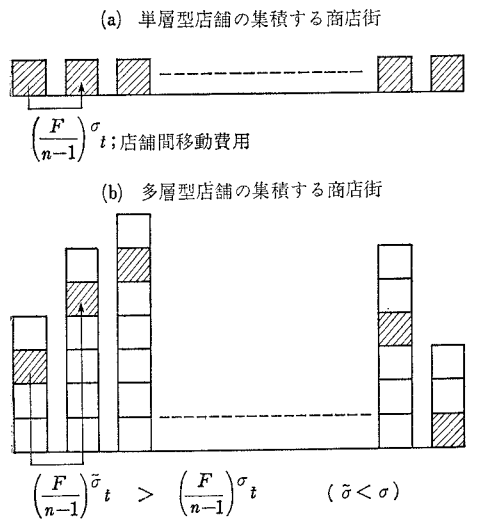
三 買い回り行動の概略

商品の探索および評価を目的とした買い回り行動のモデル分析はスティアラー⁽⁶⁾に代表される。探索でより廉価な商品を購入する節約分と、探索に要する費用とのバランスで探索あるいは買い回り回数を見出すモデルとして設定されているが、本稿はそのような価格訴求的買い回りの他に、商品の材質やデザイン等で代表される品質訴求的買い回りを重視する。このような行動の対象となる商品は、買い回りによつて逐次評価を下されるものである。買い回りの過程で各商品は逐次評価されるが、それを見かけの評価と呼び、全立地店舗を買い回ることによつて初めて達成される全商品に付加する評価を真の評価と呼ぶ。見かけの評価が真の評価に接近するのは買い回り回数が増加すればよい。しかし、もし消費者が高々一回しか購買しないとす

細野 助博

〈道門学院大学〉

図1 階当り同一床面積の店舗 n 個で構成された F の規模の商店街での店舗間移動費用



凡 例 当該商品を販売している店舗またはフロア 他の商品を販売している店舗またはフロア

れば、真の評価が最高の商品をバスして、後続する商品にもっと評価の高いものが発見できると期待して誤った行動をとる場合もある。そして買い回り回数の増大はこのような危険を増大する。したがって合理的消費者が全立地店舗を買い回るといふ状況は少ないといえよう。この推測を強めるためにつぎのような仮定を設ける。すなわち

仮定1 一度バスした商品は二度と購入できない(リコールを許可しない)。
仮定2 真の評価が最高の商品を購入した場合の効用を1、他の評価の商品を購入した場合の効用をゼロに設定する。
仮定3 各店舗に当該商品を高々一個陳列しているの、各商品

が真の評価が最高である確率は $1/n$ である。
以上の仮定から、買い回りを停止することによつて獲得できる期待効用 U_t と、買い回りを続行することによつて獲得できる期待効用 U_{t+1} との大小を買い回りの各回で比較し、買い回り停止か続行かを決定する。 U_t (U_{t+1}) は買い回り回数の単調増加(減少)関数であるから、買い回りに伴う費用を考慮外におく場合でも最適買い回り回数は U_t が U_{t+1} を上回った時となる。

四 買い回り行動に伴う費用

買い回り行動に伴う費用は心理的肉体的疲労および交通費に代表される。本稿では、これらを空間上を水平および垂直(多層型店舗の場合)に移動する距離に単位交通費を積算して費用とする。費用計算はつぎの仮定による。

仮定4 単位交通費 t は一定である。

仮定5 費用は全額消費者が支払う。

仮定6 単層型店舗の集積立地は消費者の支払う費用を減少させるが、集積の高度化は地代の上昇を伴うため必然的に多層型店舗の集積立地を発生させる。

商業集積は一方では水平移動に伴う費用を共用施設の建設等で減少させるが、多層型店舗の一般化に伴って垂直的移动に伴う費用を他方で発生させる。今、立地店舗数 n と独立に単層型店舗のみが集積する商店街と、多層型店舗が一般的に集積している商店街との費用の相違は専ら垂直的移动の有無に依存すると、指数表現を採用する。商店街規模 F 、指数 σ とすると、店舗間移動費用は

表1 パラメータσの計測〔東京都のケース〕

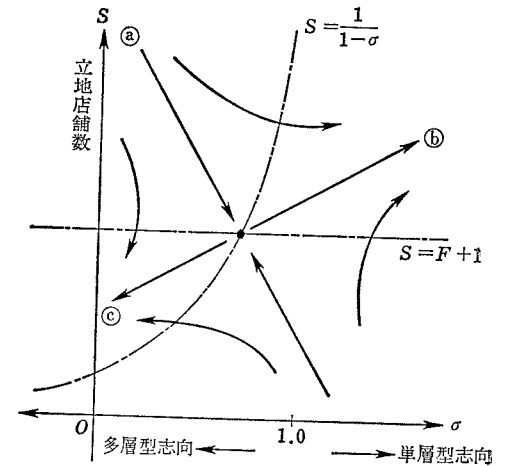
		百貨店		呉服・服地・寝具		洋服(除婦人・子供服)		婦人・子供服		靴・履物		その他	
		49	51	49	51	49	51	49	51	49	51	49	51
都心	n	61	66	900	967	666	883	600	717	450	550	500	833
	k^*	19	20	392	413	696	734	423	553	314	309	537	636
	$F=2.9$	σ	0.978	0.944	0.719	0.724	—	0.717	0.701	0.711	0.684	0.696	—
副都心	n	77	91	1133	1166	1667	2533	1350	1333	1000	1400	1367	1600
	k^*	24	30	834	807	1102	1121	829	1047	740	739	1096	1196
	$F=6.2$	σ	1.593	1.019	1.504	1.500	0.787	0.861	0.845	0.845	0.836	0.846	0.845
それ以外 の特別区	n	30	39	2700	3200	2369	2967	1900	2050	1550	2000	2667	3100
	k^*	95	115	2995	3140	3541	3610	2173	2765	2642	2569	3391	3339
	$F=270.0$	σ	—	—	—	2.189	—	—	—	—	—	—	—
市郡部	n	22	35	1066	1066	1066	1033	500	850	450	600	1167	733
	k^*	52	67	810	896	715	752	495	606	613	607	823	865
	$F=91.0$	σ	—	—	1.752	1.752	1.752	1.763	2.056	1.827	—	2.628	—
都心		$\sigma_{49}=0.652$	副都心		$\sigma_{49}=1.068$	それ以外 の特別区		$\sigma_{49}=—$	市郡部		$\sigma_{49}=1.853$		
		$\sigma_{51}=0.751$			$\sigma_{51}=0.987$			$\sigma_{51}=2.189$			$\sigma_{51}=1.784$		

補論 パラメータσの計測

本稿に重要な意味を持つパラメータσをつぎの作業仮説で計測する。

さらに命題2をもつてすれば、計画主体は、商店街の再開発により商店街規模 F および単位交通費 t の削減を達成するような空間利用の効率化、高度化を積極的にはかることにより、基本理念上の対立の緩和に役立てることも可能なのではあるまいか。この方向からの調整が今後とも検討されることをのぞみたい。

図2 消費者の期待効用の動的経路



となる(図1)。

五 モデル分析

ある代表的消費者の k 回の買回り行動で獲得する期待効用 U を仮定1から6に基づいて、

$$U(U, U') = \frac{k-1}{n} \left(\log \frac{n}{k-1} \right) - \left(\frac{F}{n-1} \right)^{\sigma} (k-1)^{\sigma} \quad (1)$$

と定義する。 U の最大化の一階条件から最適買回り店舗数 k^* は、

$$k^* = 1 + \frac{n}{\exp \left(1 + \left(\frac{F}{n-1} \right)^{\sigma} n \right)} \quad (2)$$

(2)を(1)に代入すると、

$$U^* = \frac{1}{\exp \left(1 + \left(\frac{F}{n-1} \right)^{\sigma} n \right)} \quad (3)$$

(2)および(3)よりつぎの命題が成立する。

命題1 単層型店舗の集積した商店街か、それとも多層型店舗の集積した商店街かを示すパラメータσが1より大(1より小)の場合、立地店舗数 n の増大は最適買回り店舗数 k^* を増加(減少)させる。

命題2 商品街規模 F および単位交通費 t の増加は k^* を減少させる。

命題3 法的規制の計画主体が政策変数としてσと n をパラメトリックに操作可能とすると、σと n を同一方向に操作することによって消費者の期待効用を増大可能である。

六 政策的含意

法的規制の基本理念の一方である「中小商業の事業活動の機会確保」が現実の規制の背景であるならば、その規制策を本稿のモデルと対応させると、

- ①参入店舗を抑制する意味で n の増大阻止、
- ②大規模店舗参入を抑制する意味で商店街の多層化を示すパラメ

ータσの下降阻止、

となり、もう一方の「消費者利益の確保」に対応する消費者の期待効用の増大とは全く整合的ではなくなってしまうことは、モデル分析から当然導き出せる。図示すれば、局所的には②の径路は確かに消費者の期待効用を上昇させるが、 $S=F+1$ と $S=1/(1-\sigma)$ の二曲線の交点が鞍点である以上、②あるいは③への径路への最終的軌道修正がなされなくては、大極の意味においての規制の整合性は実現されはしない(図2)。とすれば、基本理念の二つが整合化されるためには、立地店舗数が規制された場合では、垂直的集積を高度化する多層型店舗によって構成された商店街を形成するか、それとも立地店舗数の規制を設けずに垂直的集積を規制する単層型店舗によって構成された商店街を形成するかの二者択一しか存在しないことになる。本稿のモデルでは、分析の便宜上一店舗当床面積をゼロと換算するために、単層型、多層型という垂直方向の尺度で店舗規模を表現しているため、単層型を小規模店舗型、多層型を大規模店舗型と対応させて考えることもできる。

すなわち、

- ① 単位交通費 t を七〇円とする。
 - ② 既存店舗数を最適回り店舗数 k^* とする。
 - ③ どの商店街においても、同一商品販売店舗は同一販売高とする。したがって各商店街の販売高の差は立地店舗数 n の差に還元される。
- データは『商業統計表』昭和四十九・五十一年の東京都分。計六種の商品を対象に、都心三区（千代田、中央、港）、副都心四区（新宿、台東、渋谷、豊島）、その他特別区（一六区）、そして市郡部（二六市郡）の四地域区分で計測した。

計測式

$$a = \frac{\log \left\{ \log \left(\frac{n}{k^* - 1} \right) - 1 \right\} / nt}{\log \left(\frac{F}{n - 1} \right)}$$

計測結果1 都心は a が二調査期間とも一以下。副都心は昭和五十一年に一以下に転換。他は一以上。空間集積の格差が明白である。

計測結果2 副都心、市郡部の a は下降しているが、都心では逆に上昇。これは都心以外の地域でも空間的集積が進行していることを示す（表1）。

参考文献

- [1] ダウンス『民主主義の経済理論』（古田監訳、成文堂、一九八〇年）。
- [2] Eaton, B.C. and R. G. Lipsey, "Comparison Shop-

鉄道政策の課題と展望

一 はじめに

近年の先進諸国の交通政策上の最大の課題は、各国鉄道財政の破局的悪化に直面して、いかに鉄道の再建をはかるかという問題であった。日本もその例外ではない。昭和三十年代において、欧米の鉄道が収支の不均衡に悩んでいたのに、日本の国鉄は黒字基調を維持して来たが、これは大局的にいって、日本のモータリゼーションの後発性にもとづくものであった。四十年代のモータリゼーションの急進展とともに、国鉄の財政は次第に悪化し、四十八年の第一次石油危機以後破局的な財政状態に陥っている。

一九七七年のヨーロッパ運輸大臣会議は、各国鉄道の危機が、主として構造的影響、すなわち交通体系と産業構造、地域構造の変化によってもたらされたものであるが、石油危機以降の不況の影響、鉄道の組織、効率、財政的自立能力等において、経営と交通政策の適応が立ちおくれたことを問題とした。日本においても、国鉄監査委員会の昭和五十二年度監査報告は、国鉄財政悪化の原因が、第一に輸送構造の変化に即応する旅客貨物営業の対応策のおくれ、要員合理化など経営努力の不足、第二に人件費および物件費の高騰、第三に国の運賃改訂のおくれ、とくに狂乱物価時の二年余の凍結、第

ping and the Clustering of Homogeneous Firms," *J. of Regional Sciences*, 1970, pp. 421-435.

- [3] 細野助博「空間的商業集積の実証分析」『計画行政』一九八一年「一〇〇—一〇六」頁。
- [4] Hosono, S., "Spatial Clustering of Retail Firm," *Oriental Economic Review*, 1982, pp. 21-35.
- [5] Hotelling, H., "Stability in Competition," *Economic J.*, 1929, pp. 41-57.
- [6] Smithies, A., "Optimum Location in Spatial Competition," *J. of Political Economy*, 1941, pp. 423-439.
- [7] Stigler, G.J., "The Economics of Information," *J. of Political Economy*, 1970, pp. 311-329.
- [8] 山中均之『小売商圏論』千倉書房、一九七七年。

（付記）

鈴木安昭教授（青山学院大学）には予定討論を快諾いただき、マケテイング科学からの適切なコメントを賜った。さらに西岡久雄、太田浩（青山学院大学）両教授、正村公宏教授（専修大学）および目良浩一教授（筑波大学）より本稿作成に対する適切なコメントを賜った。ここに感謝の意を表します。

廣岡 治 哉

〈法政大学〉

四に借入金金利負担の増大をあげた。

国鉄危機の深化のあとを辿り、現象的にその原因を辿ねることは、時間のかかる作業であるが、むずかしいことではない。しかし重要なことは、景気変動、石油危機、公共料金抑制措置などによって増幅されたとはいえ、国鉄危機が主として交通体系、産業構造、地域構造の変化、いいかえれば技術革新によってもたらされていることを認識し、それにたいする適応を急ぐことであった。不幸にも、この適応は、長年の鉄道独占時代につくられて来た機構、法制、慣行、思考様式によって妨げられて来た。その間に鉄道の危機は極めて深刻なものとなった。

二 国鉄再建計画と再建促進法

昭和四十四年度に始まる第一次国鉄再建計画以来の四次にわたる再建計画は、いずれも運賃値上げ、合理化と公共助成により収支の均衡を回復することを目指して来たが、そのつど失敗して来た。構造変化の進展を過小に評価し、適応策に不徹底さがみられたためであると同時に、現段階の鉄道が社会的に必要とされるサービスを提供するためには、もはや収支均衡が適切な目標といえなくなっていることを認めなかったために、計画そのものが作成当初から非現実

的なものとなっていた。

昭和五十二年になって、国鉄総裁は、企業努力によって到達可能な経営範囲とこれをこえる「構造的欠損」部分を区分することを要求するに至った。構造的欠損とは、(1)地方交通線の赤字負担、(2)過去の債務による負担、(3)戦中戦後国の機関として国策遂行上生じた要員構成の歪みによる負担(退職金の異常な増加分と年金負担の異常な増加分)をさしている。

同年十二月には国有鉄道法と国鉄運賃法の改正がおこなわれ、国鉄の投資対象事業が拡大され、また物価変動による経費増加の範囲内での運賃改訂が、国会の議決によることなく運輸大臣の認可によって可能となった。しかし皮肉なことに、五十年代はすでに高度に競争的、選択的な市場となったために、国鉄需要は運賃に対して弾力性を高め、四十年代増加していた幹線、特急急行旅客も五十年代には減少傾向を辿った。貨物やローカル線旅客は、これよりはやく四十年代から減少傾向にあった。

こうして、今次の再建計画に至るのであるが、これは、昭和五十四年七月に国鉄がつくった「国鉄再建の基本構想案」にもとづき、この構想を認めた同年十二月の閣議了解「日本国有鉄道の再建について」で定められたものである。この方針にもとづき、五十五年十一月には「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」がつくられた。

今次計画は、多様な交通機関と多様な交通需要の存在を前提として、鉄道の特性を発揮しうる分野に経営を重点化し、鉄道特性を発揮しえない分野を縮小し、三十五万人体制とよばれる減量経営を実現しようとしている。再建促進法により、バス転換を図るべき線とし

ることを前提にした場合でも、国鉄再建の目標として収支均衡をかがげ、均衡点に達するまで不採算路線や不採算サービス(例えば貨物輸送)を切り捨てるという減量経営は、国鉄にたいする補助金を削減することには役立っても、国民経済的利益には反する。

鉄道のように土地に付着して固定投資がおこなわれ、それらの施設の転用が困難な場合には、特定路線や特定サービスの存廃は、それらに間接費まで配賦した総費用と総収入を比較して経済性を判断するべきでなく、特定線区あるいは特定サービスを廃止することによって現実に回避することが可能な費用(avoidable cost or escapable cost)を基準にして経済性を判断せねばならない。もし回避可能費用をつぐないうる収入が得られるならば、それらの線区やサービスは存続させることが国民経済的に利益である。

これに加えて沿線社会に与えられる外部便益や先に除外した政策的配慮を加えるならば、国民経済的に維持されるべき鉄道網とサービス量は、企業収支均衡基準で想定されるものよりも大きい筈である。

鉄道の独占性がつよく、総括原価主義で収支均衡が考えられた時代には、不採算線や不採算サービスは、採算線やプロフィットなサービスの超過利潤から内部的に補助されることにより維持された。しかし競争的条件のもとでは、内部補助システムは、幹線や都市線区の運賃を原価上必要とする以上に高めるために、これらの線区の競争力を弱め、需要を鉄道から他の機関に移させる結果を招き、鉄道にとっても国民経済的にも有利ではない。いいかえれば、国鉄を全体として一つの代替的サービスのようには考えるのは虚構であり、

て指定される「特定地方交通線」は、民営あるいは第三セクターとして存続する途は残されているものの、二年間の地元協議会の後運輸大臣は路線廃止を認可することとなっている。それとともに同法は、過去債務の棚上げ措置を講じ、特定地方交通線の経営を引受ける事業者あるいは転換バス事業者の運営費用の補助もおこないうるようにした。また、構造的欠損分にたいする財政措置や運賃上の公共負担の軽減対策も閣議了解にもとづき実施されている。

今次計画は、六十年代までに健全経営の基盤を確立し、引きつづき速かに収支の均衡回復を図ることを目標としているが、計画発足後の予測をこえた輸送量の低下と収入の伸び悩みで計画の達成は困難とみられ、また六十年代までに四、〇〇〇キロのローカル線を廃止することも不可能とみられている。この深刻な事態にたいし、大蔵省はさらに徹底した減量経営を要求し、第二次臨時行政調査会は、民営論、分割経営論を浮上させるなど、はやくも今次計画の上に不信が投げかけられている。

三 国鉄再建をめぐる理論的諸問題

(1) 回避可能原価基準の活用

公共投資における道路投資への偏倚とか、交通機関間競争における広義のイコールフットイング、環境、エネルギー制約にたいする政策的配慮など、いくつかの観点からみて、従来の趨勢、パターンが不可避的なもの、経済必然的なものとみなすことには問題がある。しかし、これらの論点はさしおいて、鉄道にたいする需要の縮小が他の交通機関への転移や土地利用上の変更をつうじて進みつつあ

国鉄は、地域特性をもった多様な区間ベアの代替的サービスを結合的にあるいは集合的に、また並列的に供給しているにすぎない。この点に着目するならば、現行運賃制度や管理システムの矛盾は明らかである。

国民経済的に存続すべきものでありながら、企業的に採算のとれない線区やサービスを内部補助方式でない方式で維持するとなれば、外部補助すなわち公共補助に依存する以外に方法はない。

(2) 運賃政策の転換

縮小する需要に直面した場合、上昇する平均費用を基準に運賃を決定して収入を確保しようとするれば、需要の転移による一層の需要縮小を招き、悪循環的縮小から路線廃止あるいはサービス縮小に追い込まれる場合が多い。(もちろん効率的経営によりコストダウンをはかることが、今日の国鉄の急務であるが、実際には広汎なシステム・チェンジを伴い、そのために一定の再編成期間を必要とする。今日の国鉄は、大量の定年退職者発生期間を利用して再編成をおこなおうとしている。)

このような場合、短期限界費用にもとづいて運賃を決定し、そのサービス、区間の競争条件に即応して短期限界費用をいくらかでも上廻る運賃を設定しうるならば、全体としての収支改善に寄与しうる。今日の貨物輸送やローカル旅客は、このような運賃を適用するべき対象である。その意味では、経営改善計画が、貨物輸送については、共通費の配賦分を除いた個別費を基準として収支均衡をはか

当といえよう。

従来国鉄は、全国画一的に、輸送キロ程に応じて、キロ当りの旅客貨率や貨物貨率を乗じて運賃をきめてきたが、これは線区やサービスのコストの違い、いいかえればそれぞれの輸送に投じられた資源の価値を反映するものではない。代替的交通手段の発達した今日、代替が個々の区間、個々のサービスについて進むことを考えれば、このような運賃形成は早急に改める必要がある。

ローカル線区においては、合理化を徹底しても単位輸送量当りのコストは高くなりざるをえないし、大都市電車区間では設備費は高くても、高密度の輸送がおこなわれるために、乗客一人当りのコストはやすい。田舎で私鉄の運賃が国鉄の運賃より高く、大都市で国鉄の運賃が私鉄の運賃の二倍にもなっているのは、運賃がコストと無関係にきめられて来たからである。このような運賃は、各地の交通分担関係に歪みをもたらし、資源の誤った配分にみちびくであろう。

貨物の場合、過去には価値等級によって異なる貨率が適用されて来たが、これが競争上の不利を招いた。しかし最近原価にもとづく運賃決定方式に転換しつつある。等級制は廃止され、大量に定型的に輸送される貨物の貨率は、分散的に不効率に輸送される貨物の貨率より低くきめられるようになった。

(3) 経営管理の分権化と行政の分権化

国鉄が、競争の市場に即応して、サービスの生産と販売をおこなう、運賃を決定しようとするれば、従来の全国画一的な管理方式を地

方分権的な管理方式に改めることが必要となる。さもないければ、個々の市場に適応した意志決定ができないからである。民営論、分割論に対して国鉄の現行形態を弁護するためには、地方分権を現在の企業形態内部で効果的に実現しようとする改革案の提起が不可欠である。

他方、地域の実情に合った交通体系を合理的に形成するためには、交通に関する行財政を地域で総合化できるように行財政を分権化することが必要である。道路、空港、港湾等の投資基準、資金配分方式は、鉄道やバス事業の投資基準やサービスの供給基準と調整されていない。いまなお道路と公共交通の間の調整については、理論的にも実際のにも困難な問題が多いのであるが、都道府県レベルに、交通の総合的な計画に関する権限が委譲され、交通関係補助金が包括的に交付されるような仕組みがあれば、鉄道と道路、公共交通と自家用交通、鉄道とバスの補完と代替について、自治体も地元住民も、現在よりは公正で妥当な判断を持つことができる。

社会主義朝鮮経済建設の特質と朝鮮の自主的平和統一の課題

井上 周 八

〈立教大学〉

一 社会主義朝鮮の建設について

現在の朝鮮民主主義人民共和国が、キム・イルソン（金日成）主席の指導の下に、資本主義社会から社会主義社会、共産主義社会へと向って、チョンリマ（千里馬）の勢いで前進しつつあるという事実は、共和国の実態に目を向けた人々にとっては周知の事実であろう。しかし、朝鮮の社会主義建設の指導理念がチュチェ（主体）思想であることについては、日本の多くの人々たちによって認識されているとはまだ言いがたい。とはいえ、日本の各界の人士によってチュチェの国朝鮮の実態は次第に注目され、社会主義の模範国として高く評価されつつあり、また世界的にも第三世界の各国で朝鮮のチュチェ的社会主義建設を学ぼうとする気運は高まっている。

ではチュチェ思想とは何か。これについては主席がこれまでの半世紀に及ぶ革命活動のなかで繰り返し教えておられるが、昨年十月の第六回大会報告でも主席は「チュチェ思想は、あらゆるものを人間中心に考え、人間のために奉仕させる人間中心の世界観であり、勤労人民大衆の自主性を実現するための革命学説であります」と要約し、続けて「チュチェ思想を指導的指針とし、それを徹底的に具現してこそ、人間改造と社会改造、経済建設と文化建設で提起され

るすべての問題を勤労人民大衆の自主的志向と要求にそくして解決することができ、共産主義の思想的要塞と物質的要塞を成功裏に占領することができます」と述べている。

チュチェ思想とは、このように人間中心の、人間のための思想であり、「人民の福祉を系統的に増進させることは、わが党の活動の最高原則であります。われわれが社会主義共産主義を建設するためにたたかうのも、結局は、人民がいっそう豊かに、だれもが等しくしあわせに暮らせるようにすることにその目的があります」（一九七〇年十一月二日、労働党第五回大会での報告）と述べられているように、すべての人間のしあわせを実現するための社会を建設する思想である。

さて私は七九年、八〇年と連続して訪朝の機会を与えられ、協同農場、工場、各種学校、託児所、病院、商店などを見聞し、また農業科学院、社会科学院、社会科学者協会その他の諸先生との長時間に及ぶ講義をうけ、討論の時間を持つことができ、さらに金英男、黄長燁その他の指導的地位にある人々の話も聞くことができた。その結果、朝鮮民主主義人民共和国が、私の想像を超えた素晴らしい国であり、「社会主義の模範国」であり、「子供が王様の国」であり、「清潔な国」であり、「格差のない国」であり、「水利の国」である

ことを知った。

まず朝鮮における戦後の社会主義建設の歩みを簡単に報告しよう。一九四五年八月十五日の日本の敗戦によって、朝鮮人民は一九一〇年以來の日本の植民地支配から解放された。この間、朝鮮人民は日本帝国主義による最大限の抑圧と搾取を受け、暗黒生活を強いられた、何一つ光明を見出せなかった。金日成主席は一四歳の幼年時代から日帝と闘うべく革命の道を歩みはじめ、想像を絶する困難な状況下で武装闘争を展開し、綿密な準備の下に、常設的な反日民族統一戦線組織である「祖国光復会」を一九三六年五月五日に創立した。この光復会の十大綱領こそ現在の共和国がすべて実現しているところの、マルクス・レーニン主義を朝鮮の現実的に適用した偉大な文獻である。

戦後の共和国の経済建設は、いわばゼロからの出発であったといつてよい。なぜなら、朝鮮は植民地主義と封建制の二重の搾取・収奪を受けていたため、資本主義的發展を正常に経過できなかったためであり、このため資本主義の下で当然解決しておくべきであった生産力發展の課題が未解決だったからである。

そのうえ、共和国創建（一九四八年九月）から二年も経過しない一九五〇年六月、アメリカ帝国主義と李承晩一味は共和国にたいし侵略戦争を行ってきたのである。しかし朝鮮人民は主席の「すべての力を戦争勝利のために」という呼びかけの下に、三年間余の苛烈な祖国解放戦争を戦い抜いたのである。ナバーム爆弾、細菌爆弾と原爆以外のあらゆる兵器を使用してもアメリカ帝国主義はその野望をとげることができなかったが、戦火は想像できないほどの巨大

な経済的困難を共和国に与えた。

だが、共和国の全人民は奮起した。人民と領土、党と人民政權がある限り、必ず社会主義建設は勝利するという主席の信念と陣頭指揮は、全人民を立ち上げさせたのである。こうして一九五四年から五六年にかけて戦後復興三ヶ年計画が開始され、農業の集団化、協同組合農場が急速に拡大し、工業、鉄道運輸や教育文化機関が再建新設され、この三ヶ年計画は期日までに達成され、五六年までに戦前水準を上回る回復をみせた。次いで五七年から六一年にかけて五ヶ年計画が実施され、これも当初の目標を、工業生産額では二年半で達成し、自立的民族経済の土台をつくり上げ、引き続き第一次七ヶ年計画に移行した。この七ヶ年計画は一〇年を要したが、それは経済建設と国防力強化を同時に自力で果たすためであった。七一年から七六年にかけて六ヶ年計画が、次いで七七年の緩衝の一年を経て、一九七八年から八四年にかけて、現在、第二次七ヶ年計画が遂行され、過去一〇年間の総括が行なわれた。

第二次七ヶ年計画（一九七八～八四年）期の基本的課題は人民経済のチュチュエ化、現代化、科学化を推進して、社会主義経済の土台を一層強化し、人民生活をいちだんと向上させることであった。人民経済のチュチュエ化とは、自国の資源と技術に依拠して自国の実状にかなった経済を建設し發展させることであり、人民経済の現代化とは、立ち後れた技術を進んだ技術に改造して人民経済の技術裝備水準を高めることであり、人民経済の科学化とは、科学・技術を發展させて各部門の生産と経営活動を新たな科学的土台のうえに

引き上げることである。この計画期間の終わりには、年間五六〇億

ト六〇〇億キロワット／時の電力、七、〇〇〇万トンの鉄鋼、五六〇万トンの石炭、七四〇万トンの非鉄金属、五〇〇万トンの機械加工品、五〇〇万トンの化学肥料、一、二〇〇万トンのセメント、八億メートルの織物、三五〇万トンの水産物、一、〇〇〇万トンの穀物などの生産目標を実現することになり、この計画期間の完了とともに、生産手段の生産高は二・二倍、消費手段は二・一倍となり、共和国の工業生産の平均成長率は二・一％という高水準を維持することになる。さらにこの計画期間を経て、国民所得も一・九倍に増加し、都市と農村に二〇万から三〇万世帯の現代的住宅を建設し、各道庁所在地をはじめとするセントラル・ヒートリングが施工される予定である。

すでに三年分の課題が一九八〇年九月末に完遂されたことを、第六回大会報告は指摘しているが、同報告は、一九七〇～七九年の間に共和国の工業生産が毎年一五・九％のテンポで成長し、工業総生産高は三・八倍に増大し、そのうち生産手段生産は三・九倍、消費財生産は三・七倍に増大したことも明らかにしている。したがって現在の第二次七ヶ年計画の期限前遂行は疑いなく、共和国は勝利者の大きな榮譽と誇りをもって、社会主義経済建設の十大展望目標の実現に、第六回大会を契機として新たな前進を開始したのである。

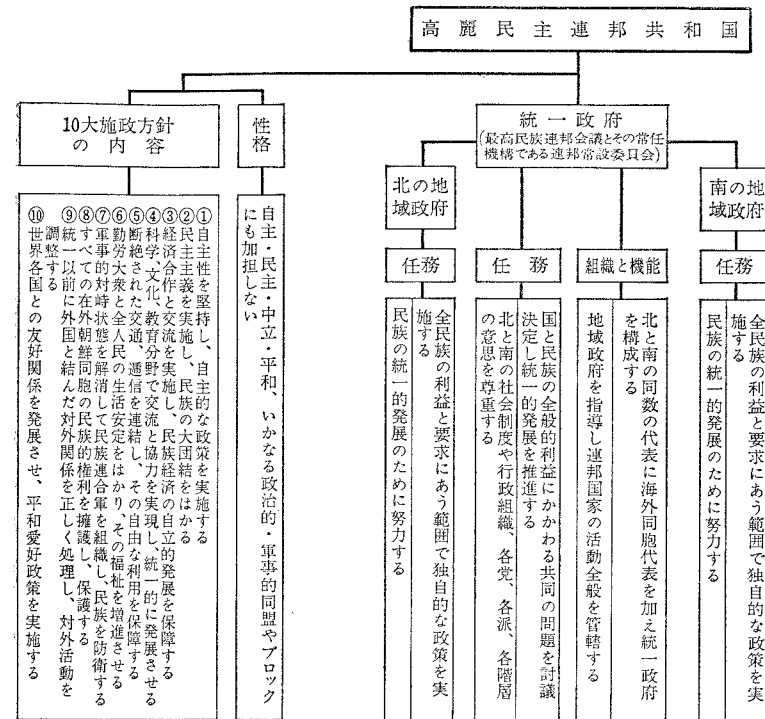
二 朝鮮の自主的平和統一について

しかし朝鮮が南北に分断されて三六年間が経過し、朝鮮民族にとって統一の課題は悲願として残されている。「二つの朝鮮」策動はアメリカ、日本の支配層および南朝鮮の軍事政權によって一貫して行なわれてきた。もちろん南北が軍事的に対決しては朝鮮の平和も、アジアおよび世界の平和もない。そこで金日成主席は朝鮮労働党第六回大会で、あらためて南と北の社会制度と思想をそのまま認めたいうえでの画期的な高麗民主連邦共和国の提案を行なった。その構成、任務と十大施政方針は別表(1)に要約されている通りである。

なお紙数の都合上、連邦国家創立の正当性(2)、連邦国家創立のための闘争課題(3)、これまでの提案と今回の提案の相違点(4)、現在の連邦国家の例(5)については一覧で示した。

最後に私は朝鮮の自主的平和統一の問題は、日本自身の問題でもあることを強調し、日本政府に「二つの朝鮮」政策を速かに放棄することを要望したい。

(1) 高麗民主共和国の構成、任務と十大施政方針



- (2) 連邦国家創立方案の正当性
- 1 自主性を民族の生命とみなし、民族の完全な自主性の実現にすべてを服従させる朝鮮労働党の立場を反映したチュチェ統一綱領である。
 - 2 南北に相異なる思想と体制が現存している朝鮮の具体的実情から出発した現実的、合理的、公明正大な統一大綱である。
 - 3 朝鮮のおかれている国際的環境からも全面的に正しい。
- (3) 連邦国家創立のための闘争課題
- 1 南朝鮮の軍事ファッショ支配を一掃し、社会の民主化を実現する。
 - 2 朝鮮における緊張状態を緩和し、戦争の危険を除去する。
 - 3 アメリカの「二つの朝鮮」策動を阻止し、朝鮮の内政に対するアメリカの干渉をおわらせる。
- (4) 連邦国家案と南北連邦制案の相違点
- 〈連邦国家創立方案〉
- 1 北と南が同等に参加する民族統一政府を創立して、祖国統一を実現する方針である。
 - 2 最高民族連邦会議とその常設機構である連邦常設委員会が統一政府の機能を果たす。
 - 3 北と南に存在する思想と制度をそのままにして、民族

的統一をなしとげようとするものである。

〈南北連邦制実施方案〉

- 1 自由な南北総選挙を直ちに実施できない条件のもとで、完全統一をめざす過渡的対策として提起された方針である。
- 2 最高民族会議が統一政府の機能を果たすのではなく、北と南の調節者の機能を果たす。
- 3 南北で総選挙を実施したのちに思想と制度の統一を展望した方針である。

(5) 現存の連邦国家の例

ソ連、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、米、英、西独、オーストリア、カナダ、ブラジル、スイス、アラブ連合、タンザニア、インド、インドネシア、その他。

(以上、おおくは同制度、異民族の連邦国家であるが、高麗民主連邦共和国は、一民族二制度である。)

現代ソ連における販売宣伝広告及びマーケティングの動向

——第十次五ヶ年計画を中心にして——

金田 良治

(全理大学)

一 対消費者政策と広告・マーケティングとの関係

本報告では、ソ連の第十次五ヶ年計画期における商業・流通網や生産企業・連合体による商業宣伝・販売広告およびマーケティングを、ソ連邦公権力の対消費者政策（消費向上あるいは抑制政策）の動向と関連づけて分析することを目的としている。本報告で「商業宣伝」という用語の他に「販売広告」という用語を意図的に用いているのは、生産企業・連合体によるマーケティングや広告活動がソウェト公権力によって奨励されていることに注意を喚起したいからに他ならない。例えば、漁業省管轄下の生産企業直営店チェーンの「オケアン」第一号店がモスクワに開設されたのは一九七〇年であり、七九年時点ではソ連邦全土の各種の生産企業直営店の店舗数は七〇〇以上を達している。また連邦商業省を中軸に発足した「各省間合同広告協議会」の機関誌「広告」が発刊されたのは一九七一年のことであり、在来型の商業・流通網主導型の広告活動の他に、生産企業・連合体の広告活動も、ほぼこの時期以降積極的に行なわれるようになってきた。

ソ連経済学界の伝統的かつ支配的な見解では、マーケティングや広告宣伝業務を含むサービス労働は、価値を形成しない、したがって剰余価値を生産しない不生産的労働と考えられており、そしてまたこれらの活動に必要な経費も浪費的出費と考えられている。六〇年代半ばに出版された商業経済学の代表的教科書やツァゴロフに代表されるソ連経済学界の主流派においても、この見解は遵守されている。だが理論的にこの大原則が放棄されていないとしても、実際のソウェト公権力は、市民大衆の消費生活の向上改善やそれに関連した商業・流通網の発展およびマーケティング・広告宣伝等の容認、西側のマーケティングや広告宣伝技術の積極的導入、大衆の需要動向に関する市場調査研究所の連邦内各地域での設立、「シーフ」(Сиф)といわれる需要や販売に関する情報調査ファンド（一九七八年段階で約三〇〇）の創設、当該分野に関する学術研究書の刊行等々を、促進せざるを得なくなってきた。

前掲の各省間合同広告協議会の機関誌「広告」の中心的編集者の一人であるE・M・カネフスキーは、広告の「効果」あるいは「影響力」について次のように述べている。すなわち、広告やマーケティングは社会主義の発展や市民の消費の改善に大きく寄与する。そ

れ故、政府が支出する広告費用は単に必要だからというだけではなく、必要不可欠ですらある。広告とは経済にとって酸素のようなものである。人間が吸い込む空気の効果能を測定できないように広告の効果は計測できるものではない。いま人間が空気を吸うのを止めれば、その時はじめて空気的重要性がわかる。合理的な広告活動を行なうことによつて広告費を節約するのはよいことだが、広告に効果があることを忘れてはならぬ」(E. M. Каневский, «Эффект рекламы» Изд. «Экономика», Москва, 1980, стр. 174)。

二 広告・マーケティングの歴史と

機構・組織

マーケティングや広告宣伝の歴史についての説明は、紙幅の制約上本稿では略せざるを得ない。

三 購買力の増加および引下げ政策の同時の実施

——不生産的部門の賃上げと三回の物価改訂——

周知のごとく、第九次五ヶ年計画期にいちじるしい低落をみせ始めた成長率に歯止めをかけ、さらに低落分を取り戻す目的で第十次五ヶ年計画期には成長第一主義に徹した生産部門優先政策が「質と効率の向上・改善」を一大スローガンにして採択・実施された。加えて本計画遂行途中で軍事力増強政策の導入に起因する当初プランの手直しが行なわれた。したがって今次計画を消費側面や商業側面からみれば、消費生活や商業宣伝・販売広告およびマーケティング

の改善ならびに促進を、一部抑制・沈静化させる計画とみなすことができるであろう。

本計画の効率改善面では、労働生産性向上の積極的提唱と労働生産性論争の再燃とが生じたことは、すでに多くの論者によって言及されているので、本報告では取り上げない。

質的改善面では、次の三点が重視される。第一点は、「生産企業直営店」チェーンシステムの導入である。これは、生産企業・連合体が自社製品の品質向上と売上高増大および高利潤確保に責任をもつ目的で、在来型の商業主導型の広告活動と相並んで、広告業務代理機関を介して行なう生産・販売直結方式である。

第二点は、商業セクターを含む不生産的産業部門の低賃金労働者の賃上げによる実質購買力の増大政策である。一九七六年十二月二十四日付けのこの部門に従事する労働者の賃上げは、実に三八年ぶりの賃上げであったが、サービス・セクターの労働者家計に余剰購買力を付与させることによつて、マーケティングや広告対象となった売れ残り在庫品の購入を増加させ、滞貨の解消をはかる一方で、余剰購買力の国庫への急速な還流をはかるという一石二鳥の施策であった。

第三点は、一九七七年一月五日、七八年三月一日、七九年七月一日に実施された三回の価格改訂（実質的には値上げ）である。前二回の価格改訂に際してはソウェト公権力は物価改訂の結果はソ連国民の実質購買力の増大を意図したものと述べているが、滞貨の価格を引下げた反面、大衆の購入意欲の高い稀少財の値段を引上げた点からみれば、これは値上げ政策による実質購買力の切下げを目的に

第2表 小売商業発展の基本的指標

年 次	1971	1975	1976	1979	1975	1979	1979
					1971	1976	1970
項目							
全小売商品流通高 (10億ルーブル)	169.7	215.6	225.9	260.9	1.27	1.16	1.63
全商業在庫量 (10億ルーブル)	48.3	58.1	58.9	61.9	1.20	1.05	1.35
卸売・加工段階	9.8	12.7	11.6	11.5	1.30	0.99	1.10
小売段階	38.5	45.4	47.3	50.4	1.18	1.06	1.42
流通費 (全商業) (百万ルーブル)	15,229	18,868	19,568	22,893	1.24	1.16	1.55
卸 売 (%) (1)	1,372 (1.23)	1,623 (1.16)	1,639 (1.14)	1,748 (1.11)	1.18	1.06	1.31
小 売 (%) (2)	9,902 (5.83)	12,187 (5.65)	12,647 (5.36)	14,858 (5.69)	1.23	1.17	1.57
公営給食企業 (%) (3)	3,361 (21.16)	4,208 (21.45)	4,406 (21.47)	5,200 (22.66)	1.25	1.18	1.63
商業労働者数 (千人)	5,951	6,750	6,867	7,210	1.13	1.04	1.25
小売商業店舗数 (千)	683.8	696.1	696.5	695.7	1.02	0.09	1.02
小売の全売場面積 (百万平方メートル)	33.0	39.3	40.7	44.9	1.20	1.10	1.43
各商店当り売場面積 (平方メートル)	65.6	75.4	77.8	84.7	1.15	1.09	1.35

(注) (1)(2)(3)の(%)は、当該各部門ごとの商品流通高に対する割合である。

(資料) << Народное хозяйство >> 1973, 76, 79, 80年発行の上記各項目に関する指標を示した。

参照頁は数多いので、それらを一々指摘するのは、煩瑣になるので割愛した。<< Нар. хоз. >> の「商業」の箇所を参照されたい。

第3表 ソ連邦全体の広告額の推計値
(単位: 1万ルーブル)

年 次	1966 (ハンソン)	1979	1980
広告額	7,500 ~ 10,000	15,650 ~ 20,870	16,480 ~ 21,970

(注) ハンソンの推計値は Hanson, Advertising & Socialism, 1976, p. 37より。

- した論点は他の機会にお答えしたい。
- (1) 自由化・民主化の進展とマーケティング・広告活動との関係についてどう考えるか。
- (2) マーケティングや広告活動の活性化は、ソ連経済体制が消費者志向型・顧客志向型システムを採用していない限り、限界があるのではないか。
- (3) 低い流通費に高率の取引税を含めれば、西側の水準にほぼ等しくなるのではないか。

答 マーケティングや広告活動は一九五七年時点でソ連でも市民権を与えられたし、それ以降、徐々に比重を高めてきている。第十次五カ年計画は失敗に終り、また第十一次五カ年計画も中途挫折するであろうから、六五年改革案の枠内で行き詰りを解決できない限り、ソ連経済は市場的要因をより大幅に導入せざるを得なくなるであろう。マーケティングや広告活動も公権力の制約期待以上に活性化するとみられるし、政治的混乱や変動の過程で市民的権利の拡張に基づく自由化・民主化の進展が、消費生活の改善を要求し、商業やマーケティング・広告等の大幅な導入を必須化するであろう。また流通費は取引税を含めれば、報告者の試算でも小売商品価格の三〇%台から六〇%台平均して四〇~五〇%程度とみられる。

第1表 価格改訂一覧表

(単位: %)

	1977年1月5日改訂	1978年3月1日改訂	1979年7月1日改訂
値上げ品目	運賃(航空・船舶) 20 タクシー料金 100 絹製品・縫製品 クリスタル製品類 書籍類	貴金属類 60 修理・技術提供 35 チョコレート 30 コーヒー(kg) 20ルーブル ガソリン(リッター当り) 15~20カペイワ	自動車 18 貴金属類 50 毛皮・じゅうたん 50 家具類(輸入) 30 (国産) 10 レストランでの夕食 25~45 公営食堂での販売ビール 45

(資料) << Правда >>, 5 января 1977; 1 марта 1978; 1 июля 1979より作成。

した改訂であった。それが証拠に、第三回目の物価改訂は値上げのみが発表されている。(なお本報告を活性化する過程で第四回目の値上げ八一年九月十五日付党・政府命令が発表されている。)紙幅の制約上、値上げ品目だけを表示した第1表を上に表示しておく。

上記の価格改訂は、一面で慢性的な不足を示している良品質の消費財への大衆の過剰需要とそれに起因する潜在的なデマンド・プル型インフレーションの解消のために実質購買力の引下げと在庫への資金回収を意図しており、また他面で恒常的な滞貨の山積みとそれに起因するコスト・プッシュ型インフレーションの克服のために導入された滞貨売りつくしを目的にしたマーケティングや広告活動による在庫への資金還流を意図している。この資金還流の狙いは、明

らかに生産財セクターや農業・軍需部門への追加資金調達にあった。したがって上述の条件下で行なわれるマーケティングや広告活動は、大衆の購入意欲の低い過剰在庫品の場合には促進され、購入意欲の高い相対的稀少財の場合には抑制される傾向があった。

四 商業発展の抑制政策と家計の防衛的貯蓄増加傾向

売れ残り過剰在庫品の政策的な販売促進が行なわれたとしても、大衆はそれらの滞貨の購入をひたすら差し控え、自動車、高級家具、貴金属等々の将来の購入のために、貯蓄を増加させるであろう。それに対してソヴェト公権力はこれらの生産量の削減と価格の引上げをはかるであろう。第三回目の物価引上げを想起されたい。

第十次五カ年計画期の商業に関する基本的指標の伸び率を前回計画期間と比較すると、いずれも小さい。紙幅の制約上、各指標についての説明、とくに流通費、在庫量や商業労働者数の推移については詳しい説明を付け加える必要があるが、第2表を表示するのみで、断念せざるを得ない。広告費についての推計も詳しく言及できないが、推計額のみを第3表として表示するととめる。第4表は、家計費に占める貯蓄率の推移を表示したものである。

質問 (京都産業大学 丹羽春喜)

丹羽教授から十の御意見・質問を頂いたが、紙幅の制約上、その内三点のみを私が要約し直し、一括してお答えする。割愛

第4表 家計費に占める貯蓄率

(単位：%)

家計 年次		工業労働者家計					コルホーズ農民家計					(単位:%)			
		1940	1960	1965	1970	1975	1978	1979	1940	1960	1965		1970	1975	1978
支出	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料	費	53.8	38.1	37.9	35.7	32.9	32.0	31.8	67.3	53.2	45.2	40.4	37.1	34.4	35.7
繊維衣料・履物費		11.1	16.9	13.9	15.5	15.4	15.7	15.0	10.9	16.0	13.7	15.7	15.7	15.6	15.6
家具・日用品・文化用品 (自転車・オートバイ類)		1.7	5.4	6.1	5.8	6.5	6.6	6.6	1.2	2.8	4.2	4.9	5.9	5.9	6.2
光熱・燃料費		1.2	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	3.8	2.1	2.0	1.8	1.6	1.8	1.6
日常文化サービス費 (教育・保健・社会的消費)		17.5 (9.0)	20.6 (10.5)	24.2 (13.8)	23.3 (13.9)	23.0 (13.8)	22.8 (13.6)	23.6 (14.2)	4.4 (3.4)	9.7 (7.4)	12.5 (10.0)	13.6 (10.8)	15.4 (12.3)	14.9 (11.7)	14.5 (10.2)
娯楽・嗜好・持家の費		2.7	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	—	—	—	—	—	—	—
住宅維持費(貯金局を含)		4.8	2.9	3.4	4.6	6.8	7.2	7.0 ⁽¹⁾	6.9	6.0	12.1	10.6	10.1	13.1	11.0 ⁽¹⁾
貯金		4.1	7.6	7.1	7.9	8.4	8.7	8.7	1.4	2.2	1.4	1.3	1.2	1.3	1.4
雑税		5.8	7.9	7.0	6.9	6.8	6.8	6.6	4.1	8.0	8.9	11.7	13.0	13.0	14.0

(注1) 1960年発行の1979年度版「Map. xox」の「貯金」欄は、前年度迄とは異なり、従来の「貯金」欄上「住宅保持費」を「貯金支出費」

(注1) 1980年発行の1979年度版「Нар. хоз.」の「貯金」欄は、前年度迄とは異なり、従来の「貯金」欄と「住宅建築独立資金」(建築資材費)との2項目に区分され、貯金項目が大きな増加を示さないように操作されている。

(資料) この第4表では、従前通りの両者を合計した数字を表示した。

А.П.Давыдов, «Брак и семья в СССР, издание второе, переработанное и дополненное», Издательство «Мечень», Москва, 1979, стр. 273; «Нар. хоз. в 1972 г.», 1973, стр. 563-4; «Нар. хоз. в 1978 г.», 1979, стр. 391-2; «Нар. хоз. в 1979 г.», 1980, стр. 410-1より合成。

経済政策と共生・協同志向

——捕鯨と動物保護問題にふれて——

経済政策をふくむ政策の構造論にふれながら、政策目標の進展を眺め、今後の新課題として、共生政策を提議し、ご批判を乞う。

一 政策の構造と政策目標の提起者

政策は社会の矛盾打開行動であり、また社会の理想化行動である。いろいろの政策主体や政策行動者の中で、国の政策と行動が、現実的中核であり、最重要である。それは政治、行政者の仕事であるが、とかく人気取りと八方美人的になり、卓抜な先導意見や抜本的な改革案など提示され難い。その点科学者の中正卓抜の提議が尊ばれるが、癒着することもある。そこで、政策目標の提示者としては、社会理想に燃える学生の新鮮意見や利害を越えた老学の中正、抜本の提案が期待される。また問題(平和、動物愛護、生活、公害、障害……)によっては、宗教人、良識市民の平和志向、主婦の生活矛盾感覚、被害者・障害者の体験矛盾は、政策方向の指針となる。産業や労働側の政策と政府政策との闘争、妥協の展開はいうまでもない。最近の傾向としてサラリーマン同盟や中間階級層の政策運動も注目される。

越野太作

〈人文開発研究所〉

二 今日の政策志向——共生化と協同化

基本的かつ時代的特色として、政策は大自然における人類全般の生々発達を志念して、国民全般の生々発達を目標とする。(1)人類を志念しての国民全般の生々発達(共生Ⅰ)、(2)人間と自然との調和・共生(自然保護と動物愛護)(共生Ⅱ)。

とくに自然破壊の進む今日は、人間と自然との共生目標を強く確認し、人間協同の努力によってこれを達成すべきである。世論もこれを支持する(昭和五十六年十月発表の総理府「自然保護に関する世論調査」によれば「自然保護は大切」九四%、「野生動物を保護せよ」絶対保護派一一・四%を合せて保護派八二・一%。すなわち今日の政策は、目標原理について全き共生主義、行動原理について大きな協同主義を重視する。

三 共生化政策の進展

政策は人類の共生・発展を志念すべきだが、現実政策としては、各国とも内政的に国民経済と国民生活の向上を重視し、外政的には国家権益や国民利益の増進を主目標とするのが一般である。すなわ

ち国家並立ないし対立の制約により、人類共生目標は、国の政策の制約理念または間接的貢献目標に過ぎない。しかし先進国とくに軍事大国は、人類目標を直接的副目標ぐらになすべきである（やや詳しくは「大会報告要旨」）。

さて故大平総理は、今日の日本を「文化の時代」の到来と認識し、諸学者に要請し、文化の時代の経済、社会、文化に関する内外諸政策につき、研究提言を求められ、諸家の九研究グループ別報告書が公表されたが、今後の施策の参考になると思う。

しかし私は平和日本の基本としては、「衆生共生」の自覚の下に、むしろ今日を「共生・文化の時代」と規定し、共生化政策の推進を求めたい。ここに共生化政策とは、「Ⅰ」人類平和とそのための格差是正政策（物心両面にわたる階層格差、産業格差、地域格差、民族格差等の格差是正による「国家健全化と国際平和化」と「Ⅱ」人間と自然との調和・共生政策である。

さて時代目標ないし政策基本としての「共生化」のうちⅠについては、実行上いくたの難問があるが、目標としては社会通念的に承認せられている。共生化Ⅱの「人間と自然との調和」の問題も、表見的には、社会通念上の一致が見られるようである。実行上「開発と自然保護」の境界線の引き方が問題になるぐらいに思われやすい。たしかにこれは植物界と人間の関係については、そのように言うてよいと思う。

四 人間と動物との共生問題

しかし人間と動物との関係については、共生の問題は難しく、な

が、日本はそれほどまでになっていない。仏事は精進料理として肉食を避ける風習が本式とされる。ところどころに牛・馬・豚・魚等の慰霊碑が建てられ、法要も営まれる。無益の殺生を避ける習俗はかすかに残されていると思う。

とくにインドでは、国民の八五%を占めるヒンドゥ教では、生物を殺すことは汚れであり、とくに牛は神聖とされる（奈良康明）。ジャイナ教の殺生戒はとくにきびしい（松濤誠廉）。『講座東洋思想』インド思想」

この東西の差は、風土（乾燥草原地帯とモンsoon地帯）、産業（牧畜と農耕）、宗教（基督教と仏教）等の差異に基づくものと説明されよう（参照、和辻哲郎博士『風土』その他）。

しかし人間の生き方としては、動物に、生きものに、「いのちの尊厳」を認め、共に生きんとする心をもつことの方が、人間味があり、望ましい。その方が動物にとっても有り難いことは、言うまでもない。——衆生共生である。

シュワイツェルは、動物愛護の実践について今日の西洋を評価するが、生きものに對する人間の責任倫理には、シナ、インド思想が進んでいると認める（高橋功『シュワイツェルと動物』）。ともかく師の、生きとし生けるものの「いのちに對する畏敬」の思想と実践はすぐれて尊い。デンベック動物論もこの思想を継ぐ（訳本、小西正泰・渡辺清『動物の文化史』）。

一般に、東西に動物観の差異があるが、殺生戒を重んずる東洋の方が先導的である、と判断したい。しかし、このばあいでも、我われ俗世間には、その完全実施は困難である。ただ動物・生命の尊重

かなか割り切れない。西洋は人間中心主義で、動物が人間生活に奉仕し、犠牲になることは当然とされている。しかし東洋では、インドや日本など、動物を生きものとして扱い、むかし肉食を禁止したり、いま肉食しても取り扱いに、西洋と微妙の差異が見られる。衣料生活でも、両者のセンスに差異があると思う。

（注）三浦新七博士は、博士の学んだ明治初期の小学読本は西洋の翻訳物らしく難しいが、巻頭第一にある「神は天地の主宰にして、人は万物の靈なり」の句は最も良く西洋文化の特色を言い表していると指摘された（『東西文明史論考』）。いろいろ教えられたが、肉食問題からの東西文明比較論についての意見を採し得なかった。

すなわち西洋では、基督教思想の裏づけもあり、牛・馬・豚・羊をはじめ、一切の動物は、萬物の靈長たる人間に奉仕すべく、食料となり、衣料となり、靴・鞆となるのは、当然と割り切っている。その主食は牛等の肉食で、パンや穀物類は副次的である。しかし日本では、肉食を罪悪視する仏教の影響もあり、食事も魚介・野菜で補う米食中心（むかしの農民は雑穀やイモ）であった。明治の欧化と文明開化で、肉食は奨励せられ、僧侶も俗化した。第二次大戦後は、若者を中心として肉食は一層普及したが、米を主食とする米食人種で、西洋の肉食人種と対比せられる（参照、鯖田豊之『肉食の思想』。筑波常治『米食・肉食の文明』その他）。

とくに動物の屠殺と利用については、人間中心主義の西洋は、これを神によって認められた権利として、堂々とこれを行う（会田雄次『ヨーロッパ・ヒューマニズムの限界』はその事例を指摘する）

の精神に基づいて、日常生活上また産業・経済政策上、人間と動物の間に健全な線を引いて、両者の共生関係に努める必要があると思う。

これは閑問題ではない。生きものをいたわる慈愛の心こそ、人間相互の平和を達成する心的条件である。動物との共生関係を求める心が、人間に平和心を育てる。残忍の心の人の寄り集りの中に、平和を求めるのは、正に木に縁って魚を求めるの類である。「動物愛」(共生Ⅱ)は人類に「平和の心」(共生Ⅰ)を育て、「人類平和」は「動物との共生界」に途を招く。

なお歴史学者の西洋思想の史的研究の一節を要約、引用して、私見を補説する。会田雄次氏——動物無視の人間中心の欧州思想はときに残忍になり易く、「ヨーロッパ・ヒューマニズムの限界」に注意したい。さらに教授は、また鯖田豊之教授『肉食の思想』も、西洋史における人間と動物の断絶の論理は、やがて白人と非白人との断絶の論理を展開せしめ、白人優越思想を強め、世界平和上、危険をもたらす——と説かるる如く、注目したい。

五 動物・産業対策

人間と動物との共生関係を進めるために何をなすべきか。まず次の施策を提言したい。

- (1) 国土計画上狩猟禁止区域を拡大し、早急に全国禁猟区制を確立する（かつて大石環境庁長官提唱）。
- (2) 鳥獣屠殺産業の生産、輸入、販売、消費について、規制を強化し、抑制策を進める。そのため、教育、社会教化、法規制、重課税

等の措置を進める。

この提案については、すでに例えば、アフリカのケニア政府がこれを実施している。野生動物が十七世紀当時と比較して百分の一に減り、象は十年間に十分の一に減り、その数は十万頭に減った。そこで動物保護のために、一九七七年五月、大統領ケニヤッタは狩猟の全面禁止を布告した。十二月には七八年三月以降いっさいの野生動物の製品の売買禁止を発表した。しかし野生動物とくに象牙に対する異常の需要があるので、密猟が絶えず、首のない象が原野のあちこちに転っている。その多くが廻りまわって、経済大國日本に輸入される。非公式情報だが、毎年象牙二百トン、およそ八千頭分の象牙が日本に輸入される——とNHK調査班は報告する（NHK『動物と人間』）。密猟と象殺しを奨励する「経済大國とは何ぞや」と問われる。

なお私は九月銀座のデパートで三百万円のミンクコートを見て驚いたが、日本橋の本店には八千万円の毛皮のコート（スノーリンクス）があり、啞然とした。それはやがて売れ、いま四千万円のロシアンセーブルがある。玄人筋の話では、高額な毛皮などは、医師夫人等が節税対策上現金買いをするらしい。異常利得は乱費されるだけでなく、動物に迷惑を及ぼす。

六 動物保護と東洋的習俗の確立（提言）

人間エゴイズムから、動物を処理するのはやむを得ぬとしても、人間はできるだけ動物との共生関係を念願して努力すべきである。したがって動物は食料および衣料等の必需品としてのみ、利用せら

るべく、贅沢品や華美服飾品、工芸・美術品やその材料としない。この条理の普及と世論化については、まず動物愛護団体等が普及政策の中心となり、国は贅沢品等に対し、重課税主義を採る。これらをもくめて、私は動物・産業対策として、次を提案する。

(1)「趣味としての狩猟」を禁止し、全国禁猟区制を確立する。なお平和憲法の日本皇室の「鴨猟」行事、英国王族の狐狩、スペインの闘牛など、動物虐待行事は廃止。(2)毛皮の服飾ファッション化や動物（虎、豹、熊……）趣味と製品は抑制化。慈愛の婦人が動物の犠牲による服飾美を競うのは蛮風。毛皮は防寒に限り、地味に。服飾革命を待つ。(3)剥製（学術用等を除く）や爬虫類の「かわ」も抑制化。(4)三味線等邦楽器の関係者は、犬、猫等に対し、感謝、法要を行う。(5)象牙の仏像など、アフリカ土産、海外土産になっていると聞くが、慈悲の仏を冒瀆。(6)屠殺の非公開と安楽死化（マスコミ残骸写真も抑制）。その他（首や目玉の動く活魚料理の蛮風）。

七 イルカ・捕鯨問題と自然保護の意味

私は自然の保護・共生の立場から「趣味としての狩猟」の禁止その他の共生政策を提言したが、普通の肉食等は慣習とする。しかし牛豚過食の米歐人が何故日本人の一部が食べる鯨食に対し、あれ程ヒステリックに非難するのか。国際捕鯨委員会に出席の日本代表に、「クジラの血だ」と赤インキをぶつつけるなど沙汰の限りで、それを見越すIWCや主催国もおかしい。ところで八月二十四日夕刊の朝日新聞に、学術会議の自然保護研究連絡委員の藤原英司氏の「自然との共存を求める世界の主流に逆らわないで、捕鯨を中止せよ」

との論が大きく載っている。

資源管理論からの主張だから、有力な意見として、総合的な捕鯨政策決定の一要因として検討されたい。ただ「野生牛を殺して食べるなら文句を言うべきだが、捕鯨問題に家畜をひきあいに出すのは論点のとり違い」という説の後段は、純資源論争には妥当するが、諸種の視点からの現実論争には通用しない。とくに前段の論理は言いかえれば「家畜なら煮ても焼いても勝手」ということだが、正に西洋思想の標本で、ときに残酷に通ずる（前述）。かくて氏の「自然との共存」とは「自然資源との共存」であり、これが自然科学系の「自然保護運動の本流」かも知れぬ。東洋思想の「生命の尊厳」やシュワイツェルの「生命への畏敬」に帰って、健全な自然保護運動の発展を期待する。また近未来に、食糧対策が確立し、牛豚食抑制、捕鯨廃止が実現する日を待つ（参照、大会報告要旨）。尚、本報告で、筆者は自然との親和思想に近づいたが、政策論・計画論については、学会年報五九年、七五年、七九年の報告によって補説したい。

（付記）

討議において福岡工業大学の筒井徹氏は自然保護の重要性を述べ、関東学院大学の清水嘉治座長は、共生共苦の立場へと、助言された。感謝します。

政治サイクルと経済摩擦

首藤 信彦

〈貿易研修センター〉

一 はじめに

政治と経済との間に密接な関係があることは、いわば、衆目の認めるところであるが、その両者を具体的に結びつけているものの実態を把握することはむずかしい。

経済の政治化がますます指摘される昨今、政治と経済とは本当にどこまで結びついているのか、またそのいずれが行為の起点となっているのか、そしてその結果がどのような増幅プロセスを通じて社会に広範な影響を与えているのかを考えてみたい。

その場合、一つの見通しを与えてくれるのは、日米経済摩擦の事例である。これをとり上げる長所は何よりもその規模と特性とによる。複数の対立する当事者、それをとり巻く中立的傍観者、そして長期化する交渉は、ともすれば密室化し易い政治—経済プロセスを表面に浮び上がらせ、当事者の主張と事実関係とを明らかにしてくれる。そしてこれが後述のごとく大統領選と密接な関係を持つている故に、われわれもまた類似の事例を一定期間（四年）ごとに観察する機会に恵まれているのである。

二 政治的景気サイクル (PBC: Political Business Cycle)

本来、景気の調整者であるべき政府が、定期的、不定期的に行なわれる選挙活動を通じて、その時点の状況が求める条件とは独立した自己の投票最大化行動によって経済を意図的に活発化させる現象が指摘されるようになって来た。

このような政治を起点とする景気サイクル (PBC) の存在は以前から漠然とは感知されていたが、多くの西側諸国において一九七〇年代には経済成長の低迷、インフレ、失業問題の深刻化により、大衆の関心が高度な政治問題（外交・イデオロギー）から身近な経済問題へと移るようになり、これに呼応して政府側の反応と対応政策も強く前面へ押出されるようになった。その際、政府が介入の成果として示すものは経済指標であるが、そうすると今度はそういった指標自体に大衆の関心が引きつけられることになる。ここに政府が現実の個人レベルの経済状態改善をはかる以上に、大衆の満足を得られるかも知れない経済のマクロ指標の改善に精力を使う可能性が出現した。

このような状況下で選挙が行なわれ、そして Downs が指摘した

ように、選任されることと再選されることとが政党にとって最大の目標であるとしたならば、経済は選挙の時期ごとに活気付くことになる。

しかしながら、Frey, Tufte 等の実証研究も、かならずしもこの因果関係の実存を明確に証明してはいない。中でも Tufte は四年定期の米大統領選に関し、大統領の行なうより直接的な実質可処分所得の増加政策手段（例えば減税、復員軍人優遇措置、社会保障制度に基づく小切手送付）が効を奏していると指摘しているが、その実証結果はかならずしも説得的ではない。

三 政治サイクル

はたして政治的景気サイクルはマクロ的アプローチによって認識可能なものであろうか。また一体本当に実存するのであろうか。

Alt はその認識可能性と実存性に疑問を投げかけている。彼の主張は、政治的操作の結果としての景気サイクルと通常の経済活動によって生まれるサイクルとを識別することが出来ないという点に集約される。また実存性に関しても、政治と経済の相互作用の重要性は認めながらも、失業対策や直接移転支払が規則的な景気サイクルを生み出している証拠は見当たらないというのが彼の見解である。

Alt の指摘を待つまでもなく、政治的景気サイクル論には基本的な疑問をはさむ余地がある。その一つは事実関係である。政権を担う政党が選挙に勝たんがために経済の活発化を推進することは、いかにもありそうなことである。しかし、現実にならぬ施策を実行する場合、その政策にかけるリスクとコストそしてその結果生まれ

る弊害を評価すれば、限られた時間と資源の中でこの政策に賭ける可能性は以外に高くはないと思われる。次に経済活発化施策や経済指標の整形が他の代替的政策との関係でどの程度のウェイトを持っているかということであるが、選挙というものの現実を考えるとより即効的で感情に訴えるような純粋政治問題の解決を中心論点とした方がはるかに有効であると言える。

また、たとえ経済的論点が最優先される状況においても、具体的に採用される政策用具は現代の複雑に入り組んだ社会・経済システムの中で期待された効果を生み得るかどうかは疑問である。現実の景気は、そういった内生的政策操作によってよりも、外生的要因や国際環境の変化、例えば海外での高金利とか石油価格の不規則かつ継続的な上昇などによってより強い影響を受けるものではないだろうか。さらに、選挙がさまざまな理由によって不定期に行なわれるシステムにおいては、意図的な政治操作は十分な効果を発するだけの時間的余裕をおそらく持ち得ないであろう。

そう考えると政治的景気サイクルの前提条件をかなり満たしてくるのが米国の大統領選であるが、そこでもこのサイクルが明示的な形で登場することはない。その理由は米国の選挙を支える政治風土の変化によると考えられる。

Nie, Verba, Petrocik の分析は「支持政党なし」層と棄権者の増加といった変化を指摘しているが、選挙に際しての論点は、公民権・差別・ベトナム問題・若者文化といった new issue を経てさまざまなに細分化され分散してしまった。その過程で政策はより地域的で、即効的な実益を求められるようになった。これが「単一政策選

挙(single issue voting)」やカリフォルニア州で減税を求めて起きたプロボジョ13に代表される「提案選挙」の流行へとつながっていったのである。

そしてまさにこの時期に米国は国民全体の問題として経済問題の解決を最重要視しなければならない状況に陥った。しかしその政治風土は一九五〇年代とは異なってもはや統一性を持っていないため、マクロ的な経済指標の改善だけではもはや大衆の関心を引出すことは出来ないものである。従ってこうした状況では政府はむしろ大衆のより直接的な関心を引出すためにさまざまな戦略的キャンペーンを實行する。その結果として生み出された政治サイクルこそが重要であり、それがどのようにに経済的要素を巻き込んでいくかを考えることが必要であらう。

四 政治サイクルと経済摩擦

政治サイクルが経済的要素を対象として展開するためには少なくとも次の四条件が満たされていなければならない。

- (1) 経済的問題が大衆の関心を十分に引きつける状況
- (2) 特定の経済問題に強い関心を持つ特定地域ないし集団の存在
- (3) その特定集団の凝縮した感情や意向を選挙区域(大統領選の場合は全国)へ拡大し得る状況
- (4) そうした状況を操作して来たるべき選挙を有利に展開させようとする明確な意思と主体の存在

このすべての条件を満たす状況こそ一九六八年の米大統領選に他ならない。この時に起った日米繊維紛争の事例はDessler等の研究

によって全体像が明らかにされているが、ここで考えなければならないのは、なぜ南部諸州の特殊問題が全国的な問題にまで拡大し得たかであるが、これはTalaricoの調査が示すように、この時期に、日本に対する関心が主として経済面を中心にわき上がってきたからに他ならない。かくしてノース・カロライナの繊維問題は現代情報メディアを通じて、たくみに全国的な経済問題にすり変えられたのである。一度これが全国的な関心事となると、今度はそれが官僚組織の関与を招くこととなる。米国のように官僚組織内部において大統領任命官僚と既存の組織との間で摩擦と対立が生じた場合、それはさらに問題の解決を長びかせることになる。日米繊維紛争は基本的にはニクソンの南部対策のための一選挙公約に端を発したもののだが、一度起点が与えられれば、現代の官僚組織はそれを拡大し恒常化させる可能性がある。

五 おわりに

現代の民主主義を基盤とする政治システムが現行の選挙プロセスによって選択される以上、そこには常に経済問題が政治問題に転化する可能性がある。米国の大統領選のような全国的選択において候補者は広範な大衆の関心を引出すissueを見出し、それを自己の選挙活動の展開に合せて際立たせなければならない。その場合、そうしたissueは必ずしも全国民が直接の利害を持つものでなくてもよい。むしろ地域的であってもそれが深刻な影響を当該地域に与えている場合、そこからの強い真剣な主張は草の根民主主義の伝統的風土において、たくみに操作されれば他地域の共感を引出すことが

出来る。そして現実今日の発達した情報メディアの存在は、まさにそれを可能にするのである。

かくして一度全国的レベルでそうした政治的パルスが与えられ、今度はそれが国民的ニーズの充足と自己の独立した意思という二重の意味によって官僚組織の関心を引きつけることになる。そのような状況においては、政治的パルスは、その当初の目的(選挙キャンペーン)を達した後でも、官僚組織によって増幅し、政治サイクルとなって影響の範囲を拡大し、効果を長びかせることになる。むしろ政治サイクルという概念自体一つの仮説にすぎないし、その立証には多大の困難がつきまとう。しかしながら、もしそれが実存するとすれば、それを生み出す現代民主主義メカニズムの是非はともかく、わが国にとって大切なのは、そうした政治サイクルの目標とならないことである。そのためには、特定地域の特殊問題に強度の集中的な影響を与えるような経済的インパクトの発生に関与するのを事前に回避すべきである。

それ故、明示的に把握される米大統領選に際しては、その政治的緊張が高まる時期に合せて経済的インパクトを意図的に減らすといったカウンター・サイクルが、政策手段として必要なのではないだろうか。

コメンテーターの碓水尊教授より、(1)経済と政治との相互関係においてどちらを起点として求めるか、(2)一度起点が与えられた場合の増幅プロセスをいかに明らかにするか、また問題を生み出す制度をどう改革するか、(3)政治を起点とする経済摩擦の予防策の有無、

に関し質問と有益なコメントをいただいた。この機会に深謝するとともに、今後の研究に生かして行きたい。

参考文献

- [1] Tufte, E., *Political Control of Economy*, Princeton Univ. Press, 1978.
- [2] Frey, B. S., *Modern Political Economy*, Martin Robertson, 1978. 加藤寛監訳『新しい経済学』マイヤム社、一九八〇年。
- [3] Downs, A., *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Bros., 1957. 古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、一九八〇年。
- [4] Alt, J., *Political Business Cycles in Britain*, in *Model of Political Economy*, ed. by Whiteley, SAGE, 1980.
- [5] Nie, N. H., Verba, S. and Petrocik, J. R., *The Changing American Voter*, Harvard Univ. Press, 1976.
- [6] Dahl, R. A. and Tufte, E. R., *Size and Democracy*, Stanford Univ. Press, 1973. 内山秀夫訳『規模と民主主義』慶応通信。
- [7] Pomper, G. M., *Voter's Choice*, Dodd, Mead & co., 1975.
- [8] Halperin, M. H., *Bureaucratic Politics and Foreign Policy*, Brookings Institution, 1974.
- [9] Hughes, B. B., *The Domestic Context of American*

Foreign Policy, W. H. Freeman, 1978.

- [9] Lindblom, C. E., *Politics and Markets*, Basic Books, 1977.

- [11] Speto, J. E., *The Politics of International Economic Relations*, St. Martin, 2nd ed., 1981. 首藤・馬田・小浜 訳『国際経済関係論』好學社、一九八二年。

- [12] Kessel, J., *Presidential Campaign Politics*, Dorsey Press, 1980.

- [13] Taylor, P. J. and Johnston, R. J., *Geography of Elections*, Penguin Books, 1979.

- [14] Heald, M. and Kaplan, L. S., *Culture and Diplomacy*, Green Wood Press, 1977.

- [15] Destler, I. M., Fukui, H. and Sato, H., *The Textile Wrangle*, Cornell Univ. Press, 1979. ミヌロー・福井治夫・佐藤英夫『日米繊維紛争』日本経済新聞社、一九八〇年。

- [16] Talarico, G., *United States Press Coverage of Japan*, US Japan Trade Council, 1980.

- [17] Barber, J. D., *The Pulse of Politics*, Century Norton, 1980.

十九世紀ペンシエルベニア州保護貿易主義の動態

斎藤 事

〈大分大学〉

はじめに

この報告は、ペンシエルベニア州の保護貿易運動の展開過程を述べるのではなく、運動の背景をなす政治的・経済的状況の特徴を概述する。むしろ報告は、同州を含む東部（正確には、ペンシエルベニア州は、中部大西洋州である）と、南部・西部の三つの地域間の利害の対立を、労働問題（狭義には賃金問題）を通して理解することに重点を置いている。

一 ペンシエルベニア州保護貿易運動の政治的・経済的側面

ペンシエルベニア州の保護貿易主義に対して強力な動学を与えたものは、同州の経済力であった。同内の産業生産物に対する保護主義運動は、国内生産が充分に発展するまでは現われなかった。

このことは、同州の基本的な経済利益である鉄と石炭についていえる。すなわち、石炭に対する最初の高率関税の示唆は、無煙炭の国内生産量が、その輸入の一・五倍に達した一八二七年まで見られなかった。そして、実際に保護主義運動が現われたのは、無煙炭の国内生産量が、その輸入の五倍になった一八三一年以後である。そ

の後、輸入の比率が減少し、対外的競争が緩和されるに伴い、鉱山地域の保護主義的感情は、南北戦争前、さらに強力になって行った。

次に鉄について見れば、一八四〇年以後、産出高の増加、生産費の低下、さらに、無煙炭行程の導入による経済的競争力の強化と共に、保護貿易主義は発展した。注目すべきことは、保護主義運動と輸入量との間にいかなる関係もないことである。たとえば、独立戦争や一八一二年の対イギリス戦以後の外国財の流入は、強力な高率関税の要求を生んだが、一八三四年から一八三九年まで、あるいは、一八五二年から一八五七年までの同様の状況において、ペンシエルベニア州の保護主義運動は、最も後退した。

次に、保護主義運動と価格との関連について見れば、低価格の時代は、ほとんど輸入量とは無関係に、活発な保護主義運動が生じた。初発的に、同州の保護主義運動は、農業利益の要求から生まれ、この運動のため、農業生産者と製造業者は連合した。そして、一八五七年の危機において、同州内部の民主党の勢力を完全に打倒したのである。

逆に、極端な高価格の期間は、アメリカの市場への外国財の大量の流入にもかかわらず、関税運動は停滞する傾向があった。

以上より、ペンシエルベニア州の関税運動の展開を規定した主要

な経済的要因は、輸入量よりもむしろ価格であったと見ることができ。

ところで、ペンシエルベニア州の保護貿易主義者は、南北戦争前、長年にわたって関税政策に対する阻害要因となっていたところの政治的ジャクソン主義と戦わなければならなかった。ジャクソンは、一八二四年関税法に賛成票を投じ、またサウスカロライナ州の無効宣言に対して連邦を支持する意思を明らかにしていたとしても、かならずしも極端な保護主義者であるとは見られていなかった。

かくして、ペンシエルベニア州は、ジャクソンに対して忠実であるとする限り、保護主義に対してかならずしも忠誠を誓うことはできなかった。このことは、一八二八年の毛織物法案に対する同州のジャクソン派についていえることができる。

関税問題に関するペンシエルベニア民主党の姿勢は、擬似保護主義ともいえるものであった。かれらは一方で保護関税を要求し、他方で、政治的目的のために、それを犠牲にした。このような同州民主党的な要求に対してほとんど注目しなかった理由を説明する。

次にウィッグ党について見れば、同党は保護主義的であったが、全国政治のレベルでの支配力は弱く、保護主義を現実の政策に反映することはできなかった。また、同党全体としては、ペンシエルベニア州内部のウィッグ党組織内には、保護主義的ではなかった。

また後者についてみても、内部的な分裂と不確実な指導力の下でその活力を奪われていた。したがって、ウィッグ党を媒介とするペンシエルベニアの保護主義者の政治的要求は、失望をもたらすだけ

批判している。

さらに保護貿易主義者は、一八一九—二〇年の不況を例にとり、工業化によって生産は拡大し、アメリカの相対的な高賃金の影響が緩和され、都市の工業人口の増加によってプランテーション生産物のための豊かな国内市場が生み出され、農業の雇用も拡大するであろうと見た。

また、一八三二年、デービス (J. Davis) は、議会において、かりに保護貿易が放棄されるならば、工業は停滞し、アメリカの賃金は、イギリスやアイルランドの水準にまで引き下げられ、労働者は、こうした国の最も廉価な労働との競争に直面するとし、積極的な高賃金論を主張した。

かれの主張は、当時の保護貿易主義者に共通したものであったといつて良い。

(2) 自由貿易主義と賃金論

初期において、労働者の保護を工業の発展によって実現しようとする点では、自由貿易主義者は、保護貿易主義者と共通の立場にあった。しかし、すでに工業が十分に確立され、投下資本が、外国貿易から国内工業へ転換したことに伴い、後者は、国内の工業労働者を主要な保護の対象とし、前者が支持する海運労働者の利益は、相対的に低評価された。

ここに、両者の対立の一つの原因があった。しかし、より一般的な両者の立場の違いに比べて、スタンウッド (E. Stanwood) は次のように述べている。

であった。

最後に共和党について見れば、同党は、特に関税問題について関心を持つてはいなかったが、関税問題を処理するにさいして、かえってなっていた南部同盟から、その反奴隷制感情によって離脱した。また同党は、ペンシエルベニア州に対して強力な政治的支援を求めており、同州の共和党は、党派的な内部分裂を比較的にまぬがれていた。かくして、同党は、一八五八年の州議会選挙において勝利を収め、保護関税の最終的勝利に向けて前進した。

二 保護関税と労働問題

(1) 保護貿易主義と賃金論

アメリカが、農業国あるいは原料輸出国にとどまることを期待する初期の思想は、国内の相対的な高賃金が、初期の工業化によって実現されたもので、アメリカの労働者が人口密度の低い西部の土地で自給し、さらに食糧を増産し、それをヨーロッパにとって有利な価格でその工業生産物と交換するがぎり、アメリカの工業化は、ほとんど利益をもたらすことはないであろうと見ていた。

これに対し、A・ハミルトンからM・ケアリーに至るまでの保護貿易主義者は、アメリカの賃金率がイギリスと比べて高くはない、あるいはかりに高いとしても、生産費中の原料費や動力(水力)費が相対的に低いものであるとしていた。

事実、当時外国の工業は、原料費、地代、租税、輸送費用等の上昇を経験していたのである。また、一八二四年、西部人であったH・クレイも、アメリカの工業の自立化のための低賃金論を間接的に

「保護貿易主義者は、アメリカの賃金が他の国よりも相対的に高い事実に基づき、この高賃金を維持するために高率関税を主張した。一方、自由貿易主義者は、アメリカの賃金が相対的に高いことを否定し、自由貿易によって労働者の購買力を高めようとした。すなわち、自由貿易によって、かれらの購入する工業生産物の生産費を減少させ、かれらの貨幣賃金の実質価値を高めようとした」と。

質問 (武蔵大学 向山 巖)

(1) 報告者が十九世紀前半のアメリカの保護貿易主義の問題を検討するにあたって、とくにペンシエルベニアをとりあげた理由はなにか。

(2) 一八二〇—四〇年代に、保護貿易政策が実施された経済的要因はなにか。当時のバックス・ブリタニカの下での国際分業体制の impact が強く働いたという視点が必要ではないか。

(3) アイゼレンのいう「一八四〇年以降、最も熱狂的な保護貿易主義を展開した」ということと、一八四〇年代、五〇年代の保護貿易政策の停滞との関連について説明してほしい。

(4) 一八二〇—四〇年の保護貿易主義の動きについて、「ペンシエルベニアの関税運動を提起した主要な経済的要因は輸入量よりも価格であった」と説いているが、価格低落の背景にある諸条件、また勃興期にあった産業資本の発言力の増大を考慮すべきではないか。

(5) 保護貿易主義・自由貿易主義と賃金論との関連を問題にする場合、当時の賃金の実態分析とならんで、階級的な視点が

必要ではないか。

答 (1) ペンシエルベニア州が一貫して保護主義を推進した州であり、一つのモデルと考えたため。

(2) 御説の通りだと思います。

(3) 一八四〇年代、五〇年代の停滞は、運動自体の停滞というよりは外的要因によって運動が阻害されたと解すべきで、アイセレンの見解は矛盾していないと思います。

(4) 御説の通りです。

(5) 階級的視点は必要とは存じますが、米国の場合、階級的意識の生成が遅れていたこと、労働者を生産者として見るか、消費者として見るかといった分け方が支配的であったこと、などが、当時の論争に階級的視点を欠落させていた原因となっていると思います。

ヘパネルディスカッション

繊維産業調整と輸入政策

新興工業国からの工業品輸入急増に対応して、国内産業をどのように調整するかは、先進工業国が共通に抱えている問題である。これには主に二通りの対応が見られる。新興工業国の成長は今後の世界経済拡大の牽引役であり、先進工業国製品の主要輸入市場でもあるところから、OECD等では、競合する国内産業の調整に前向きに取り組む、新興工業国製品の輸入を促進する積極的産業調整(PAP)を建前としている。しかし北米・西欧諸国はいずれも秩序的輸入の名の下に輸入制限を行ない、輸出規制を強制している。この傾向は成長率鈍化傾向が著しい国々で強まる一方であり、今後各国の産業調整政策の是非が多国間協議の的となるのは避けられないであろう。

新興工業国の追い上げへの産業調整は日本にとっても大きな問題である。ただ欧米と異なり、新興工業国製品との競合が深刻化して

座 長 滝沢菊太郎 (名古屋大学)
問題提起者Ⅰ 渡 辺 馨 (阪南大学)
問題提起者Ⅱ 米 沢 義 衛 (茨城大学)
討 論 者Ⅰ 末 木 鳳 太 郎 (通 産 省)
討 論 者Ⅱ 山 澤 逸 平 (一橋大学)

いるのは繊維等の労働集約産業に限られている。一九六〇年代からの労働不足化と賃金高騰の中で、日本の繊維産業は目立って比較劣位化してきた。日本の調整政策の特徴は、原則として自由輸入と国内的調整援助であった。一九六〇年代末以降輸入制限撤廃、関税引下げ、特惠関税実施等積極的に輸入自由化が進められ、近隣のアジア諸国からの輸入が急増している。他方構造改善事業を中心に過剰設備廃棄、近代化が促進されている。これは米国等に見られる、輸入制限下での市場メカニズムに委ねた調整と対照的である。もっともこれらの諸国でも種々の調整援助が導入され、全面的保護の様相が強まった。日本でも輸入急増に対して輸入制限要求が出始め、他方近隣のアジア諸国からは、対日赤字解消の一助に、より一層の輸入促進を望む声も強い。

今日先進工業国の対外経済政策にはしばしば国内的配慮が強く反

問題提起 I

渡 辺 馨

映されている。繊維輸入規制の主張も、単に自由貿易の建前から無条件かつ全面的に排除するのではなく、MFAとの関連や日本特有の繊維産業・産地組織の調整コスト等をも考慮して、慎重に検討されなければならない。日本の国益にも合致し、対外的にも支持をえられる産業調整政策はいかにあるべきか。

本日のパネル・ディスカッションでは、上述の問題意識の下に、つぎの二点にしばって討論をお願いしたい。

- (A) これまでの国内調整援助政策をどう評価するか。
- (B) 従来の輸入政策及び輸入増加趨勢をどう評価するか。
- (C) 今後どのような国内調整援助と輸入政策の組合わせをとるべきか。

最初に私の所見の結論を提示する。

(1) 一九五六年の「繊維旧法」にはじまり、現行の「新繊維法」に至るまでの日本の繊維産業に対する調整援助政策は、所期の目的を部分的にしか果たできなかったとみる。

(2) 現在実施している生糸・絹織物の輸入制限は別として、わが国は主要繊維製品の輸入では、先進国中唯一つ自由貿易政策を保っている国である。しかし近年いわゆる中進国からの輸入が急増し、今後さらに加速化する趨勢のもとでは、この自由貿易政策の転換も余儀ないものとなる可能性が強い。

その場合に採るべき輸入政策としては、生糸・絹織物の場合にみられるような輸入数量を減少させるようなものではなく、輸入の急増を避けながら、輸入量をモデルレートに増大させるようなものでなければならない。

(3) 輸入をこのように管理する一方で、企業の自助努力と併せて、産業調整政策を一層有効に推進する必要があるが、それは従来のように過剰設備の買上げ、廃棄またはスクラップ・ビルド方式による設備の近代化のための財政的・金融的援助によるものを中心とするのではなく、繊維産業の大部分を構成する中小企業に対して、(イ) 非繊維分野への事業の転換や繊維事業の廃棄を容易にし、また促進するための低利資金ならびに必要な情報の提供、(ロ) 雇用者の転換や

再訓練、再教育のための機会や資金の供与、(ハ) 新技術・新商品開発のための資金ならびに情報の供与の増大などに重点を置いたものであること。

(4) このような産業調整援助ならびに構造改善のための企業の自助努力を促進し、容易にするために、中進国ならびに開発途上国からの輸入をモデルレートな増加に管理する期間を限定し、その後は国内的にも、国際的にも自由競争原理を活用させて、繊維産業の活性化を図る。

一 繊維産業の構造改善と

調整援助政策について

国内需要の伸びの鈍化、若年労働力の不足、国際競争力の低下、開発途上国の工業化と中進国の追い上げに伴う輸出減少と輸入増加、繊維企業の収益性の低下等によって、繊維産業は自主的にも、政策的にもいわゆる構造改善が必須となっていた。

これに対応するために繊維産業のなかの大企業は、自主的に老朽設備の廃棄と設備の近代化、省力化、内外市場での中進国との同質的な競争を避けて、製品の高級化、高付加価値化、また海外投資による企業内国際分業化、さらには非繊維事業への経営資源の転換などを進めてきた。しかし繊維産業の大部分を占める中小企業は、このような内外環境条件の変化への適応力が不十分であったため、調整援助政策は主としてそれらの企業を対象に必要であった。

一九五六年の「繊維旧法」にはじまる一連の繊維産業調整援助政策は、過剰設備の廃棄と設備の近代化を通じて、輸出競争力を強化

することを主眼として出発した。しかし欧米先進国市場の輸入規制、円高化、中進国の追い上げ、国内市場の伸びの鈍化等に対応して、その政策の主眼は繊維産業の知識集約化、アパレル産業の育成強化等に移行した。だがいづれにせよ「繊維旧法」から「新繊維法」に至る繊維産業に対する調整援助政策の手段としては、過剰設備処理と近代化ならんなく中小企業のそれが中心であった。

過剰設備処理と近代化の促進が、繊維産業に対する調整援助政策として重要なものであることは否定できないが、この政策の施行過程で、内外環境条件の変化に適応しきれない限界的な生産設備や企業が淘汰されて、残存した設備や企業が再び同種の施策を必要としない強力なものになっている場合には、その政策効果は充分評価されるに値するといえよう。しかし紡績、織布段階（特に後者）で生じたことは、設備数、その生産能力、企業数が逆に増大するというような事態であった。これは政策手段が不適正であったことによる一方、調整援助を受ける側の繊維企業のモラルと行動にも問題があったといえる。とはいえ紡績、織布段階における設備の近代化は、政策措置が採られなかった場合を考えると、顕著に進捗することができたといえよう。

ただ設備のスクラップ・アンド・ビルドを展開した織物業についてみると、下請・再下請を行っているような小・零細企業では、老朽設備の廃棄と近代化は余り進められていない。そのため家内工業的な、また農業その他の家業と兼営的な零細企業は、景気変動の波のなかではクッション的な部分としての役割を果たしながら、限界的企業として残存している点、今後の調整援助政策の一つの眼とな

るとみられる。

過剰設備の処理と近代化を促進するために強力な調整援助政策を採ったケースは、先進国のなかではイギリスに最も典型的に見出せる。イギリスの繊維産業はその調整援助政策を受ける過程で、それを契機に大手有力企業主導のもとに企業の集約化を行った。それは水平的統合だけではなく、垂直的統合をも伴うものであった。このようなイギリス繊維産業のいわゆる業界の再編成は、アメリカ繊維業界の先例に倣ったものであるが、日本の繊維産業においても、これは一つの重要な課題といえよう。ただ企業の零細・過多性という特質をふまえて、経営規模の適正化や企業の集約化かんすくいいわゆる垂直的連携の強化・グループづくりが「新繊維法」のもとでも重点的施策の一つとして打出されているものの、大企業中心の自主的な企業連携グループづくりは別として、中小企業分野ではほとんど進展していないし、これを政策的に促進させることには限界がある。

二 繊維産業における輸入増加と輸入政策について

日本は先進国のなかで唯一、中進国や開発途上国の繊維製品に、その市場を自由に開放している国であるが、これは一九六〇年代末ごろまでは輸入比率が低かったことによるところが大きい。しかしアジア中進国の輸出力増大や円高化に伴って、一九七〇年代に入って輸入は、一時的・景気的な変動は別として趨勢的に増大し、輸入比率もすでに米国並みに高まっている。こうした輸入増加の趨勢は

今後は加速化することはあっても、自由放任のもとでは低下することはないとみられる。一方で国際競争力の低下傾向から輸出も減少過程に入ることが予想されるので、それらの変化に対応して、繊維産業の規模の縮小や繊維企業の自主的な経営資源の転換がスムーズに進捗すれば問題は少ない。しかしすでに日本が中進国的存在として欧米諸国を追い上げた一九五〇年代から六〇年代の前半ごろとそれ以降アジア中進国や中国が、欧米諸国はもろん日本をも追い上げるに至った過程をみると、追い上げの速さと規模が、先進国がそれに対応して調整する速さと規模を凌ぐものとなっており、そこにいわゆる貿易摩擦を発生させてきた。

日本の繊維製品の中進国や開発途上国からの輸入比率はすでに欧米諸国水準並みである。このように輸入比率が相当高まった段階で、なお輸入の増大で顕著に続くと、当該品目の国内生産者に見過せない影響が生じるか、生じるおそれがある。欧米諸国では輸入比率が現在よりも低い段階から、輸入増加を抑制する方策が採られてきた。しかしそれはガットのルールに反するものであり、世界の繊維製品貿易を縮小に導くものであることから、開発途上国から先進国への輸出をモデルレートに拡大することを原則に、一九六〇年代初めにガットの例外規程として国際綿製品協定(LTA)が締結されたことは周知の通りである。それは一九七〇年代に至るまで持ち越され、さらに国際多繊維協定(MFA)として一九八〇年代にまで及んでいる。この協定のなかで日本は専ら輸入を規制される側に立たされていたが、輸入比率が欧米諸国並みとなった現在、輸入増加の趨勢のもとでは、企業の自主的な努力によって、また政府の調整援助政

策によって、有効にこの輸入増加に対応しない限り、欧米諸国と同様に輸入の急増を抑制する策を選ばざるをえなくなる。

最近繊維業界なかんずく綿製品輸入が急増し、その輸入比率がすでに三〇%のレベルに達している綿業界では、輸入の急増によるこの乱の被害が生じるおそれがあることから、必要な事態が生じた場合には、政府がMFAの適用に踏み切る要請が高まっている。ただMFAに基づいて二国間協定による輸入規制を行う場合には、次の二つの点に留意しなければならない。第一は政府間協定に至る前に、充分両国の業界の間で意志疎通を図り、相互に協調の努力を払うことである。それでもなお所期の効果が得られない場合には、MFAに基づく輸入規制を行わざるをえないが、その際には一九七七年末のMFA延長交渉に当って問題となったような実質的に輸入量の伸びを阻止するような措置を講じることがあってはならないということである。

三 今後の繊維産業調整政策と輸入政策について

自由貿易体制のもとで、繊維産業に係わる経済的・経営的諸資源を最適に再配分することを、関係国の国益を損うことなしに、円滑に実現することは、理論的・図式的には可能であるにしても、現実では画餅でしかない。

日本の繊維産業の構造改善を、企業が自主的に、また政府が政策的に促進する重要な契機として、輸入をモデルレートな増加に管理することは有用である。ただ輸入増加とともに輸出の減少も予想され

るので、今後の繊維産業の在り方や構造調整の仕方を考える場合には、輸出入面のみならず、直接投資や技術移転を通じて深い係わり合いを持つ東アジア諸国、ASEAN諸国および中国の繊維産業の今後の在り方を充分考慮に入れなければならない。

従って、今後の繊維産業の調整政策や輸入政策については、次の三点が必要となる。

第一は日本の繊維産業の調整政策は、一国の産業政策の視座からだけではないに、国際的な繊維産業調整政策のなかで捉えてゆかなければならないということである。

第二はMFAに基づく輸入規制策を採るにしても、欧米諸国が一九六二年のLTA施行以来現行のMFAまで二〇年間も継続されていることを考えると、期限を限定せずに日本が輸入規制の列に加わることは好ましいことではない。LTAも、MFAも実施に際しては時限的なものであり、その限定された時間のなかで、先進国が産業調整を実現させることが前提となっていた。にもかかわらずそれが実現できなかったのは、企業の自助努力が不十分であったことと、調整援助政策が有効性を欠いていたことを示すものである。

日本がMFAに基づく輸入規制を採る場合の時間的な限定の目途としては、二・三回の短期的な景気変動を不可避としながらも、その過程で中期的な構造変化と体質改善を達成するためには、八年程度が考えられよう。

第三に輸入をモデルレートな増加に抑制する間に推進すべき繊維産業の構造改善の基本的な課題としては、(i)限界的な企業の新繊維事業分野への転換の促進(雇用者の転換も含めて)、(ii)垂直的連携の

強化、グループづくり、企業の集約化等業界の再編成の促進、(ハ)国内市場志向が高まるなかで、輸入品との同質的な競争を避けるために必須とみられる製品の高級化、高付加価値化の促進と、それに必要な新商品開発・新技術開発などに関するハード面、ソフト面での資金ならびに情報の供与と支援。

問題提起 II

米 沢 義 衛

一 わが国繊維産業の国際競争力と比較優位性の変化

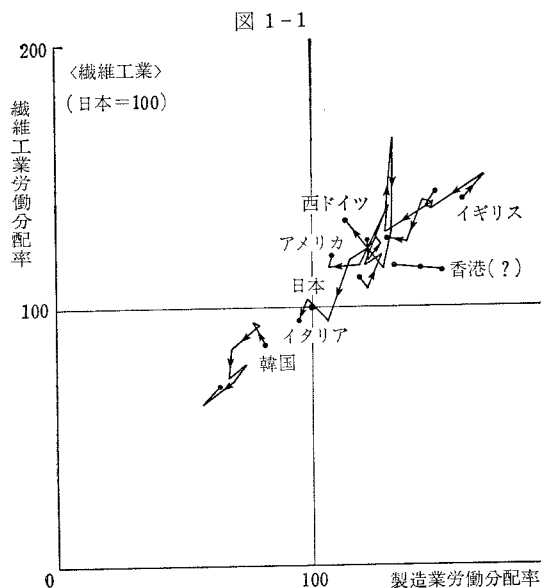
ここでは、繊維工業の国際競争力はまだ高いものの次第に低下している、ということ、衣服業の国際競争力はなくなった、ということが、次の四点にわたる観察から導かれる。

第一は世界における市場占有率の低下である。UN, Yearbook of International Trade Statistics によれば、一九七〇年以降のわが国繊維製品の輸出市場の占有率は一品目 (SITC 655) を除いて全品目で低下してきた。第二は、輸出依存度の伸び悩みと輸入依存度の上昇である。糸ベースでみると輸出依存度は三〇%前後でほぼ一定、輸入依存度は一〇%を若干上回る水準に上昇した。金額ベースでは、繊維工業の輸出依存度は一五%前後で安定しているが、輸入依存度は四%から七%に上昇したし、衣服業の輸出依存度は一三%から四%へと急落し、輸入依存度は二%から四%に上昇した。第三は繊維製品別収支において輸出超過から輸入超過に転じるものが多く、その超過の程度が拡大してきたことである。第四は、図1による生産費構造の比較によるものである。この図は縦軸で当該産業の国際競争力、横軸で比較優位性の相対関係をみようとしたものである(この論拠は、拙論「国際競争力と比較生産費」、『日本経済研究センター』

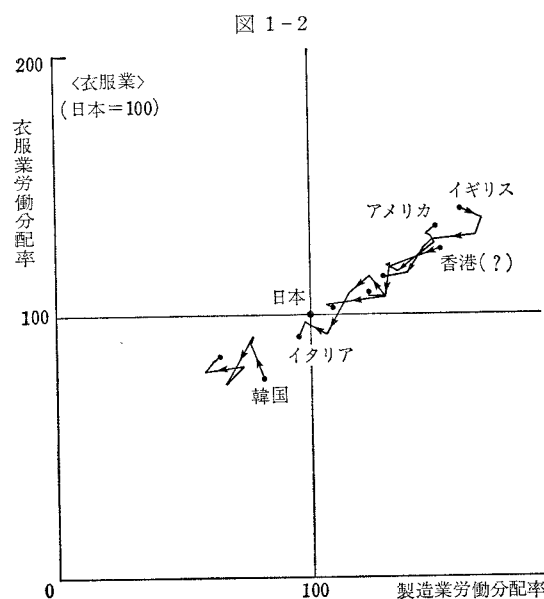
1 会報」(視角) 第三八〇号、一九八〇年十一月十五日を参照されたい)。期間は一九六七年から七六年である。これによると繊維工業も衣服業も韓国のみならずイタリアに対しても比較劣位化したことが分ると同時に、日本では衣服業が繊維工業よりも国際競争力の面で不利になっていることが分る。

二 わが国繊維産業の国内調整

消費者利益と繊維産業 繊維産業の最終的な経済的利益はその



(資料) UN, Yearbook of Industrial Statistics.



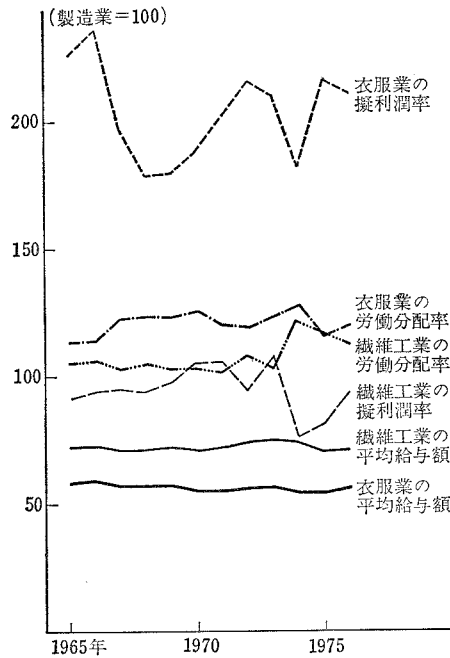
(資料) 図1-1に同じ。

生産・輸出入を通じて良質で安い製品を消費者に供給することである。この観点から繊維製品物価指数と工業製品物価指数を一九六五年以降七九年まで比較すると繊維製品が一%前後上回っている(総理府「消費者物価指数年報」参照)。他の製造業部門に比較してそのパフォーマンスは必ずしもよくない。

調整過程の分析・評価 ここでは比較劣位産業の調整過程の分析・評価の基準として次の二つを考える。

① 数量的基準 国内生産が輸入代替により減少し、労働や資本

図3 繊維産業の賃金と利潤



(資料) 通産省『工業統計表(産業編)』。

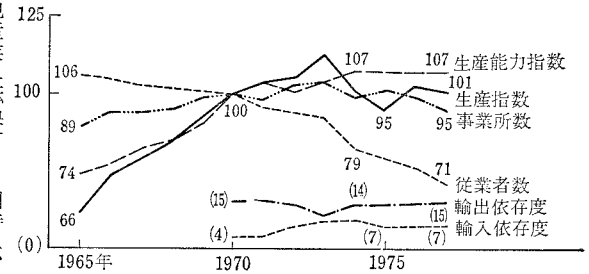
特定政策の援助を受けてきた。
構造改善政策の概要 わが国繊維産業の基本的問題は次のようなものだといわれる。①企業間の過当競争、②過剰設備の存在、③非合理的経営者の存在、④国際競争力の低下。これらが妥当な分析にもとづいた認識かどうかはここで問わない。このような問題解決のための一連の政策は構造改善事業といわれる。特設法は「旧構造改善政策」、新繊維法は「新構造改善政策」とでも呼べよう。前者は、特定紡績業、特定織物業、メリヤス業、特定染色整理業の過剰設備の廃棄、設備の近代化、経営規模の最適化、企業の水平的統合を目的としている。後者は、対象業種を企業種に拡大し、新製品・新技術のためのR&Dの強化、企業の垂直的統合、衣服業の促進、転換の円滑化、輸入の秩序化を図ろうとしたものである。

三 わが国繊維政策の概要

繊維産業の政策環境 図4で繊維産業の政策環境が重層的であるの一見して分る。一九六五年以降繊維政策では特設法と新繊維法が主、臨時特設法は従的なものといえよう。このようにする理由は、前二者は事後的対処により長期的問題の解決を図り、後二者は短期的問題を事後的に処置する性格を有しているからである。調整政策が成功するには援助期間が限定されなければならない。さもなくば誘因が生じない。この観点から繊維政策をみると、なるほど各政策期間は五年程度で有限であるが、次々と法律名は異なっ

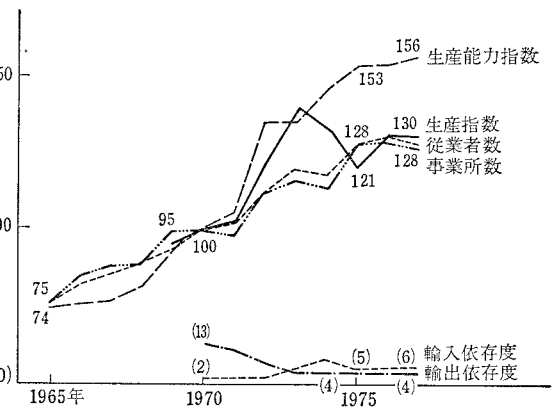
ても継続され半恒久化してしまっている。
 このような特定繊維政策を支えてきた一般政策で恒久的なものには、企業合理化促進法、中小企業近代化促進法、当該産業の不況カルテルなどの共同行為勧告を正当化する中小企業安定法・団体法などがある。他に一般的・時限立法的なものは、国際的制度的変化に対応して、特惠制度導入に際しては中小企業特惠対策法、東京ラウンド協定実施に対しては中小企業事業転換法、同不況地域法、構造不況法などがある。さらに固定相場制から変動相場移行に生じた円高騰に際して中小企業国際調整法、同円高法などが立法化された。繊維産業はこのような重層的な保護政策の環境下にあり、しかも

図2-1 繊維工業



(資料) 通産省『工業統計表(産業編)』『鉱工業指数総覧』

図2-2 衣服業



(資料) 図2-1に同じ。

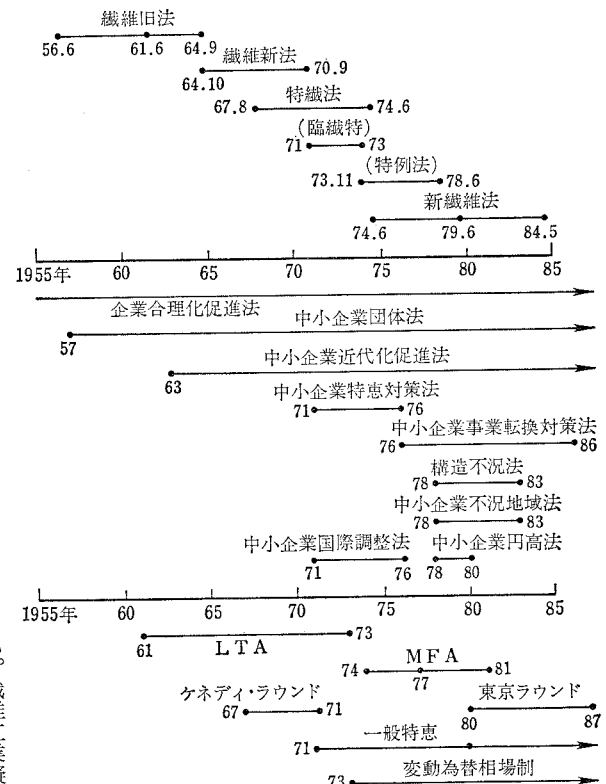
が他産業に転換すると同時に、転換しない生産要素でも設備のヴァンテージが高まったり、労働者の年齢構成が高まったりすること。
 ②経済的基準——当該産業と他産業の利潤率や賃金率の格差が調整過程で縮小していくこと。
 まず①により繊維産業の国内調整をみておこう。図2-1は繊維工業の調整過程をまとめたものである。一九六五年と七七年の生産能力と従業者数を比較すると、労働者の減少が資本集約的技術の採

工業の設備調整や企業調整は一九七四年までは望ましいものであったが以後不調であるとみなされよう。それに対し衣服業のそれは高く、それに応じて設備や企業の増加があったといえよう。ところで、衣服業の企業形態は雇用者II被雇用者というものが支配的である。とすればこの業者への参入動機が賃金よりも利潤の有利さに求められても不思議ではない。このことが上述の衣服業の賃金の不利にも拘わらず従業者数が増えるという現象を理解可能にする。

用によって埋められたことが分る。だが七四年以降このような機械化も天井状態になると同時に、雇用者の加速的減少、事業所の漸減が始まる。このような推移は輸入依存度が上昇したと無関係ではない。これに対して図2-2に示される衣服業の調整過程は対照的である。輸出依存度が輸入依存度を下回りながらも、生産能力、従業者数、事業所数のいずれも拡大しているのである。

つぎに②の視点から以上の調整のパフォーマンスを評価してみよう。図3はそのための資料である。一見して製造業一般と繊維産業の賃金格差は狭っていないことが分る。しかも繊維工業と衣服業の賃金格差も一定である。このことは上の観察でみられた繊維工業の雇用調整が不十分であることと衣服業の雇用調整が不可思議であることを示唆する。他方、擬利潤率(付加価値額÷支払給与総額)／期首固定資産額)格差をみると、繊維

図4 繊維政策の推移



四 繊維政策の評価

ここでは数量的基準や経済的基準に関する資料が現時点で入手可能な旧構造改善政策の評価を行う。

設備調整 この政策の中で最も強調されたのが設備の処理・廃棄である。政策開始年（一九六八年）と終了年（七四年）を比較す

る。紡績一、四四三万五千錠→一、四六二万九千錠、織機七、四六六千台→六、九万一千台（綿スフ織物三万七千台→三、三万九千台、絹人絹織物三万一千台→三、一六六千台）、メリヤス二、四万九千台→二、四万九千台（七一年）、一、二六六千台（七二年）→一、四万五千台（通産省『繊維統計年報』より）。

政策期間に設備数が減少したのは織機、しかも綿スフ織物の設備数であった。この計画が実現していれば紡績設備数は二〇六万錠減少しているはずだが現実には二〇四万錠増加してしまつた。織機も綿スフと絹人絹合わせて一、一六六千台廃棄されるはずだが実際は二、六六千台しか減少しなかつた。

つぎに対象業種の利潤率格差の動向により政策を評価しよう。そのとき単に政策開始年次と終了年次の比較だけでなくその後自力で改善力が培われたかどうか判断しなければ不十分である。従つて終了年の翌年の利潤率もみておく必要がある。

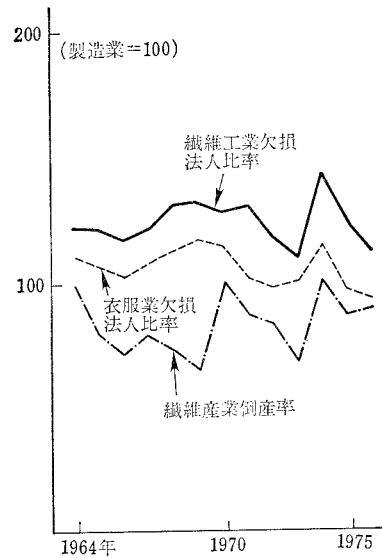
繊維工業擬利潤率一〇〇として、（ ）内は終了年の翌年の格差を示す。綿紡績七五・七→八二・四（三五・八）、化繊紡績六九・四→五一・七（三八・七）、綿スフ織物九九・四→一一四・五（二〇二・九）、絹人絹織物一七四・六→二三八・一（一九五・八）、メリヤス一八・一→二二・三・九（二二・九・七）、綿スフ麻織物機械染色九八・二→九五・二（一三四・六）、絹人絹織物機械染色九一・六

↓六六・三（九八・七）、毛織物機械染色九〇・四→一二二・二（一五〇・九）（通産省『工業統計表（産業編）』より算出）。

これから綿紡績への援助は疑問視されるが、織物業、メリヤス業、染色業に対するものは有効であつたと判断できよう。

企業統合と企業パフォーマンス 企業統合化が進めば企業数は減少するはずであり、過当競争の緩和には事業所数が減らなければならぬ。企業所数は、製糸・紡績・燃糸二、八〇二→三、〇九四、織物一〇、六八六→一、一八七、メリヤス二、八七五→四、九四八、染色整理三、九六六→四、六二二（国税庁『国税庁統計年報書』より）。事業所数で顕著に減つたのは綿紡績、綿スフ織物、絹人絹織物だけであり、あとは減つたとしても微々たるものであり増加した業種さえある。

図5



（資料） 国税庁『国税庁統計年報書』、東京商工リサーチ『興信特報』。

構造改善政策の目標は以上の諸調整を通じての残存企業の経営改善にあつたはずである。欠損法人比率（欠損法人数/現存法人数）と倒産率（倒産法人数/現存法人数）でみたのが図5である。倒産率は製造業全体を下回っているが欠損法人比率は上回っている。欠損法人比率では製糸・紡績・燃糸と織物が高く、メリヤスと染色は低い。しかも政策援助により低下していることは認められない。

総合評価——特定紡績業と特定織物業については失敗。メリヤス、特定染色整理はかなり成功したといえよう。しかし後二者については、調整援助がそれらの業種の拡大をもたらすという逆の事態さえ生じたのである。とすれば旧構造改善政策は全体として否定的に評価ざるをえない。

五 対外政策と国内政策

以上の旧構造改善政策は、繊維製品の輸入自由化の進展に応じたものである。しかし、それにより繊維産業の調整が成功しているとはいえない。その進展も芳しくない。この背景としては、旧構造改善政策が中小企業団体法などに依拠した様々の競争抑制的共同行為をもたっていたことが想起される。それが輸入自由化の転換促進的效果を緩めているのである。欠損法人比率が高いにも拘わらず倒産率が低いという現象がこの事情を反映していると思われる。

最後にこのような比較劣位産業における非効率的企業の産業転換を効率的かつ公正に援助する調整政策の在り方を求めると次のようなものになる。対象業種を比較劣位産業一般とし、そこでの非効率的企業に対して一定期間一定金額を、市場利子率よりも一定割合

だけ低い利率で融資することである。もちろん転換を条件とする。このような調整政策の法律的基礎は恒久的なものであるべきだろう。比較劣位産業が発生するのは国際経済関係の中では不断のことなのだ。

(本報告は) 拙稿 "Analysis and Evaluation of the Adjustment Process and Policies of Japanese Textile Industry," JERC Discussion Paper No. 43, 1981 (世界銀行市場浸透問題研究会発表論文) に基づいている。なお、輸出入依存度の推計は庄田安豊日本経済研究センター研究員によるものである。ここに同氏に対して謝意を表する。)

討論および質疑応答

渡辺・米沢両報告に対して末木・山沢両氏が約一五分間づつ討論を行ない、その後問題点を明確にする目的で、四氏が五分間づつ発言した。渡辺・米沢両氏の議論は前掲報告要旨に含まれるので、末木・山沢討論要旨のみ記す。

末木氏は、①欧米とは異なって、日本の繊維産業調整は、輸出制限から始まったので数が多いが、繊維産業保護が他産業より特に厚いわけではない、②過剰設備廃棄は計画どおり進まなかったが、近年政策の重点はスクラップからビルドに移っている、と米沢報告に反論したうえで、冒頭の三点についての見解を次のようにまとめた。

第一に、欧米と異なり輸入自由化の下で輸入競争圧力が国内企業に加えられ、しかもなおネットの輸出産業として存続してきた点から総合的に判断して、調整政策の成果はまずまずではなかったか。

第二に、今後は転産促進よりも、ビルド援助のほうを進めるべきである。その場合には、企業の発意とリスクの自己負担の原則が、徹底されなければならない。

第三に、輸入制限要求は最近確かに高まっており、日本もMFAに参加している以上、条件を満たしていれば、必要な措置をとることにやぶさかではない。例えば、第三条に規定する緊急避難ケースでは、一時的な輸入制限を発動するべきであろう。しかし、個々の輸出国との二国間交渉によって、恒常的な輸入規制を導入する第四

条の措置の導入には、慎重であるべきである。日本の繊維産業が、今後も輸出産業として存続していくことを考えると、輸入制限に安易に踏み切るべきではない。

山沢は、①繊維品の世界貿易の推移と、②産地の繊維企業の規模別格差を視点に入れてくるならば、日本の繊維産業の調整効果の評価も、米沢氏が言うより高くなりうると指摘した。

過去三〇年間の世界の繊維生産・貿易の変化は著しかったが、中でも日本の繊維産業はアジア唯一の近代的繊維輸出国から、アジア、欧米、国内市場での中進国、ASEAN諸国との競合を経験して、なお高級織物を中心に強い輸出競争力を保っている。自由化の下での輸入競争圧力だけでなく、輸出競争市場での競争圧力をまともに受けて、素材、製品のドラスティックな切り替えと織・染技術革新を進めてきたのであり、これは欧米で輸入制限が強化されていく傾向にあるのと、対照的である。

これには、産地の企業組織の弾力的な対応が貢献した。確かに、スクラップ政策は失敗して、過剰設備が存続しているが、産地には高級化、省力化に成功している企業グループが育っており、ビルド政策はその育成に貢献した。また構造改革事業の評価にあたっては、従業員数一〇人未満の零細企業を、除くべきであろう。彼らは構改革への参加比率も低く、旧来の設備、独特の経営方式で存続しているが、早晚世代交代を待って、繊維産業から離脱していくと見られる。彼らはむしろ地域政策の対象である。

他方、これらの零細企業を除けば、一九六六～七七年間に綿・スフ織物業で、事業所数は五八・八%減、従業員数は六四・二%減と

高い調整を示した。そしてこのような二極分化を促進したのが、輸出、輸入両面での競争圧力であり、そのために輸入自由化は維持されなければならない。

以上のように、二人の問題提起者、二人の討論者の論点は多岐に分かれ、調整援助政策・輸入政策の評価も分かれた。スクラップ政策の失敗は皆が認めたが、ビルド政策の評価は二つに分かれた。輸入政策については三人が現行維持を訴え、輸入規制を主張する一人も、輸入増加含みであった。

座長が冒頭の三点について四氏の見解を要約した後、約一時間一般参加の四氏を含めて討論が行なわれた。四氏の発言要旨のみを記す。

小 島 清 (二橋大学)

(1) ある産業(またはその一部)を再生することは積極的構造調整(PAP)に属する。それ故に一時的に輸入制限して保護してよい。このような考え方が国際的にも確立されてきているのである。米国の繊維産業は再生したと言われる。そうなら繊維国際協定は廃棄すべきではないか。

(2) 輸入の増加をモデレートに規制することの正常な理由は何か。市場擾乱か。GATT一九九条か。米国の何らかの通商法か。日本の何かの法律か(もしあるとすると国際的に認められるのか)。

丹野平三郎 (金沢工業大学)

(1) 繊維産業という一般概念でなく、素材別、品種別にとり上げて、輸出入問題を論ずるべきではないか。

(2) 産地別にデータを取り、数量的基準評価を行なうべきではないか。

(3) 繊維産業を繊維生産産業と繊維流通産業とに分け、その関連を考慮して繊維産業調整を行なうべきではないか。

藤井 茂 (神戸大学)

繊維産業の状況判断についてつぎの二点が明るい期待を提供すると思うが如何。

(1) 生産面において機能化が進み、資本集約化したと見られる節がある。これが比較優位を回復させる要因とはならないか。

(2) 需要面でファッション化が進みつつある点に鑑みて、日本の繊維産業の進路が開けるのではないか。

新野 幸次郎 (神戸大学)

(1) 一国全体の産業構造調整の議論では比較優位の原則が適用されるのに、特定産業の調整論では、残っている絶対優位の芽を探し出して、保護育成する傾向がどうしても出てくる。

(2) 日本の特定産業調整政策では、カルテルを使いながら近代化・調整援助をせざるをえない点に問題がある。

最後に座長が討論総括を行なったが、その要旨はつぎのとおり。

(1) 産業調整問題を各論で詰める目的で繊維産業をとり上げたが、品種別・生産段階別・産地別で事情が異なり、議論が完全には噛み合わなかった。

(2) 安定法から団体法を通ずる設備登録制および設備の新増設規制がスクラップとビルドの両方にかかわっている。これらを切り離

しては正しい評価ができないし、この点にもっと踏み込んで議論したら、噛み合ってきたであろう。

(3) 輸入規制問題でも、MFA第四条の適用における付属書Aの解釈やGSPとの関連をもっと突っ込んで議論すべきだった。

(4) 絹製品輸入規制問題は皆避けて通ったが、やはり議論すべきものである。

(5) 五一年「提言」では内需重視が強かったが、現在ふたたび輸出化が議論されるようになった。「あれから五年経った」の感が強い。

合計三時間半、文責山澤逸平

学会記事

第三八回大会について

日本経済政策学会第三八回大会は、一橋大学が主催校(準備委員長、小島清会員)となつて五月二三日(土)、二四日(日)の二日間わたって開催された。

前日午後六時から開かれた常務理事・幹事会では、本部ならびに各部会の報告に続いて、名誉会員(十名)と新入会員(三六名)承認、予算・年報編集などについて協議が行なわれた。

大会の両日には四〇〇名余の会員が出席し、報告と討論が進められた。プログラムはつぎの通りである。

第一日 I 共通論題報告

「環太平洋連帯と日本経済」

座長 新野幸次郎(神戸大学)

小島 清(一橋大学)

(1) 環太平洋連帯・コンセプトとプログラム

報告者 飯田経夫(名古屋大学)

(2) 日本の産業調整政策と対アジア太平洋地

域経済協力

報告者 中内恒夫(国際基督教大学)

(3) 海外企業進出に伴う社会経済摩擦

報告者 村上 敦(神戸大学)

II 共通論題討論

(1) 予定討論者 加藤寛(慶応義塾大学)

(2) 熊野英昭(通産省)

(3) 安場保吉(大阪大学)

III 共通論題一般討論

共通論題は午前中に研究報告(各四〇分)、

午後には予定討論者と報告者との応酬、および

一般討論が行なわれ、五時過に終了した。環

太平洋連帯構想の提唱者の一人である大来佐

武郎会員も出席され、構想実現促進の現場の

情報を伝えられ、討論を盛り上げた。

なお昼食時には理事会がもたれ、ついで

午後一時から新野幸次郎常務理事を議長とし

て会員総会が開かれた。本部会務報告、本部

会計報告、各部会報告、年報編集報告のあ

と、議事に入り、規約の改正、名誉会員十名

の承認、新入会員の承認、予算、年報編集委

員の決定が行なわれた。

第二日 自由論題研究報告

《午前の部》

第一分科会(準共通論題・環太平洋経済協力)

座長 藤井 隆(名古屋大学)

(1) 環太平洋圏確立のための貿易金融市場

(B/A)の育成

報告者 楠本 博(近畿大学)

討論者 松永嘉夫(名古屋市立大学)

(2) 日豪経済関係の緊密化と課題

報告者 遠山嘉博(追手門学院大学)

討論者 池間 誠(一橋大学)

(3) 環太平洋国家への国際財政政策論的展開

報告者 小沢善男(近畿大学)

討論者 大庭治夫(国士館大学)

第二分科会(労働・福祉)

座長 水野朝夫(中央大学)

(1) 西独住宅政策の展開

報告者 佐藤 誠(西南女学院短期大

学)

討論者 熊谷彰矩(中央大学)

(2) 利潤参加制度の分配効果について

報告者 丸山冷史(神戸大学)

討論者 永山泰彦(東海大学)

(3) 景気後退期の縁辺労働力

報告者 小野 旭(一橋大学)

討論者 依光正哲（一橋大学）
第三分科会（独禁政策）
座長 越後和典（滋賀大学）

(1) 独占禁止政策の指針としての経済学
— 政策論的視点からの批判と実証 —

報告者 小林逸太（東海大学）
討論者 原 豊（青山学院大学）

(2) 日本の技術進歩の特徴

報告者 影山傳一（千葉商科大学）
討論者 高柳 暁（筑波大学）

(3) 技術革新の成功要因

— 中小企業のケーススタディ —
報告者 齋藤 優（中央大学）
討論者 神 隆行（大阪学院大学）

第四分科会（理論分析）

座長 柏崎利之輔（早稲田大学）
(1) ケインズ・モデルの再構成
— ミクロとマクロの統合への接近 —

報告者 鯉沢晃三（富山大学）
討論者 長谷川聡哲（拓殖大学）

(2) 計画プロセスとインセンティブ

報告者 酒井邦雄（愛知学院大学）
討論者 中野 守（中央大学）

(3) 流行の経済学的分析

報告者 木下武人（中九州短期大学）
討論者 百瀬恵夫（明治大学）
〈午後の部〉

第一分科会（パネルディスカッション）

(1) 繊維産業調整と輸入政策

座長 滝沢菊太郎（名古屋大学）
問題提起者Ⅰ 渡辺 馨（阪南大学）
問題提起者Ⅱ 米沢義衛（茨城大学）

予定討論者Ⅰ 末木鳳太郎（通産省）
予定討論者Ⅱ 山澤逸平（一橋大学）

第二分科会（地域政策）

座長 尾上久雄（京都大学）
(1) 地域政策の一転換
報告者 原田克己（富士社会経済調査会）

討論者 白沢恵一（広島女学院大学）
(2) チューネン園構造からみた長野県農業構造の特色
— グラヴィティ・モデルを援用して —

報告者 宮坂正治（信州大学）
討論者 西岡久雄（青山学院大学）

(3) 空間的商業集積と法的規制
報告者 細野助博（追手門学院大学）
討論者 鈴木安昭（青山学院大学）

(4) 鉄道政策の課題と展望

報告者 広島治哉（法政大学）
討論者 雨宮義直（国学院大学）
第三分科会（各国経済政策）

座長 清水嘉治（関東学院大学）
(1) 社会主義朝鮮経済建設の特質と朝鮮の自主的平和統一の課題

報告者 井上周八（立教大学）
討論者 鎌田武治（横浜国立大学）
(2) 現代ソ連における販売宣伝広告およびマーケティングの動向

— 第十次五カ年計画を中心にして —
報告者 金田良治（天理大学）

討論者 丹羽春喜（京都産業大学）
(3) 経済政策と共生・協同思考
— いるか・捕鯨問題にふれて —

報告者 越野太作（人文開発研究所）
討論者 小古間隆蔵（創価大学）
第四分科会（保護貿易）

座長 加藤寿延（亜細亜大学）
(1) 政治サイクルと経済摩擦

報告者 首藤信彦（貿易研修センター）
討論者 碓永 尊（筑波大学）
(2) 十九世紀ベンシルベニア州の保護貿易主

義の動態

報告者 齋藤 事（大分大学）
討論者 向山 巖（武蔵大学）

午後の部第一分科会のパネルディスカッションは問題点をしぼっての討論応酬を目的とした新しい試みであり、一般討論者も加わって活発な討論がもたれた。二日間のプログラムに積極的に参加して、学問水準の高い学会に登り立てて下さったすべての会員諸兄に、主催校として御礼申し上げたい。

（山澤逸平記）

本部部会について

関東常務理事・幹事会 昭和五十六年五月九日

慶応大学

- 一 昭和五十五年度決算について
- 二 昭和五十六年度予算について
- 三 規約改正・追加について
- 四 年報について 英文年報の依頼が日本学会連合よりあり、加藤寿延幹事に一任
- 五 「ニューズ・レター」について 検討中
- 六 大会運営について 二日目午後第二分科会座長尾上久雄常務理事海外派遣に伴い、村田喜代治氏、中村秀一郎常務理事、

正村公宏常務理事にお願いする。

全国常務理事・幹事会 昭和五十六年五月二二日

日 一橋大学

一 大会校挨拶 一橋大学小島清常務理事より挨拶があった。

二 報告事項

(1) 本部会務報告 加藤寛会長より報告された。

会員状況 個人会員九二九名、団体会員四団体、逝去者五名、退会長一二名、「戦後日本経済政策史年表」続刊について

(2) 本部会計報告 佐藤芳雄常務理事より報告された。

(3) 各部会報告

関東部会 鈴木守幹事より報告された。
中部部会 梅下隆芳幹事より報告された。

関西部会 新野幸次郎副会長により報告された。
西日本部会 施昭雄幹事より報告された。

(4) 年報編集報告 近江谷幸一幹事より報告された。

告された。

(5) その他

国際会議派遣の件 五井一雄常務理事より滝沢菊太郎幹事を派遣する旨報告があった。

日本経済学会連合ニュース英語版について 加藤寿延幹事より報告された。

三 協議事項

(1) 総会議長選出 新野幸次郎常務理事が選出された。

(2) 規約改正の件 吉田徳三郎幹事より説明あり審議の結果改正された。

規約第十六条については、会長重任の禁止規定は定めず、申し合せ事項として議事録に止めることとした。

(3) 名誉会員承認の件 加藤寛会長より提案され、十名が名誉会員に推薦された。

(4) 新入会員承認の件 新入会員三九名、団体会員一団体が承認された。

(5) 予算の件 予算は原案通り承認された。

(6) 年報編集の件 吉田徳三郎、近江谷幸一、福島久一の三委員により編集され

ることが承認された。

(7) 明年度大会について 関西部会に一人した。

関東常務理事・幹事会 昭和五六年九月二五日 慶応大学

一 明年度大会について 関西部会より、大会開催校として大阪市立大学、共通論題に「供給の経済学と経済政策」、技術・産業基盤政策に関するシンポジウムの開催などの説明があり、総じて賛成、関西部会プログラム委員会に一任することとした。

二 関東部会について
三 その他

(1) ニュース・レターについて 二〇頁位で郵税含め二〇万円程度、予算上可能であるが、なお検討することとした。

(2) 科学研究費審査員候補について 五井一雄常務理事より説明があり、第一次審査員に藤井隆常務理事留任、第二次審査員候補として、柏崎利之輔・清水嘉治両常務理事を推薦した。

(3) 全国常務理事・幹事会の開催について

役員改選前の年（三年毎）が望ましいこととなった。

(4) 外国人会員について 種々検討した。

(5) 年報について 年報に英文論文の掲載の件につき国際交流委員会に検討方を依頼した。

(6) 大会報告のスクリーニングについて、自由論題についてプログラム委員会に一任する。

(7) 一九八三年度大会校について 筑波大学に引受の可否について打診することにした。

関東常務理事・幹事会 昭和五六年十一月二八日 東海大学校友会館

一 国際会議派遣補助について 学術会議と学会連合の補助を連携して考える。推薦は、西日本、関東、関西、中部の順位とし、五六年度迄各部会はまとめて五井一雄常務理事に提出することにした。

二 外国学者招聘滞日費用補助について 英文年報執筆等について 執筆者は大会座長とし、論題は共通論題とする。

四 その他 昭和五八年度大会校として筑波大学が引き受ける旨内諾があった。

「経済学の動向」は昭和五七年一月刊行予定。

(近江谷幸一記)

関東部会

昭和五六年度の関東部会は、十一月二十八日（土）、午後一時から東海大学校友会館において、約六十名の参加者をえて開催された。

研究報告

一 「アメリカ経済学の動向」

報告者 榎原英資氏（大蔵省）

二 「為替相場安定化のための国際協調政策——円・ドルを中心として」

報告者 岸真清氏（東海大学）

榎原氏の報告は、近年における供給サイド分析の興隆という状況をふまえた、新しい視点からの戦後アメリカ経済学研究史のサーベイであった。氏は、戦後アメリカにおける経済学研究の主要な特徴はマクロ経済学の変貌にあるとし、戦争直後のケインズモデル確立・応用期からマネタリズムの抬頭、石油危機を境とした供給サイド分析への重点移行の過程で、マクロ経済学（モデル）のミクロ的基

礎づけ、政策シミュレーションの意味づけ、スペシフィックーションの恣意性等の問題点が指摘され、マクロ経済学モデル自身も、静学モデルから動学モデルへ、非確率モデルから確率モデルへと発展してきた経緯を述べられた。最後に、供給サイド分析の主要論点は、供給曲線の形状、規制、財政政策が中長期的に供給条件に与える効果等にあると主張された。

岸真清氏は、管理フロート制下の金融政策は、国内のファンダメンタルズを整え、マネーサプライを調整することによって国際協調を保たねばならないと主張し、一九七三年の管理フロート制以来の日米関係を中心に報告された。すなわち、一九七三年以来、日本の貿易の大幅な黒字と米国の赤字、円の上昇とドルの下落という状況の中で、日米貿易の不均衡の問題と、円相場の変動の問題とがからみあわされて議論されてきたが、二国間の協調を保つためには、金融政策は基本的には国内のファンダメンタルズを整え、マネーサプライの増加率を調整する必要がある。マネーサプライの調整には、基軸通貨国の独自の立場、各国間の金融構造の差異、各国の不安定

性が実物部門に存するか金融部門に存するのかが見きわめ等が前提とならねばならないことが主張された。

報告後、活発な討論がかわされ、午後四時に終了した。なお座長には、佐原洋氏（東海大学）があたりれた。

(川野辺裕幸記)

中部部会

昭和五六年度の第十六回日本経済政策学会中部地方大会は、大会委員長松浦茂治氏のもと、十一月二八日（土）愛知学院大学で開催された。

論題及び報告者は次の通りである。

(一) 市場構造と設備調整

齋藤吳（愛知学院大学）

(二) 途上国の発展と商業政策

岩城剛（愛知学院大学）

(三) 石油ショックと「三重苦」——マクロ・モデルによる一分析

稲毛満春（名古屋大学）

(四) 都市の発展と第三次産業の雇用

真継隆（名古屋大学）

(五) 愛知県地方計画について

河内弘明（愛知県企画課）

また恒例の工場見学会は、十一月二七日（金）トヨタ自工（株）で行なわれた。日米自動車摩擦の解説、質疑応答ののち、製造工程を見て回った。

明年度の第十七回中部地方大会は、愛知教育大学の渡辺行郎氏を大会準備委員長として、愛知教育大学で開催することとなった。

第十六回中部地方大会の報告要旨は以下の通りである。

(一) 市場構造と設備調整

愛知学院大学 齋藤 吳

本報告では、集中度、価格変動係数およびストック調整型投資関数における調整係数の相互関係を、工業統計表を使い、九八の製造業種について分析した。価格変動係数と設備調整係数との間には有意なマイナスの、集中度と調整係数との間には有意なプラスの相関関係を得たが、価格変動係数と集中度の間には有意な関係を見出し得なかった。今後の課題としたい。

(二) 途上国の発展と商業政策

愛知学院大学 岩城 剛

経済政策のなかで商業部門に対する考察は

最近あまりなされていないが、途上国の発展においては、工業化の条件として、雇用・所得の創出機会としてきわめて重要である。本報告は、アフリカに例をとりながら、商業部門の歴史的な性格、発展への障害、最近の対応と問題点を論ず。とくに、社会主義型途上国の商業政策に焦点を当て、それが生産や需要に対し、有効な刺激を与えることにおいて成功していない点を指摘している。

(三) 石油ショックと「三重苦」——マクロ・モデルによる一分析

名古屋大学 稲毛満春
「所得率」および「実質為替レート」の二概念を需要サイドと供給サイドに導入した一つの開放経済モデルを構築し、これにもとづいて石油価格ショックが「三重苦」を生み出す動学的メカニズムを明らかにするとともに、マクロ経済政策の課題と困難さを指摘した。

(四) 都市の発展と第三次産業の雇用
名古屋大学 真継 隆

製造業の立地によって都市の内部に直接、間接の雇用増が第三次産業に生じ、都市の人口が増加する。その波及プロセスを東海地域

の都市（事業所統計調査のデータ）について分析すると、製造業の雇用増と都市の人口増は、六〇九年のタイム・ラグを伴って第三次産業の雇用増をもたらしていることが検証される。

(五) 愛知県地方計画について

愛知県企画課 河内弘明
愛知県地方計画は、一九五八年の第一次以来、一九七六年まで四次にわたって作成されてきた。計画は、単に県行政の指針にとどまらず、民間、市町村などの諸活動を包含する「地域共同計画」である。現在、八〇年代を見通す第五次の計画が検討されているが、その中では、参加型社会の形成、高齢化社会への対応、産業の頭脳集約化、危機管理などが重視されている。

(松浦茂治・梅下隆芳記)

関西部会

工場見学会 部会会員諸氏のご希望もあって、今年度から工場見学会を再会することとし、四月二日（木）午後一時半より神戸市の新明和工業甲南工場の見学会を開いた。同工場は珍らしい水上飛行艇の製造をしており、

当日は最初に工場長岸本皎蔵氏の説明をお聞きしたあと、フィルムを觀賞し、工場内の見学をして四時前に解散した。参加者は三十二名。この機会をかりて同社のご好意に心からお礼を申し上げたい。

常務理事・幹事会 来年度大会の共通論題の検討および秋の部会研究会の打合せのため、七月二〇日（月）午後三時より大阪・梅田の都市文化センターにおいて常務理事・幹事会を開いた。

部会研究会 恒例の秋の部会研究会は、近畿大学を当番校として、十一月四日（土）午後一時から四時すぎまで、大阪・梅田の都市文化センターで開かれた。出席者は四十五名ほどで、活発な討論が行なわれた。報告者および予定討論者は次の通りであった。

1 日本的経営と産業組織論

報告者 西田稔氏（大阪市立大学）

討論者 池田勝彦氏（関西学院大学）

2 新自由主義の福祉国家批判——ハイエック、ハーブッシュ、トウースセルトの場合——

報告者 小林大造氏（大阪商業大学）
討論者 足立正樹氏（神戸大学）

なお、座長は、小西唯雄・越後和典両常務理事にお願いした。

常務理事・幹事会 二月二日（土）午後一時半より三時半まで、都市文化センターにおいて表記の会合を開き、大会準備に関連した諸問題について検討した。なお、七月の会合同様、大会当番校となつて頂いた大阪市立大学からは、木村敏男理事・星川順一氏を中心に関係者のご出席を頂いた。

(新野幸次郎記)

西日本部会

本五十六年度の西日本部会は、例年の通り、春秋二回の研究報告会を開催した。

春の研究報告会（第三十一回）は昭和五十六年四月二十八日（土）、福岡大学研究室棟で開催した。そのときの論題ならびに報告者は次の通りである。

1 国際化への一提言

——経済成長の視点から——

2 アメリカ学派とその特長

3 卓話 梅田政勝氏（福岡大学）

次に、秋の研究会（第三十二回）は、中九州短期大学の木下武人氏（本学会理事）のお世話により、熊本市で開かれた。なお、研究報告会に先立って、熊本市内にある九州日本電気株式会社（IC生産工場）を工場関係者の案内で見学した。さて、研究報告会では昭和五十六年十月三十日（金）、熊本共済会館五客間を会場として、

1 クラウドイング・アウトについて

高倉文年氏（福岡大学）
2 地方公営企業の最適料金——効率的で平等な価格形成への部分均衡的アプローチ——
今泉博国氏（福岡大学）

以上の論題について報告と質疑応答があり、終了後、同会館にて懇親会が催され、新入会員の諸氏も顔をそろえて盛会であった。

(峯田昌芳記)

昭和五十六年度新入会員名簿

朝岡 敏行 愛知学院大学
甘利 憲一 実践女子短期大学
有賀 裕二 千葉商科大学
池間 誠 一橋大学

伊藤 昭男 北海道開発コンサルタント
大石 良春 亜細亜大学
小野 旭 一橋大学
尾山 昌明 名古屋大学
鎌田 勲 日本経済新聞社
上沼 正明 早稲田大学
喜多村 浩 国際基督教大学
樹下 明 電源開発
黒柳 達夫 福岡大学
小坂 弘行 名古屋工業大学
小島 宏 早稲田大学
坂井 昭夫 関西大学
佐々木 昇 大阪市立大学
佐々木正廣 福岡大学
塩田 真典 大阪商業大学
田中 康秀 神戸大学
高島 良幸 専修大学
谷口 洋志 早稲田大学
東郷 久 大阪経済法科大学
中尾 光昭 毎日新聞社
中村 研造 神奈川大学
西本 鴻一 桜美林大学
仁部 新一 福岡大学
広江 満郎 大阪商業大学

廣瀬 一彦	拓殖大学	経済学論叢二五巻四号、二六巻一、二、三	福岡大学研究所	農村研究五二、五三	東京農業大学
藤井 輝明	福山市立女子短期大学	経済経営論集	龍谷大学経済・経営学会	福岡大学研究所報五一、五六号	福岡大学研究所
松浦 秀嗣	山梨学院大学	国際商科大学論叢二、三、四号	国際商科大学	三田商学研究三七巻六号	慶応義塾大学
前川 俊一	日本不動産研究所	古典経済学と産業	早稲田大学産業経営研究所	経済学の動向	日本経済学会連合
三好 和代	福岡大学	産業経済研究二一巻一、二、三、四号	久留米大学	Economic Impact 1981, 3, 4, 1982, 1	アメリカ大使館情報文化局
村上 享	中央大学	証券投資信託月報二四四、二五、六号	証券投資信託協会	Problems of Communism, 1980, 11、12, 1981, 1、12	アメリカ大使館情報文化局
八幡 一秀	日本大学	商工金融三一巻一、二、三、四号	商工組合中央金庫	Socialist Thought and Practice, 1981, 2, 4, 6, 8, 10, 12, 1982, 2	アメリカ大使館情報文化局
山崎 匡毅	長野大学	社会科学研究年報十一、十二号	龍谷大学社会科学研究所		
山崎 充	静岡経済研究所	総合研究所報六巻二、七、八号	桃山学院大学		
吉尾 博和	亜細亜大学	情報処理研究一〇号	電力中央研究所		
米沢 義衛	茨城大学	電研報六三三	電力中央研究所		
本部宛寄贈刊行物(アイウエオ順)		電力経済研究	電力中央研究所		
雑誌名	発行所	東京銀行月報三二巻一、二、三、四号	東京銀行		
遺稿 酒井正三郎	同文館	東北開発研究一六巻一、二、三、四号、一七巻一、二、三、四号	東北経済開発センター		
エコノミックス10号	桜美林大学	南山法学四巻三、四号	南山大学法学会		
関東学園大学紀要第五・六集	関東学園大学				
行政管理研究一九八〇年一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二号	行政管理研究センター				
経済論集三〇巻四、五、六号、三一巻一、二、三、四号	関西大学				
経済論集二九、三〇号	新潟大学				

編集後記

本年度の年報は、昨年五月に一橋大学で開催された第三八回全国大会における報告に基づき編集されている。

収録された論文は、共通論題「環太平洋連帯と日本経済」の報告三篇、自由論題報告二〇篇、及びパネルディスカッション一篇である。自由論題の中には準共通論題三篇を含んでいる。パネルディスカッションは全く新しい試みで、二人の問題提起者、三人の討論者により十分時間をかけて論じたものである。

最後に、年報編集に御配慮をいただいた全国大会当番校一橋大学小島清教授、山澤逸平教授をはじめとする各位、年報編集に参加されている関東部会幹事、本部事務局および藤井隆(中部部会)、新野幸次郎(関西部会)、施昭雄(西日本部会)の各部会幹事と勤草出版サービスセンターの方々に厚く御礼申し上げます。

(近江谷幸一記)

"Planning in Economic Policy" (1952)
 "Industrial Structure and Economic Policy" (1953)
 "Policy for Selfsupporting Economy of Japan" (1954)
 "Japanese Post-War Economic Policy" (1955)
 "Post-War Economic Policy in the World" (1956)
 "Objects and Methods of Economic Policy" (1957)
 "Types of Economic Planning" (1958)
 "Structural Analysis and Economic Policy" (1960)
 "Government's Role in the Present Economy in Japan" (1961)
 "Economic Planning in Japan" (1962)
 "Big Business and Economic Policy" (1963)
 "Economic Policy of Regional Development" (1964)
 "Change of Economic Structure in Japan" (1965)
 "Economic Regimes in the World and Economic Policy" (1966)
 "Economic Policy in Transformation Period" (1967)
 "Economic Policy during Post-War Twenty Years" (1968)
 "Capital Liberalisation and Economic Policy" (1969)
 "Oligopoly and Economic Policy" (1970)
 "A Reappraisal of Recent Japan's Economic Growth" (1971)
 "Pollution and Economic Policy" (1972)
 "International Comparison of Present Economic Policy" (1973)
 "Internationalization and Industrial Organization" (1974)
 "Contemporary Inflation and Distribution Policy" (1975)
 "Resource Problems and Economic Policy" (1976)
 "Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth" (1977)
 "Transformation Policy of Industrial Structure in Japan" (1978)
 "Economic Policy During Thirty Years after the World War II in Japan—
 Prospect and Retrospect" (1979)
 "Efficiency and Justice in Economic Policy" (1980)
 "International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy"
 (1981)

The Association is administrated by a board of 25 members elected every three years. Present members are: S. Ide (Prof., Nihon Univ.), M. Ito (Prof., Fukuoka Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kumagai (Prof., Kansai Univ.), K. Kojima (Prof., Hitotsu-bashi Univ.), T. Konishi (Prof., Kanseigakuin Univ.), M. Komatsu (Prof.,

Waseda Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), Y. Sato (Prof., Keio Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kantogakuin Univ.), T. Suzuki (Prof., Hosei Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Univ.), H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.), M. Noda (Prof., Meiji Univ.), T. Noma (Prof., Doshisha Univ.), T. Fujii (Prof., Nagoya Univ.), K. Masamura (Prof., Senshu Univ.), N. Maruo (Prof., Chuo Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya-gakuin Univ.).

Prof. H. Kato was elected the chairman of the Association in 1980. As the administrator of the head office Prof. H. Kato and as chief editor of annual reports Prof. T. Yoshida are appointed.

The Association adopts as one of its objects the co-operation with the similar foreign associations, though the society has not yet afforded to realize the effectual steps toward this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaison in various forms by financially possible ways.

The Feature of Agricultural Structure of Nagano Prefecture

from view of the Structure of Thünen's Ring..... Masaji Miyasaka

The Retail Spatial Clustering and Its Regulation.....Sukehiro Hosono

Towards Reshaping the Railway Policy Haruya Hirooka

The Specific Character of Economic Building in DPRK

and the Problems for Re-unification of Korea..... Shuhachi Inoue

Recent Advertisings and Marketing in the Soviet Union..... Ryoji Kaneda

Principle of Col-Living : Socioeconomic Policy for the

Protection of Animals..... Taisaku Koshino

Political Cycle and Economic Friction.....Nobuhiko Suto

Dynamics of Pennsylvania during the 19th Tsutomu Saito

PANEL DISCUSSION

Structural Adjustment and Import Policy for Textile Industry

環太平洋連帯と日本経済

1982年5月20日 第1刷発行 定価3,000円

編 者 日本経済政策学会

発 行 者 井 村 寿 二

発 行 所 東京都文京区 株式 勁 草 書 房

後楽 2-23-15 会社
振替東京5-175253・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替します 東洋経済印刷・谷島製本
無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

3333-932904-1836

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, MITA MINATO-KU TOKYO, JAPAN

KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE

CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA

NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAI SEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. 29 volumes of annual reports have been published until 1981, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in the commemoration of the 15th anniversary of the existence of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka &

M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K.

Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958).

H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

And the Association published the following book which is the proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (ed.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

"Conditions of Economic Independence for Japan" (1950)

"Patterns of Economic Control" (1951)

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1982

No. 30

CONTENTS

Introduction *The Program Committee*

ARTICLES

PACIFIC OCEAN COMMUNITY AND JAPANESE ECONOMY

Pacific Basin Cooperation : Concept and Program..... *Tsuneo Iida*

Japanese Industrial Adjustment Policy and Economic

Co-operation with Asia and Pacific Countries..... *Tsuneo Nakauchi*

Pattern of the Foreign Direct Investment of Japanese

Small Business and its Implications on the Developing

Countries in Asia *Atsushi Murakami*

Summary *Kiyoshi Kojima*

REPORTS

PAFTA and Yen dominated Bankers' Acceptances..... *Hiroshi Kusumoto*

The Closer Japan-Australia Economic Relations

and Their Tasks..... *Yoshihiro Tōyama*

International Policy of Public Finance and Systems

Approach to Pan Pacific State Region — Toward

a Public Finance of International Systems(Organization)..... *Yoshio Ozawa*

On the Development of German Housing Policy *Makoto Sato*

On the Profit Sharing..... *Reishi Maruya*

Discouraged Workers after the Oil Crisis..... *Akira Ono*

Economics as a Guide to Antimonopoly Policy—Focusing

on the Gap between Theories and Policy Problems— *Itsuta Kobayashi*

Factors Responsive to Technological Progress in Japan..... *Kiichi Kageyama*

Innovation in Small Scale Industries *Masaru Saito*

Reconstruction of Keynes Model—An Approach to

Synthesis of Micro and Macro Analysis..... *Kozo Inazawa*

The Planning Process and Incentives *Kunio Sakai*

The Analysis on Economics of Fashion *Taketo Kinoshita*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.